東京都障害者計画
第４期東京都障害福祉計画

平成27年度～平成29年度

東京都

ごあいさつ

東京都は、これまで、障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会を目指して、「東京都障害者計画」及び「東京都障害福祉計画」を策定し、全庁を挙げて障害者施策を推進してきました。

国は、平成２６年１月、障害者の人権や基本的自由を守ることなどを内容とした障害者権利条約を批准しました。今後、障害者差別解消法が施行されることとなり、障害者総合支援法についても見直しが予定されるなど、障害者施策は大きな変革の中にあります。

また、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、心のバリアフリーの推進、さらにはユニバーサルデザインのまちづくりなどを一層推進していく必要があります。

「東京都障害者計画」及び「第４期東京都障害福祉計画」では、こうした障害者を取り巻く環境変化に対応するため、「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」、「障害者がいきいきと働ける社会の実現」、「全ての都民が共に暮らす地域社会の実現」を基本理念とし、平成２９年度までに達成すべき目標と、そのために取り組むべき施策展開を明らかにしています。

今後、区市町村や各事業者及び福祉・保健・医療・教育・労働の関係機関、さらには企業・経済団体とも連携し、全ての人が「東京で生まれて、東京で暮らせてよかった」と実感できる、「世界一の福祉先進都市」を目指して、本計画を着実に推進してまいります。

都民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

平成２７年４月

東京都知事　舛添要一

【表紙絵】　　【裏表紙絵】

東村山福祉園のみなさまの作品

（左上）（右上）　　（上）

増田　道博さま　　松永　明さま

（左下）　　（右下）　　（下）

山岸　宏さま　　福留　英之さま　　熊切　里志さま

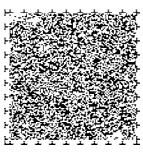

目　次

第１部　　総　論

第１章　計画の基本的な考え方

1　計画策定の背景と経緯…… 5
2　計画の性格・位置づけ…… 7
3　計画期間…… 8
4　計画の基本理念と施策目標…… 9
5　計画の進行管理…… 11

第２章　第３期東京都障害福祉計画の達成状況

第１節　第３期東京都障害福祉計画の数値目標の達成状況…… 15
第２節　第３期東京都障害福祉計画に係る障害福祉サービス等の実績…… 17

第２部　　各　論

第１章　障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等

第１節　平成29年度末までに達成すべき成果目標 …… 23
第２節　計画期間中の障害福祉サービス等の必要量の見込み（活動指標）…… 24
第３節　障害者・障害児地域生活支援３か年プラン…… 27

第２章　目標達成のための施策と取組

第１節　施策目標と取組の体系…… 31
第２節　目標達成のための具体的な取組…… 32
施策目標Ⅰ　地域における自立生活を支える仕組みづくり…… 32
　取組１　地域におけるサービス提供体制の整備…… 32
　取組２　地域生活を支える相談支援体制等の整備…… 35
　取組３　施設入所・入院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援…… 44
〔コラム〕福祉施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活に向けたイメージづくり …… 51
　取組４　保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応…… 57
　取組５　安全・安心の確保…… 64
〔コラム〕ヘルプマーク・ヘルプカード…… 70

施策目標Ⅱ　社会で生きる力を高める支援の充実…… 71
取組１　障害児支援の充実…… 71
取組２　全ての学校における特別支援教育の充実…… 75
取組３　職業的自立に向けた職業教育の充実…… 80
施策目標Ⅲ　いきいきと働ける社会の実現…… 83
取組１　一般就労に向けた支援の充実・強化…… 83
取組２　福祉施設における就労支援の充実・強化…… 89
施策目標Ⅳ　バリアフリー社会の実現…… 91
取組１　ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりの推進…… 91
取組２　差別の解消と心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進…… 95
〔コラム〕障害に関するシンボルマーク……102
取組３　スポーツ・文化芸術活動の振興……103
施策目標Ⅴ　サービスを担う人材の養成・確保……108
取組１　サービスを担う人材の養成・確保……108

第３部　計画事業の展開

1　施策目標と計画事業の体系……115
2　計画事業の展開……125

資　料

1　東京都の障害者の状況……209
2　平成25年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」結果概要 ……213
3　東京都障害者施策推進協議会　審議経過……232
4　東京都障害者施策推進協議会　委員・専門委員名簿……233
5　東京都障害者施策推進協議会条例……234
6　計画に係る根拠法令等……236

第１部
総　論

第１章　計画の基本的な考え方

第２章　第３期東京都障害福祉計画の達成状況

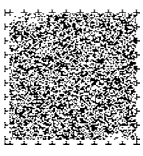

第１章

計画の基本的な考え方

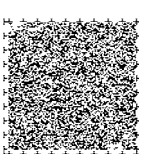

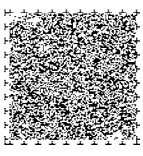

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の背景と経緯

⑴ 障害者権利条約の批准と国内法の整備

平成 26 年 1 月、我が国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を批准しました。この条約は、障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則とし、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進するための措置を締約国がとること等を定めています。

我が国では、障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきました。平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといういわゆる社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の理念が盛り込まれました。

平成 24 年 6 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が制定され、改正障害者基本法を踏まえた基本理念が掲げられるとともに、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直し等が行われました。

平成 25 年 6 月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正により、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止等が定められました。これらは、いずれも平成 28 年４月から施行されます。

また、この間「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」等も制定されました。

⑵ 東京都における障害者施策推進のための計画

東京都は、国際連合が提唱した「国際障害者年」（昭和 56 年）を契機に、以下のとおり障害者計画を策定し、障害者施策を計画的かつ総合的に推進してきました。また、障害者自立支援法（現在は、障害者総合支援法）の施行後は、障害福祉計画を障害者計画と一体的に策定しています。

◇「国際障害者年東京都行動計画」（昭和 56 年度～平成 2 年度）
◇「ノーマライゼーション推進東京プランー東京都障害者福祉行動計画」
（平成 3 年度～平成 12 年度）
◇「ノーマライゼーション推進東京プランー東京都障害者計画」
（平成 9 年度～平成 17 年度）
◇「東京都障害者計画・第 1 期東京都障害福祉計画」
（平成 19 年度～平成 23 年度（第 1 期東京都障害福祉計画は、平成 18 年度～平成 20 年度））
◇「第 2 期東京都障害福祉計画」（平成 21 年度～平成 23 年度）
◇「東京都障害者計画・第 3 期東京都障害福祉計画」（平成 24 年度～平成 26 年度）

あわせて、各期の障害福祉計画で見込んだサービス量を確保し、障害者が地域で安心して暮らし、当たり前に働ける社会の実現を目指して「3 か年プラン」を掲げ、都独自の特別助成などにより、地域生活基盤の整備促進を図ってきました。

（第 1 期東京都障害福祉計画）
障害者地域生活支援･就労促進 3 か年プラン（平成 18 年度～平成 20 年度）
（第 2 期東京都障害福祉計画）
障害者の就労支援・安心生活基盤整備 3 か年プラン（平成 21 年度～平成 23 年度）
（第 3 期東京都障害福祉計画）
障害者の地域移行･安心生活支援 3 か年プラン（平成 24 年度～平成 26 年度）

⑶ 新たな計画策定に向けて

東京都は、計画の改定期を迎えて、平成 26 年 2 月、第七期東京都障害者施策推進協議会を設置し、障害者の地域における自立生活の更なる推進に向けた東京都の障害者施策のあり方について調査審議を行ってきました。同協議会は、専門部会を設け、幅広い分野にわたって調査審議を行い、平成 27 年 2 月、計画の策定に向けて、東京都知事に対する意見具申（提言）を行いました。

また、東京都地方精神保健福祉審議会において、精神保健分野について意見を聴くとともに、相談支援体制の整備については、東京都自立支援協議会の意見も踏まえるなど、関連する会議体との連携を図ってきました。さらに、都内区市町村から、区市町村計画の策定状況等についてヒアリングを行いました。

東京都は、これらの提言等を踏まえ、障害者を取り巻く環境変化に対応し障害者施策の一層の充実に取り組むため、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間

とする新たな「東京都障害者計画」及び「第４期東京都障害福祉計画」を策定することとしました。

２　計画の性格・位置づけ

本計画は、東京都障害者計画と東京都障害福祉計画の２つの性格を併せ持つ計画として一体的に策定します。

⑴ 東京都障害者計画

障害者基本法第 11 条第 2 項の規定に基づいて策定します。

障害者施策に関する基本計画としての性格を有し、基本理念のほか、広範な施策分野にわたって達成すべき目標を掲げています。

※　障害者基本法第１１条第２項「都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。」

⑵ 東京都障害福祉計画

障害者総合支援法第 89 条第 1 項の規定に基づいて策定します。

区市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関して定める計画であり、障害者計画の中の生活支援に係る事項についての実施計画としての性格も有しています。

地域生活への移行、一般就労等に関する成果目標や目標を達成するために必要な各年度における障害福祉サービス等の必要見込量などを掲げています。

※　障害者総合支援法第 89 条第１項「都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

⑶ 他の計画との整合

東京都は、都政運営の新たな指針として、平成 26 年 12 月、おおむね 10 年後の将来像を示す「東京都長期ビジョン」を策定しました。このビジョンでは、「福祉先進都市の実現」のため、「障害者が地域で安心して暮らせる社会の構築」を政策指針に掲げています。本計画は、この指針に沿って策定するものです。

また、本計画は、東京都保健医療計画、東京都福祉のまちづくり推進計画、東京都子供・子育て支援総合計画、東京都高齢者保健福祉計画、東京都特別支援教育推進計画、東京都住宅マスタープランなど、障害者施策に関連した他の東京都の計画との整合を図っています。

3　計画期間

計画期間は、東京都障害者計画及び第４期東京都障害福祉計画いずれも、平成27年度から平成29年度までの３年間です。

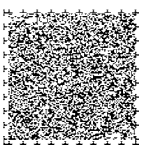

4　計画の基本理念と施策目標

(1) 基本理念

東京都は、これまで「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会こそが当たり前の社会である」という理念を掲げ、障害者施策を推進してきました。

平成 23 年 8 月の障害者基本法の一部改正では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが法の目的として規定されました。

さらに、障害者総合支援法においては、障害者基本法の目的や基本原則を踏まえて、以下の内容が基本理念として設けられています。

- 全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること
- どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること」

これら法の理念を踏まえ、本計画では、「自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという『自己選択・自己決定』の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会」を目指すべき社会とし、以下の基本理念を掲げ、障害者施策を計画的かつ総合的に推進していきます。

基本理念Ⅰ　障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本理念Ⅱ　障害者がいきいきと働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。

基本理念Ⅲ　全ての都民が共に暮らす地域社会の実現

障害があっても、適切な支援があれば街なかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができることを都民が理解し、障害のある人とない人が学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う共生社会の実現を目指します。

⑵ 施策目標

本計画では、これらの基本理念のもと、以下の５つの施策目標を掲げ、障害者施策を展開していきます。

Ⅰ　地域における自立生活を支える仕組みづくり

施設入所・入院から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤と相談支援体制を整備すること等により、障害者が地域で安心して自立生活を送れるようにします。

Ⅱ　社会で生きる力を高める支援の充実

障害特性や成長段階に応じた適切な支援を提供するとともに、特別支援教育の充実を図る等により、障害児が社会的自立を図ることのできる力を高めていきます。

Ⅲ　いきいきと働ける社会の実現

障害者の企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設の受注拡大と工賃向上を図る等により、障害者がいきいきと働ける社会の実現を目指します。

Ⅳ　バリアフリー社会の実現

ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりや心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進、障害者のスポーツ、文化芸術活動の支援等により、バリアフリー社会の実現を目指します。

Ⅴ　サービスを担う人材の養成・確保

障害者が身近な地域でサービスを利用できる体制を整備するとともに、サービスの質の向上を図るために、人材の養成・確保を進めます。

5　計画の進行管理

東京都障害福祉計画に定める成果目標及び活動指標については、少なくとも年１回は実績を把握して分析・評価を行い、東京都障害者施策推進協議会に報告して意見を聴取します。その上で、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。このＰＤＣＡサイクルを実施することにより、計画の着実な進行管理を行います。

【障害福祉計画のＰＤＣＡサイクルのイメージ】

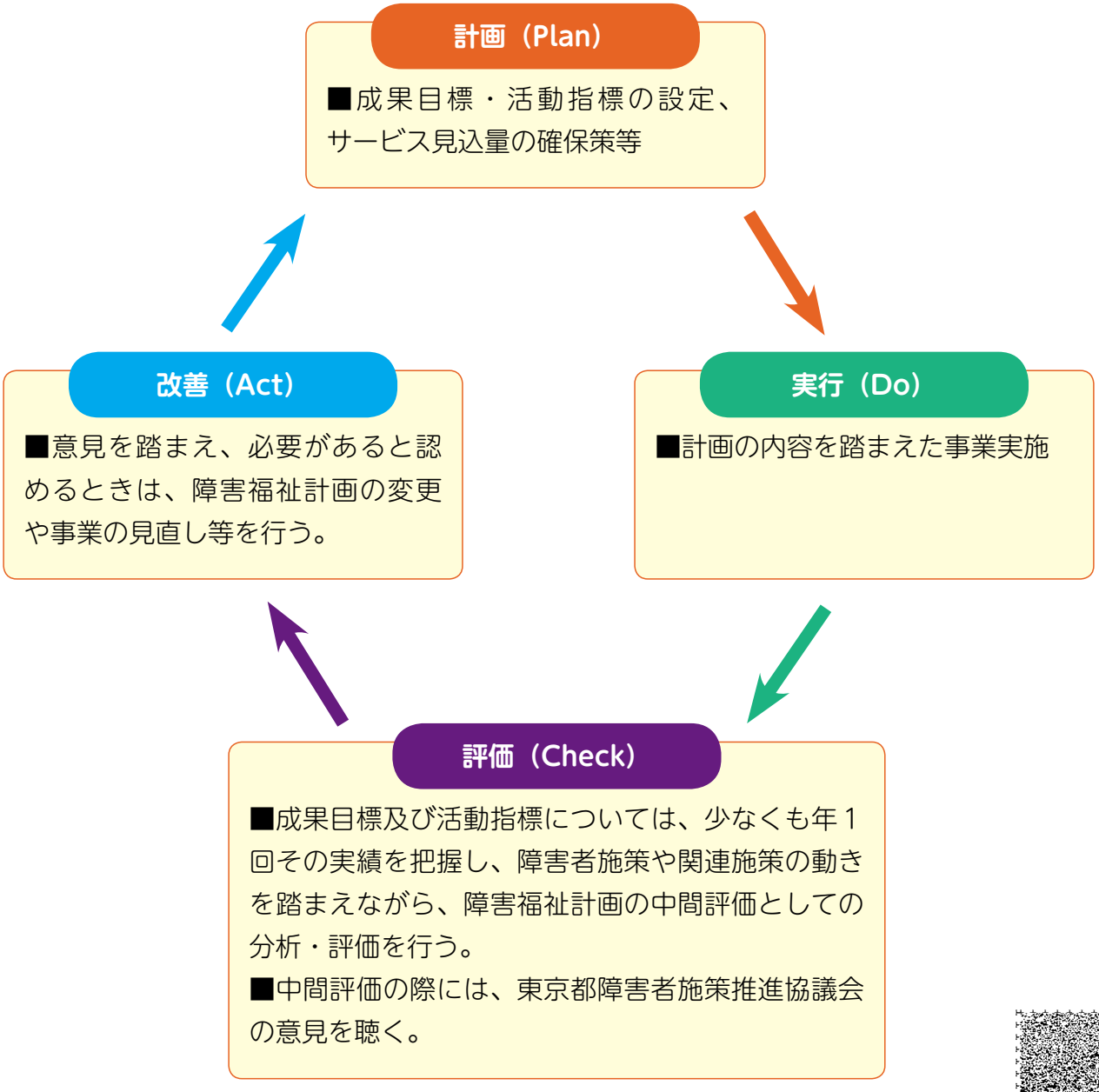

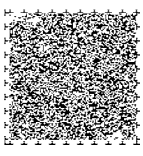

第２章

第３期東京都障害福祉計画の達成状況

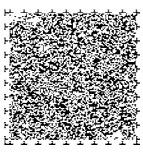

第２章　第３期東京都障害福祉計画の達成状況

第３期東京都障害福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）で設定した数値目標及び障害福祉サービス等の見込量に係る達成状況は次のとおりです。

第１節　第３期東京都障害福祉計画の数値目標の達成状況

１　福祉施設入所者の地域生活への移行

事　項	平成23年度末実績	第３期障害福祉計画		
		平成24年度末実績	平成25年度末実績	平成26年度末目標
施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	平成17年10月1日から1,001人	1,127人	1,212人	**2,204人**
施設入所者（入所施設定員）数	7,418人	7,374人	7,413人	**7,344人**

※　対象となる施設は、障害者支援施設のうち、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設から移行した施設及び平成 18 年度以降新たに開設した施設です（平成 23 年度実績には、旧体系施設を含みます。）。

※　施設入所者のうち地域生活に移行する者の実績は、区市町村報告によります。

※　定員数には、都外施設の定員数を含みます。また、定員数の実績は、各年度末の翌日 4 月 1 日の定員数によります。

２　入院中の精神障害者の地域生活への移行

事　項	平成23年度実績	第３期障害福祉計画	
		平成24年度実績	平成26年度目標
1年未満入院者の平均退院率	74.5%	73.7%	**76%を維持向上**
1年以上入院者の退院率	32.0%	26.7%	**29%以上**

※　実績は、「精神保健福祉資料」（厚生労働省）によります。

３　福祉施設から一般就労への移行等①

事　項	平成23年度実績	第３期障害福祉計画		
		平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度目標
区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数	1,374人	1,630人	1,745人	**1,500人**
福祉施設から一般就労への移行者数	448人	1,070人	1,355人	**852人**

※　区市町村障害者就労支援事業の実績は、区市町村報告によります。

※　福祉施設から一般就労への移行者数の実績は「就労移行等実態調査」によります。

4　福祉施設から一般就労への移行等②

【労働施策との連携による福祉施設から一般就労への移行に関する目標】

事　項	実　績		平成26年度目標
	平成24年度	平成25年度	
公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職支援	公共職業安定所（ハローワーク）の支援を受けて福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての者を支援する体制づくりを目指す。		
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数（※２）	189人	165人	**260人**
障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の開始者数（※３）	179人	86人	**426人**
職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の対象者数（※４）	69人	60人	**426人**
障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者数（※5）	103人	81人	**110人**
障害者就業・生活支援センターの設置箇所数	６か所	６か所	**６か所**

※１　実績は、各事業実施機関の調べによります。ただし、「職場適応援助者による支援の対象者数」は、「就労移行等実態調査」によります。
※２　福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、委託訓練の受講者数
※３　福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者数
※４　福祉施設から一般就労に移行する者のうち、職場適応援助者による支援の対象者数（東京ジョブコーチを除く。）
※５　福祉施設から一般就労に移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

第２節　第３期東京都障害福祉計画に係る障害福祉サービス等の実績

サービスの種類		事項（単位）	平成23年度実績	平成24年度		平成25年度		平成26年度見込み
				見込み	実績	見込み	実績	
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	サービス量（時間）	798,589	881,132	818,672	934,158	824,953	990,580
		利用者数（人）	17,562	19,743	18,232	20,857	18,845	22,021
日中活動系サービス	生活介護	サービス量（人日分）	318,510	356,043	348,757	363,206	359,922	370,368
		利用者数（人）	16,205	18,641	18,406	19,016	19,036	19,391
	自立訓練（機能訓練）	サービス量（人日分）	3,456	3,749	3,025	3,828	3,490	3,898
		利用者数（人）	375	426	355	435	374	443
	自立訓練（生活訓練）	サービス量（人日分）	9,340	9,176	12,130	9,368	13,270	9,546
		利用者数（人）	626	620	943	633	1,072	645
	就労移行支援	サービス量（人日分）	32,591	35,449	35,432	36,162	36,284	36,859
		利用者数（人）	2,059	2,287	2,287	2,333	2,354	2,378
	就労継続支援（Ａ型）	サービス量（人日分）	9,489	9,720	13,332	9,899	18,605	10,096
		利用者数（人）	510	543	754	553	988	564
	就労継続支援（Ｂ型）	サービス量（人日分）	236,701	254,937	265,673	260,055	282,118	265,204
		利用者数（人）	14,679	16,238	17,282	16,564	18,446	16,892
	旧体系施設分（入所・通所）	サービス量（人日分）	－	－	－	－	－	－
		利用者数（人）	2,793	－	－	－	－	－
	（計）	サービス量（人日分）	－	669,074	678,349	682,518	713,689	695,971
		利用者数（人）	37,247	38,755	40,027	39,534	42,270	40,313
	療養介護	利用者数（人）	67	1,218	1,225	1,228	1,235	1,238
	短期入所	サービス量（人日分）	23,835	24,543	26,760	26,664	27,833	28,785
		利用者数（人）	3,118	3,187	3,518	3,463	3,710	3,738
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）	利用者数（人）	5,921	6,374	6,635	6,907	7,321	7,441
	施設入所支援（旧体系含む。）	利用者数（人）	8,833	8,807	8,602	8,740	8,534	8,656
相談支援	計画相談支援	利用者数（人）	217	3,051	935	6,281	3,219	9,802
	地域移行支援	利用者数（人）	－	327	70	419	81	477
	地域定着支援	利用者数（人）	－	348	35	487	75	622

※　各年度の末月における月間の利用実績及び見込みとなっています（実績は、区市町村報告及び東京都国民健康保険団体連合会の統計調査データによります。）。ただし、相談支援については、対象実人数を推計した上で、各月の利用見込人数を基に、月平均で見込んでいます。

※　生活介護、就労継続支援（Ｂ型）及び施設入所支援については、本計画上、18 歳以上の障害児施設入所者を含めずに見込んでいます。

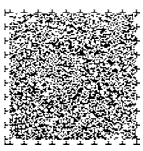

第２部
各　論

第１章　障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等

第２章　目標達成のための施策と取組

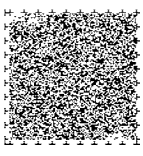

第１章

障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等

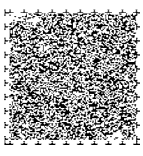

第１章　障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等

第１節　平成 29 年度末までに達成すべき成果目標

障害福祉計画策定に係る国の基本指針では、障害者の地域生活移行や就労支援などの課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行等」について目標を設定することとしています。東京都では、国の基本指針、これまでの実績及び東京都の実情を踏まえて以下のとおり成果目標を定めて、その達成を目指します。

成果目標１：福祉施設入所者の地域生活への移行

事　項	平成25年度末 実績	平成29年度末 目標	考え方
施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	平成17年 10月1日から 1,212人	平成25年度末から **890人**	平成25年度末時点の施設入所者（入所施設定員）数（7,413人）の12%以上が移行
施設入所者 （入所施設定員）数	7,413人	**7,344人**	第３期障害福祉計画の目標定員数（平成17年10月1日時点の定員数）を超えない。

成果目標２：入院中の精神障害者の地域生活への移行

事　項	平成24年度 実績	平成29年度 目標	考え方
入院後３か月時点の退院率	61.4%	**64%以上**	――――――
入院後１年時点の退院率	89.8%	**91%以上**	――――――
長期在院者数（入院期間１年以上）	11,760人	**9,643人**	平成24年6月末時点から18％以上削減

成果目標３：地域生活支援拠点等の整備

事　項	平成29年度目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	**各区市町村に少なくとも一つ整備**	――――――

成果目標４：福祉施設から一般就労への移行等

事　項	平成25年度 実績	平成29年度 目標	考え方
区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数	1,745人	**2,500人**	――――――
福祉施設から一般就労への移行者数	1,355人	**2,140人**	平成24年度実績（1,070人）の2倍以上が移行
就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合	44.1%	**５割以上**	利用者の3割以上が一般就労に移行した事業所が全体の5割以上

第２節　計画期間中の障害福祉サービス等の必要量の見込み（活動指標）

計画期間中に必要となる各サービス等の量の見込み及び前節で定めた成果目標を達成するための活動指標は以下のとおりです。

１　障害福祉サービス等の活動指標

区市町村は、国の基本指針で示されている考え方を参考に、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて障害福祉サービス等の見込量を設定することとされています。

本計画では、区市町村の見込量を集計したものを基本として、区市町村の方針を尊重しつつ、引き続き地域生活基盤の整備を進める観点から調整を図り、東京都の見込量を設定しています。

なお、東京都では、見込量を定める単位となる区域（圏域）は設定せず、東京都全域での見込量を定めています。

サービスの種類		事項（単位）	平成25年度実績	見込み		
				平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	サービス量（時間）	824,953	909,206	948,740	990,517
		利用者数（人）	18,845	21,096	22,009	22,926
日中活動系サービス	生活介護	サービス量(人日分)	359,922	406,150	419,823	433,497
		利用者数（人）	19,036	20,803	21,504	22,204
	自立訓練（機能訓練）	サービス量(人日分)	3,490	3,943	4,076	4,209
		利用者数（人）	374	407	421	434
	自立訓練（生活訓練）	サービス量(人日分)	13,270	14,196	14,673	15,151
		利用者数（人）	1,072	1,131	1,169	1,207
	就労移行支援	サービス量(人日分)	36,284	43,375	44,836	46,296
		利用者数（人）	2,354	2,713	2,805	2,896
	就労継続支援（Ａ型）	サービス量(人日分)	18,605	22,082	22,825	23,569
		利用者数（人）	988	1,176	1,215	1,255
	就労継続支援（Ｂ型）	サービス量(人日分)	282,118	298,895	308,958	319,019
		利用者数（人）	18,446	18,994	19,633	20,273
	(計)	サービス量(人日分)	713,689	788,641	815,191	841,741
		利用者数（人）	42,270	45,224	46,747	48,269
	療養介護	利用者数（人）	1,235	1,291	1,308	1,327
	短期入所	サービス量(人日分)	27,833	32,049	34,408	36,767
		(内訳) 福祉型	24,846	28,630	30,737	32,845
		(内訳) 医療型	2,987	3,419	3,671	3,922
		利用者数（人）	3,710	4,273	4,588	4,902

サービスの種類		事項（単位）	平成25年度実績	見込み		
				平成27年度	平成28年度	平成29年度
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	利用者数（人）	7,321	8,418	9,085	9,751
	施設入所支援	利用者数（人）	8,534	8,587	8,523	8,487
相談支援	計画相談支援	利用者数（人）	3,219	10,638	11,809	12,893
	地域移行支援	利用者数（人）	81	207	242	258
	地域定着支援	利用者数（人）	75	229	292	372

※　各年度の末月における月間の利用実績及び見込みとなっています（実績は、区市町村報告及び東京都国民健康保険団体連合会の統計調査データによります。）ただし、相談支援については、対象実人数を推計した上で、各月の利用見込人数を基に、月平均で見込んでいます。

※　生活介護、就労継続支援（B 型）及び施設入所支援については、本計画上、18 歳以上の障害児施設入所者を含めずに見込んでいます。

2　障害児支援の活動指標

障害児支援については、国の基本指針で示されている考え方を参考に、可能な限り障害児支援の利用実態及びニーズの把握を行い、現在の利用実績等に関する分析、障害児及びその家族の支援の利用に関する意向等を勘案した上で、地域における児童の数の推移も含めた地域の実情を踏まえて設定することとされています。

本計画では、障害児通所支援及び障害児相談支援については、区市町村が設定した見込量を集計したものを基本として、区市町村の方針を尊重しつつ、身近な地域での支援体制の整備を進める観点で調整を図り、東京都の見込量を設定しています。障害児入所支援については、東京都において見込量を設定しています。

サービスの種類		事項（単位）	平成25年度実績	見込み		
				平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児通所支援	児童発達支援	サービス量(人日分)	36,195	61,864	68,481	75,157
		利用者数（人）	6,403	8,582	9,442	10,282
	放課後等デイサービス	サービス量(人日分)	50,305	97,429	115,065	132,845
		利用者数（人）	5,775	9,433	10,746	12,039
	保育所等訪問支援	サービス量(人日分)	53	305	525	623
		利用者数（人）	41	146	310	379
	医療型児童発達支援	サービス量(人日分)	1,488	2,139	2,355	2,502
		利用者数（人）	189	237	257	272
障害児入所支援	福祉型児童入所支援	利用者数（人）	441	441	441	441
	医療型児童入所支援	利用者数（人）	174	174	174	174
障害児相談支援		利用者数（人）	367	2,326	2,709	3,064

※　各年度の末月における月間の利用実績及び見込みとなっています（障害児通所支援及び障害児相談支援の実績は、東京都国民健康保険団体連合会の統計調査データによります。障害児入所支援の実績は、福祉保健局において把握している実績です。）。ただし、障害児相談支援については、対象実人数を推計した上で、各月の利用見込み人数を基に、月平均で見込んでいます。

3　労働施策との連携による福祉施設から一般就労の移行に係る活動指標

福祉施設から一般就労への移行について、障害福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、以下のとおり活動指標を設定し、取組を進めます。

項　目	内　容	平成25年度 実　績	平成29年度 見込み	考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労への移行	就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込み	1,289人	**2,060人**	平成24年度実績(1,030人)の2倍の人数が移行
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援	福祉施設の利用者のうち､公共職業安定所（ハローワーク）によるチーム支援件数の見込み	1,185件	**2,140件**	福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての者を支援
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、委託訓練の受講者数の見込み	165人	**240人**	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち必要な者が受講
障害者トライアル雇用事業の開始	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者トライアル雇用事業の開始者数の見込み	86人	**214人**	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち必要な者に支援
職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援対象者数の見込み（東京ジョブコーチを含む。）	117人	**216人**	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち必要な者に支援
障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者数	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターによる支援対象者数の見込み	81人	**163人**	区市町村障害者就労支援センター、就労移行支援事業所等と連携した支援

※　実績は、各事業実施機関の調べによります。ただし、「職場適応援助者による支援の対象者数」は、「就労移行等実態調査」によります。

第３節　障害者・障害児地域生活支援３か年プラン

障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、「障害者・障害児地域生活支援３か年プラン」を策定し、グループホームなど地域生活基盤の整備を促進します。

障害者･障害児地域生活支援３か年プラン（平成 27 年度～平成 29 年度）

平成 29 年度末までに、地域居住の場（グループホーム）、日中活動の場（通所施設等）、在宅サービス（短期入所）について 6,720 人分の定員を新たに確保します。

また、新たに障害児支援（児童発達支援センター）の整備目標を掲げ、整備を促進していきます。

事 項 名	内　容	平成29年度末 整備目標
地域居住の場の整備 （グループホーム）	障害者の地域生活への移行を進めるとともに、地域で安心して暮らせるよう、グループホームの整備を促進します。	**2,000人増**
日中活動の場の整備 （通所施設等）	特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに応えるため、日中活動の場（通所施設等）の整備を促進します。	**4,500人増**
在宅サービスの充実 （短期入所）	障害者・障害児が身近な地域で短期入所（ショートステイ）を利用できるよう、整備を促進します。	**220人増**
障害児支援の充実 （児童発達支援センター）	地域における障害児支援の中核的施設としての役割を担う児童発達支援センターの整備を促進します。	**１０か所増**

これらの施設について整備費の設置者負担を軽減する特別助成（原則として、設置者負担の２分の１）を実施し、地域生活基盤の整備を促進します。

このほか、入所定員数が目標定員数（7,344 人）を超えないよう努めつつ、未設置地域において、地域生活への移行を積極的に支援する機能等を強化した「地域生活支援型入所施設」の整備を引き続き推進します。

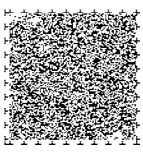

第２章

目標達成のための施策と取組

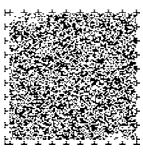

第２章　目標達成のための施策と取組

第１節　施策目標と取組の体系

施策目標Ⅰ　地域における自立生活を支える仕組みづくり

取組１　地域におけるサービス提供体制の整備
取組２　地域生活を支える相談支援体制等の整備
取組３　施設入所・入院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援
取組４　保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応
取組５　安全・安心の確保

施策目標Ⅱ　社会で生きる力を高める支援の充実

取組１　障害児支援の充実
取組２　全ての学校における特別支援教育の充実
取組３　職業的自立に向けた職業教育の充実

施策目標Ⅲ　いきいきと働ける社会の実現

取組１　一般就労に向けた支援の充実・強化
取組２　福祉施設における就労支援の充実・強化

施策目標Ⅳ　バリアフリー社会の実現

取組１　ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりの推進
取組２　差別の解消と心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進
取組３　スポーツ・文化芸術活動の振興

施策目標Ⅴ　サービスを担う人材の養成・確保

取組１　サービスを担う人材の養成・確保

第２節　目標達成のための具体的な取組

施策目標Ⅰ　地域における自立生活を支える仕組みづくり

【取組１】地域におけるサービス提供体制の整備

◆　障害者が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスの提供体制を整備します。
◆　「障害者・障害児地域生活支援３か年プラン」により、グループホームや通所施設など地域生活基盤の整備を促進します。

現状と課題

（地域生活基盤の整備状況）

東京都では、第３期東京都障害福祉計画のサービスの必要見込量を確保するために、「障害者の地域移行・安心生活支援３か年プラン」（平成 24 年度～平成 26 年度）を策定し、地域生活基盤の整備を進めてきました。

地域居住の場であるグループホームは、３か年の整備目標に対して着実に整備が進んでいますが、障害者の親元からの自立や、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を進めるためには、今後も、引き続き積極的に整備していかなくてはなりません。

日中活動の場である通所施設等については、３か年の整備目標数を大幅に上回って整備が進んでいますが、特別支援学校からの卒業生や入所施設、精神科病院から地域生活へ移行する障害者の就労や生活の場を確保し、また、これまでサービスを利用してこなかった在宅の障害者のニーズに対応するため、更に整備を進める必要があります。

短期入所（ショートステイ）は、整備目標に対して整備数が伸びていませんが、障害者の在宅生活を支えるサービスであり、また、家族のレスパイトのためにも、計画的に整備していく必要があります。

また、地価の高い東京では、土地の確保が困難なために整備が進みにくい状況にある一方で、空き家など既存建築物の有効活用が課題となっています。

地域生活基盤の整備状況

※26 年度末は 3 か年プランによる整備目標数

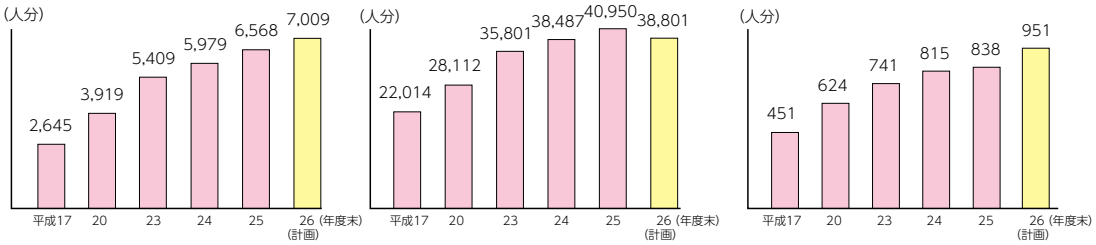

地域居住の場（グループホーム）の定員数　日中活動の場（通所施設等）の定員数　在宅サービス（短期入所）の定員数

（福祉保健局資料）

取組の方向性

（障害者・障害児地域生活支援３か年プラン）

平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする、新たな「障害者・障害児地域生活支援３か年プラン」に基づき、地域生活基盤の整備を積極的に進めていきます。

障害者・障害児地域生活支援３か年プランによる整備目標

事 項 名	内　容	平成29年度末整備目標
地域居住の場の整備（グループホーム）	障害者の地域生活への移行を進めるとともに、地域で安心して暮らせるよう、グループホームの整備を促進します。	**2,000人増**
日中活動の場の整備（通所施設等）	特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに応えるため、日中活動の場（通所施設等）の整備を促進します。	**4,500人増**
在宅サービスの充実（短期入所）	障害者・障害児が身近な地域で短期入所（ショートステイ）を利用できるよう、整備を促進します。	**220人増**

整備目標を達成するため、上表の施設の整備に対しては、整備費の設置者負担を軽減する特別助成を行います。

また、都有地の活用促進を図るとともに、借地について、借地料への補助を行うほか、定期借地権を利用する場合に借地期間の条件を緩和して一時金への補助を行うなど、用地確保に対して支援します。短期入所については、家屋を借り上げる場合の権利金など開設準備経費への補助を行い、整備促進を図ります。

グループホーム等の整備に当たっては、事業所や利用者の実態に応じてバリアフリー化を図り、既存建築物も活用して整備を促進します。

主な計画事業

グループホームの整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む）	・「３か年プラン」の特別助成：施設整備費の設置者（社会福祉法人等）負担の１/２を特別助成する。〔東京都〕 ・障害者の地域生活における自立を支援するため、生活の場を提供し、食事の提供等その他必要な援助を行う。〔区市町村〕
日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む）	・「３か年プラン」の特別助成：施設整備費の設置者（社会福祉法人等）負担の１/２を特別助成する。〔東京都〕 ・特別支援学校の卒業生等の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保し、必要な支援を提供する。〔区市町村〕
短期入所事業（ショートステイ）の充実（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む）	・「３か年プラン」の特別助成：施設整備費の設置者（社会福祉法人等）負担の１/２を特別助成する。〔東京都〕 ・介護者の事情による場合など必要なときに、障害者（児）が短期間、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、短期入所事業（ショートステイ）の充実を図る。〔区市町村〕
短期入所開設準備経費等補助事業	・障害者（児）の地域生活支援の更なる推進を図るため、賃貸物件を活用した短期入所の新設・増設に係る準備経費への補助を行う。
定期借地権の一時金に対する補助	・施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。
借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業	・障害者（児）の日中活動の場及び住まいの場等を確保するため、また、事業者の事業開始初期の経営の安定化を目的として、国有地又は民有地を借り受けて、障害者（児）施設の整備を行う事業者に対し、借地料の一部を補助する。
都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業	・都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図る。

【取組２】地域生活を支える相談支援体制等の整備

◆　障害者の自立した日常生活や社会生活を支えるため、相談支援、障害者の権利擁護、地域生活支援事業等の地域の支援体制の整備を進めます。

現状と課題

（相談支援体制の整備）

障害者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

そのためには、区市町村の地域生活支援事業として実施される相談支援事業と個別給付の計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）による、相談支援体制の整備が必要です。特に、平成 27 年度から全ての障害福祉サービス等の支給決定に際してサービス等利用計画案の作成が求められることから、計画相談支援について、質の高い計画案を、遅滞なく作成できる体制を確保しなくてはなりません。

相談支援体制の状況

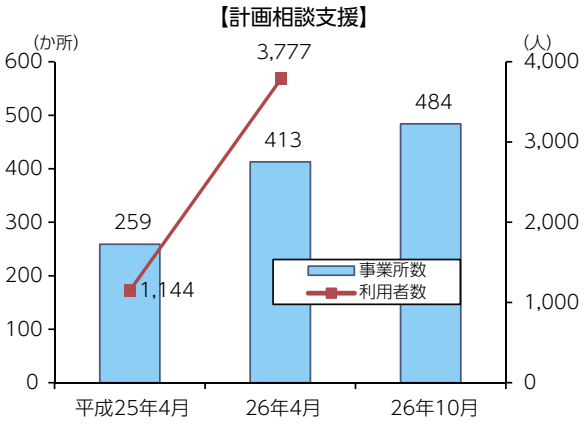

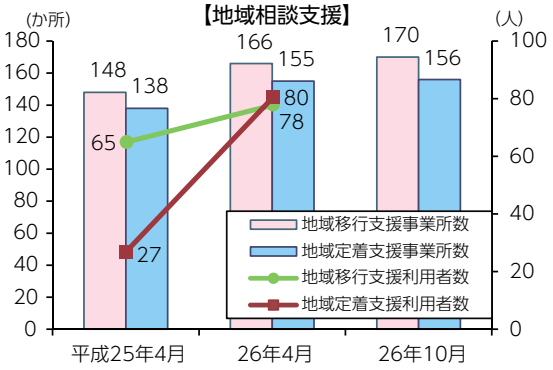

(事業所数：福祉保健局資料)
(利用者数：東京都国民健康保険団体連合会の統計調査データより作成)

区市町村においては、計画相談支援を担う特定相談支援事業所等を支援するため、基幹相談支援センターを設置し、人材の育成、特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談・助言、地域の関係機関へのフィードバック等、地域における継続的な生活を支援する相談支援体制の整備を推進することが望まれます。

また、施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進し、障害者が住み慣れた地域での生活を続けていくためには、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の充実が不可欠です。

自立支援協議会（障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会）には、関係機関等の有機的な連携の下、地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、相談支援体制をはじめとする地域の支援体制の整備につなげていくことが求められています。

基幹相談支援センターの設置数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区　部	市　部	計
8 か所	5 か所	1 3 か所

（福祉保健局調べ）

（障害者虐待と権利擁護の状況）

障害者の虐待防止については、平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行され、障害者の権利擁護に資するため、障害者虐待の防止及び早期発見の取組が法律で明確に規定されました。

一方、区市町村調査の結果等によれば、平成 25 年度に区市町村及び東京都で受け付けた相談・通報等は、養護者による障害者虐待について 300 件、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について 169 件、使用者による障害者虐待について 60 件などの状況となっています。

障害者虐待については、区市町村が相談・通報・届出を受け付けて事実確認等を行い、東京都は区市町村相互間及び関係機関との連絡調整や情報提供等を行い、事業所に対する適切な指導につなげるなど、連携して対応しています。対応に当たっては、虐待の未然防止・早期発見・早期対応や、障害者の安全確保・自己決定支援などの視点が重要なほか、養護者については負担軽減のための支援の充実、障害者福祉施設従事者等については利用者支援の質の向上、使用者については労働関係法令上の権限をもつ東京労働局との連携を図っています。

障害者虐待防止法の具体的枠組み

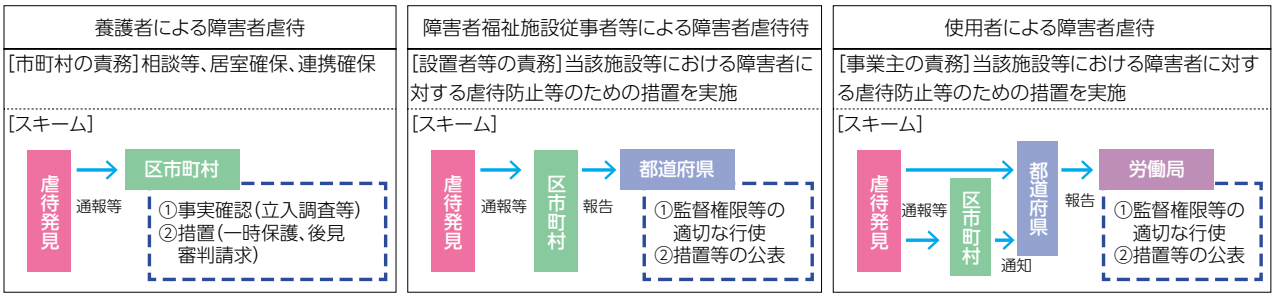

（厚生労働省資料より作成）

都内における障害者虐待　相談・通報・届出の状況

（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）　（単位：件）

	養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
相談・通報・届出件数	300	169	60
虐待を受けたと判断された事例数	110	17	8 15

※「相談・通報・届出件数」は、区市町村及び都における受付件数であり、同一事例について重複している場合がある。

※「虐待を受けたと判断された事例数」は、平成 24 年度中に相談・通報・届出を受け、平成 25 年度に虐待と判断した事例を含む。なお、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」及び「使用者による障害者虐待」については、都内の施設・事業所に関する事例である。

※「使用者による障害者虐待」の「虐待を受けたと判断された事例数」は、上段が区市町村及び都において相談・通報・届出を受け付けた事例、下段が東京労働局において直接案件を把握した事例である。

障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度の適切な利用の促進が求められています。東京都では、判断能力が十分でない人などが安心して地域で生活できるようにするため、福祉サービスの利用に関する相談、権利を擁護する取組などを行う区市町村等への支援を進めるとともに、成年後見制度の普及啓発や後見人等候補者の養成事業を行ってきました。

成年後見制度の申し立て実績の推移

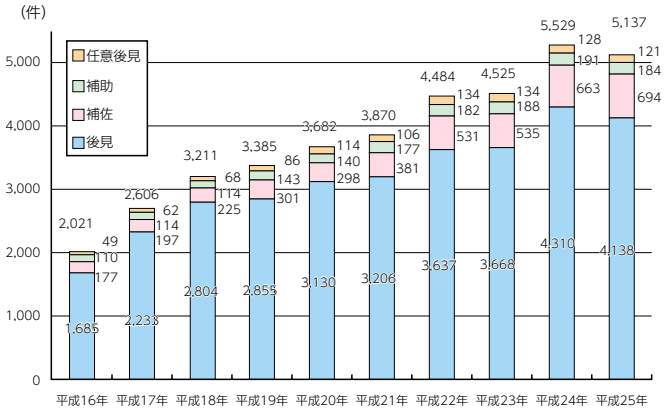

（東京家庭裁判所統計資料より作成）

平成 24 年の知的障害者福祉法改正、平成 25 年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の改正により、区市町村は後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことのできる人材の活用を図るために必要な措置を講ずるよう努め、都道府県は、区市町村の措置の実施に関し、助言その他の援助を行うよう努めることとされました。

（障害福祉サービス等の質の確保・向上）

多様な事業者が提供する様々なサービスの中から、利用者が自ら必要なサービスを選択するためには、サービスの質の確保と事業所の特徴やサービスの内容などの情報提供が重要です。

そのため、事業者のサービスの質の向上に向けた取組を促進するとともに利用者のサービス選択のための情報を提供することを目的とした、福祉サービス第三者評価制度をこれまで以上に推進していく必要があります。

福祉サービス第三者評価受審実績（障害者・児サービス分野）

（単位：件）

平成23年度	平成24年度	平成25年度
444	419	526

また、障害者が安心してサービスを利用するためには、サービスの提供主体である事業者等が、法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠です。そのためには、行政が、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要となります。

平成 25 年 4 月に、社会福祉法の改正により、一つの区市の区域内で事業を実施する社会福祉法人への指導検査権限等が区市へ移譲され、区市においては、法人と施設・事業所に対して一体的に指導検査を行うことを目指して体制を整備することが求められています。

東京都はこれまで、区市町村に対し、派遣研修生の受入れ、都と区市町村の合同検査の実施等の支援を行うとともに、区市町村との連絡会を開催し、情報の共有に取り組んできました。今後も事業者による適正なサービス提供を確保するため、区市町村の指導検査体制の強化と連携の推進に取り組む必要があります。

（地域生活支援事業等）

地域生活支援事業は、区市町村や都道府県が、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態等による事業を計画的に実施するもので、移動支援事業や意思疎通支援事業など障害者の自立した生活を支える重要なサービスをはじめ、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、手話奉仕員養成研修事業などが必須事業として位置付けられています。

さらに、日常生活支援、社会参加支援、就業・就労支援などの任意事業や、サービス管理責任者、相談支援従事者、同行援護従業者、行動援護従業者などのサービス・相談支援者、指導者育成事業があります。

区市町村は、障害者が自立した生活を営めるように、必須事業をはじめ、地域生活支援事業を積極的に実施する必要があります。また、地域の障害者の日中活動や余暇活動の場を提供する地域活動支援センター機能強化事業や、家族支援等のための日中一時支援など、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することが求められています。

東京都においても、専門性の高い事業や広域的な事業などについて、自ら積極的に実施するとともに、地域の実情に応じて主体的に施策を展開する区市町村を支援していく必要があります。

取組の方向性

（相談支援体制の整備）

区市町村の相談支援体制の整備を支援するため、相談支援専門員の必要数を把握し、指定した研修事業者とも連携して、相談支援専門員の養成を着実に行っていきます。

さらに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置と機能強化を図る区市町村を支援するため、実態を把握し、基幹相談支援センターの運営の実践例を紹介するなどの取組を実施します。

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）については、施設入所者や入院中の障害者の地域生活への移行を促進するための様々な取組を通じて、入所施設や精神科病院と区市町村、相談支援事業所等の連携を進めることで、体制の充実を図ります。

また、区市町村の自立支援協議会の活性化を図り、相談支援体制等の整備につなげるため、先進的取組事例の紹介や協議会委員等の交流機会の提供を行います。

（虐待防止と権利擁護の推進）

障害者福祉施設等に対する運営指導等を通じ、虐待防止体制の整備や、虐待の疑いが生じた場合の通報義務等について徹底を図るとともに、区市町村職員や障害者福祉施設従事者等を対象とした研修を実施するなど、区市町村や関係機関と連携して、障害者虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応や再発防止のための取組を推進します。

成年後見制度の利用が必要な人への適切な情報提供や、区市町村と協力して市民後見人の育成及び活用に取り組みます。

また、成年後見制度について都民の理解を促進するとともに、成年後見制度の活用促進のための取組を行う区市町村への支援を行い、費用負担能力や身寄りのない人でも制度を活用し、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備します。

（障害福祉サービス等の質の確保・向上）

福祉サービス第三者評価制度の普及・定着を進めるとともに、利用者がより分かりやすく有効に活用できる制度にするため、法制度改正等に対応した評価項目の策定・改定及び評価結果の公表方法の改善を行っていきます。

また、東京都は、障害福祉サービス事業者等の適正な事業運営やサービスの質の

確保を図るため、引き続き適切に指導検査を実施していきます。

あわせて、住民やサービス利用者に身近な区市町村が指導検査のノウハウを十分に蓄積できるよう、研修会や合同検査の実施などの支援を積極的に行うとともに、事業者の運営実態に関する情報共有や定期的な情報交換を行うことにより、指導検査体制の充実と区市町村との連携強化に取り組んでいきます。

また、区市町村の指導検査の取組を推進するため、区市町村の事務の一部を東京都が指定する法人に委託できる「指定市町村事務受託法人制度」の制度化を国に働きかけていきます。

（地域生活支援事業等）

区市町村の地域生活支援事業について、利用者のニーズに応じて必要量が供給されるよう、着実な実施を促していきます。

都道府県地域生活支援事業については、計画的に取り組み、区市町村と連携しながら、人材の養成や広域的な調整を図るなど、広域自治体として地域における体制整備を支援していきます。

また、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」を実施し、地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的な施策を展開する区市町村の取組を支援していきます。

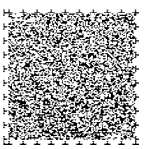

東京都地域生活支援事業（主なもの）の実績及び見込み

事　業　名	平成25年度実績	平成27年度見込み	平成28年度見込み	平成29年度見込み	備考
専門性の高い相談支援事業					
東京都発達障害者支援センターの運営	1か所	1か所	1か所	1か所	実施箇所数
高次脳機能障害支援普及事業	1か所	1か所	1か所	1か所	
障害児等療育支援事業	8施設	8施設	8施設	8施設	
障害者就業・生活支援センター事業	6か所	6か所	6か所	6か所	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業					
手話通訳者等養成事業	182人	420人	継続して実施する		修了者数 派遣件数 派遣時間数
中途失聴・難聴者コミュニケーション事業（要約筆記者講習会）	20人	24人			
聴覚障害者意思疎通支援事業（広域型行事への派遣）	－	88件			
盲ろう者通訳・介助者養成研修事業	35人	40人			
盲ろう者通訳・介助者派遣事業	9,757件 42,952時間	48,412時間			
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業					
聴覚障害者意思疎通支援事業（広域的連絡調整）	実施	実施	継続して実施する		
広域的な支援事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）					
精神障害者地域移行体制整備支援事業 （協議会開催） （実施事業所） （ピアサポーター登録者）	26年度から地域生活支援事業必須事業化	16回 6事業所 43人	継続して実施する		
その他の事業（主なもの）					
点訳奉仕員指導者養成	13人	30人	継続して実施する		修了者数
専門点訳奉仕員養成	12人	30人			
朗読奉仕員指導者養成	13人	20人			
音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	12人	12人			

※　各事業の詳細については、第３部に記載しています。

主な計画事業

基幹相談支援センター体制整備促進	・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターの設置促進を図ることにより、地域での包括的な障害者相談支援体制を構築する。
相談支援従事者研修	・障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。
障害者虐待防止対策支援事業	・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障害者虐待防止法に基づく都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を適切に果たすとともに、区市町村障害者虐待防止センター担当職員や障害者福祉施設従事者等の支援体制の強化等を図ることを目的として、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修等の事業を実施する。
日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	・認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う。 ①福祉サービスの利用援助　②日常的金銭管理サービス ③書類等の預かりサービス
福祉サービス総合支援事業（地域福祉推進区市町村包括補助）	・福祉サービスの利用援助、成年後見制度の活用、苦情対応、権利擁護などの福祉サービスの利用者等に対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的、一体的に実施するための支援を行う。 ①利用者サポート【必須事業】 ・苦情対応　・権利擁護相談　・成年後見制度利用相談 ・その他福祉サービス利用に関する専門的な相談 ②福祉サービス利用援助 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の対象拡大（要支援･要介護高齢者、身体障害者） ③苦情対応機関等の設置【必須事業】 いずれか一方又は両方を選択 ・第三者性を有する機関の設置　・弁護士等による専門相談の実施
成年後見活用あんしん生活創造事業	・認知症高齢者や知的障害者等が安心して生活することができるよう、区市町村に成年後見制度推進機関を設置し、その取組を支援する等により、成年後見制度の積極的な活用を促進する。 〔区市町村の取組〕 ①成年後見制度推進機関の設置・運営 （後見人等のサポート、地域ネットワークの活用、運営委員会等の設置） ②区市町村の独自取組 （法人後見の実施、申立経費や後見報酬の助成等） 〔東京都の取組〕 ①成年後見制度の普及・啓発　②区市町村や推進機関からの相談への対応　③区市町村や推進機関の職員を対象とした研修の実施　④後見人等候補者の養成　⑤関係機関や推進機関の連絡会等の開催

福祉サービス第三者評価の普及	・中立的な第三者である評価機関が福祉サービス事業者のサービスや経営を評価し、結果を公表することで、事業者のサービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援することを目的としている。 ・都の福祉サービス第三者評価は、「利用者調査」と「事業評価」をあわせて実施し、評価結果は「とうきょう福祉ナビゲーション」でインターネットを通じて広く公表している。 ・東京都福祉サービス評価推進機構を設置し、評価機関の認証、評価者養成、共通評価項目の策定・改定、評価結果の公表、苦情対応、評価制度の普及啓発を行っている。
指導検査における区市町村との連携	・障害福祉サービス事業者等の指導に従事する区市町村の職員に対し、指導検査に関する情報・ノウハウを提供し、業務の理解を深めることを目的として、平成２０年度から「指導検査支援研修会」を実施している。 ・また、東京都と区市町村との情報交換及び実務に関する連絡調整を定期的に行い、東京都全体の指導検査体制の充実を図ることを目的として、平成２２年度に「障害福祉サービス指導検査連絡会」を設置し、毎年２回程度開催している。
障害者施策推進区市町村包括補助事業	・区市町村が地域の実情に応じて、主体的に障害分野の基盤の整備及び地域福祉サービスの充実を図ることにより、都民の福祉の増進を図る。

◆　障害者が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するとともに、地域での安定した生活の継続を支援します。

１　福祉施設入所者の地域生活への移行

現状と課題

（これまでの取組の状況）

東京都ではこれまで、地域移行に関する普及啓発、入所施設等に配置したコーディネーターによる利用者・家族・施設職員等への働きかけや関係者との連絡調整、区市町村による地域移行促進の取組への支援を実施するとともに、既存の入所施設について、地域生活への移行等を積極的に支援する機能等を強化した「地域生活支援型入所施設」への転換を促進するなどにより、施設入所者の地域生活への移行を進めてきました。

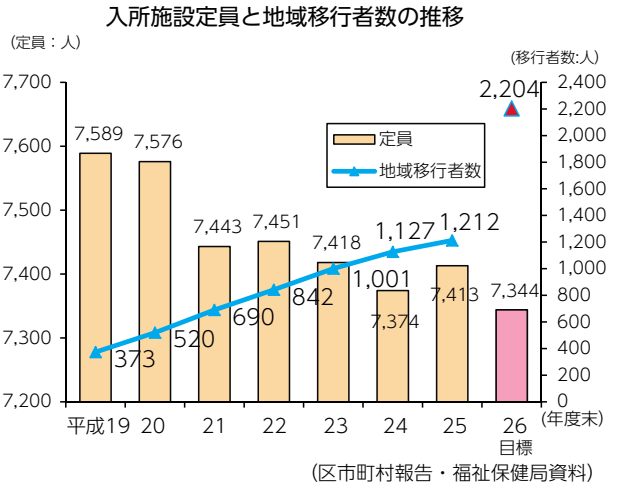

（区市町村報告・福祉保健局資料）

第３期東京都障害福祉計画において　は、平成 26 年度末までに、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者のうち 3 割（2,204 人）以上が地域生活へ移行することを目標としてきましたが、平成 25 年度末時点の移行者数は 1,212 人にとどまっています。施設入所者の地域生活への移行を進めるためには、入所者の障害の重度化、本人・家族や施設職員に対する更なる理解の促進、都外施設も含めた施設相互や施設と相談支援事業所等との連携の強化等の課題に対応していく必要があります。

国の基本指針では、地域生活への移行と併せて施設入所者数の削減を目標とすることとしていますが、目標の設定にあたっては、入所待機者の状況など東京都の実情を踏まえる必要があります。

取組の方向性

（地域移行に関する成果目標）

平成 29 年度末において、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%（890 人）以上が地域生活へ移行することを目標として、地域生活への移行を更に促進します。

（入所施設における取組の推進と連携体制の構築）

地域移行に対する施設入所者や家族の不安を解消し、理解を進めるためには、入所施設による取組を進めることが重要です。そのため、入所施設等に配置した地域移行促進コーディネーターが近隣の施設と連携して、ピアサポート活動による普及啓発や、グループホームの体験利用等を通じて、施設入所者が地域での生活を具体的にイメージできるよう働きかけ、地域移行を促進していきます。

あわせて、コーディネーターによる都内施設と都外施設相互間の連携や、区市町村、相談支援事業所等との連携体制を構築することで、移行先での住まいの確保やサービス利用等の調整を円滑に行える体制を確保します。

（地域の取組への支援）

地域移行を進めるためには、住民に身近な自治体である区市町村が主体となり、計画的に障害福祉サービス及び相談支援の提供体制を確保するとともに、施設入所者本人の意向確認や実態把握、関係者との連絡調整等を行い、施設から地域への切れ目のない支援につなげる必要があります。

区市町村による地域生活への移行や定着の取組を一層推進するため、地域生活へ移行した重度の障害者等が安心してグループホームで生活するための支援や、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所の取組の促進、単身生活を希望する障害者への支援等について、障害者施策推進区市町村包括補助事業により支援していきます。

（入所施設の定員（施設入所者数）について）

国の基本指針においては、施設入所者の地域生活への移行と併せて、平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを基本としています。

一方、東京都においては、次のような実情を踏まえる必要があります。

在宅及び障害児施設等における入所待機者が一定数で推移していることに加え、現在は家族と在宅で生活している障害者本人及び家族の高齢化や「親なき後」を見据える必要があります。

さらに、最重度の障害者、重複障害者、強度行動障害を伴う重度知的障害者、日常的に医療的ケアを必要とする障害者など、入所施設における専門的支援が真に必

要な障害者の利用ニーズに応えていかなくてはなりません。

そのため、地域生活への移行や在宅障害者の地域生活を積極的に支援する機能を強化した上で、都内の未設置地域において「地域生活支援型入所施設」を整備していく必要があります。

※　地域生活支援型入所施設：地域の在宅障害者のための相談支援やショートステイ、入所利用が長期化しないための支援や在宅障害者を受け入れるための日中活動の場、グループホームの整備や緊急時バックアップ機能等を担う入所施設

あわせて、都外施設の入所者や障害児施設における 18 歳以上の入所者を受け入れるために、地域移行によって生じた都内の障害者支援施設の空き定員を活用する必要があります。

以上のような状況から、本計画では、区市町村と連携し、入所待機者等の実態の把握に努めるとともに、平成 17 年 10 月 1 日現在の入所施設定員数 7,344 人を超えないとするこれまでの計画の目標を継続し、引き続き目標の達成に向けて取り組んでいきます。

その際、新たな施設入所者については、施設入所が真に必要な障害者に限られるべきであることに留意する必要があります。

また、18 歳以上の入所者に対応するため、障害児入所施設が障害者支援施設へ移行する場合には配慮していきます。

各年度の入所施設の定員数　（単位：人）

17年10月実績	20年度末実績	23年度末実績	24年度末実績	25年度末実績	27年度計画	28年度計画	29年度計画
7,344	7,576	7,418	7,374	7,413	7,344	7,344	7,344

※　都外施設の定員数を含みます。また、定員数の実績は、各年度末の翌日 4 月 1 日の定員数によります。

※　対象となる施設は、障害者支援施設のうち旧身体障害者療護施設、旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設から移行した施設及び平成 18 年度以降新たに開設した施設です。

主な計画事業

地域移行促進コーディネート事業	・入所施設等に地域移行促進コーディネーターを配置し、都内施設と都外施設相互間の連携を図りながら、地域移行に向けた課題の解決に取り組むとともに、区市町村や相談支援事業所との連携体制を構築することにより、施設入所者の地域生活への移行を促進する。
障害者地域生活移行・定着化支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）	・地域生活への移行を希望する重度の入所施設利用者等が、希望する地域でサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、グループホームへの移行後の相談援助等について支援を行うとともに、地域で暮らす障害者及びその家族が将来にわたって地域で暮らし続けるイメージを持つことを目的とした普及啓発等を行うことにより、潜在的な入所待機者の解消を図る。 ・また、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、支援に要する経費の一部を補助することにより、都内への地域移行を促進するとともに、相談支援事業所の機能強化を図る。 （事業内容） ①地域移行した利用者の個別支援事業　②区市町村支援事業 ③都外施設利用者地域移行促進事業

2　入院中の精神障害者の地域生活への移行

現状と課題

（これまでの取組の状況）

東京都では、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するため、入院中の精神障害者や精神科病院等への働きかけ、地域の関係機関との調整等、地域移行の体制整備を進めてきました。

都内の１年以上の長期在院者数は毎年減少しており、平成 24 年６月時点では 11,760 人で、在院患者に占める割合は 57.2％と、全国の 65.2％よりも低くなっています。また、入院後３か月時点の退院率は平成 24 年度実績で 61.4％、入院後１年時点の退院率は 89.8％で、いずれも全国を上回って推移しています。

精神障害者の地域生活への移行を更に進めるためには、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を円滑に活用するための体制づくりや、都内の医療資源に偏りがある状況を踏まえた広域の退院支援、区市町村を越えた連携が引き続き課題となっています。

また、精神保健福祉法の改正に伴い、新たに入院する精神障害者は原則１年未満で退院する体制を確保すること等を記載した「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」が策定されたほか、医療保護入院者の退院促進のため、地域援助事業者との連携に努めることや退院支援委員会の開催等が精神科病院の管理者の責務となるなど、医療と福祉が連携した早期退院の仕組みづくりが一層求められています。

※　地域援助事業者：入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等

１年以上の長期在院者の状況

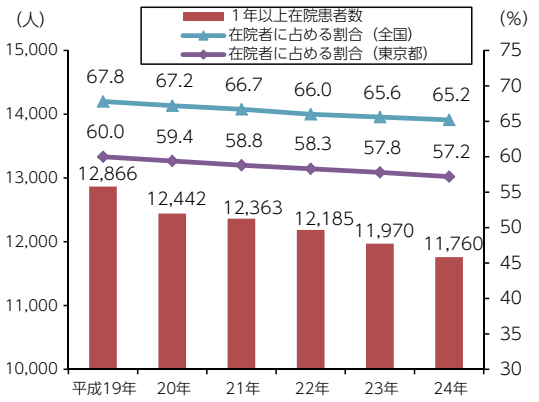

（「精神保健福祉資料」（厚生労働省）より作成）

退院率の推移

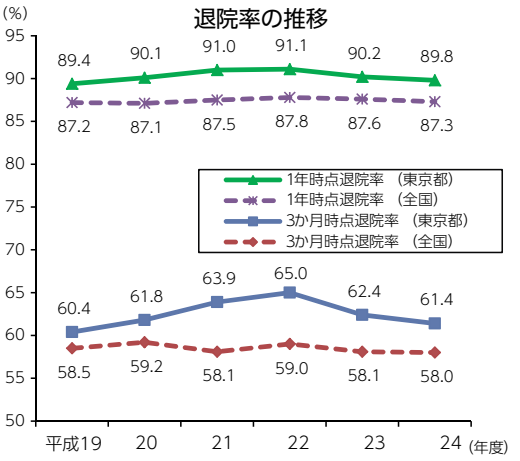

（「精神保健福祉資料」（厚生労働省）より作成）

取組の方向性

（地域移行に関する成果目標）

平成 29 年度において、①入院後 3 か月時点の退院率を 64％以上、②入院後 1 年時点の退院率を 91％以上とすること、③平成 29 年 6 月末時点の長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点の長期在院者数から 18％以上削減し 9,643 人とすることを目標として、入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進します。

（退院の促進と地域生活の支援）

精神障害者の地域移行を促進するためには、長期在院者の退院支援と併せて、入院が長期化する前の段階で、円滑な退院に向けた支援につなげる取組が必要です。

このため、病院と地域との調整を広域的に行うコーディネーターの配置、地域における医療・福祉のネットワークの構築や地域移行・定着支援に関わる人材の育成など、入院中の精神障害者の円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備に取り組みます。

また、入院中の精神障害者が地域生活に対する不安を軽減し、安心して退院を目指すことができるよう、ピアサポート活動を活用した働きかけや、グループホームに併設した専用居室を活用した体験宿泊などを実施します。

さらに、改正精神保健福祉法に定める医療保護入院者の早期退院の円滑な実施のため、精神科医療機関に対し、地域援助事業者との連携の促進や精神保健福祉士の配置による病院内の体制整備への支援を行い、医療と福祉の連携による早期退院の支援と新たな長期在院者を作らない体制づくりを進めます。

これらの取組と併せて、区市町村においては、相談支援体制の充実を図るとともに、退院後の精神障害者が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的にサービス提供体制の確保を図ることが必要です。

主な計画事業

精神障害者地域移行体制整備支援事業	・いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者が円滑な地域移行や安定した地域生活を送るための体制整備を行うとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進により、精神障害者が望む地域生活の実現を図り、もって精神障害者の福祉の向上を図る。 ①地域移行促進事業 ②グループホーム活用型ショートステイ事業 ③地域生活移行支援会議（圏域別会議含む）　④人材育成
精神障害者早期退院支援事業	・医療保護入院者へ地域援助事業者を紹介し、本人や家族等の相談支援を行うほか、地域援助事業者の出席する退院支援委員会など、地域援助事業者との連携を図り、地域における医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関に対する支援を行う。
精神保健福祉士配置促進事業	・医療保護入院者の早期退院に向けた、病院内外における調整や、退院支援計画の作成、退院支援委員会の開催など、医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関における精神保健福祉士確保のための人件費の補助を行う。

コラム　福祉施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活に向けたイメージづくり

写真：ピアサポート活動の様子

本計画では、福祉施設の入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を目標に掲げて取組を進めることとしています。

障害者基本法には「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。」と定めており、地域生活への移行もこの理念に沿って進めていく必要があります。

しかし、施設入所や入院での生活が長期間にわたる場合、施設や病院の外での生活がイメージできず、地域生活への移行に不安を感じる方もいます。また、障害の特性により、言葉だけで説明を受けるよりも、実際に体験することで、より理解を深めることができる方もいます。

障害者本人による「選択の機会が確保」されるためには、本人の状況や障害の特性に応じた適切な情報提供などによる働きかけを行い、意思の決定を支援していくための取組が欠かせません。

東京都では、地域生活への移行を促進するため、「地域移行促進コーディネート事業」や「精神障害者地域移行体制整備支援事業」に取り組んできました。両事業においては、実際に地域生活に移行した体験をもつピアサポーターが自身の体験を伝えたり、入所・入院中に、地域での生活を体験できるよう、グループホーム等の体験宿泊を行うなどにより、施設入所者や入院中の精神障害者が、地域生活を具体的にイメージできるように働きかけを行っています。

事業を利用した方からは、「退院のことを考えると辛いから考えないようにしていたが、退院できるんじゃないかと希望が持てた。」「グループホームで生活したい。」などの感想が聞かれています。また、言葉での意思表示はありませんでしたが、グループホームの雰囲気にすぐに馴染み、笑顔が多く見られる利用者もいました。

意思決定の支援のためには、支援者と本人・家族との関係づくりや、丁寧な働きかけなどが大切です。東京都では、これらの取組について両事業を通じて広めていきます。

3　一般住宅への移行支援

現状と課題

地域生活への移行支援は、入所施設や病院からグループホームへの移行促進にとどまらず、グループホームから公営住宅や民間住宅など一般住宅への移行、さらには、入所施設や病院から一般住宅への移行も視野に入れて取り組むことが重要です。

一般住宅のうち公営住宅について、原則として同居親族のある世帯を対象としている都営住宅において、身体障害者や知的障害者、精神障害者については、単身入居を可能としているほか、抽選によらず住宅困窮度の高い人から順に都営住宅をあっせんする「ポイント方式」や、通常より当選率を高くする「優遇抽選制度」の対象としています。

都営住宅の障害者向け供給等に関して、東京都は、区市町村からの基本構想や障害福祉計画等に基づく要望を踏まえ、調整の上、空き住戸の活用に努めています。また、建て替えの際は、同様の調整を経て、グループホーム等の併設や、車いす使用者向け（世帯・単身）住宅の供給に取り組んでいます。

一方、民間賃貸住宅においては、障害者のいる世帯は不可とするなどの入居制限が行われている状況が見られ、円滑な入居の促進に向けた取組が求められています。

一般住宅への移行を進めるためには、賃貸契約等による住居への入居に当たっての調整等の支援や緊急対応を含めた連絡体制の確保、関係機関との連絡調整等の支援が適切に提供され、障害者の地域での安定した生活を支える体制をつくることが重要です。

取組の方向性

都営住宅においては、引き続き、単身入居資格やポイント方式、優遇抽選制度等による障害者の入居にかかる優遇措置を実施し、障害者の居住の安定を図っていきます。あわせて、今後とも、必要な調整を経て、グループホーム等や、車いす使用者向け（世帯・単身）住宅の供給に取り組んでいきます。

民間住宅については、一般財団法人高齢者住宅財団が、障害者世帯も対象に実施している「家賃債務保証制度」や、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが、高齢者や障害者等とその家族、家主等が安心して居住・賃貸できるよう実施している「あんしん居住制度」について、様々な機会を捉えて普及促進を図っていきます。

また、地域に身近な基礎的自治体である区市町村が、関係団体等とともに居住支援協議会を設立し、障害者など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援に係

る具体的な取組を円滑に実施できるよう、平成 26 年 6 月に設立された東京都居住支援協議会は、広域的な立場から、区市町村における協議会の設立促進・活動支援や都民への幅広い啓発活動などを行います。

障害者の地域での安定した生活を支える体制づくりを進めるため、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）や区市町村地域生活支援事業の住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の確実な実施や、障害者施策推進区市町村包括補助を活用したグループホームから単身生活への移行の支援などに、区市町村が積極的に取り組むよう促していきます。

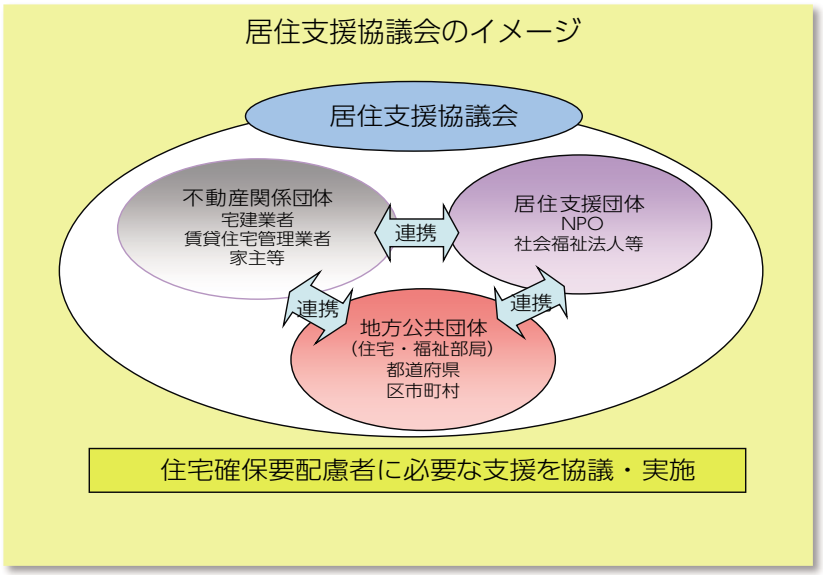

主な計画事業

障害者向け都営住宅の供給	・都営住宅の建替えなどにより、障害者等にも住みやすいバリアフリー住宅のストック形成に努めるとともに、住宅に困窮する車いす使用者が、地域社会の中で安全・快適な生活が送れるよう、都営住宅の建替事業の中で車いす使用者向け住宅を供給する。
都営住宅への入居支援	①入居収入基準の緩和：障害者等の都営住宅への入居機会を拡大するため、一般世帯より高い収入基準を適用する。 ②優先入居：家族向け募集において、優遇抽選や住宅困窮度に応じたポイント方式により、障害者世帯が都営住宅に優先的に入居できるようにする。 ②単身入居：身体障害者手帳4級以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、愛の手帳4度以上の障害者は、単身で都営住宅に入居することができる。 ④特別減額:一定所得以下の障害者世帯の使用料を減額する。
あんしん居住制度	・高齢者や障害者等とその家族、家主等が安心して居住・賃貸できるよう、利用者の費用負担による、見守りサービスの実施､死亡した場合の葬儀や残存家財の片づけを行う「あんしん居住制度」（公益財団法人　東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業として実施）について、制度の周知を図る。
居住支援協議会	・地域に身近な基礎的自治体である区市町村が、関係団体等とともに居住支援協議会を設立し、高齢者や障害者など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援に係る具体的な取組を円滑に実施できるよう､東京都居住支援協議会は、広域的な立場から、区市町村における協議会の設立促進・活動支援や都民への幅広い啓発活動などを行う。
障害者単身生活サポート事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）	・グループホームから一般住宅等への入居を希望している障害者に対して、区市町村が以下の事業を実施することにより、地域における障害者の単身生活を支援した場合に、その経費の一部を補助する。 ①障害者単身サポートセンター助成（24時間体制での相談・助言や必要な調整を実施）②単身生活移行・定着支援助成（単身生活移行・定着のために必要な直接支援を実施）

4　地域生活支援拠点等の整備

現状と課題

障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会を実現するためには、施設入所・入院から地域生活への移行の促進や移行後の地域生活の定着支援と併せて、在宅の障害者が親元から自立して生活したり、「親なき後」に地域での生活を継続するための支援体制を構築することが重要です。

国の基本指針では、新たに「地域生活支援拠点等の整備」を成果目標として設定し、平成 29 年度末までに各区市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとしています。

地域生活支援拠点等とは、障害者の高齢化・重度化や「親なき後」も見据え、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の５つの機能を強化するため、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）又は地域における複数の機関が分担してそれらの機能を担う体制（面的な体制）とされています。

平成 25 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」では、在宅で生活する知的障害者の約 8 割が親と同居していると回答するなど、東京都においても障害者の親元からの自立や「親なき後」の支援体制が課題となっています。地域生活支援拠点等として掲げられた機能について、国が実施するモデル事業を踏まえ、各地域の実情に応じた取組を検討する必要があります。

地域生活支援拠点のイメージ

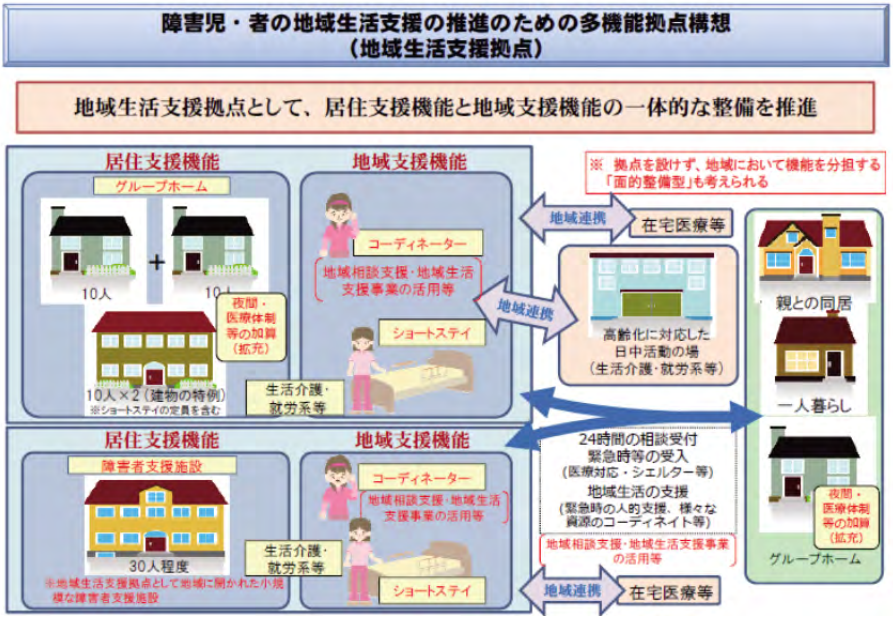

（平成 26 年 5 月 16 日　社会保障審議会障害者部会（第 56 回）資料）

取組の方向性

（地域生活支援拠点等の整備に係る成果目標）

東京都においては、国の基本指針に即して、地域生活支援拠点等を各区市町村に少なくとも一つ整備することを成果目標とします。

今後、区市町村での検討状況等を把握するとともに、国が実施予定のモデル事業の取組等も踏まえて、地域生活支援拠点等の整備のために必要な支援等について検討していきます。

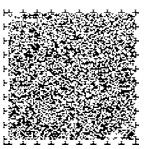

【取組４】保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応

◆　精神障害、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害、難病など、保健・医療・福祉等の連携が特に必要な障害について、障害特性に応じたきめ細かな支援体制の構築を進めます。

現状と課題

（精神障害者）

地域で暮らす精神障害者に対しては、疾病と障害が共存するという特性を踏まえ、症状の変化に的確に対応できるよう、保健・医療・福祉の緊密な連携による支援体制を整備する必要があります。

精神疾患を早期に発見し適切な治療に結びつけるためには、地域における精神科の病院と診療所との連携、また精神科と一般診療科の医療機関との連携を強化するとともに、これらの医療機関と相談支援機関等が適切に連携できる仕組みを構築する必要があります。

精神科救急医療については、できるだけ身近な地域で症状に応じた適切な救急医療を受けられる体制の整備に取り組む必要があります。また、精神身体合併症救急医療については、在宅等の精神疾患患者で身体症状が急速に悪化した場合、ほとんどが一般救急医療機関で対応している状況にあるため、一般救急と精神科医療の連携体制を強化するとともに、精神症状及び身体症状ともに重いケースに対応できる医療機関を引き続き確保していく必要があります。

未治療や医療中断等により地域での生活に困難を来している精神障害者に対しては、精神科医療機関や区市町村、保健所等と連携してアウトリーチ支援を行うとともに、入院までに至らない程度の病状の悪化への対応として、医療的ケアを行う体制を有する短期宿泊支援を行うなど、地域での安定した生活の確保を図る必要があります。

（重症心身障害児（者））

重症心身障害児（者）が主として入所する医療型障害児入所施設・療養介護事業所（以下「重症心身障害児（者）施設」という。）については、入所待機者が 600 名程度で推移している状況にあります。

重症心身障害児（者）については、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、地域で安心して暮らせるよう、地域における専門的支援の提供体制の整備が必要です。

また、安定した在宅生活を継続するため、通所施設やショートステイにおける医療的ニーズの高い利用者の受入れの促進や、重症心身障害児（者）を介護する家族

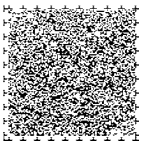

の負担軽減等の充実を図る必要があります。

（発達障害児（者））

発達障害児（者）支援については、乳幼児期から学童期、成人期とライフステージに応じた支援を身近な地域で提供する体制の整備が求められています。

東京都においては、東京都発達障害者支援センターでの専門相談等や、都立（総合）精神保健福祉センターでのデイケアを実施していますが、区市町村における地域での支援体制の整備促進が重要です。

発達障害児については、保健センター、保育所・幼稚園、児童発達支援事業所、学校等の関係機関による連携や、心理職等による家族、保育士等への専門的支援などを組み合わせた早期発見・早期支援の取組が各区市町村で進められています。一方で、成人期の発達障害者については、就労等の社会参加や生活面で抱えている困難さに対応した支援が必要であり、地域の実情に応じた支援体制の整備を一層進めていくことが求められます。

（高次脳機能障害者）

高次脳機能障害者支援については、受傷・発症後の急性期治療から地域での生活、就労等の社会参加にいたるまで、障害の特性に対応した切れ目のない支援を受けられる体制の整備が重要です。

このため、身近な地域での相談支援体制の整備、地域の様々な場で行われる高次脳機能障害のリハビリテーションの質の向上、保健・医療・福祉・労働等の各分野の関係機関の連携を進め、支援体制の充実を図る必要があります。

（難病患者）

難病患者は、治療方法が確立していない疾患に罹患し、長期間の療養を必要とすることから、生活面における制約や経済的な負担が大きいことや、社会の理解が進んでおらず、就業など社会生活への参加が進みにくいなど、多くの問題を抱えています。また、進行性の症状を有する、症状の変動が大きいといった難病特有の症状があります。

保健・医療・福祉等のサービスを適切に組み合わせて支援するためには、各サービスの支援者等の連携が重要となります。

平成 26 年 5 月には「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、公平かつ安定的な医療費助成制度が確立され、助成対象となる疾患も段階的に拡大されることとなりました。また、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講じることが示されています。

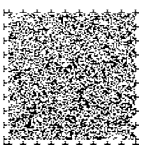

あわせて、平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行により障害福祉サービス等の対象となった難病等についても、対象疾病の拡大が進められています。

難病患者等の障害福祉サービス支給決定状況の推移

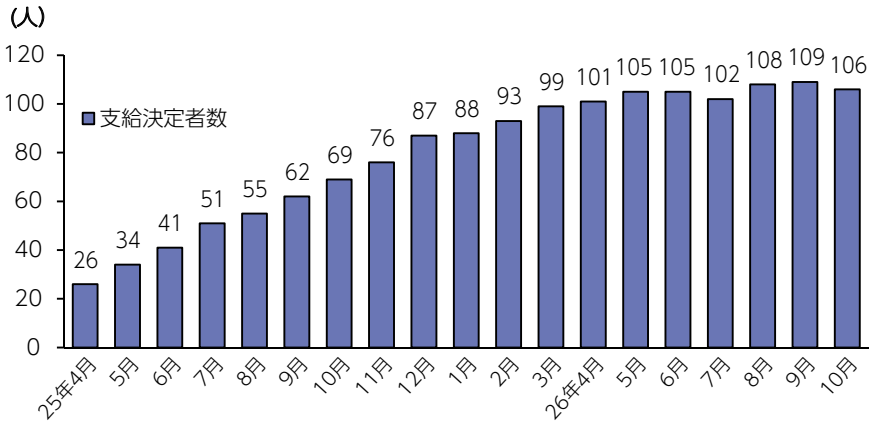

（東京都国民健康保険団体連合会の統計調査データより作成）

取組の方向性

（精神障害者）

精神障害者を地域で支える社会の実現に向け、東京都保健医療計画との整合性を図り、「診療科間の連携」、「地域連携」、「保健・医療・福祉の連携」の三つの連携を進めるとともに、精神疾患の医療体制の整備について、「日常診療体制」、「救急医療体制」、「地域生活支援体制」の三本柱を基に取り組んでいきます。

精神障害者が必要なときに適切な医療が地域で受けられる仕組みを構築するため、精神科医療機関、一般診療科医療機関、相談支援機関等による地域連携会議を設置し、連携マップ等の検討・作成、症例検討会の開催等の取組を行い、精神疾患に関する地域連携体制の整備を図ります。

精神身体合併症救急医療については、地域精神科医療機関連携会議を設置し、各地域における一般医療機関からの受入ルール等を検討していきます。あわせて、中核となる精神科医療機関に医師等を配置し、一般救急医療機関からの相談受付や精神科医療機関での受入調整を行い、受入体制の整備と連携強化を図ります。

また、地域における受入体制の進捗状況等を踏まえて、精神症状及び身体症状ともに重いケースに対応している現行のⅠ型医療機関等の体制を再整理し、地域での受入れが困難な患者などを全都で対応する仕組みを検討していきます。

※　Ⅰ型医療機関：東京都精神科患者身体合併症医療事業において、夜間休日救急身体合併症医療機関として指定した医療機関。現在は５医療機関による輪番制で担当。

都立（総合）精神保健福祉センターにおいては、アウトリーチ支援や短期宿泊事業について、区市町村、保健所、民間医療機関等との役割分担と連携強化を図り、より身近な地域へ支援技術の普及を進めるなど、地域における支援体制の充実を図ります。

（重症心身障害児（者））

重症心身障害児（者）については、保健・医療・福祉の連携体制の強化や身近な地域での診療体制の確保を進めるとともに、ＮＩＣＵ等の医療機関に入院している高度な医療的ケアを必要とする重症心身障害児が、円滑に在宅に移行するための早期療育支援などを行います。

「障害者・障害児地域生活支援３か年プラン」により、日中活動の場、短期入所などの地域のサービス基盤の充実を図るとともに、通所事業やショートステイ事業において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、医療ニーズの高い利用者を安全かつ安定的に受け入れるための体制を整備し、適切な療育環境の確保を進めます。また、家族支援のためのレスパイトケアを行う区市町村を支援します。

（発達障害児（者））

発達障害に対する支援拠点の整備や保健センター、保育所・幼稚園などの関係機関の連携促進など、区市町村が行う発達障害の早期発見・早期支援の体制の構築や成人の発達障害者支援の取組を支援していきます。

発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実するため、これまで区市町村が取り組んできた事例等を普及していくとともに、区市町村の相談支援員や医療機関従事者などを対象とした研修等を実施し、専門的人材の育成を行います。

（高次脳機能障害者）

二次保健医療圏の中核病院にアドバイザーを配置し、各圏域内の施設に対しリハビリテーション技術や個別支援に係る相談指導等を行うなど、地域の支援機関による対応力の向上を図り、高次脳機能障害者への切れ目のない支援体制を整備します。

区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、高次脳機能障害者とその家族に対する相談支援を実施するとともに、地域の医療機関や就労支援機関等との連携を図り、身近な地域での支援を充実します。

（難病患者）

難病患者が地域でより安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の連携を推進し、入院から在宅療養までの一貫した医療提供体制の整備、ネットワークの構築等、在宅療養支援体制の充実を図ります。

また、障害者総合支援法の対象となる疾病の拡大に伴い、難病患者等が適切にサービスを受けられるよう、制度の周知徹底を図るとともに、難病等の特性に配慮し、きめ細かい対応等を行っていきます。

主な計画事業

地域における精神科医療提供体制の整備	・精神疾患の発症後、早期に発見・対応し、患者が身近な地域で症状に応じた適切な治療が受けられる体制を構築するとともに、精神障害者の安定した地域生活の継続を支援する。 ①精神科医療地域連携事業 協力医療機関の確保や医療連携を促進するためのツールの開発等を行い、精神科医療における地域連携体制の整備を図る。 ②アウトリーチ支援事業 医療中断等により、安定した地域生活が難しい精神障害者に区市町村等と連携し、アウトリーチ支援を実施する。 ③民間事業者活用型短期宿泊モデル事業 在宅の精神障害者に対して、症状が悪化する前にタイミングよく適切な医療的ケア等を提供できるよう、総合精神保健福祉センターで実施している短期宿泊事業について、将来的に民間等で実施することが可能となるような仕組みを検証する。 ④精神疾患早期発見・早期対応推進事業 精神疾患患者を早期に適切な支援につなげるよう、地域の内科等の医師に対し、精神疾患に関する知識や法制度等についての研修を行う。
精神科救急医療体制の整備	・夜間及び休日における精神科救急（合併症を除く）として、都内４ブロックにそれぞれ都立病院等（墨東・豊島・松沢・多摩総合医療センター）を指定し、疾病の急発及び急変のための医療体制を確保する。 ・あわせて、民間医療機関等の協力を得て、精神科初期、二次（救急身体合併症を含む）救急医療体制を確保するとともに、精神科救急医療情報センターを設置し、精神科救急患者のトリアージ及び医療機関との連絡調整を行う。
地域精神科身体合併症救急連携事業	・一般救急との円滑な連携を構築し、精神身体合併症患者をできる限り地域で受け入れられるよう、地域における精神科の拠点となる医療機関に医師等を配置するとともに、地域の精神科医療機関相互の連携体制を構築するための会議を設置し、拠点医療機関を核とした、地域における精神科医療機関の相談、受入体制の整備を図る。
重症心身障害児在宅療育支援事業	・在宅重症心身障害児（者）の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康診査及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、ＮＩＣＵ等に入院している重症心身障害児について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児（者）の支援の充実を図る。 ①重症心身障害児在宅療育支援センターの設置　②訪問看護及び訪問健康診査　③在宅療育相談　④訪問看護師等育成研修　⑤在宅療育支援地域連携会議の開催

重症心身障害児（者）在宅医療ケア体制整備モデル事業	・医療的ケアの必要な在宅の重症心身障害児（者）が、住み慣れた地域において、在宅サービスを受けながら安心して生活できるよう、診療に携わる医療機関の連携強化を図るとともに、重症心身障害児（者）への理解を深める取組を行うことにより、在宅の重症心身障害児（者）を診療する、かかりつけ医を増やしていくことを目指す。
重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）	・医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児（者）に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児(者)の健康の保持とその家庭の福祉の向上を図る。
障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置）	・ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図る。
重症心身障害児通所委託（受入促進員配置）	・民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図る。
区市町村発達障害者支援体制整備推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）	・区市町村の発達障害児（者）に対する取組を支援することにより、発達障害者支援体制の整備を推進する。 ①早期発見・早期支援のための支援システムの構築 ②成人への支援の取組
発達障害者支援体制整備推進事業	・発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、もって発達障害児（者）の福祉の増進を図る。
高次脳機能障害支援普及事業（専門的リハビリテーションの充実）	「専門的リハビリテーションの充実」事業内容 ・二次保健医療圏におけるリハビリテーションの中核医療機関が、地域の様々な場所で実施される高次脳機能障害者へのリハビリテーションの質の向上と関係機関等との連携づくりを進め、地域における高次脳機能障害者の特性に応じた切れ目のないリハビリテーションを提供できる体制の充実を図る。
区市町村高次脳機能障害者支援促進事業	・区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援を実施するとともに、関係機関等との連携を図り、区市町村における高次脳機能障害者への支援の充実を図る。
難病相談・支援センターの運営	・地域で生活する難病患者等の日常生活における相談･支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者就労コーディネーターによる就労相談等様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行う。
難病医療ネットワークの構築	・在宅で療養生活を送る神経難病等重症の難病患者が、より安心して地域生活できるよう、専門的医療を提供する拠点病院等を整備し、入院から在宅療養までの一貫した医療提供体制と保健・医療・福祉のネットワークを構築する。

在宅難病患者一時入院事業	・在宅難病患者が家族等の介護者の疾病・事故等により一時的に介護を受けられなくなった場合に入院できる体制を整え、安定した療養生活の確保を図る。
難病患者療養支援事業	・医療面、生活面等に様々な不安や悩みを抱えている在宅難病患者及びその家族に対し、保健師等による相談･指導を行い、患者・家族の療養環境の整備・改善を図る。
在宅難病患者訪問診療	・寝たきり等により受療の困難な在宅難病患者に対し、地域における適切な医療を確保し、療養環境の向上を図るとともに、医療と保健・福祉の連携による在宅ケア体制の整備・充実を図る。

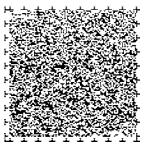

【取組５】安全・安心の確保

◆　災害時に障害者等の要配慮者に対して必要な対策が講じられるよう、体制整備を支援します。また、消費者被害の防止など、障害者が地域社会で安全・安心に生活することができるよう、障害特性に配慮した対応を進めます。

現状と課題

（災害時における障害者支援）

平成 25 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」においては、災害時に不安に感じることとして、身体障害者と知的障害者は「適切に行動（避難や広域避難場所への移動等）できるか」と答えた割合が最も高く（身体障害者 48%、知的障害者 53%）、精神障害者と難病患者は「避難所等に、必要な設備、食料、医薬品等があるか」と答えた割合が最も高くなっています（精神障害者 52%、難病患者 60%）。

震災時に不安を感じること（複数回答）

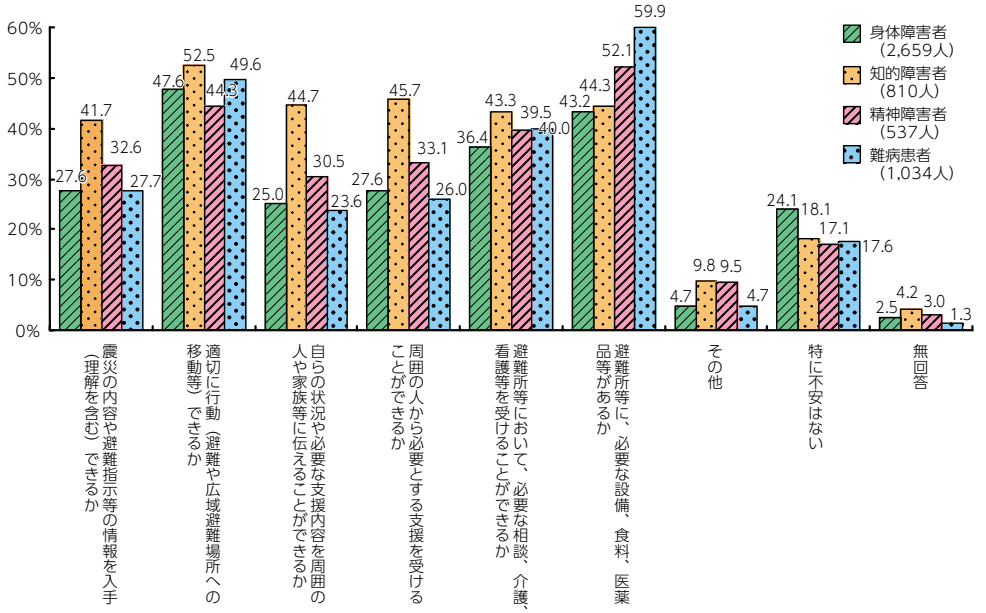

（平成 25 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」（福祉保健局））

平成 25 年６月の災害対策基本法改正により、障害者を含む要配慮者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成等が区市町村長に義務付けられるなど避難支援等の強化が図られました。区市町村においては、避難支援プランの作成や社

会福祉施設等を活用した二次避難所（福祉避難所）の指定をはじめ、日頃の備え、発災後の応急対策、生活の再建といった各段階に応じた対策を準備し、要配慮者支援体制を強化することが求められています。

都内区市町村避難行動要支援者名簿作成状況（平成 27 年 1 月 1 日現在）

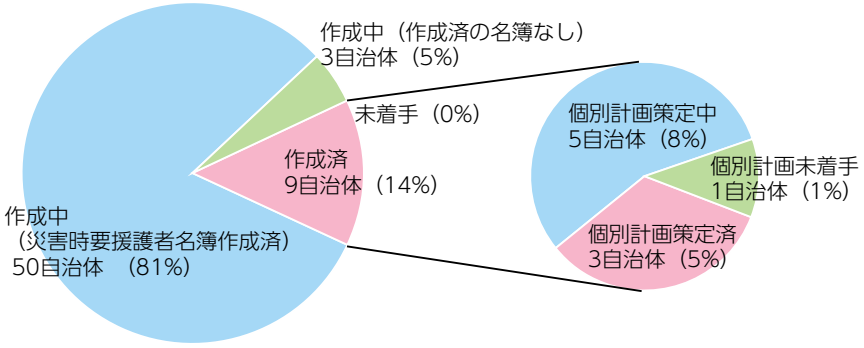

（総務省消防庁調査　東京都分集計）

東京都においては、地域の特性や実情を踏まえつつ必要な対策が講じられるよう、区市町村における要配慮者対策の体制整備に対する支援を更に進める必要があります。

加えて、火災・地震等の災害による要配慮者の被害を軽減するため、火災・地震等の災害や日常生活事故による死者・負傷者等の分析を行い、要配慮者が被害を回避・軽減するための留意点の情報発信を行うとともに、各関係機関が連携して要配慮者の居住環境の安全対策を行うなどきめ細かな支援を推進する必要があります。

要配慮者に対しては、発災後の避難誘導、避難所等における情報提供や応急生活の支援など、様々な場面を想定した平時からの備えが重要であることから、避難所等におけるバリアフリー化や障害特性等に応じた情報提供手段の整備など、福祉のまちづくりの観点も踏まえて計画的に推進していくことが必要です。

特に、障害者施設を含む社会福祉施設等については、二次避難所として要配慮者の受入場所の役割を果たすことも視野に入れ、施設の耐震化、バリアフリー化などを更に進める必要があります。さらに、平成 25 年 12 月に消防法施行令の一部が改正され、社会福祉施設等のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が強化されました。また、消防機関へ通報する火災報知設備にあっては、自動火災報知設備の感知器と連動して起動することとされました。これらを踏まえて、社会福祉施設等の安全確保のための取組を確実に推進していく必要があります。

（地域生活における安全・安心の確保）

地域での日常生活において、障害者の安全・安心を確保するためには、警察や消防にアクセスする際の困難を軽減するなど、障害の特性に配慮した取組が必要です。

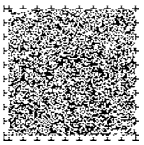

また、障害者を含む消費者に対して、東京都では、これまでも消費生活に関わる様々な問題について情報を提供していますが、新たな取引形態に合わせた悪質商法の新しい手口が現れ、消費者被害が後を絶たないことから、引き続き、消費生活情報の提供を行い、消費者被害の未然・拡大防止等を図る必要があります。

取組の方向性

（災害時における障害者支援）

要配慮者への災害対策の中心的役割を担う区市町村に対して、東京都は、引き続き、災害対策基本法改正を反映した都の「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」や「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針」の改訂・周知、区市町村の福祉保健・防災担当者向け研修会の開催等の支援をしていきます。

また、発災時に、区市町村の要配慮者対策を広域的に補完するため、福祉専門職の派遣・受入調整などを行う東京都災害福祉広域支援ネットワークの構築に向けた検討を進めます。

東京消防庁は、避難行動要支援者名簿情報等の共有・管理・活用方策について、区市町村や関係機関と連携し、情報共有を行えるような地域の協力体制づくりを推進するとともに、防火防災診断等を通して、要配慮者の居住環境の安全化を図り、災害時における被害軽減を図っていきます。

障害者施設を含む社会福祉施設等については、二次避難所に指定された場合、要配慮者の受入れ場所としても役割を果たすことから、耐震診断・耐震改修の補助を実施して耐震化の取組を促進します。また、二次避難所の設置・運営に当たって、施設のバリアフリー化による要配慮者の安全の確保や、要配慮者の特性を踏まえた避難スペースの確保等が必要であることについて、区市町村に周知していきます。

グループホームにおける、スプリンクラーなどの消防用設備等の設置や防災訓練の実施等の防災対策に取り組む区市町村を支援します。

避難所で使用する医薬品等については、区市町村に対し、その備蓄や、関係団体との協定により調達する体制の構築を働きかけるとともに、区市町村への補充用等として、医薬品、医薬資器材の備蓄及び調達の体制を引き続き確保していきます。

東京都では、発災時に行き場のない帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の整備を進めるに当たって、障害者等の要配慮者を受け入れる際の配慮や「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」の紹介などを盛り込んだ「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」を策定しています。民間事業者などに対して、一時滞在施設開設運営アドバイザーの派遣を行うなどにより、「運営マニュアル」等を活用した施設運営方法等の更なる周知を図ります。

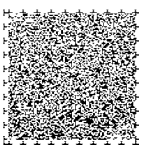

要配慮者のうち、とりわけ支援の必要性が高い在宅人工呼吸器使用者について、本人・家族及び支援者が災害時に適切な対応ができるよう、区市町村における、災害時の個別支援計画作成を支援します。また、停電時の在宅人工呼吸器使用者の安全を図るため、災害時の個別支援計画等に基づき、予備電源の確保に対する支援を行います。

防火防災訓練等の実施を通して、関係行政機関、障害者団体、自主防災組織、町内会・自治会等の連携による地域住民が一体となった協力体制づくりを積極的に推進し、地域の総合的な防災対応力の強化を図ります。

（地域生活における安全・安心の確保）

地域の警察活動の拠点となる交番において、手話を行うことのできる警察官の交番配置、コミュニケーション支援ボードの活用、電子掲示板、地理案内版の設置により、障害の特性や障害者の心情に配慮した対応を推進します。

警察署の窓口、交番、運転免許試験場等に勤務する警視庁職員を対象として、手話技能を修得させることを目的として、手話研修を初級、中級、上級と段階的に実施し、手話交番の拡充を図ります。

火災や救急時に障害者が活用しやすい緊急メール通報、119 番ファクシミリ通報等の緊急通報体制を充実するとともに、多くの人に利用してもらえるようリーフレット等を作成・配布し利用促進を行っていきます。

文字による消費生活情報を得にくい視覚障害者を対象に、ホームページ「東京くらしＷＥＢ」の一部に音声読み上げ機能を導入するとともに、ＣＤ版による「東京くらしねっと」を作成するほか、聴覚障害者が利用できるよう「字幕入り」で、「楽しく分かりやすい教材」として消費者教育ＤＶＤを作成し、消費者被害の未然防止と消費者が主体的かつ合理的な消費生活を営むことができるよう情報提供を行います。

特別支援学校や福祉施設等からの要請に応じて、東京都消費者啓発員（コンシューマー・エイド）が講師となって、障害の特性・程度に配慮しながら、消費者被害事例や対処方法など必要な消費生活情報を届け、消費者被害の未然・拡大防止のための行動を取れるよう出前講座を実施します。

主な計画事業

災害時要配慮者対策の推進（地域福祉推進区市町村包括補助事業を含む）	①災害時要配慮者支援体制整備補助 区市町村における要配慮者支援体制の整備に必要な経費の一部を補助する。 （具体例）・要配慮者情報の共有化に向けた取組　・地域防災研修実施（各地区レベルで実施）　・避難支援プラン作成、訓練の実施　・人工呼吸器使用者の個別計画策定 ②災害福祉広域支援ネットワーク構築事業 東日本大震災時、福祉分野で広域からの支援・受入が効果的に進まなかった経験を受け、東京都は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会と共同で検討を継続し、災害福祉広域支援ネットワークを構築する。
要配慮者対策に係る区市町村向け指針の作成・普及等	・災害時において、寝たきりの高齢者や障害者等の要配慮者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握することや安全な場所に避難することが困難であることから、区市町村が地域の実情に応じた避難支援プラン等を作成する必要がある。このような区市町村の取組を支援するため、「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針」及び「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」を作成・改訂しており、今後、災害対策基本法の改正（平成26年4月施行）を踏まえた再改訂を行う。
住宅防火対策の推進	・障害者等の防火安全を確保するため、防火防災診断等により、住宅用火災警報器の設置や防炎製品・自動消火装置などの住宅用防災機器等を普及・促進し、住宅の防火性能の向上を図る。
社会福祉施設等と地域の協力体制の整備	・災害発生時に、社会福祉施設等と町会・自治会、近隣事業所等が自主的に協力し合い、発災初期段階での避難誘導、初期消火及び救出・救護活動等を相互に支援する共助体制づくりを推進する。
社会福祉施設等耐震化の推進	・都内の民間社会福祉施設等の耐震化を促進し、利用者等の安全・安心を確保するため、必要な耐震診断及び耐震改修の費用の一部を補助する。
帰宅困難者対策における要配慮者への支援	・発災時に行き場のない帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の整備を推進しており、障害者等の要配慮者を受け入れる際の配慮やヘルプマークの紹介などを盛り込んだ「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」を策定している。本マニュアルを活用しながら、民間事業者に対しアドバイザーの派遣を行い、一時滞在施設の開設や運営方法等のアドバイスを行うことで、円滑な開設運営に向けた支援を行う。
在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業	・人工呼吸器療法を実施する医療機関が、在宅人工呼吸器使用難病患者に無償貸与するために購入する予備電源等の物品の購入経費を補助することにより緊急時における安全を確保する。
在宅人工呼吸器使用者療養支援事業（医療保健政策区市町村包括補助）	・電力供給の停止がそのまま生命の危機に直結するおそれがある、在宅人工呼吸器使用者に対し、区市町村を通じ、停電時等に必要とする自家発電装置等の購入経費を補助することにより、在宅療養における安全・安心を確保する。

要配慮者対応を取り入れた防火防災訓練の推進	・防火防災訓練等に要配慮者対応を取り入れ、要配慮者対応の必要性について啓発するとともに、地域における要配慮者への対応力を強化する。 ・要配慮者自身の防災行動力の向上を図る。 ・消防署職員の要配慮者に関する知識及び対応技術の向上方策を推進する。
社会福祉施設等の防火防災管理体制の充実	・障害者施設等に対する立入検査及び防火防災管理指導を実施し、防火防災管理体制の充実を図る。 ①関係法令等に基づく立入検査　②自衛消防訓練の実施促進
グループホーム防災対策助成事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）	・グループホームが消防用設備等を設置する場合、地域を交えた防災訓練を開催する場合及び従業者が防災に関する講習会等へ参加する場合の経費の一部を補助する。
「手話交番」表示板の設置	・一見して、手話のできる警察官が勤務していることがわかるように、「手話交番」の表示板を掲示する。 （警視庁職員に対する手話研修） 警察署の窓口、交番、運転免許試験場等に勤務する警視庁職員を対象として、手話技能を修得させることを目的として、初級、中級、上級と段階的に実施する。
緊急メール通報システムの整備	・聴覚又は言語・音声等に機能障害があり、音声による119番通報が困難な人の通報手段を確保することを目的に、緊急時に携帯電話等からｅメール、ウェブ機能を利用して東京消防庁に通報できるシステムを整備し運営する。
障害者が利用しやすい防火防災情報の発信	・障害者に対し、防火防災に関する情報を保障し、安全・安心を確保する。障害者が利用しやすい防火防災情報を発信する。
「消費生活情報」の提供	・視覚障害等のハンディキャップにより消費生活情報を得にくい消費者に向けて、録音CDや字幕入りDVD、出前講座等により情報を提供する。

コラム　ヘルプマーク・ヘルプカード

【ヘルプマーク】

（ヘルプマーク）

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そこで、東京都では、そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成しました。

ヘルプマークへの理解を広めるために、交通機関の優先席に案内表示を行うとともに、ポスターの掲示など区市町村や民間企業による普及啓発の取組を促進しています。

（表面：上部は都内統一デザイン）

（裏面：参考様式）

下記に連絡してください。
私の名前
（ア）　連絡先の電話
　　連絡先名(会社・機関等の場合)
　　呼んでほしい人の名前
（イ）　連絡先の電話
　　連絡先名(会社・機関等の場合)
　　呼んでほしい人の名前

（ヘルプカード）

【ヘルプカード】

障害がある方の中には、困っていることや支援が必要なことをうまく周囲に伝えられない方がいます。そうした方が緊急時などに周囲に支援を求めるためのツールとして、自治体ごとに作成されていた「ヘルプカード」について、認知度を高め、都内で統一的に活用できるように標準様式を定めました。

ヘルプカードの取組を多くの区市町村に拡大させ、広く都民や事業者に知っていただくため、ホームページ等を通じた広報を行うとともに、カードを活用する区市町村を支援していきます。

施策目標Ⅱ　社会で生きる力を高める支援の充実

【取組１】障害児支援の充実

◆　障害児とその保護者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、一般的な子育て支援施策における障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や障害特性に応じた適切な支援が提供されるよう障害児支援の提供体制の確保を進めます。

現状と課題

（障害児支援に求められる役割）

障害児及びその保護者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、身近な地域において、子供の成長段階や障害特性に応じたきめ細かな相談対応や療育等の適切な支援を行う必要があります。

その際、障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める観点から、保育・教育等とも連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制の構築が重要です。

また、障害児の放課後や夏期休業期間等の居場所づくり、保護者のレスパイト支援などの家族支援とともに、子育てと仕事の両立支援についても考慮する必要があります。

そのため、障害児通所支援や障害児を対象とする在宅サービスについて、一層充実する必要があります。あわせて、保育所や学童クラブ等においては、利用者ニーズに応じた支援が求められます。

地域においてこれらの支援体制の整備を進めるため、障害児施設・事業所には、直接、障害児に対して行う支援に加えて、その専門的な知識・経験に基づき、一般的な子育て支援施策をバックアップする後方支援としての役割が、今後、一層求められます。

障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策や障害児の早期発見・支援を進めるための母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、就学時及び卒業時において支援が継続されるよう、教育部門との連携体制を確保することが必要です。

（障害児支援の現状）

児童福祉法の改正により、平成 24 年 4 月に障害児支援の体系が再編されて以降、児童発達支援や放課後等デイサービスについては着実に整備が進んでいます。

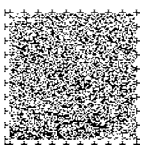

障害児入所施設については、平成 29 年度末までの経過措置期間中に、18 歳以上の入所者の状況等を踏まえながら、「障害児施設として維持」、「障害者施設への転換」、「障害児施設と障害者施設の併設」のいずれかを選択することとなっています。ただし、旧重症心身障害児施設については、経過措置期間後も療養介護と一体的に児者一貫した支援を行うことが可能とされています。

障害児相談支援は、ライフステージに応じた一貫した支援を行っていく上で重要であり、計画相談支援と同様に、全ての障害児通所支援の利用者について障害児支援利用計画が作成される体制を確保する必要があります。

児童発達支援（センター以外）及び放課後等デイサービスの事業所数及び定員

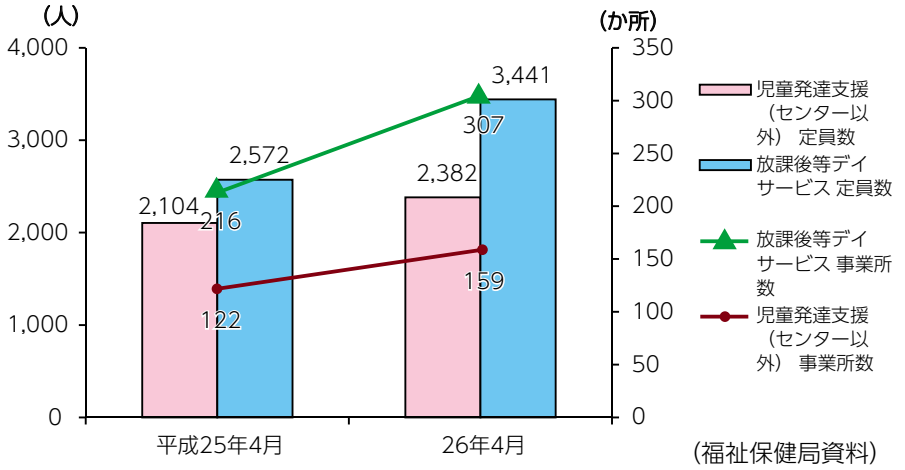

（福祉保健局資料）

指定障害児入所施設の定員総数

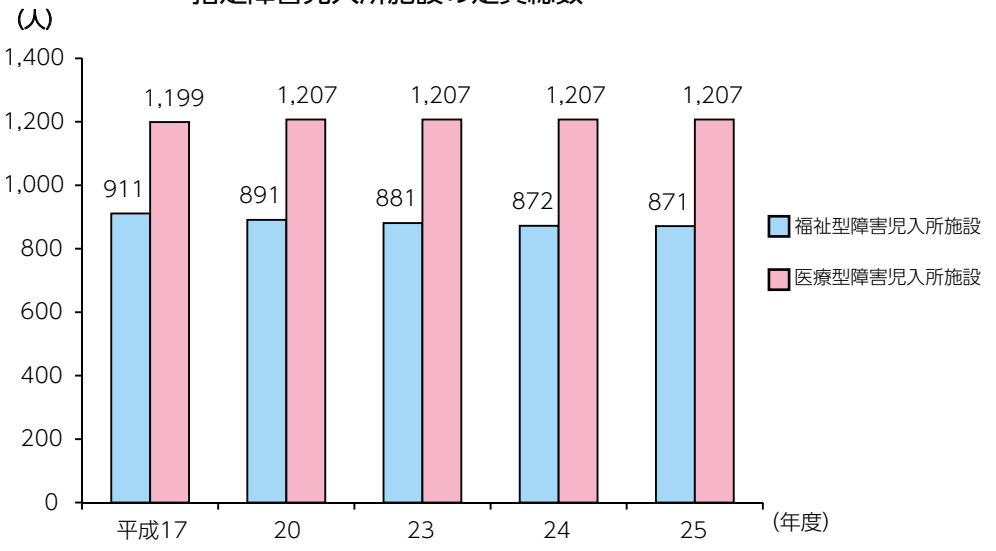

※　福祉型は、都外施設（都民が独占的に利用している施設、協定等により定員の一部を専用に利用している施設及び都立施設）の定員数を含む。

※　各年度末現在

（福祉保健局資料）

取組の方向性

（障害児支援の充実）

児童発達支援センターは、地域の障害のある子供やその家族からの相談への対応や、他の障害児支援事業所や障害児を受け入れている保育所等に対し専門的機能を活かした支援を行うなど、地域における障害児支援の中核的施設としての役割を担うことが求められています。

このため、地域支援体制の整備を進める観点から、「障害者・障害児地域生活支援３か年プラン」（平成 27 年度～平成 29 年度）において、新たに児童発達支援センターの整備目標を掲げ、設置者負担に対する特別助成を実施するなど、整備の促進に積極的に取り組みます。また、短期入所についても同様に、整備を促進していきます。

障害者・障害児地域生活支援３か年プランによる整備目標

事 項 名	内　容	平成29年度末 整備目標
障害児支援の充実 （児童発達支援センター）	地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの整備を促進します。	１０か所増
在宅サービスの充実 （短期入所）	障害者・障害児が身近な地域で短期入所（ショートステイ）を利用できるよう、整備を促進します。	220人増

※　短期入所の整備目標は、障害者も含めた総数

障害児相談支援については、区市町村が関係機関との連携の下で、ライフステージに応じた支援体制を確保できるよう、相談支援専門員の養成・確保を着実に進めていきます。

また、児童発達支援センター等の職員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援などを活用して、一般的な子育て支援施策における障害児の受入れを促進します。あわせて、障害の有無にかかわらずサービスを必要とする子供が保育所や学童クラブ等を利用できるよう、地域の実情に応じて様々な施策を展開する区市町村を支援していきます。

なお、障害児入所施設については、経過措置期間終了に向けた各施設の動向を見据え、今後、必要な定員の確保等について検討を進めていきます。

主な計画事業

児童発達支援センターの設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む）	・「３か年プラン」の特別助成：施設整備費の設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。〔東京都〕 ・地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援を提供するとともに、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設･事業所等に対し、専門的な支援を行う。〔区市町村〕
障害児保育事業への助成	・保育所において、障害のある子供を受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助する。 ・障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るため、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村や事業者を支援する。
学童クラブ事業への助成	・学童クラブにおいて、障害のある子供を受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助する。

【取組２】全ての学校における特別支援教育の充実

◆　児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸長し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培うため、全ての学校・学級における特別な支援を必要とする児童・生徒への支援体制を推進します。

現状と課題

（特別支援教育推進計画の着実な推進）

東京都教育委員会は、平成 16 年 11 月、障害のある幼児・児童・生徒の一人ひとりの能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与することを基本理念として、「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育の推進を図ってきました。

平成 22 年 11 月に策定した「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」（平成 23 年度～平成 28 年度）では、第一次、第二次実施計画で展開してきた取組を踏まえつつ、都立特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級指導学級で学ぶ幼児・児童・生徒への指導と支援の充実や、全ての学校、学級に在籍するものと推測される発達障害の児童・生徒に対応した施策を盛り込んでいます。

さらに、平成 25 年 4 月に策定した「東京都教育ビジョン（第３次）」では、「東京都特別支援教育推進計画の着実な推進」を主要施策として掲げています。

（障害の種類と程度に応じた特別支援教育の実施）

平成 25 年 9 月に、学校教育法施行令の一部が改正され、障害のある児童・生徒等の就学先を決定する仕組みについては、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況等を勘案し、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校のうち、最もふさわしい就学先を決定することになりました。

障害のある幼児・児童・生徒の可能性を最大限に伸長し、自立と社会参加を目指すため、区市町村との緊密な連携に基づき、障害のある児童・生徒等の障害の種類や程度に応じた教育の場の整備と適切な就学を更に推進していかなくてはなりません。

特に、発達障害の児童・生徒は、全ての学校・学級に在籍しているものと推測されることから、小・中学校や高等学校等における体系的、総合的な支援体制を整備する必要があります。

また、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図り、教育環境の改善を進める必要があります。

特別支援学校の在学者数（都内公立）

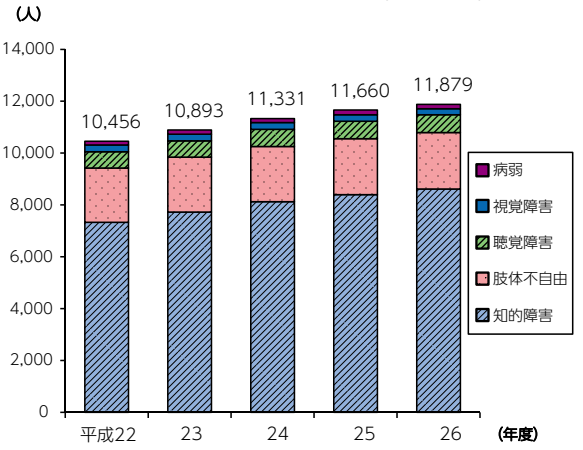

（公立学校統計調査報告書【学校調査編】（東京都教育委員会）より作成）

個別の教育支援計画作成率
（都内公立・幼小中高計）

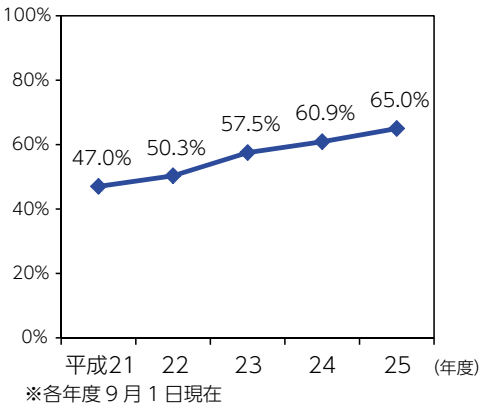

※各年度９月１日現在

（特別支援教育体制整備状況調査（文部科学省）より作成）

私立特別支援学校及び私立幼稚園においても、特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒が増加しており、学校はきめ細やかな対応を求められています。

このほか、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる、という生涯学習の理念は障害者にとっては重要であり、特別支援学校においても取り組むことが求められています。

取組の方向性

（全ての学校・学級での特別支援教育推進体制の整備）

学校教育法施行令の一部改正の趣旨を踏まえ、区市町村教育委員会が障害のある幼児・児童・生徒を認定特別支援学校就学者として判断し、東京都教育委員会に通知する際に、判断に至った経緯と理由を的確に把握し、必要に応じて助言することにより、より一層、適切な就学が行われるよう支援していきます。

障害のある幼児・児童・生徒に適時・適切な支援を実現していくために、就学前から学校卒業後まで連続性のある支援を確実に引き継ぐためのツールとして、個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の充実を図り、教育・福祉・医療・保健・労働等の連携強化を目指します。

都立高等学校等においては、特別支援教育や発達障害の特性に対する一層の理解を図るため、個別指導計画や個別の教育支援計画（学校生活支援シート）等の作成・

活用に役立つ指導資料の作成・配布や様々な機会を捉えた特別支援教育の研修等を実施します。

公立小学校においては、平成 28 年度から順次全ての学校に「特別支援教室」を導入し、在籍校において発達障害の状態等に応じた個別指導や小集団指導を実施する体制を整備します。

あわせて、小・中学校ともに、通常の学級、特別支援教室及び自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）等の役割分担を明確にした「重層的な支援体制」を確立し、発達障害の状態等に応じた教育内容・方法の充実と適切な就学について、より一層の推進を図ります。

さらに、公立学校に在籍する全ての発達障害の児童・生徒への障害特性に応じた支援に向け、小・中、高等学校において、医師等の専門家の巡回や支援員の活用方法などの実践的な研究を行います。

これらの取組に加え、発達障害に関する理解促進を含めて、発達障害教育の課題と必要な施策について検討し、小・中、高等学校それぞれの段階を通じて、児童・生徒一人ひとりがその能力を最大限伸ばしていけるよう、総合的な計画を策定します。

自立と社会参加に向けた多様な進路希望に応えるため、新たなタイプの学校として、就労を目指す都立知的障害特別支援学校高等部就業技術科・職能開発科や複数の障害教育部門を併置する学校の設置を進めます。あわせて、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化に適切に対応できるよう、必要な教育環境の向上に取り組んでいきます。

都立肢体不自由特別支援学校において、教員、看護師、学校介護職員（介護の専門家）、外部専門家（理学療法士等）などが連携するチーム・アプローチにより、教員が授業づくりに専念できる体制を整備し、児童、生徒の障害の状態に対応した指導の充実を図ります。

また、私立学校については、私立特別支援学校等経常費補助、私立幼稚園特別支援教育事業費補助、私立専修学校特別支援教育事業費補助を充実することにより、引き続き特別支援学校等の教育水準の維持・向上、並びに保護者の経済的負担の軽減を図ります。

都立特別支援学校において、障害者の生涯学習の場の一つとして、障害者を対象に公開講座を実施していきます。

主な計画事業

小・中学校及び高等学校における特別支援教育の推進	・以下の取組に加え、発達障害に関する理解促進を含めて、発達障害教育の課題と必要な施策について検討し、小・中、高等学校それぞれの段階を通じて、児童・生徒一人ひとりがその能力を最大限伸ばしていけるよう、総合的な計画を策定する。 【小・中学校】 ①発達障害の児童・生徒が在籍校・在籍学級において適切な指導・支援を受けられるよう全ての公立小学校への「特別支援教室」の円滑な導入に向けた区市町村支援を行う。 ②小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行う。 【高等学校】 ①全ての都立高等学校等における特別支援教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターの研修や協議会を充実し、関係機関・専門家等との適切な連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の円滑な実施等を支援する。 ②都立高等学校等に在籍する発達障害の児童・生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行う。
区市町村との連携体制の構築	①「エリア・ネットワーク」の定着 発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていく。 なお、都立及び区立知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していく。 ②都立特別支援学校のセンター的機能の発揮 都立特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児（者）の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していく。 ③広域特別支援連携協議会（「就学支援部会」及び「就労支援部会」）（平成17年9月設置） 児童・生徒のライフステージに応じた効果的な支援を実現し、各関係機関相互の連絡・調整や区市町村の関係部署との連絡・調整を行うことを目的に設置する。
都立特別支援学校の適正な規模と配置	・東京都特別支援教育推進計画に基づき、新たなタイプの学校として生徒全員の企業就労を目指す高等部就業技術科・職能開発科と複数の障害を併置する学校の設置を進める。あわせて、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化に適切に対応できるよう、都立特別支援学校に必要な教育環境の向上に取り組む。

都立特別支援学校における外部専門家の導入	①都立肢体不自由特別支援学校において、教員、看護師、学校介護職員（介護の専門家）、外部専門家（理学療法士等）などが連携するチーム・アプローチにより、教員が授業づくりに専念できる体制を整備し、児童・生徒の障害の状態に対応した指導の充実を図る。 ②都立知的障害特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るため、外部専門家を導入する。
東京都教職員研修センターにおける特別支援教育に関する研修の充実・強化	・特別支援教育に関する研修を充実・強化することで、教職員の資質の向上を図る。
私立特別支援学校等における特別支援教育への助成	・私立学校における特別支援教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小中学校、障害のある幼児・生徒が在籍する私立幼稚園及び私立専修学校高等課程の設置者に対して助成する。 ①私立特別支援学校等経常費補助 ②私立幼稚園特別支援教育事業費補助 ③私立専修学校特別支援教育事業費補助

【取組３】職業的自立に向けた職業教育の充実

◆　都立知的障害特別支援学校等における職業教育の充実を図り、障害の程度に応じたきめ細かな職業教育や就労支援を行うことで、生徒の職業的自立と社会参加を促進します。

現状と課題

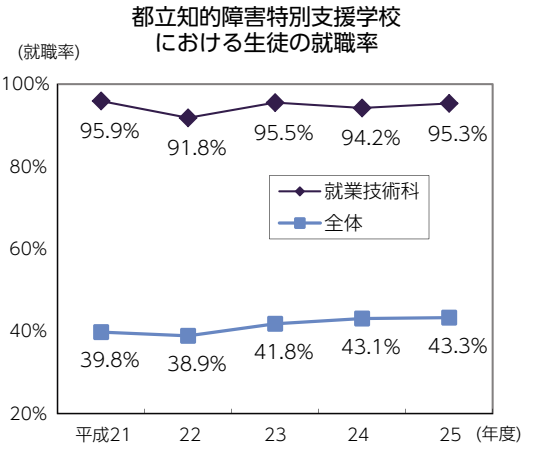

※　卒業年度の翌年度の５月１日時点

（東京都教育委員会作成）

東京都では、都立知的障害特別支援学校において、これまで知的障害が軽度の生徒を対象に専門的な職業教育を行う高等部就業技術科を設置してきました。就業技術科では、生徒全員の企業就労に向けた教育を行うことにより、卒業生について、９割を超える就職率を実現するとともに、ハローワークや地域の関係機関と連携して職場定着等の支援にも取り組んできました。

就業技術科設置校の実績を踏まえ、生徒の職業的自立を一層進めるため、普通科に在籍する知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職業教育の充実が求められています。

都立特別支援学校高等部における進路状況【状況別割合】

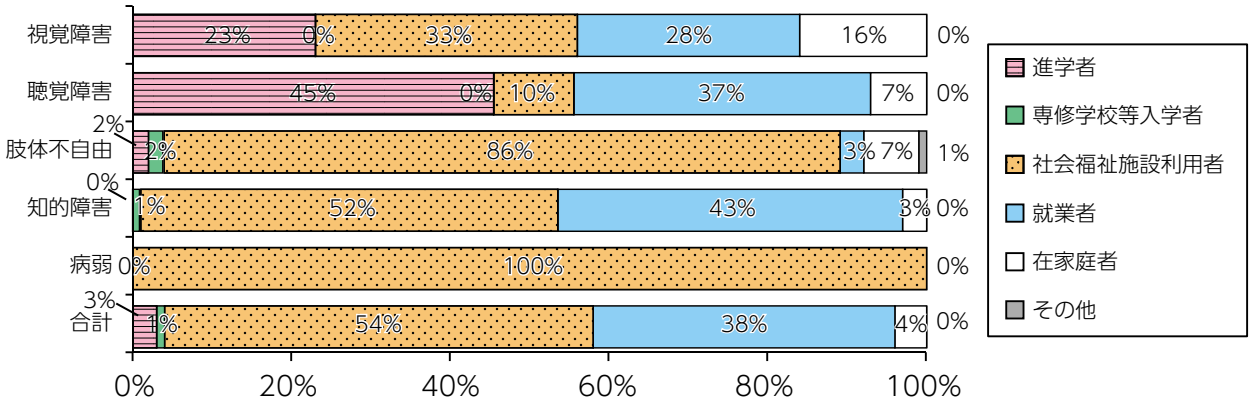

※平成 26 年５月１日現在（平成 26 年３月卒業生）

（平成 26 年度公立学校統計調査報告書【公立学校卒業者（平成 25 年度）の進路状況調査編】（東京都教育委員会）より作成）

取組の方向性

都立特別支援学校においては、障害種別に応じた小学部から高等部までの一貫性のあるキャリア教育を推進し、高等部段階では就業体験や産業現場等における実習等の機会を適切に設定し、職業教育の充実に努めます。

都立知的障害特別支援学校高等部に在籍する知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う職能開発科の設置を進め、今後全都で 10 校程度まで拡充していきます。

都立知的障害特別支援学校高等部普通科においては、教育課程の類型化を推進するとともに、職業教育の充実事業実践研究校による成果を踏まえ、障害が中・重度の生徒へも職業能力の開発等に向けた作業学習の改善・充実を推進し、職業教育の充実を図ります。

都立肢体不自由特別支援学校においては、都立知的障害特別支援学校における成果をもとに、障害特性を踏まえた作業学習の改善・充実を推進し、生徒の多様な進路希望に応えるための職業教育の充実を図ります。

さらに、教育委員会、福祉保健局、産業労働局等の連携による「企業向けセミナー」を開催し、企業に対して障害者雇用に関する理解と協力を求めていきます。また、引き続き、企業経営経験者等の中から障害者雇用に見識の高い人材を「就労支援アドバイザー」として登録し、職業教育や進路指導等の助言を得るとともに、東京都特別支援教育推進室に配置している就労支援員や都立特別支援学校の進路指導担当教員との連携による効果的な企業開拓等を進めるなど、就労支援体制を整備していきます。

都立特別支援学校の卒業生の職場定着支援については、地域の関係機関等と連携して高等部卒業時に作成する個別移行支援計画を地域の就労支援機関に着実に引き継いでいきます。

主な計画事業

特別支援学校における就労支援	・都立特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指し、都立特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するため、次の事業を展開していく。 ①民間の活力による企業開拓等 　民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行うとともに、高等部を設置する都立特別支援学校において開拓した企業情報を活用し、就労支援体制の充実を図る。 ②企業向けセミナーの実施 　企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施する。
高等部職能開発科の設置	・知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科を設置する。

【取組１】一般就労に向けた支援の充実・強化

◆　一般就労を希望する障害者が企業等に就労できるよう、関係機関が連携して障害者雇用を促進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

◆　中小企業を中心に企業での雇用促進に向けた取組を支援します。

現状と課題

（これまでの取組と障害者雇用の現状）

第３期東京都障害福祉計画においては、平成 26 年度に、①区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労者数　1,500 人（平成 17 年度実績の 2 倍以上）、②福祉施設における就労から一般就労への移行者数を 852 人（平成 17 年度の 4 倍以上）とすることを目標としており、①については、平成 25 年度実績で 1,745 人、②については、1,355 人といずれも目標を上回っています。

区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数・事業実施区市町村数・福祉施設から一般就労への移行者数

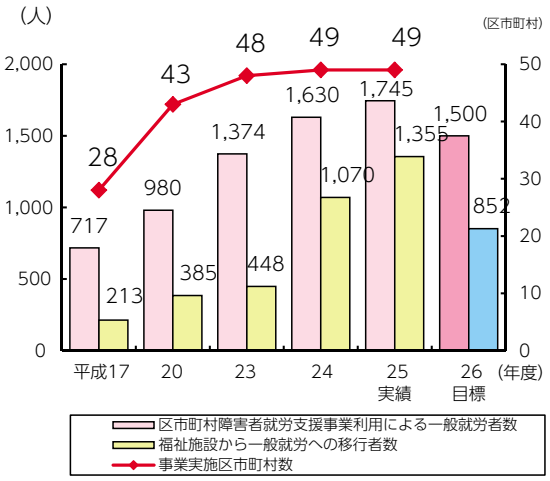

(区市町村報告、「就労移行等実態調査」　東京都分集計より作成)

※　福祉施設：ここでは、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所のことをいいます。

また、平成 26 年 6 月の都内民間企業の障害者実雇用率は 1.77％と過去最高となりましたが、法定雇用率（2.0％）及び全国平均（1.82％）を依然として下回っています。このため、福祉施設から一般就労への移行を含め、一般就労を希望する障害者が企業等に就労できるよう、就労支援の充実・強化に引き続き取り組む必要があります。

実雇用率を企業規模別にみると、1,000 人以上規模の企業においては 2.02％、300 ～ 999 人規模の企業は 1.62％、50 ～ 299 人規模の企業の実雇用率は 0.99％となっており、特に中小企業での障害者雇用が進んでいません。障害者の雇用経験やノウハウが乏しい企業においては、障害者の雇い入れや継続雇用に不安を感じている場合が多くあります。

就労移行支援事業所は、一般就労を希望する障害者に必要な訓練等の支援を行う福祉施設として、福祉施設から一般就労への移行について中心的な役割を担うことが求められていますが、就労移行率が 30%以上（対現員）の事業所が 40%以上ある一方で、就労移行率が 0%の事業所も 30%弱あるなど、事業所ごとの支援実績にはばらつきがあり、支援力の向上が課題となっています。

さらに、新規就労への支援だけでなく、障害者が安定して働き続けられるための、職場定着への支援の拡充・強化も必要です。

平成 30 年 4 月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加されることが予定されており、精神障害者の就業支援の一層の充実が必要となります。

「東京都長期ビジョン」では、2024（平成 36）年度末までに障害者雇用を 4 万人増加させることを目標に掲げており、その達成に向けて、これらの課題を踏まえて取り組んでいく必要があります。

都内民間企業の障害者雇用状況（各年 6 月 1 日現在）

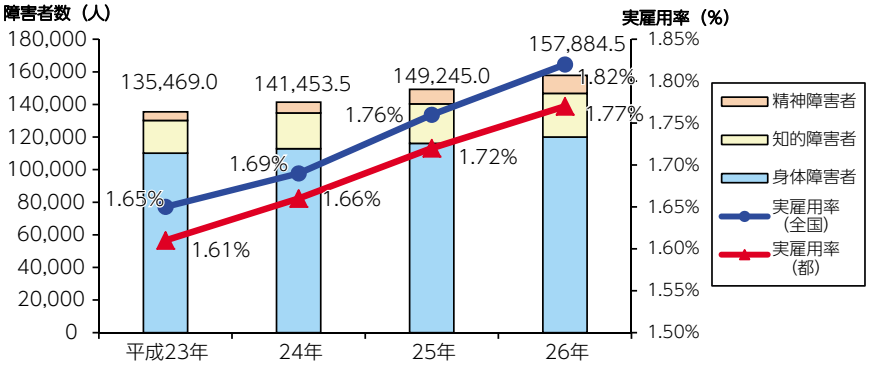

（「障害者雇用状況の集計結果」（厚生労働省）、「東京労働局管内における障害者雇用状況の集計結果」（東京労働局）より作成）

都内民間企業における企業規模別の状況（平成 26 年 6 月）

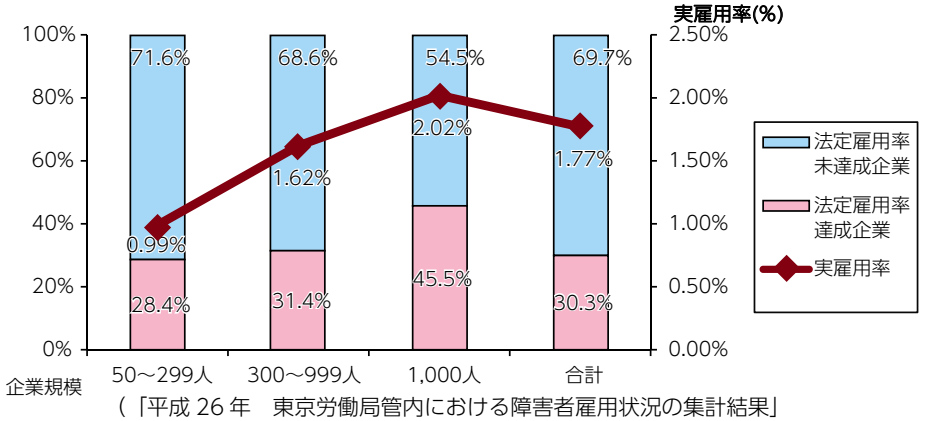

（「平成 26 年　東京労働局管内における障害者雇用状況の集計結果」（東京労働局）より作成）

就労移行支援事業所の就労移行率ごとの事業所数の割合

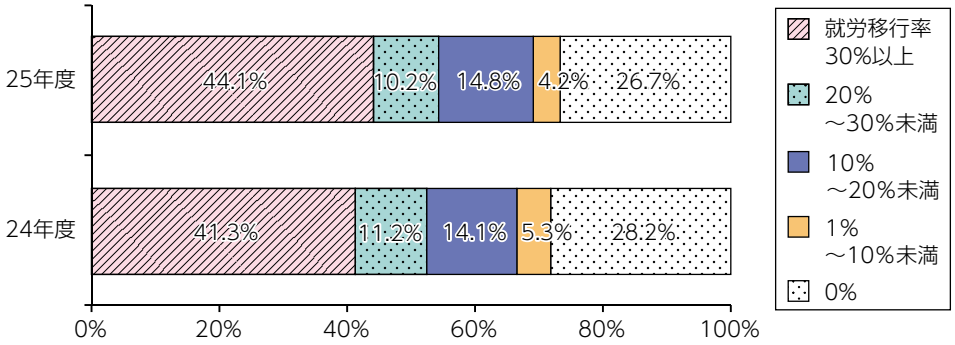

※　平成 26 年度及び平成 25 年度の 10 月 1 日現在で指定を受けている事業所に対し、それぞれ前年度実績について調査したもの。

（平成 26 年度・平成 25 年度「就労移行等実態調査」　東京都分集計）

取組の方向性

（一般就労に関する成果目標）

①平成 29 年度中の区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数を 2,500 人とする、②福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者を 2,140 人（平成 24 年度実績の 2 倍以上）とする、③就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を全体の 5 割以上とする、の 3 つを目標として、障害者の一般就労を促進します。

（就労支援機関による支援の充実）

障害者が、障害の特性に応じた支援を受けながら安心して一般就労にチャレンジでき、企業も障害者雇用に対する不安を解消し、円滑に雇用を開始・継続できるようにするためには、就労支援機関によるきめ細かなサポートが不可欠です。

区市町村が障害者就労支援センターを設置し、職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、健康管理や就職後の悩みを解消するための相談などの就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」を推進します。さらに、福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業に障害者雇用への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」についても、区市町村障害者就労支援センターへの配置を促進し、福祉施設の利用者が一般就労へ移行しやすい環境の整備を進めます。

就労移行支援事業所や区市町村障害者就労支援センター等の職員の支援力の向上を図るため、障害者を雇用しようとする企業と就労する障害者のマッチングに関する実践的な技術や、精神障害、発達障害などの障害特性に応じた支援等に関する専

門知識を習得するための研修を実施していきます。

また、精神障害者が就労し、安定的に働き続けるためには、就労支援機関、企業及び医療機関の連携が重要であることから、就労支援機関や医療機関等を対象として、精神障害者を雇用している企業などへの見学会等を行うことにより、精神障害者の就労支援について関係機関の理解促進と連携強化を図ります。

（関係機関の連携による支援の充実）

一般就労を促進するためには関係機関・団体等が連携し、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成していくことが重要です。東京都は、引き続き、東京都障害者就労支援協議会を通じて、経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、就労支援機関等と連携して、障害者雇用を推進していきます。

また、障害者一人ひとりの就労を支援するためには、各地域での就労支援のネットワークが重要であり、都内６か所の障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、区市町村障害者就労支援センター等の就労支援機関、特別支援学校、地元の商工団体、医療機関等が連携して、就労や職場定着等の支援の充実を図ります。

（雇用の場と機会の提供）

都庁及び都立学校等において、知的障害者や精神障害者が業務経験を積む機会を確保し、一般企業への就職の実現を図る「雇用にチャレンジ」事業については、これまでの実施状況を踏まえ、より効果的な支援の在り方について検討するなど、更なる充実に取り組んでいきます。また、区市町村による、障害者の就労機会の拡大の取組を支援していきます。

（障害特性に応じた職業訓練）

障害者がそれぞれの特性に応じた知識や技能を習得することで、職業的社会的自立を図れるよう、東京障害者職業能力開発校を中心に障害者職業訓練を展開していきます。

従来の身体・知的障害者訓練に加え、精神障害者・発達障害者に特化した職業訓練科目として「職域開発科」を東京障害者職業能力開発校に設置し、障害特性に応じた選択制の職業訓練から就職・職場定着までの一貫した支援を実施します。

（障害者の雇用促進に向けた企業への支援等）

中小企業での障害者雇用を促進するため、企業内で障害者雇用の中核となる人材を育成していくほか、企業における障害者雇用の理解促進に向けた普及啓発や情報発信を強化していきます。

法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることを見据え、精神障害者を初めて雇用する中小企業に対する採用から雇用管理までの一貫した支援や、精神障害者を対象とする能力開発や就業支援等を行っていきます。

障害者の職場定着が図られるよう、中小企業の個々の事業に応じて東京ジョブコーチが支援を行うほか、雇用継続への助成等により障害者の職場定着を促進していきます。

主な計画事業

東京都障害者就労支援協議会	・障害者雇用の拡大を目指し、関係各局による従来の取組に加え、庁内各局、関係機関、企業及び経済団体を含めた協議の場を設け、各関係機関が連携を図りながら障害者の企業就労を促進する。
区市町村障害者就労支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）	・障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関を設置する。 （事業運営の強化） 「地域開拓促進コーディネーター」の配置（就労移行に関する施設経営者･職員、利用者、親などへの積極的な働きかけ、企業開拓・企業支援など）
障害者就業・生活支援センター事業	・障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業･生活支援センター」を設置し、運営を支援している。
障害者就労支援体制レベルアップ事業	・区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行い、就労支援に従事する人材の資質・能力の向上を図る。
就労支援機関等スキル向上事業	・就労支援機関等を対象に、障害者を雇用しようとする企業と就労を希望する障害者のマッチングに関する技術や、精神障害、発達障害などの障害特性に関する研修などを行い、支援力の向上を図る。
精神障害者就労支援連携強化事業	・精神障害者の就職及び安定的な就労継続に向け、就労支援機関や医療機関等を対象として、精神障害者を雇用する企業などへの見学会のコーディネート等を行うことにより、精神障害者に対する就労支援の更なる理解促進と連携強化を図る。
チャレンジ雇用の推進	・知的障害者・精神障害者の雇用機会の拡大を目指し、都庁におけるチャレンジ雇用を推進する。（臨時職員・非常勤職員雇用）
東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施	・職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者の職業訓練を実施する。

総合コーディネート事業	・障害者を就業に結び付けるコーディネート機能の充実・強化を図り、普及啓発のためのセミナーから、中小企業等の人事担当者に対する障害者雇用に必要な知識やノウハウ等の提供、精神障害者を初めて雇用する中小企業等に対して、雇用前の環境整備から雇用後の管理に関する一貫した支援など各種支援事業を実施する。
東京ジョブコーチ支援事業	・国に準じたジョブコーチを独自に養成し、初めて障害者を雇用する中小企業などにジョブコーチが出向いて職場定着支援を行うことにより、障害者雇用の促進を図る。
東京中小企業障害者雇用支援助成金	・大企業と比べて障害者雇用が進んでいない都内中小企業に対し、障害者雇用の拡大と職場定着の一層の促進を図る。
中小企業のための障害者雇用支援フェア	・障害者雇用の進んでいない中小企業に対して障害者雇用に係る支援制度・支援機関等を総合的に紹介し理解を深めるためのフェア（イベント）を開催し、中小企業事業主の障害者雇用を推進させる。

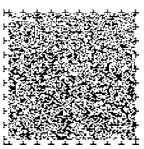

【取組２】福祉施設における就労支援の充実・強化

◆　障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、受注の拡大と工賃の向上を目指す福祉施設の取組を支援します。

現状と課題

（福祉施設における工賃の状況）

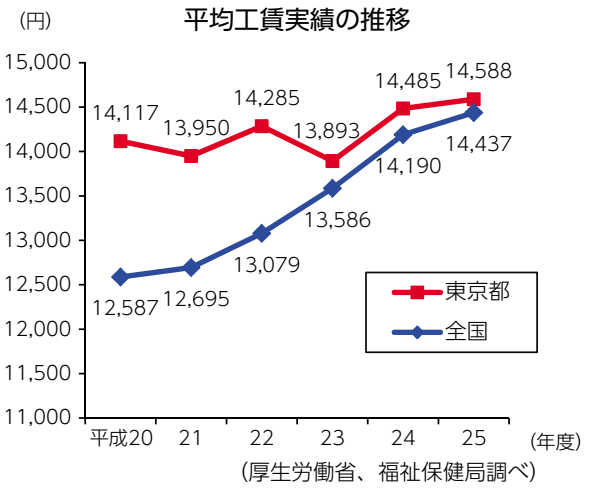

(厚生労働省、福祉保健局調べ)

障害者がいきいきと働ける社会を実現するためには、障害者が自らの希望や力量に応じた働き方を選択できることが必要です。一般就労を希望する障害者には、できる限り企業等への就労を支援していくとともに、一般就労が困難な障害者の就労の場を確保することが必要です。

そのような企業等で働くことが困難な障害者の就労の場である就労継続支援事業所等の福祉施設において、生産活動等により得られる工賃収入は低い水準にとどまっており、福祉施設の利用者が地域での自立生活や将来の生活設計を展望することが難しい状況にあります。

東京都では、東京都工賃向上計画（平成 24 年度～平成 26 年度）を策定し、福祉施設の工賃アップを支援してきました。各年度において工賃は上昇傾向にあるものの十分とは言えません。

取組の方向性

（工賃向上に向けた取組への支援）

福祉施設で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら、地域で自立した生活を実現できるよう、就労支援に取り組む福祉施設に経営努力を促すとともに、関係機関や区市町村等と連携して、新たな工賃向上計画を策定し、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指します。

施設職員の意識改革と利用者のモチベーションアップに関する研修を実施することにより、施設内の工賃向上に向けた気運を醸成するとともに、生産性の向上を図

る設備の導入を支援し、工賃向上を図ります。

複数の就労継続支援事業所等が共同して受注できる体制づくりを支援し、受注機会の拡大を図ります。さらに、障害者施策推進区市町村包括補助事業により区市町村が行う共同受注、共同製品開発等のネットワーク構築や、事業所への経営コンサルタントの派遣等を行う事業について、引き続き支援を行います。

新たに、トライアルショップを都庁内等に開設し、福祉施設の自主製品に対する理解促進と製品販売の機会の提供を図ります。

また、東京都も自ら、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。

主な計画事業

工賃アップセミナー事業	・福祉施設の工賃水準を向上するため、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高める研修を実施することにより、工賃向上に向けた気運を醸成する。
受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	・受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する補助を行い、就労支援施設で就労する障害者の自立を促進する。
共同受注マッチングモデル事業	・受発注マッチングを促進する専門の推進員を配置し、共同受注体制の基盤づくりをモデル的に実施することで、広域的な共同受注体制について検証する。
福祉・トライアルショップの展開	・都内にトライアルショップを開設することにより、就労継続支援B型事業所等の自主製品の普及、販路の拡大及び工賃の向上等を図る。
経営コンサルタント派遣等事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）	・都内における作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費、及び事業所が工賃アップに取り組むために必要な経費を補助する。
作業所等経営ネットワーク支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）	・作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行う。

【取組１】ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりの推進

◆　障害者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。
◆　円滑な移動や施設利用のためのバリアフリー化を推進し、障害者の自立と社会参加のための環境を整備します。

現状と課題

（バリアフリー化の状況）

平成 25 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」によれば、「趣味や社会活動等への参加」について、身体障害者では「活動したいと思うができない」の割合が 26%でした。さらに、「社会参加をする上で妨げになっていること」について、同じく身体障害者では、「電車やバスなどを使っての移動が不便」が最も高く 19%、その他「道路や駅などの利用が不便」が 17%、「利用する建物の設備が整備されていない」が 6%となっています。これらの割合は、平成 20 年度の同調査と比較するといずれも低下しています。

社会参加をする上で妨げになっていること（身体障害者）

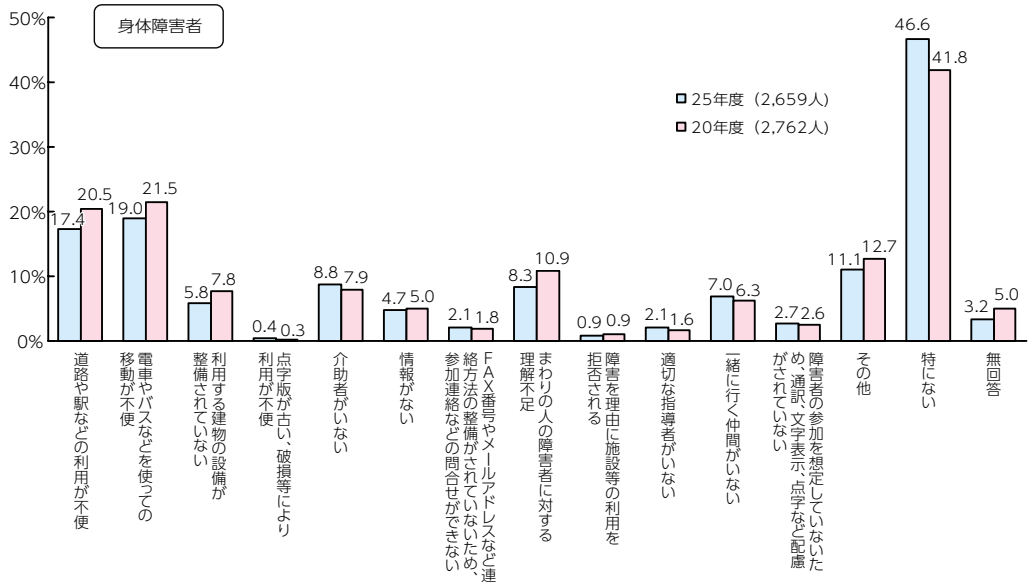

（平成 25 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」（福祉保健局））

東京都は、平成７年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定し、高齢者、障害者、子供、外国人、妊娠中の人や怪我をした人などを含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めています。

建築物のバリアフリー化については、同条例に加え、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）」等に基づき、新設・改修の際に、着実に整備を促進してきました。

また、鉄道駅におけるエレベーター等による段差解消の整備率やノンステップバスの整備率など、交通機関や公共空間のバリアフリー化は、着実に進展してきています。

都におけるバリアフリー化の進捗状況（公共交通機関）

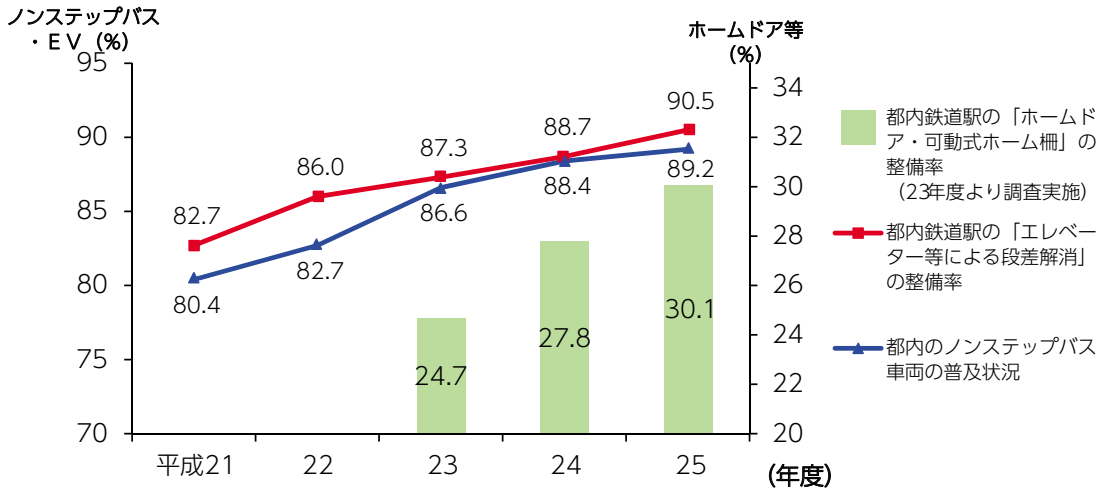

（都市整備局、福祉保健局資料より作成）

しかし、依然として、社会参加をする上で妨げがあるとする障害者の割合も少なくないことから、高齢者等も含めた全ての人が、安全、安心、快適に利用できるよう、更に福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、障害者を含め国内外から東京を訪れる多くの人々の安全で円滑な移動環境を確保するため、バリアフリー化の取組を進めていくことが重要です。

さらに、不特定多数の障害者等を対象とした施設のバリアフリー化は、平成 28 年４月から施行される障害者差別解消法に基づく、合理的配慮の実施に向けた事前の環境の整備としても位置付けられることから、積極的に進めていく必要があります。

取組の方向性

（ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり）

東京都は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として、平成 26 年 3 月に、平成 30 年度までを計画期間とした新たな「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定しました。引き続き、東京都障害者計画と東京都福祉のまちづくり計画の連携を相互に図りながら施策を展開していきます。

障害者等の円滑な移動を促進するため、鉄道駅において、エレベーター等の整備による段差解消や、ホームからの転落事故防止効果が高いホームドアの整備を促進するとともに、駅、公共施設等を結ぶ都道等において、歩道の段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を進めていきます。

特に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、競技会場周辺等において整備を促進します。

旅客施設や生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路等の面的・一体的なバリアフリー化を促進するため、区市町村によるバリアフリー基本構想の策定を支援します。

同時に、住民が日常生活の中で福祉のまちづくりの進展を実感できるよう、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、物販店や飲食店等の身近で利用頻度の高い建築物のバリアフリー化を一層促進します。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて東京都が新設する恒久施設について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を行い、誰もが快適にスポーツを楽しめる環境を整えます。

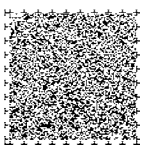

主な計画事業

鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）	・エレベーター等の整備を促進し鉄道駅における円滑な移動を確保するため、エレベーター等の整備に対する補助を行う。
鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホーム柵等整備促進事業）	・ホームドアの整備を促進し鉄道駅における安全性を確保するため、ホームドアの整備に対する補助を行う。
だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	・公共性が高く、重要な移動手段である民営路線バスについて、高齢者をはじめ、だれにも乗り降りしやすいノンステップバス購入経費の一部を補助することにより、ノンステップバスの導入促進を図る。
都営交通の施設・設備の整備	・新宿線へのホームドアの整備
安全で快適な歩道の整備・道路のバリアフリー化	①安全で快適な歩道の整備 歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した幅員2.0m以上の歩道を整備し、誰もが安全で安心して通行できる歩行空間を創出する。 ②道路のバリアフリー化 区市町村が作成する基本構想に基づき、特定道路（都道）のバリアフリー化を重点的に行うとともに、基本構想が未策定であっても、都道のバリアフリー化を順次進める。 また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、観光地や競技会場周辺等の都道のバリアフリー化も推進する。
視覚障害者誘導用ブロック等の設置	・視覚障害者が安全かつ円滑に移動できるようにするため、視覚障害者誘導用ブロック等を設置する。
視覚障害者用信号機・エスコートゾーンの設置・改善	・視覚障害者等が、横断歩道を安全にわたるため、擬音（鳥の鳴き声）によって青信号であることを知らしめる視覚障害者用信号機の整備及び押しボタンを押すのが困難な障害者が、携行小型発信器により電波を発し、青色表示時間を延長し安全な横断ができる高齢者等感応式信号機の整備を推進するとともに、エスコートゾーンを整備する。
オリンピック・パラリンピック競技会場の整備	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、有明アリーナなど７施設を新設する。整備に当たっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰もが快適にスポーツを楽しめる環境を整える。

【取組２】差別の解消と心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進

◆　障害者差別解消法に基づき、東京都として差別禁止や合理的配慮の提供、環境整備に取り組むとともに、都民や事業者への法の趣旨の普及等を進めます。

◆　障害や障害者への理解を進め、互いを思いやる心を育む心のバリアフリーや、様々な障害特性に配慮した情報バリアフリーを進めます。

現状と課題

（障害者差別解消法等）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者基本法の基本原則である「差別の禁止」を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年６月、障害者差別解消法が制定されました。

障害者差別解消法では、障害者基本法と同様、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるもの、とのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえた上で、「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を社会的障壁と定義し、その除去について、負担が過重でないときは、合理的配慮をしなければならないとされています。

合理的配慮は、個別の事案ごとに、障害の特性、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、適切な対応のためには、都民一人ひとりが法の趣旨について理解を深めることが不可欠です。また、合理的配慮を的確に行うためには、ハード面のみならずソフト面を含めた環境の整備を併せて進めることも重要です。

また、同法において、行政機関等は、障害者差別の解消に率先して取り組む主体として、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供についても法的義務とされており、東京都においても適切に対応していく必要があります。

特に、選挙に関する情報提供や投票環境については、障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、適切な配慮が必要です。

また、障害者雇用促進法の改正により、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務が定められ、各々の民間の事業主等は、国の指針等を踏まえて対応することとされました。このうち、募集及び採用時や職場における合理的配慮の提供義務に係る規定については地方公務員に対しても適用されるため、民間の事業主とともに 東京都においても国の指針を踏まえた適切な対応が求められます。

障害者差別解消法の概要

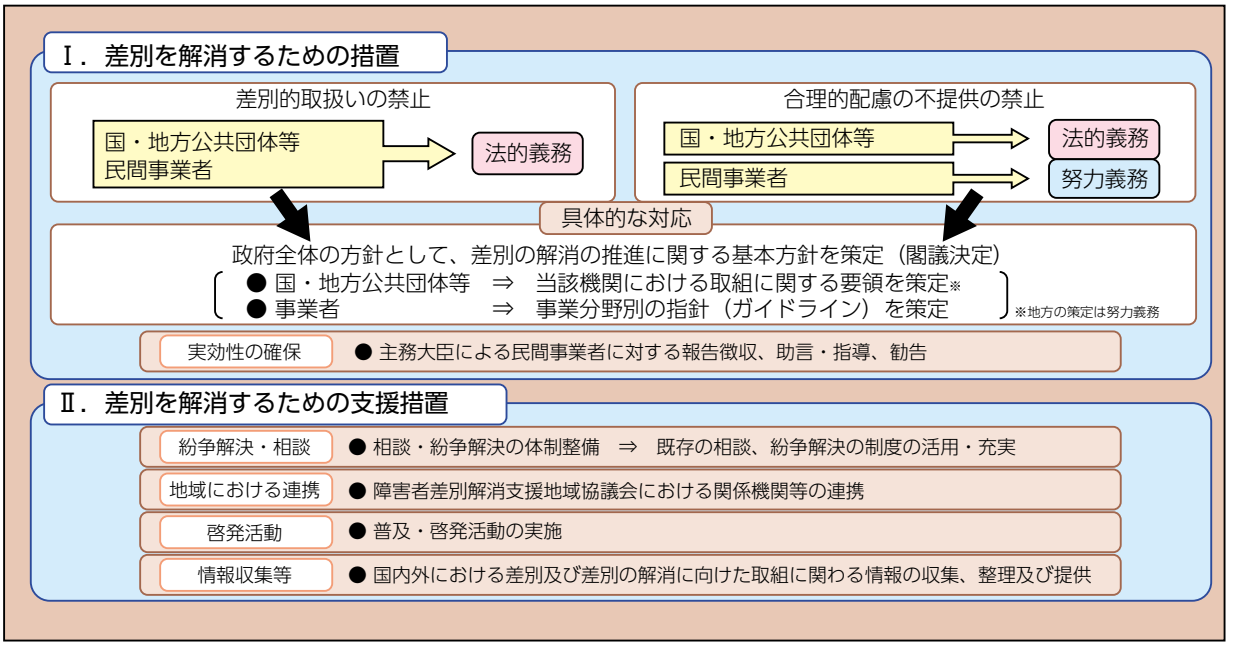

(内閣府資料より作成)

（心のバリアフリーの推進）

真にバリアフリー社会を実現するためには、ハード面だけではなく、障害や障害者への理解を深め、互いに思いやる心を育むソフト面の取組を進めていかなくてはなりません。

平成 25 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」によれば、「社会参加をする上で妨げになっていること」について、「周りの人の障害者に対する理解不足」を挙げた割合は、身体障害者で 8%、知的障害者で 17%、精神障害者で 21%でした。また、平成 26 年インターネット福祉保健モニターアンケートでは、「障害者と付き合って、戸惑ったり悩んだりした経験がある」が 61%で、このうち「困っているようだが、どう手助けしていいかわからなかった」の割合は 52%でした。

障害者と付き合う中で、戸惑ったり悩んだりした経験(N=102)

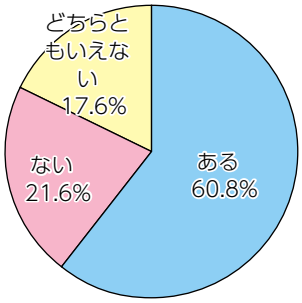

どのようなときに戸惑ったり悩んだりしたか(N=62)

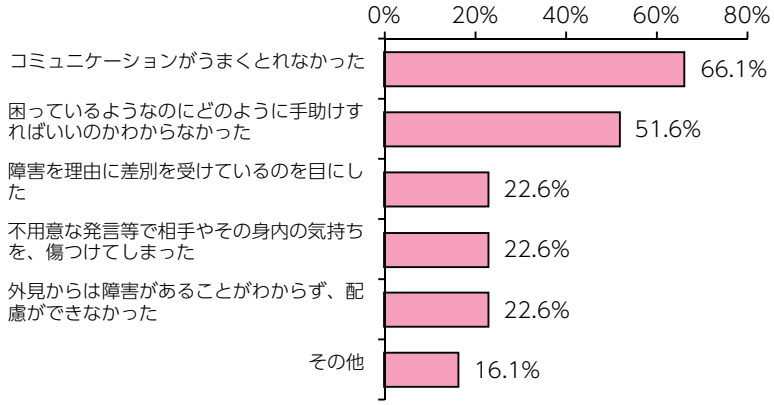

（インターネット福祉保健モニターアンケート「障害及び障害のある方への理解」について（平成 26 年 11 月　福祉保健局発表））

「全ての都民が共に暮らす地域社会」を実現するためには、障害者が日常生活や社会生活を営む上での困難さについて、都民一人ひとりが自らの身近な問題として考え、「障害は特別な、ごく一部の人の問題である」といった意識上の壁を取り除くことが重要です。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、国内外から多くの人が東京を訪れますが、その中には、障害者や様々な理由で支援が必要な人も含まれることから、思いやりの心を持った対応が求められます。大会を契機に、支援が必要な人への理解や互いを思いやる心が一層醸成されることで、全ての人がお互いに尊重し、支え合いながら共に生活する社会が実現することが望まれます。

（情報バリアフリーの充実）

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、外国人など、情報を得ることが困難な人への情報保障の観点から、音声や文字による情報化のほか、絵文字・記号・多言語表記、点字、手話・筆記、ＩＣＴ（情報通信技術）機器等による多様な情報提供手段の整備を推進する必要があります。

行政情報をはじめ情報の提供に当たっては、それぞれの障害特性等を踏まえた配慮や提供する情報の種類等の充実が必要です。また、情報の内容を理解することが

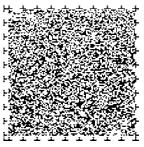

困難な人に対しては、必要な情報を分かりやすいかたちで提供するなどの対応を図ることが求められます。

東京都では、これまで、視覚障害者向けには点字や音声、聴覚障害者向けには文字化や手話、外国人向けには多言語表記などのほか、インターネット等を活用し、様々な情報提供を行ってきました。

今後も障害者を含めた全ての人が、あらゆる場面で必要な情報を適切な時期に、多様な情報提供手段により容易に入手できる環境を整備していく必要があります。

取組の方向性

（行政サービス等における配慮等）

平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に向けて、広く都民、事業者に対して、障害者差別や合理的配慮等の具体的な事例の紹介などにより、法の趣旨の普及と障害に関する理解の促進を図ります。

また、東京都においても、国の基本方針等を踏まえた上で、差別禁止を確実なものとするため、職員対応要領を作成し、具体的な取組を進めます。あわせて、障害者雇用促進法の改正に基づき、募集及び採用時や職場における合理的配慮の提供義務について、国の指針等を踏まえて、適切に対応していきます。

東京都選挙管理委員会においては、政見放送への手話通訳の付与、選挙のお知らせの点字版・音声版の配布、インターネットを通じた候補者情報の提供、投票所入場整理券や投票箱への点字表記等を行っており、関係法令の改正を踏まえながら、障害特性に応じた選挙に関する情報提供の充実に引き続き努めていきます。

投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保のため、郵便等投票の周知、病院や障害者支援施設等における不在者投票等の充実を図ります。また、スロープの設置や車いすの配置等による投票所のバリアフリー化のほか、障害者の利用に配慮した記載台の改善、投票のための点字器、コミュニケーションボードの配置等、投票環境の向上に引き続き取り組みます。

成年被後見人の選挙権の回復を踏まえ、判断能力に支障のある障害者等も自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、研修等により投票事務に従事する職員の障害に対する理解と障害の特性に応じた接遇スキルの向上を図るなど、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。

その他、東京都が行うあらゆる分野における事務・事業で、合理的配慮が適切に提供されるよう、バリアフリー化、情報アクセシビリティの向上、職員に対する研修等、環境の整備を着実に進めていきます。

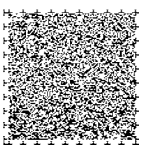

（心のバリアフリーの推進）

将来の地域社会における福祉のまちづくりの担い手である児童や生徒が、様々な人々の多様性を理解し、思いやりの心を育んでいけるよう、総合的な学習の時間などを活用し、体験活動等を通じて障害者等の価値観や体験を共有するユニバーサルデザイン教育の推進について区市町村の取組を支援します。

地域住民が、ユニバーサルデザインの考え方の理解を深め、街なかでの行動を促すことなどを目的としたワークショップの開催や、福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発など、区市町村の様々な取組を支援し、障害者等の社会参加を促進していきます。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて実施するオリンピック・パラリンピック教育においても、心のバリアフリーの推進に取り組んでいきます。

毎年 12 月の障害者週間に際して、障害に関するシンボルマークの紹介や、都民の理解と協力を呼びかけるポスターの作成・配布を行います。

また、障害に関する知識や障害特性に応じた援助の方法等について、ホームページによる情報発信を行うなど、様々な広報媒体や手法を活用して、障害及び障害者について、広く都民への理解促進を図っていきます。

（ホームページ〔ハートシティ東京〕による情報発信）

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、援助を得やすくなるよう、配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプマーク」について、普及啓発を進め、思いやりの心を醸成します。さらに、困っていることや、支援が必要なことをうまく伝えられない障害者が、周囲に支援を求める手段として活用する「ヘルプカード」の普及を促進します。

（情報バリアフリーの充実）

情報を得ることが困難な人に対し、点字をはじめ、音声・文字の拡大、色使いの配慮、手話、筆記、インターネット、ＩＣＴ機器等による多様な情報伝達方法により情報提供を進め、社会参加を促進します。

地域のバリアフリーマップの作成やＩＣＴを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備します。

公共交通機関、民間建築物等における段差のないルートや車いす等に対応したトイレの場所など、様々なウェブサイトに掲載されたユニバーサルデザインに関する情報を一元化し、全ての人が外出に必要な情報を容易に収集できるポータルサイトを構築します。

また、日本の手話の普及促進や、手話のできる都民を育成し、手話人口のすそ野を広げる取組とともに、海外から訪れる聴覚障害者への対応を踏まえて、外国の手話の普及促進を図ります。

主な計画事業

公職選挙実施に伴う障害者への配慮	・選挙の実施に際して、公職選挙法令に基づくもの以外に都独自の施策として、法令に抵触しない範囲で必要な配慮を行う。
心のバリアアフリーに向けた普及啓発の強化への支援（地域福祉推進区市町村包括補助事業）	・思いやりの心の醸成や障害者等の社会参加を図るため、将来の福祉のまちづくりの担い手である子供たちに対するユニバーサルデザイン教育、地域住民向けワークショップ等の開催、福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発など、区市町村の様々な取組を支援する。
障害者等用駐車区画の適正利用の推進	・「障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン」を活用した普及啓発活動や、包括補助事業を活用した思いやり駐車区画の整備助成を活用し、当該区画の適正利用を推進する。
障害者理解促進事業	・障害に関する知識や、障害特性に応じた援助の方法などを掲載したホームページによる情報発信を行うほか、様々な広報媒体や手法を活用して、障害及び障害のある人への理解促進を図る。
ヘルプマークの推進（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む）	・共生社会の実現を目指し、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」を作成し、普及啓発に取り組む。
ヘルプカード活用促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）	・緊急連絡先や必要な支援内容等を記載した「ヘルプカード」を活用して、障害者が災害時等に自己の障害に対する理解や必要な支援を周囲に求めることができるよう、区市町村が行う、学習会・セミナー等関係機関と連携して実施する普及啓発、「ヘルプカード」を活用した防災訓練の検討・実施、ポスター等作成に係る経費の一部を補助する。
障害者向け都政情報の提供	・視覚障害者のために、点字版・音声版（テープ版・デイジー版）の「広報東京都」を作成し、配布する。

障害者向け福祉保健局情報の提供	・視覚障害者のために、広報誌のデイジー版、CD版、テープ版等を作成する。 【福祉保健局広報誌】 ・東京の福祉保健：デイジー版・ＣＤ版・テープ版の作成 ・社会福祉の手引：デイジー版の作成 ・月刊福祉保健：音声コード付き広報誌の作成
字幕入映像ライブラリー事業	・映画及びテレビ番組等に字幕を挿入したビデオカセットテープ又はDVDの製作貸出を行うことにより、聴覚障害者の生活・文化の向上と福祉の増進を図る。
視覚障害者用図書の製作及び貸出	・視覚障害者に対し、視覚障害者用図書（点字図書、録音媒体）を製作し、貸出し又は交付することにより視覚障害者の文化の向上と福祉の増進を図る。
点字による即時情報ネットワーク	・視覚障害者に、新聞等によって毎日流れる新しい情報を点字又は音声で早く提供することにより、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。
点字録音刊行物の作成及び配布	・視覚障害者に対して、社会生活を営む上で必要とする情報及び知識を提供するため、点字本及び録音刊行物を作成配布し、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。
情報バリアフリーに係る充実への支援（地域福祉推進区市町村包括補助事業）	・誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備するため、地域のバリアフリーマップの作成やＩＣＴを活用した歩行者への移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及、集団補聴設備の普及啓発など、区市町村の様々な取組を支援する。
ユニバーサルデザインに関する情報サイトの構築	・公共交通機関、民間建築物等における段差のないルートや車いす等に対応したトイレの場所など、様々なウェブサイトに掲載されたユニバーサルデザインに関する情報を一元化し、全ての人が外出に必要な情報を容易に収集できるポータルサイトを構築する。
手話のできる都民育成事業	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本の手話及び外国の手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口のすそ野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の向上に資する。 ①手話のできる都民育成事業 (1)普及啓発　(2)手話通訳者養成事業 ②外国語手話普及促進事業

コラム　障害に関するシンボルマーク

障害に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

	障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話03-5291-7885 FAX 03-5291-7886
	身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署
	耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 FAX 03-3354-0046 E-mail:zennancho@zennancho.or.jp
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 自立生活支援課 電話03-5320-4147 FAX 03-5388-1408
	オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。	公益社団法人 日本オストミー協会 電話03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
	ハート・プラスマーク 内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 HPアドレス http://www.normanet.ne.jp/～h-plus/

【取組３】スポーツ・文化芸術活動の振興

◆　2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、障害のある人もない人も共にスポーツを楽しめる環境を整備し、障害者スポーツの振興を図るとともに、障害者の文化芸術活動について推進していきます。

現状と課題

（障害者スポーツの振興に向けて）

平成 25 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」によれば、過去１年間に行った活動について、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞、見物」が、精神障害者で 38％、また、「スポーツやレジャーなどの活動」が知的障害者で 33％であるなど、いずれの障害種別においても高い割合を占めています。

過去１年間に行った趣味や社会活動などの活動（複数回答）
〔スポーツに関する項目を抜粋〕

	身体障害者 2,659人	知的障害者 810人	精神障害者 537人	難病患者 1,034人
コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞、見物	27.8%	36.9%	38.0%	37.8%
スポーツやレジャーなどの活動	18.9%	33.1%	――――	24.7%
趣味の活動（スポーツ、文化的）	――――	――――	30.4%	――――

※　障害種別により、一部項目が異なる。

（平成 25 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」（福祉保健局））

また、平成 27 年２月発表の「都民のスポーツ活動に関する世論調査」では、「テレビ、ラジオ、インターネット配信等で観戦・見た（ニュース等で流れるダイジェストや特集番組等も含む）ことがある」や「スタジアム・体育館・沿道などで実際に観戦・見たりしたことがある」など、この１年間に障害者スポーツを観戦したり見たりしたことがある人の割合は半数を超えています。

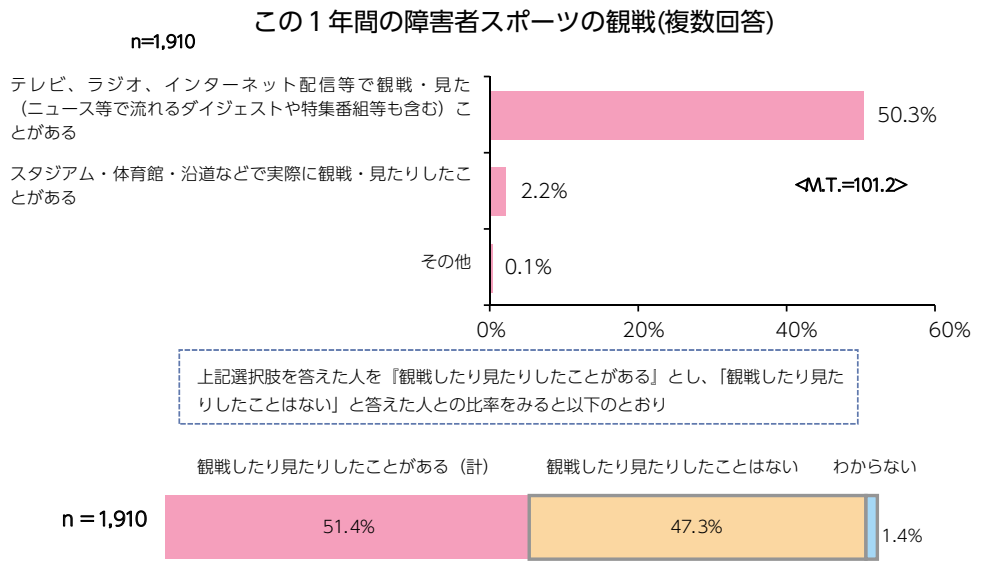

（都民のスポーツ活動に関する世論調査（平成 27 年 2 月　生活文化局発表））

平成 23 年 8 月に施行されたスポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と定められ、「障害者スポーツの推進」が明記されました。

東京都は、障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指し、中長期的な視点から体系的・継続的に障害者スポーツの振興に取り組むため、平成 24 年 3 月に「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定しました。同計画では、障害者スポーツの情報発信・普及啓発、身近な地域でスポーツに親しめる環境整備、障害者スポーツの取組体制の強化の３つの視点に基づき、施策を展開するとしています。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、開催都市にふさわしい、世界を代表する魅力的なスポーツ都市を実現するために、計画に掲げる各施策を一層推進する必要があります。

（文化芸術の振興）

東京都は、2020 年の大会を東京の文化の魅力を世界に発信できる絶好の機会と捉え、国内外の文化団体や芸術家の知恵を結集した文化の面でも最高のオリンピック・パラリンピックの実現を目指しています。

このため、国籍や老若男女、障害の有無を問わず、世界中のあらゆる人々が参加し、体験できる文化プログラムを展開していく必要があり、平成 27 年 3 月、今後の東京の文化政策における道標となる「東京文化ビジョン」を策定しました。

取組の方向性

（障害者スポーツの環境づくりの推進）

（スポーツ祭東京2013）

障害者スポーツの情報発信を強化するとともに、障害のある人にもない人にも障害者スポーツへの理解促進・普及啓発を一層進めていきます。

障害のある人が身近な地域で継続的にスポーツに親しめるよう、障害のある人が参加できる大会や教室といったスポーツの場の拡大や、障害者スポーツを支える人材の育成を更に促進します。

また、国際舞台で活躍する東京ゆかりのアスリートの輩出を目指し、競技力向上に取り組みます。

さらに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害者スポーツの振興と、障害者のスポーツを通じた社会参加を促進します。

（特別支援学校における障害者スポーツの振興）

2020 年の大会の開催に向けて、都立特別支援学校においても障害者スポーツを推進していくため、「障害のある児童・生徒のスポーツ教育推進校」（以下「教育推進校」という。）において障害者スポーツを取り入れた教育活動の充実や優れた外部指導者を活用した部活動の振興を図ります。

教育推進校を地域におけるスポーツ活動の拠点の一つに位置付け、卒業生をはじめとした、地域の障害のある人々が障害の種類や程度に応じて生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境を整備していきます。

（障害者の文化芸術活動の推進）

障害者の社会参加と交流を図るため、東京都においては、これまでも障害者総合美術展やふれあいコンサート、都内特別支援学校の総合文化祭などを実施しており、引き続きこれらの取組を通じて、障害者の芸術及び文化活動への参加を推進していきます。

また、今後、東京を舞台に、障害者を含めた誰もが芸術文化に親しみ、創作を行うことを通じて、国内外の障害者等あらゆる人が交流し、相互理解を育むことのできる都市を目指していきます。そのため、障害者アートへの支援や障害者の鑑賞・参加を促す活動の推進等、文化の面で世界で最も進んだバリアフリーな都市として認知される取組を展開していきます。

（第 29 回東京都障害者総合美術展　最優秀賞「トンボ」　安田光一さん）

主な計画事業

障害者スポーツの振興	・東京都障害者スポーツ振興計画に基づき、障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指し、取組を推進する。 ①障害者スポーツの情報発信、理解促進・普及啓発 ②障害者スポーツの場の開拓・整備 ③障害者スポーツを支える人材の育成・確保 ④障害者スポーツの競技力向上 ⑤東京都障害者スポーツ大会の開催 ⑥全国障害者スポーツ大会への東京都選手団の派遣 ⑦2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた開催準備
スポーツ施設整備費補助事業	・「スポーツ都市東京」の実現に向け、スポーツ環境の拡充を図り、2020年までに都民のスポーツ実施率70％を達成するため、東京都内において各区市町村が保有し、条例、規則等を根拠に設置されるスポーツ施設で、競技スペースを拡充する工事や誰もが利用しやすい環境を整備するバリアフリー工事、利用時間延長等利用機会の向上に資する工事を対象として、区市町村が行う施設整備の取組を支援する。

都立特別支援学校における障害者スポーツの推進	・都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発 ・地域の小・中学校の児童・生徒への理解啓発のため、都立特別支援学校との交流における障害者スポーツを活用した学習活動の試行
文化芸術関連行事の実施	・障害者が文化芸術への参加を通じて、社会参加と相互交流を促進するとともに都民の障害者に対する理解の増進を図り、もって障害者の自立の促進に寄与することを目的に各種事業を実施する。 ①障害者美術展の開催　②ふれあいコンサートの実施
東京都特別支援学校総合文化祭の実施	・特別支援学校の児童・生徒の文化・芸術的な能力を伸ばし、日頃の文化・芸術活動の振興を図る。あわせて、都民への理解・啓発の場とする。
文化芸術活動の推進	・障害者による芸術文化の創造・鑑賞活動を促進する事業に対して、その経費の一部を助成し、都民の芸術文化活動の充実を図る。

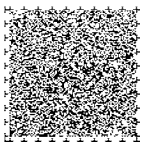

【取組１】サービスを担う人材の養成・確保

◆　障害者が、身近な地域で障害福祉サービスや相談支援事業を利用できる体制を確保するとともに、サービスの質の向上を図るため、人材の養成・確保を進めます。

現状と課題

（サービスを担う人材の状況）

障害者が、身近な地域で将来にわたり、安心して生活していくためには、障害福祉サービスや相談支援事業が適切に供給される必要があります。安定的にこれらのサービス等を提供するため、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の維持・向上や、これらを担う人材を安定的に確保し、育成・定着を図る必要があります。

一方、介護サービスをはじめ福祉分野においては、一般に他の業種と比較して有効求人倍率や離職率が高く、人材の確保・定着や計画的な人材育成が難しい状況にあります。

職業紹介状況（有効求人倍率）

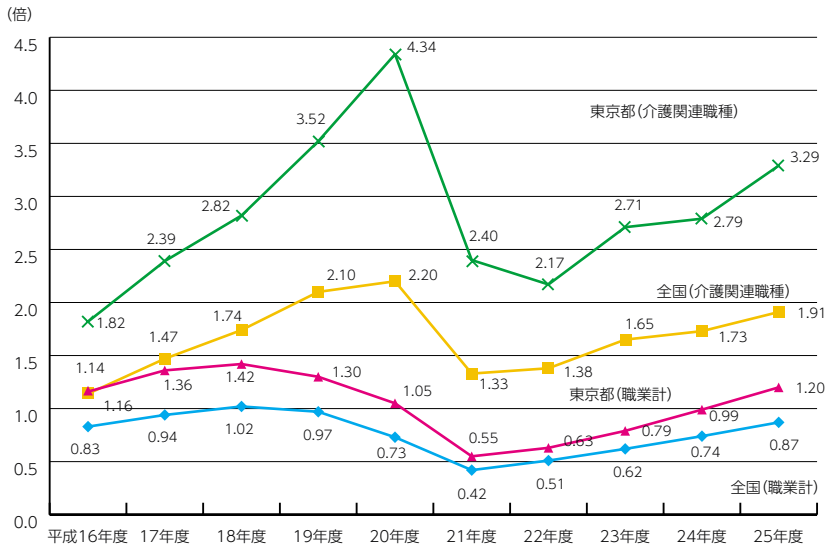

（「職業安定業務統計」（厚生労働省）より作成）

※　各年度の有効求人倍率は、公共職業安定所における「有効求人数」を「有効求職者数」除して得たもの（パートタイム（1 週間の所定労働時間が通常の労働者に比し短い者をいう。）を含む常用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は 4 か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働者を除く。）をいう。）に限る。）。

※　介護関連職種とは、福祉施設介護員やホームヘルパー等を指す。

また、重度の障害者の在宅や施設での安定した生活を支えていくためには、たんの吸引等の医療的ケアや強度行動障害、重症心身障害児（者）への対応など、多様な障害特性に対応した適切な支援が提供できる人材等の養成・確保が重要となっています。

取組の方向性

（普及啓発の実施）

福祉サービスの仕事の意義や重要性について、都民やこれから仕事に就こうとする人の理解を深めるため、「福祉の仕事イメージアップキャンペーン」など積極的な普及啓発を行うとともに、次世代の福祉人材を確保するため、中高生に対して施設見学会や学校訪問セミナーを実施するなど、教育部門等とも連携を図っていきます。

（就職、定着支援）

東京都福祉人材センターにおいて、求人、求職相談及び求人事業所の開拓を行うほか、福祉業界合同の就職説明会や面接会、採用試験の実施等により、福祉業界への就職の支援を行います。また離職防止のための相談支援やメンタルヘルス等講習会の開催など、人材の定着を支援します。

福祉人材それぞれのライフステージに応じた効果的な情報提供や職業紹介等を行うため、福祉人材に関する情報を一元的に管理する人材バンクシステムの構築に向けて、調査・検討を行います。

（障害特性に応じた支援を提供できる人材の養成・確保）

サービスの直接の担い手であるホームヘルパーや同行援護従業者、行動援護従業者等について、養成研修事業者・研修事業の審査、指定を的確に実施し、質の高い福祉人材の養成を図ります。

サービス等利用計画、障害児支援利用計画が適切に作成される体制を整備するとともに、障害者等の意思決定支援に配慮し、多様な障害特性やライフステージに応じた相談支援が提供されるよう、着実に相談支援専門員の養成研修を実施します。

施設職員等の専門性を強化し、適切な支援を提供できるよう、虐待防止研修や人権研修、強度行動障害に関する研修を実施していきます。

在宅や障害者施設等において適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができるよう、介護職員等を対象とした研修を実施していきます。

在宅の重症心身障害児（者）の健康を支える上で重要な役割を果たす訪問看護ステーションの看護師について、在宅での呼吸管理や栄養管理等に関する研修及び訪

問実習を行います。

また、重症心身障害児（者）施設の看護師については、看護水準の向上や在宅支援等の充実のため、中堅看護師向けの専門研修や認定看護師資格取得の機会の提供等を行い、確保・育成・定着を図っていきます。

独自に研修実施が困難な小規模な事業所等に対して、講師派遣等の支援を行うほか、小規模法人が運営する場合が多いグループホームについても、地域のネットワーク化を図り、職員の人材育成やグループホーム相互の連携強化を支援します。

主な計画事業

将来に向けた人材育成・活用プロジェクト事業	①福祉・介護人材確保・育成事業連絡会の設置・運営 次世代の福祉人材や新卒者の確保等を推進するため、区市町村、教育部門等を交えた事業連絡会を設置・運営する。 ②東京都福祉人材センター多摩支所の運営 多摩地域の求人求職あっせんを行うとともに、学校等へのアウトリーチなどにより、新規求人・求職者の開拓を行う。 ③次世代の介護人材確保事業 次世代を担う中高生を対象に、学校訪問セミナーや施設見学会を開催し、福祉の仕事に関する興味関心を高めていく。 ④人材定着・離職防止相談支援事業 社会福祉従事者の抱える様々な悩み・不安の相談に応じ、離職防止等を図る。 ⑤事業所に対する育成支援事業 小・中規模の事業所における職場研修の実施を支援するため、講師派遣や研修実施の手引きの作成等を行う。
福祉人材センターの運営	・福祉分野における無料職業紹介事業を始め、福祉人材確保のための広報啓発活動、情報提供事業、講習講座事業など、広く求人求職活動の支援を行っている。
人材バンクシステムの構築	・介護福祉士や保育士等の有資格者や資格を持っていながら働いていない潜在有資格者、更には元気高齢者等の無資格者を有効に活用できる仕組みを検討するとともに、各機関が抱える福祉人材に関する情報を一元的に管理し、求職者や潜在人材へ有効な働きかけをしていく人材活用の基盤整備としての人材バンクシステムを構築し、それぞれのライフサイクルに応じた効果的な情報提供、職業紹介を可能とし、福祉人材を総合的に支援する仕組みを構築する。
ホームヘルパー養成研修事業	①重度訪問介護従業者養成研修 ②同行援護従業者養成研修 ③行動援護従業者養成研修 ④居宅介護職員初任者研修 ⑤居宅介護従業者基礎研修

ガイドヘルパー養成研修事業	①視覚障害者移動支援従業者養成研修 ②全身性障害者移動支援従業者養成研修 ③知的障害者移動支援従業者養成研修
介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業	・在宅や障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するとともに、たんの吸引等の業務を行う事業者及び従業者の登録等を実施し、医療関係者との連携の下で安全に、たんの吸引等の提供ができる体制を整備する。
サービス管理責任者研修	・障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図る。
相談支援従事者研修（再掲）	・障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。
障害者虐待防止対策支援事業（再掲）	・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障害者虐待防止法に基づく都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を適切に果たすとともに、区市町村障害者虐待防止センター担当職員や障害者福祉施設従事者等の支援体制の強化等を図ることを目的として、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修等の事業を実施する。
強度行動障害支援者養成研修	・強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員等の人材育成を進める。 ①強度行動障害支援者養成研修（基礎研修） ②強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
重症心身障害児在宅療育支援事業（訪問看護師等育成研修事業）	（訪問看護師等育成研修事業） ・地域の訪問看護人材を育成するため、訪問看護ステーションの看護師を対象に、重症心身障害児に特有な症状への看護、在宅での呼吸管理や栄養管理等に関する知識や技術を習得するための研修及び訪問実習を行う。
重症心身障害児施設における看護師確保対策事業	・重症心身障害児（者）施設等で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会の提供等により、看護師の確保・定着に努め重症心身障害児（者）への支援の充実を図る。
グループホーム地域ネットワーク事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）	・地域のグループホーム同士がネットワークを構築し、職員の人材育成やグループホーム相互の連携強化等を進めることで、援助の質の向上を図る。

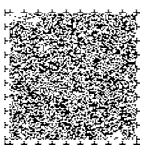

第３部
計画事業の展開

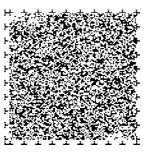

1　施策目標と計画事業の体系

施策目標Ⅰ　地域における自立生活を支える仕組みづくり

取組１　地域におけるサービス提供体制の整備

- (1) 地域居住の場の整備
  - 1　グループホームの整備・運営の支援
  - 2　重度身体障害者グループホームの運営の支援
  - 3　グループホーム地域ネットワーク事業
- (2) 日中活動の場の整備
  - 4　日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援
- (3) 在宅生活を支えるサービスの充実
  - 5　訪問系サービス（ホームヘルプサービス等）の充実
  - 6　短期入所事業（ショートステイ）の充実
  - 7　短期入所開設準備経費等補助事業
- (4) 用地の確保
  - 8　定期借地権の一時金に対する補助
  - 9　借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業
  - 10　都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業

取組２　地域生活を支える相談支援体制等の整備

- (1) 地域における相談支援体制の整備
  - 11　基幹相談支援センター体制整備促進
  - 12　相談支援従事者研修
  - 13　精神障害者社会復帰支援事業
- (2) 専門的・広域的な相談支援体制の整備
  - 14　東京都心身障害者福祉センターの運営
  - 15　都立（総合）精神保健福祉センターの運営
  - 16　東京都自立支援協議会
  - 17　東京都発達障害者支援センターの運営
  - 18　高次脳機能障害支援普及事業
  - 19　障害児等療育支援事業
  - 20　保健所の機能の充実
  - 21　夜間こころの電話相談事業
  - 22　障害者社会参加推進センター事業
  - 23　障害者ＩＴ支援総合基盤整備事業
- (3) 地域における権利擁護体制の整備とサービスの質の向上
  - 24　障害者虐待防止対策支援事業
  - 25　日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施
  - 26　福祉サービス総合支援事業
  - 27　成年後見活用あんしん生活創造事業
  - 28　福祉サービス第三者評価の普及
  - 29　指導検査における区市町村との連携

- (4) 意思疎通支援・移動支援等
  - 30 聴覚障害者への情報支援のための人材養成
  - 31 手話のできる都民育成事業
  - 32 中等度難聴児発達支援事業
  - 33 聴覚障害者意思疎通支援事業
  - 34 盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成
  - 35 盲ろう者支援センター事業
  - 36 視覚障害者ガイドセンターの運営
  - 37 点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業
  - 38 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
  - 39 身体障害者補助犬給付事業
- (5) 福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対する社会復帰支援
  - 40 地域生活定着促進事業

取組３　施設入所・入院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援

- (1) 入所施設・病院から地域生活への移行の促進
  - 41 地域生活支援型入所施設の整備
  - 42 地域移行促進コーディネート事業
  - 43 障害者地域生活移行・定着化支援事業
  - 44 精神障害者地域移行体制整備支援事業
  - 45 被保護精神障害者地域生活移行・定着支援普及推進事業
  - 46 精神障害者早期退院支援事業
  - 47 精神保健福祉士配置促進事業
- (2) 地域居住の場の整備及び一般住宅の確保
  - (1) グループホームの整備・運営の支援（再掲）
  - 48 障害者向け都営住宅の供給
  - 49 都営住宅への入居支援
  - 50 区市町村における障害者等向け公営住宅の供給助成
  - 51 都営住宅の障害者向け設備改善
- (3) 居住の安定のための支援体制の整備
  - 52 あんしん居住制度
  - 53 居住支援協議会
  - 54 障害者単身生活サポート事業
  - 55 民生・児童委員による地域生活の見守り

取組４　保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応

- (1) 精神科医療提供体制の整備
  - 56 地域における精神科医療提供体制の整備
  - 57 精神科救急医療体制の整備
  - 58 精神科身体合併症医療体制の整備
  - 59 地域精神科身体合併症救急連携事業
  - 60 老人性認知症専門病棟運営費補助事業
  - 61 都立病院における精神科医療の提供
  - 62 子供の心診療支援拠点病院事業

- (2) 重症心身障害児（者）の療育体制の整備
  - 63 重症心身障害児在宅療育支援事業
  - 64 重症心身障害児（者）在宅医療ケア体制整備モデル事業
  - 65 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業
  - 66 障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置）
  - 67 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置）
  - 68 重症心身障害児（者）通所運営費補助事業
  - 69 重症心身障害児施設における看護師確保対策事業
  - 70 府中療育センターの改築
- (3) 発達障害児（者）・高次脳機能障害者支援体制の整備
  - (17) 東京都発達障害者支援センターの運営（再掲）
  - 71 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業
  - 72 発達障害者支援体制整備推進事業
  - 73 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業
  - (18) 高次脳機能障害支援普及事業（再掲）
  - 74 高次脳機能障害者緊急相談支援事業
- (4) 難病患者療養支援体制の整備
  - 75 難病相談・支援センターの運営
  - 76 難病医療ネットワークの構築
  - 77 在宅難病患者一時入院事業
  - 78 難病患者療養支援事業
  - 79 在宅難病患者訪問診療
  - 80 在宅難病患者医療機器貸与・整備
  - 81 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護
- (5) 障害の早期発見・早期療育の推進
  - 82 周産期医療システムの整備
  - 83 身体障害児療育相談等
- (6) リハビリテーション医療体制の整備
  - 84 東京都リハビリテーション病院の運営
  - 85 地域リハビリテーション支援事業
- (7) 障害者歯科保健医療体制の整備
  - 86 障害者歯科健康相談・支援
  - 87 心身障害児（者）歯科診療施設の確保
  - 88 都立心身障害者口腔保健センターの運営
- (8) ＨＩＶ感染者への医療の確保と支援
  - 89 エイズ医療体制の整備
  - 90 療養支援体制の整備
- (9) 医療費公費負担・助成制度の充実
  - 91 心身障害者（児）医療費助成制度
  - 92 精神障害者等医療費公費負担
  - 93 難病医療費の公費負担
  - 94 小児慢性疾患の医療費助成

取組５　安全・安心の確保

(1) 社会福祉施設等の安全対策の充実

95　直接通報システムの整備
96　社会福祉施設等と地域の協力体制の整備
97　社会福祉施設等耐震化の推進
98　社会福祉施設等の防火防災管理体制の充実
99　社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業
100　グループホーム防災対策助成事業

(2) 災害時における障害者支援

101　災害時要配慮者対策の推進
102　要配慮者対策に係る区市町村向け指針の作成･普及等
103　住宅防火対策の推進
104　帰宅困難者対策における要配慮者への支援
105　在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業
106　在宅人工呼吸器使用者療養支援事業
107　メンタルヘルスケア体制の確保
108　要配慮者対応を取り入れた防火防災訓練の推進
109　防火防災訓練用資器材の活用
110　教育訓練施設の充実

(3) 地域における安全・安心の確保

111　「手話交番」の表示板の設置
112　重度身体障害者等緊急通報システムの整備
113　重度心身障害者火災安全システムの整備
114　緊急メール通報システムの整備
115　障害者が利用しやすい防火防災情報の発信
116　特別支援学校における被害防止教室等
117　「消費生活情報」の提供

施策目標Ⅱ　社会で生きる力を高める支援の充実

取組１　障害児支援の充実

118　児童発達支援センターの設置促進・運営の支援
119　障害児保育事業への助成
120　学童クラブ事業への助成
121　早期教育の充実（都立聴覚障害特別支援学校における教育相談の充実）

取組２　全ての学校における特別支援教育の充実

122　就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室）
123　小･中学校及び高等学校における特別支援教育の推進
124　区市町村との連携体制の構築
125　高等学校等への受入れ体制の整備
126　都立特別支援学校の適正な規模と配置
127　健康教育の充実
128　都立肢体不自由特別支援学校における医療的ケア整備事業の充実
129　都立特別支援学校における外部専門家の導入
130　摂食・嚥下機能の障害に応じた給食の提供
131　東京都教職員研修センターにおける特別支援教育に関する研修の充実・強化
132　学校教育における実践研究等の推進
133　特別支援教育の理解啓発の推進
134　私立特別支援学校等における特別支援教育への助成
135　私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援

取組３　職業的自立に向けた職業教育の充実

136　特別支援学校における就労支援
137　高等部職能開発科の設置

施策目標Ⅲ　いきいきと働ける社会の実現

取組１　一般就労に向けた支援の充実・強化

- (1) 関係機関の連携強化
  - 138　東京都障害者就労支援協議会
- (2) 就労支援機関による支援の充実
  - 139　区市町村障害者就労支援事業
  - 140　障害者就業・生活支援センター事業
  - 141　障害者就労支援体制レベルアップ事業（従事者研修）
  - 142　就労支援機関等スキル向上事業
  - 143　精神障害者就労支援連携強化事業
- (3) 雇用の場と機会の提供
  - 144　障害者雇用率３％の確保
  - 145　チャレンジ雇用の推進
  - 146　障害者による地域緑化推進事業
- (4) 多様な職業訓練・職場実習の機会の提供
  - 147　東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施
  - 148　障害者職業訓練の地域展開
  - 149　障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施
  - 150　都庁内等での職場実習の機会の提供
  - 151　企業就労意欲促進事業
  - 152　精神障害者社会適応訓練事業
  - 153　重度身体障害者在宅パソコン講習事業
- (5) 雇用促進に向けた企業への支援策
  - 154　総合コーディネート事業
  - 155　障害者の就業促進に関する意識啓発等
  - 156　第三セクター方式による重度障害者雇用モデル企業の育成
  - 157　東京ジョブコーチ支援事業
  - 158　東京都中小企業障害者雇用支援助成金
  - 159　中小企業のための障害者雇用支援フェア

取組２　福祉施設における就労支援の充実・強化

- 160　工賃アップセミナー事業
- 161　受注促進・工賃向上設備整備費補助事業
- 162　共同受注マッチングモデル事業
- 163　福祉・トライアルショップの展開
- 164　経営コンサルタント派遣等事業
- 165　作業所等経営ネットワーク支援事業
- (4)　日中活動の場(通所施設等)の整備･運営の支援(再掲)

施策目標Ⅳ　バリアフリー社会の実現

取組１　ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりの推進

(1) 公共交通機関の整備

166　鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）
167　鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホーム柵等整備促進事業）
168　だれにも乗り降りしやすいバス整備事業
169　都営交通の施設・設備の整備

(2) 道路の整備

170　安全で快適な歩道の整備・道路のバリアフリー化
171　横断歩道橋のバリアフリー化
172　高齢者・障害者ドライバーに配慮した道路等の整備
173　無電柱化の推進
174　視覚障害者誘導用ブロック等の設置
175　路上放置物等の是正指導、広報
176　視覚障害者用信号機・エスコートゾーンの設置・改善
177　道路標識の整備

(3) 公園、河川等の整備

178　海上公園における障害者向け配慮
179　海岸保全施設整備に合わせたバリアフリー化等の推進
180　河川整備に合わせたバリアフリー化等の推進
181　都立公園の整備

(4) 住宅の整備

182　既設都営住宅のバリアフリー化（エレベーター設置事業）の推進
183　都営住宅団地の建替えに伴う地域開発整備

(5) 福祉のまちづくりの総合的推進

184　市街地再開発事業等における福祉のまちづくりの推進
185　鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想策定費補助）
186　東京都福祉のまちづくり条例の運用等
187　既存建築物のバリアフリー化の推進
188　区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業
189　バリアフリー法に基づく認定
190　宿泊施設のバリアフリー化支援事業
191　スポーツ施設整備費補助事業
192　オリンピック・パラリンピック競技会場の整備
(125)　高等学校等への受入れ体制の整備（再掲）
(135)　私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援（再掲）

取組２　差別の解消と心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進

(1) 行政サービス等における配慮等

193　東京都職員採用試験制度
194　公職選挙実施に伴う障害者への配慮

(2) 心のバリアフリーの推進

195　心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援
196　福祉のまちづくりに関する普及推進
197　福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈
198　障害者等用駐車区画の適正利用の推進
199　オリンピック・パラリンピック教育の推進
200　障害者理解促進事業
201　ヘルプマークの推進
202　ヘルプカード活用促進事業
203　障害に関するシンボルマークの周知・普及
204　駐車禁止規制の適用除外措置
205　ふれあいフェスティバルの開催
206　精神保健知識の普及・啓発
207　福祉教育の充実
208　広報活動の充実
(133)　特別支援教育の理解啓発の推進（再掲）

(3) 情報バリアフリーの充実

209　障害者向け都政情報の提供
210　障害者向け福祉保健局情報の提供
211　福祉保健局ホームページにおける情報提供
212　字幕入映像ライブラリー事業
213　視覚障害者用図書の製作及び貸出
214　点字による即時情報ネットワーク
215　点字録音刊行物の作成及び配布
216　情報バリアフリーに係る充実への支援
217　ユニバーサルデザインに関する情報サイトの構築
(115)　障害者が利用しやすい防火防災情報の発信（再掲）

(4) 意思疎通支援・移動支援等

(30)　聴覚障害者への情報支援のための人材養成（再掲）
(31)　手話のできる都民育成事業（再掲）
(32)　中等度難聴児発達支援事業（再掲）
(33)　聴覚障害者意思疎通支援事業（再掲）
(34)　盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成（再掲）
(35)　盲ろう者支援センター事業（再掲）
(36)　視覚障害者ガイドセンターの運営（再掲）
(37)　点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業（再掲）
(38)　音声機能障害者発声訓練指導者養成事業（再掲）
(39)　身体障害者補助犬給付事業（再掲）

- (5) 障害者に関する調査・研究、広聴
  - 218　障害者に関する調査の実施
  - 219　首都大学東京における社会福祉学の研究・教育
  - 220　広聴活動の充実
- (6) 公立大学法人首都大学東京の教育条件の整備・充実
  - 221　入学試験受験条件の整備・充実
  - 222　学修環境の充実
  - 223　人的サービスの充実

取組３　スポーツ・文化芸術活動の振興

- 224　障害者スポーツセンターの運営
- 225　障害者スポーツの振興
- (191)　スポーツ施設整備費補助事業（再掲）
- (199)　オリンピック・パラリンピック教育の推進（再掲）
- 226　都立特別支援学校における障害者スポーツの推進
- 227　社会教育施設（ユース・プラザ）における活動支援
- 228　首都大学東京荒川キャンパス体育施設のバリアフリー化
- 229　文化芸術関連行事の実施
- 230　都立図書館サービス事業の充実
- 231　東京都特別支援学校総合文化祭の実施
- 232　文化芸術活動の推進

施策目標Ⅴ　サービスを担う人材の養成・確保

取組１　サービスを担う人材の養成・確保

- (1) 福祉人材センターの運営
  - 233　将来に向けた人材育成・活用プロジェクト事業
  - 234　福祉人材センターの運営
- (2) 人材の養成・確保、修学支援、研修の充実
  - 235　ホームヘルパー養成研修事業
  - 236　難病患者ホームヘルパー養成研修
  - 237　ガイドヘルパー養成研修事業
  - 238　職業能力開発センターにおける介護従事者等の養成
  - 239　介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業
  - 240　サービス管理責任者研修
  - 241　障害支援区分認定調査員等研修
  - 242　強度行動障害支援者養成研修
  - 243　研修の充実
  - 244　人材バンクシステムの構築
  - (3)　グループホーム地域ネットワーク事業（再掲）
  - (12)　相談支援従事者研修（再掲）
  - (23)　障害者ＩＴ支援総合基盤整備事業（再掲）
  - (24)　障害者虐待防止対策支援事業（再掲）
  - (30)　聴覚障害者への情報支援のための人材養成（再掲）
  - (34)　盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成（再掲）
  - (37)　点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業（再掲）
  - (38)　音声機能障害者発声訓練指導者養成事業（再掲）
  - (69)　重症心身障害児施設における看護師確保対策事業（再掲）
  - (141)　障害者就労支援体制レベルアップ事業（従事者研修）（再掲）
- (3) 人材養成機関の運営
  - 245　首都大学東京健康福祉学部の運営

多様な取組への活用が可能な事業

- 246　区市町村地域生活支援事業
- 247　障害者施策推進区市町村包括補助事業

2　計画事業の展開

施策目標Ⅰ　地域における自立生活を支える仕組みづくり

取組１　地域におけるサービス提供体制の整備

(1) 地域居住の場の整備

事業名・事業内容	平成25年度末 状況等	事業目標	東京都長期 ビジョン	所管局
1　グループホームの整備･運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 障害者の地域社会における自立を支援するため、生活の場を提供し、食事の提供等その他必要な援助を行う。 〔実施主体：区市町村〕 「３か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。 〔実施主体：東京都〕 ◇障害者グループホーム事業を行う社会福祉法人等に、既設の都営住宅を提供する。	1,203か所 定員6,568人 「障害者の地域移行・安心生活支援３か年プラン」の推進 平成24年度～平成25年度 1,159人 ◇都営住宅におけるグループホーム 10団地　24戸	「障害者・障害児地域生活支援３か年プラン」の推進 平成27年度～平成29年度 2,000人 ◇事業を行う社会福祉法人等からの要望を受け、順次、実施する。	○	福　祉 保健局 都　市 整備局
2　重度身体障害者グループホームの運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 重度の身体障害者に対し、低額な料金で日常生活に適する居室その他の設備を利用させるとともに、介助員を配置するほか地域資源（ヘルパー等）を活用して地域生活を実現する。 〔実施主体：区市町村〕	15か所 定員91人	継続して実施する。		福　祉 保健局
3　グループホーム地域ネットワーク事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 地域のグループホーム同士がネットワークを構築し、職員の人材育成やグループホーム相互の連携強化等を進めることで、援助の質の向上を図る。 〔実施主体：区市町村〕	平成27年度 新規事業	事業の推進を図る。	○	福　祉 保健局

(2) 日中活動の場の整備

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
4　日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 特別支援学校の卒業生等の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保し、必要な支援を提供する。 ①生活介護 ②自立訓練（機能訓練・生活訓練） ③就労移行支援 ④就労継続支援（A型・B型） 〔実施主体：区市町村〕 「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。 〔実施主体：東京都〕	定員40,950人 （生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の合計） ※障害者支援施設における日中活動系サービスを含む。 ※児童福祉施設における生活介護等を除く。 「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進 平成24年度～平成25年度 5,179人 （重症心身障害児（者）通所分74人を含む。）	「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進 平成27年度～平成29年度 4,500人 （重症心身障害児（者）通所分130人を含む。）	○	福　祉 保健局

(3) 在宅生活を支えるサービスの充実

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
5　訪問系サービス（ホームヘルプサービス等）の充実 ①居宅介護（ホームヘルプ） 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。 ②重度訪問介護 重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。 ③同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。 ④行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。 ⑤重度障害者等包括支援 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。 〔実施主体：区市町村〕	（平成26年3月利用分、区市町村報告による） 824,953時間 18,845人	各区市町村において必要と見込んだサービス量（※）を確保し、日常生活に必要なサービスを提供することにより障害者（児）の自立と社会参加を促進する。 ※平成29年度における月間のサービス量及び利用者数の見込み 990,517時間 22,926人		福　祉 保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
6　短期入所事業（ショートステイ）の充実（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 介護者の事情による場合など必要なときに、障害者（児）が短期間、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、短期入所事業（ショートステイ）の充実を図る。 〔実施主体：区市町村〕 「３か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。 〔実施主体：東京都〕	定員838人 うち重症心身障害児（者） 定員104人 「障害者の地域移行・安心生活支援３か年プラン」の推進 平成24年度～平成25年度 97人	「障害者・障害児地域生活支援３か年プラン」の推進 平成27年度～平成29年度 220人	○	福　祉保健局
7　短期入所開設準備経費等補助事業 障害者（児）の地域生活支援の更なる推進を図るため、賃貸物件を活用した短期入所の新設・増設に係る準備経費への補助を行う。 〔実施主体：東京都〕	平成27年度 新規事業	平成29年度までに短期入所の定員220人増加	○	福　祉保健局

(4) 用地の確保

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
8　定期借地権の一時金に対する補助 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。 〔実施主体：東京都〕	3か所	事業の推進を図る。	○	福　祉保健局
9　借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業 障害者（児）の日中活動の場及び住まいの場等を確保するため、また、事業者の事業開始初期の経営の安定化を目的として、国有地又は民有地を借り受けて、障害者（児）施設の整備を行う事業者に対し、借地料の一部を補助する。 〔実施主体：東京都〕	平成27年度 新規事業	事業の推進を図る。	○	福　祉保健局
10　都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業 都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図る。 〔実施主体：東京都〕	5か所	事業の推進を図る。	○	福　祉保健局

取組２　地域生活を支える相談支援体制等の整備

(1) 地域における相談支援体制の整備

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
11　基幹相談支援センター体制整備促進 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターの設置促進を図ることにより、地域での包括的な障害者相談支援体制を構築する。 〔実施主体：東京都〕	平成27年度新規	検討委員会において、実態調査を踏まえた地域における包括的な障害者相談支援体制に関する報告書を作成し、区市町村に情報発信する。		福　祉保健局
12　相談支援従事者研修（東京都地域生活支援事業） 障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。 〔実施主体：東京都〕	①東京都 ・初任者研修　2回 ・現任研修　1回 ②指定研修事業者 ・初任者研修　1回	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。		福　祉保健局
13　精神障害者社会復帰支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 地域活動支援センターの機能に加えて、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する施設の運営を支援する。 （運営支援の対象） 旧「精神障害者地域生活支援センター」から地域活動支援センターⅠ型に移行した施設 相談支援事業を併せて実施しているか又は区市町村から相談支援事業の委託を受けていることを要件とする。 〔実施主体：区市町村〕	37区市で実施 ※Ⅰ型は47区市で設置	継続して実施する。		福　祉保健局

(2) 専門的・広域的な相談支援体制の整備

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
14　東京都心身障害者福祉センターの運営 身体障害者・知的障害者の生活の質の向上と自立を促進するため、区市町村、サービス事業者、地域の支援機関等に対する専門的・技術的支援、障害福祉に従事する人材の養成、都民に対する広報、普及・啓発など、専門的・広域的に区市町村や地域の支援機関を支援する。 また、高次脳機能障害など、広域的・専門的な対応が必要な障害に関する支援を行っていく。 〔実施主体：東京都〕	・区市町村・関係機関等向け支援 35件 ・障害者総合支援法関連研修 7回開催 ・自立支援協議会セミナー（障害者福祉交流セミナー）の開催 402名参加 ・高次脳機能障害者電話相談 663件	専門的・広域的に区市町村や地域の支援機関への支援を行う。		福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
15　都立（総合）精神保健福祉センターの運営 都における精神保健福祉の技術的中核機関として、区市町村や保健所等関係諸機関に対する技術指導・援助、教育研修、普及啓発、調査研究、精神保健福祉相談及び組織育成など、専門的・広域的に区市町村や地域の支援機関を支援する。 また、精神科病院に入院している精神障害者の地域移行に必要な体制整備を行うコーディネーターを各センターに配置する。 精神保健福祉センター （昭和41年度開設） 中部総合精神保健福祉センター （昭和60年度開設） 多摩総合精神保健福祉センター （平成4年度開設） 〔実施主体：東京都〕	・相談及び訪問指導件数 33,014件 ・技術指導・援助及び協力組織の育成 11,799件 ・教育・研修 72回 7,412人 ・普及活動 16,564件	専門的・広域的に区市町村や地域の支援機関への支援を行う。		福　祉保健局
16　東京都自立支援協議会 障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制を始めとする障害保健福祉に関する方策を協議する場として設置する。 〔実施主体：東京都〕	4回開催（協議会形式3回、セミナー形式1回）	継続して実施する。		福　祉保健局
17　東京都発達障害者支援センターの運営（東京都地域生活支援事業） 発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児(者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。 (対象) 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族 〔実施主体：東京都〕	①相談支援・発達支援件数 3,165件 ②就労支援件数 517件 ③普及啓発 講演会等 2回開催 ④連絡協議会 開催実績なし	継続して実施する。		福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
18　高次脳機能障害支援普及事業（東京都地域生活支援事業） 高次脳機能障害者及びその家族に対する専門的な相談支援を行うとともに、区市町村や関係機関との地域支援ネットワークの充実を図り、高次脳機能障害者に対する適切な支援が提供される体制を整備する。 区市町村や関係機関の職員等への研修を実施し、地域における適切な支援の普及・啓発を図り、高次脳機能障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。 （支援拠点） 東京都心身障害者福祉センター （事業内容） ①専門的相談支援 ②相談支援体制連携調整委員会の開催 ③普及啓発 ④専門的リハビリテーションの充実 〔実施主体：東京都〕	○新規相談件数 356件 ○相談支援体制連携調整委員会 2回開催 ○支援従事者向け研修会及び連絡会の開催 ○就労準備支援プログラムの実施 ○社会生活評価プログラムの実施 ○専門的リハビリテーションの充実事業を6圏域（区南部、区西南部、区東部、西多摩、南多摩、北多摩南部）で実施	事業の推進を図る。	○	福　祉 保健局
19　障害児等療育支援事業（東京都地域生活支援事業） 在宅心身障害児（者）の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。 ①在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児（者）に対する各種相談・指導を行う。 ②在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児（者）に対し、各種相談・指導を行う。 ③施設支援一般指導事業 障害児通所支援事業所及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。 〔実施主体：東京都〕	8施設 都立　3施設 民間　5施設	継続して実施する。		福　祉 保健局
20　保健所の機能の充実 身近なサービスを提供する市町村への支援や障害者や関係機関に対する相談支援の充実など、広域的・専門的・技術的拠点としての機能を充実する。 （主な事業） ・障害者施設等の入所者等に対する受託健診 ・障害者等歯科保健推進対策事業 ・精神保健福祉相談・訪問指導の実施 ・精神障害者社会復帰促進事業（専門グループワーク） ・重症心身障害児（者）訪問事業の実施 ・在宅療養支援地域ケアネットワーク事業 ・地域の関係機関、障害者施設職員等を対象とした人材育成や普及啓発（研修・講演会等） 〔実施主体：東京都〕	都保健所　6所 （平成26年4月1日現在）	各種事業、保健活動を通じて保健所の機能の充実を図る。		福　祉 保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
21　夜間こころの電話相談事業 夜間に起こるこころ（精神）の状態悪化（孤独感、不安感、憂うつ、抑うつ等）に関する電話相談に対応できる体制（都内全域）を確保し、相談者のストレス（不安感等の症状）の解消や医療への受診を働きかけることによって、病状悪化や自殺の予防を図る。 〔実施主体：東京都〕	相談電話件数 14,977件	継続して実施する。		福　祉 保健局
22　障害者社会参加推進センター事業（東京都地域生活支援事業） 障害の有無にかかわらず、誰でもが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策の体系的、効果的、効率的な推進を図り、障害者の地域における自立生活と社会参加を促進するための障害者社会参加推進センターを設置する団体に対して補助を行う。 （センターの主な事業内容） ・社会参加推進協議会の設置 ・専門相談（法律相談、雇用相談） ・普及啓発 〔実施主体：東京都〕	・社会参加推進協議会 2回 ・普及啓発：障害者週間イベント ・相談　43件	継続して実施する。		福　祉 保健局
23　障害者ＩＴ支援総合基盤整備事業（東京都地域生活支援事業） 障害者に対するＩＴ相談支援を実施するとともに、区市町村の障害者ＩＴ支援体制を整備するために、区市町村職員等を対象とした研修を実施し、もって障害者の自立と社会参加促進に資する。 ①ＩＴに関する利用相談・情報提供 ②障害者ＩＴ支援者養成研修の実施 〔実施主体：東京都〕	①ＩＴ利用相談支援事業 相談件数 2,484件 ＨＰアクセス数 18,937件 ②障害者ＩＴ支援者養成研修事業 <集合型> 基礎コース　21人 応用コース　19人 <出張型> 96人	事業の推進を図る。		福　祉 保健局

(3) 地域における権利擁護体制の整備とサービスの質の向上

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
24　障害者虐待防止対策支援事業（東京都地域生活支援事業） 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障害者虐待防止法に基づく都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を適切に果たすとともに、区市町村障害者虐待防止センター担当職員や障害者福祉施設従事者等の支援体制の強化等を図ることを目的として、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修等の事業を実施する。 〔実施主体：東京都〕	障害者虐待防止・権利擁護研修 ・障害者虐待防止センター担当職員コース　1回 ・障害者福祉施設等管理者コース　1回 ・障害者福祉施設等従事者コース　1回 ※何れも講義・演習を実施	事業の推進を図る。		福　祉 保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
25　日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施 認知症高齢者や知的障害者等、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う。 ①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理サービス ③書類等の預かりサービス 〔実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会〕	東京都社会福祉協議会から区市町村社会福祉協議会等に委託して実施（委託先：59団体）	全区市町村で福祉サービスの利用援助が図られるよう、未実施である島しょの一部社会福祉協議会での取組を促す。		福　祉保健局
26　福祉サービス総合支援事業 福祉サービスの利用援助、成年後見制度の活用、苦情対応、権利擁護などの福祉サービスの利用者等に対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的、一体的に実施するための支援を行う。 ①利用者サポート【必須事業】 ・苦情対応 ・権利擁護相談 ・成年後見制度利用相談 ・その他福祉サービス利用に関する専門的な相談 ②福祉サービス利用援助 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の対象拡大（要支援・要介護高齢者、身体障害者） ③苦情対応機関等の設置【必須事業】 いずれか一方又は両方を選択 ・第三者性を有する機関の設置 ・弁護士等による専門相談の実施 〔実施主体：区市町村〕	49区市において実施済み	全区市町村で実施できるよう、未実施である町村部での取組を促す。		福　祉保健局
27　成年後見活用あんしん生活創造事業 認知症高齢者や知的障害者等が安心して生活することができるよう、区市町村に成年後見制度推進機関を設置し、その取組を支援する等により、成年後見制度の積極的な活用を促進する。 （区市町村の取組） ①成年後見制度推進機関の設置・運営 （後見人等のサポート、地域ネットワークの活用、運営委員会等の設置） ②区市町村の独自取組 （法人後見の実施、申立経費や後見報酬の助成等） （東京都の取組） ①成年後見制度の普及・啓発 ②区市町村や推進機関からの相談への対応 ③区市町村や推進機関の職員を対象とした研修の実施 ④後見人等候補者の養成 ⑤関係機関や推進機関の連絡会等の開催 〔実施主体：東京都、区市町村〕	48区市において、成年後見制度推進機関を設置した。	全区市町村で福祉サービスの利用援助が図られるよう、未実施である島しょの一部社会福祉協議会での取組を促す。		福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
28　福祉サービス第三者評価の普及 中立的な第三者である評価機関が福祉サービス事業者のサービスや経営を評価し、結果を公表することで、事業者のサービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援することを目的として、平成15年度より実施している。 都の福祉サービス第三者評価は、「利用者調査」と「事業評価」をあわせて実施し、評価結果は「とうきょう福祉ナビゲーション」でインターネットを通じて広く公表している。 東京都福祉サービス評価推進機構を設置し、評価機関の認証、評価者養成、共通評価項目の策定・改定、評価結果の公表、苦情対応、評価制度の普及啓発を行っている。 〔実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団〕	・対象サービス数 48 うち障害福祉サービス 19 ・受審　2,762件 うち障害福祉サービス事業所の受審　526件 ・障害児通所支援については、児童福祉法等の改正に伴い、新体系の評価項目策定を実施（平成26年度から新評価項目による評価開始）。障害児入所支援については、新評価項目策定までの間、旧サービス種別の共通評価項目で評価実施。	法制度改正等に対応し、障害者及び障害児サービスの評価項目の策定及び改定を行っていく。		福　祉保健局
29　指導検査における区市町村との連携 障害福祉サービス事業者等の指導に従事する区市町村の職員に対し、指導検査に関する情報・ノウハウを提供し、業務の理解を深めることを目的として、平成20年度から「指導検査支援研修会」を実施している。 また、東京都と区市町村との情報交換及び実務に関する連絡調整を定期的に行い、東京都全体の指導検査体制の充実を図ることを目的として、平成22年度に「障害福祉サービス指導検査連絡会」を設置し、毎年２回程度開催している。 〔実施主体：東京都〕	区市町村障害者総合支援法指導検査支援研修会 1回実施 63名参加 障害福祉サービス指導検査連絡会 2回実施	習熟度別の研修の実施や連絡会の活性化等、事業の推進を図る。		福　祉保健局

(4) 意思疎通支援・移動支援等

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
30　聴覚障害者への情報支援のための人材養成（東京都地域生活支援事業） 聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、要約筆記の指導を行うことにより要約筆記者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図る。 ○中途失聴・難聴者コミュニケーション事業 〔実施主体：東京都〕	（修了者数） 要約筆記者　20名	継続して実施する。		福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
31　手話のできる都民育成事業（東京都地域生活支援事業） 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本の手話及び外国の手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口のすそ野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の向上に資する。 ①手話のできる都民育成事業 （1）普及啓発 （2）手話通訳者養成事業 ②外国語手話普及促進事業 〔実施主体：①東京都、②民間団体〕	手話通訳者養成事業 （修了者数） 手話通訳者　182名	継続して実施する。	○	福　祉 保健局
32　中等度難聴児発達支援事業 身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援する。 〔実施主体：東京都〕	実施区市町村　28区市	継続して実施する。		福　祉 保健局
33　聴覚障害者意思疎通支援事業（東京都地域生活支援事業） 意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者が広域的な移動を円滑に行える環境を整えるとともに、障害者団体等の行事における情報保障を支援することで、自立と社会参加を促進し、聴覚障害者の福祉の増進に資する。 ①意思疎通支援者の派遣に係る広域的連絡調整 ②障害者団体等が主催又は共催する広域型行事への意思疎通支援者の派遣 〔実施主体：東京都〕	意思疎通支援に係る広域的連絡調整 175件	継続して実施する。		福　祉 保健局
34　盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成（東京都地域生活支援事業） 盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者の養成研修を行う講習会等に対し補助を行う。 ※盲ろう者とは、視覚障害と聴覚障害とが重複してある重度の障害者（児） 〔実施主体：東京都〕	・通訳・介助者派遣事業 派遣件数　9,757件 派遣時間　42,952時間 ・通訳・介助者養成研修事業 受講者数　36人 修了者数　35人	継続して実施する。		福　祉 保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
35　盲ろう者支援センター事業（東京都地域生活支援事業） 盲ろう者からの相談に応じるとともに、コミュニケーション訓練などを実施し、地域生活支援の充実と社会参加の促進を図る「盲ろう者支援センター」を運営する事業に対し、補助を行う。 （センターにおける事業内容） ①訓練事業 ②専門人材養成事業 ③総合相談支援事業 ④盲ろう者社会参加促進事業 〔実施主体：東京都〕	①訓練事業 実施回数　149回 対象者数　33人 ②専門人材養成事業 養成講習会 4科目　13回 修了者　計46人 ③総合相談支援事業 相談件数　632件 ④社会参加促進事業 交流会　計31回 参加者　計1,269人 学習会　計74回 参加者　計1,363人	事業の推進を図る。		福　祉 保健局
36　視覚障害者ガイドセンターの運営（東京都地域生活支援事業） 重度の視覚障害者が、道府県及び政令指定都市間にまたがって必要不可欠な外出をする場合に、目的地において必要なガイドヘルパーを確保できるよう連絡調整するためのガイドセンターを設置し、視覚障害者の福祉の増進を図る。 〔実施主体：東京都〕	都外から　193回 都外へ　1回	継続して実施する。		福　祉 保健局
37　点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業（東京都地域生活支援事業） 点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に対し、指導方法、専門点訳技術等を指導することにより、指導者養成及び専門点訳奉仕員等を育成し、視覚障害者福祉の増進を図る。 （内容） 点訳奉仕員指導者養成 朗読奉仕員指導者養成 専門点訳奉仕員養成（英語、理数、楽譜、触図、コンピュータ） 修了者研修会 〔実施主体：東京都〕	修了者　38名	継続して実施する。		福　祉 保健局
38　音声機能障害者発声訓練指導者養成事業（東京都地域生活支援事業） 音声機能障害者に対する発声訓練の指導者を養成し、音声機能障害者のコミュニケーション手段の確保を図るとともに、社会復帰を促進する。 〔実施主体：東京都〕	12名	継続して実施する。		福　祉 保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
39　身体障害者補助犬給付事業（東京都地域生活支援事業） 身体障害者に対して身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付し、その行動範囲を拡大することにより、身体障害者の社会参加と自立の促進を図る。 （対象者） ①都内に居住する（おおむね１年以上）満18歳以上の在宅の身体障害者 盲導犬…視覚障害１級 介助犬…肢体不自由１・２級 聴導犬…聴覚障害２級 ②所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること ③社会活動への参加に効果があると認められること　他 〔実施主体：東京都〕	盲導犬　8頭 介助犬　1頭 聴導犬　1頭	継続して実施する。		福　祉 保健局

(5) 福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対する社会復帰支援

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
40　地域生活定着促進事業 高齢であり又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対して、地域生活定着支援センターを設置し、退所後直ちに福祉サービスへとつなぎ、社会復帰を支援する。 センターは、保護観察所からの依頼に基づき、対象者が退所後に必要な福祉サービス等のニーズを入所中から把握し、受入施設等の確保や福祉サービス等の申請支援を行うコーディネート業務、受入施設等に対するフォローアップ業務、相談支援業務等を実施する。 〔実施主体：東京都〕	コーディネート開始数 101人	事業対象者が、矯正施設退所後、適切な場で必要な支援が受けられるよう、保護観察所、矯正施設、区市町村等関係機関と連携し、事業の円滑な実施を図る。		福　祉 保健局

取組３　施設入所・入院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援

(1) 入所施設・病院から地域生活への移行の促進

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
41　地域生活支援型入所施設の整備 入所施設による支援が真に必要な障害者の利用を確保するとともに、入所者の地域生活への移行を促進するため、地域生活支援型入所施設を整備する。 また、既存施設についても地域生活支援型入所施設への転換を進める。 （「地域生活支援型入所施設」の要件） 居室は全室個室又はユニット（小規模生活単位）型であることのほか、以下の条件を１つ以上満たすこと。 ①施設外に日中活動の場を確保すること。 ②日中活動の場として自立訓練又は就労移行支援を併設すること。 ③地域の障害者に対する24時間相談を実施すること。 ④ショートステイを併設すること。 ⑤グループホーム整備、バックアップに関する計画を有していること。 〔実施主体：東京都〕	2か所（定員50名） ＜参考＞ （平成26年4月1日現在） 障害者支援施設（旧身体障害者更生施設から移行したものを除く。） 定員7,413人 （都内4,264人） （都外3,149人）	「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進 平成27年度～平成29年度 3か所 （未設置地域において障害者支援施設を整備する。）	○	福　祉保健局
42　地域移行促進コーディネート事業 入所施設等に地域移行促進コーディネーターを配置し、都内施設と都外施設相互間の連携を図りながら、地域移行に向けた課題の解決に取り組むとともに、区市町村や相談支援事業所との連携体制を構築することにより、施設入所者の地域生活への移行を促進する。 〔実施主体：東京都〕	地域移行促進コーディネーターを10か所に配置（平成27年度から事業内容を一部変更）	事業の推進を図る。	○	福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
43　障害者地域生活移行・定着化支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 地域生活への移行を希望する重度の入所施設利用者等が、希望する地域でサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、グループホームへの移行後の相談援助等について支援を行うとともに、地域で暮らす障害者及びその家族が将来にわたって地域で暮らし続けるイメージを持つことを目的とした普及啓発等を行うことにより、潜在的な入所待機者の解消を図る。 また、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、支援に要する経費の一部を補助することにより、都内への地域移行を促進するとともに、相談支援事業所の機能強化を図る。 （事業内容） ①地域移行した利用者の個別支援事業 ②区市町村支援事業 ③都外施設利用者地域移行促進事業 〔実施主体：区市町村〕	①地域移行した利用者の個別支援事業 11区市で実施 ②区市町村支援事業 4区市で実施 ③都外施設利用者地域移行促進事業 平成27年度新規事業	事業の推進を図る。	○	福　祉保健局
44　精神障害者地域移行体制整備支援事業（東京都地域生活支援事業） いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者が円滑な地域移行や安定した地域生活を送るための体制整備を行うとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進により、精神障害者が望む地域生活の実現を図り、もって精神障害者の福祉の向上を図る。 〔実施主体：東京都〕	○地域移行促進事業 個別相談数　316人 協力病院　64病院 ○グループホーム活用型ショートステイ事業 利用者数　120人 利用日数　1,217日 ○地域生活移行支援会議（圏域別会議含む） 18回実施 ○人材育成 基礎研修 専門研修（病院実習・地域実習・事例検討等）	区市町村、保健所等、関係機関と連携しながら、精神障害者の地域生活移行を計画的に推進する。	○	福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
45　被保護精神障害者地域生活移行・定着支援普及推進事業 区市等が実施する、被保護者に対する退院促進事業及び健康管理支援事業について以下の支援を実施する。 ①相談支援 事業実施・体制整備・支援方法・関係機関及び社会資源との連携等に関する相談事項に対し、必要な助言・情報提供等を行う。 ②普及啓発 退院促進事業及び健康管理支援事業に関係する職員等への研修、情報交換会、情報提供等を実施する。 ③調査研究 区市等の事業実施の参考資料として都内の退院促進事業及び健康管理支援事業に関する実態調査、手引き及びモデルプログラム等を作成し、区市等に対して情報提供及び普及推進を行う。 〔実施主体：東京都〕	平成27年度 新規事業	精神障害者である被保護者の地域生活移行、定着、居宅安定化を全都的に推進し、被保護者の自立促進を図る。		福　祉 保健局
46　精神障害者早期退院支援事業 (目的) 医療保護入院者へ地域援助事業者を紹介し、本人や家族等の相談支援を行うほか、地域援助事業者の出席する退院支援委員会など、地域援助事業者との連携を図り、地域における医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関に対する支援を行う。 (補助対象) ①地域援助事業者が、医療機関における医療保護入院者の退院支援のための会議へ出席した際の事前調整経費等 ②退院支援のための会議に地域援助事業者を出席させた医療機関への事務費補助 〔実施主体：東京都〕	平成27年度 新規事業	①平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とする ②平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とする ③平成29年6月末時点の在院者数を平成24年6月末時点の長期入院者数から18%以上減少する		福　祉 保健局
47　精神保健福祉士配置促進事業 医療保護入院者の早期退院に向けた、病院内外における調整や、退院支援計画の作成、退院支援委員会の開催など、医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関における精神保健福祉士の確保のための人件費の補助を行う。 〔実施主体：東京都〕	平成27年度 新規事業	①平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とする ②平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とする ③平成29年6月末時点の在院者数を平成24年6月末時点の長期入院者数から18%以上減少する		福　祉 保健局

(2) 地域居住の場の整備及び一般住宅の確保

事業名・事業内容	平成25年度末 状況等	事業目標	東京都長期 ビジョン	所管局
（再掲）1　グループホームの整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 障害者の地域社会における自立を支援するため、生活の場を提供し、食事の提供等その他必要な援助を行う。 〔実施主体：区市町村〕 「３か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。 〔実施主体：東京都〕 ◇障害者グループホーム事業を行う社会福祉法人等に、既設の都営住宅を提供する。	1,203か所 定員6,568人 「障害者の地域移行・安心生活支援３か年プラン」の推進 平成24年度～平成25年度 1,159人 ◇都営住宅におけるグループホーム 10団地　24戸	「障害者・障害児地域生活支援３か年プラン」の推進 平成27年度～平成29年度 2,000人 ◇事業を行う社会福祉法人等からの要望を受け、順次、実施する。	○	福　祉 保健局 都　市 整備局
48　障害者向け都営住宅の供給 都営住宅の建替えなどにより、障害者等にも住みやすいバリアフリー住宅のストック形成に努めるとともに、住宅に困窮する車いす使用者が、地域社会の中で安全・快適な生活が送れるよう、都営住宅の建替事業の中で車いす使用者向け住宅を供給する。 〔実施主体：東京都〕	1,036戸	建替事業において、従前居住者に車いす使用者がいる場合については、地元区市と協議した上で、必要に応じ車いす使用者向け住宅を建設している。		都　市 整備局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
49　都営住宅への入居支援 ①入居収入基準の緩和(平成10年度から) 　障害者等の都営住宅への入居機会を拡大するため、一般世帯より高い収入基準を適用する。 　一般世帯　　収入分位25% 　障害者等世帯　収入分位40% ②優先入居 　家族向け募集において、優遇抽選や住宅困窮度に応じたポイント方式により、障害者世帯が都営住宅に優先的に入居できるようにする。 ア　優遇抽選(昭和54年度から) 　障害の程度に応じて、甲優遇（5倍優遇）又は乙優遇(7倍優遇)を適用 イ　ポイント方式(昭和48年度から) 　住宅困窮度を点数化し、高いものから順に入居 ③単身入居(身体障害者は昭和55年度、精神障害者・知的障害者は平成17年度から) 　身体障害者手帳4級以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、愛の手帳4度以上の障害者は、単身で都営住宅に入居することができる。 ④特別減額(昭和51年度から) 　一定所得以下の障害者世帯の使用料を減額する。 〔実施主体：東京都〕	募集状況 ○抽選方式 家族向優遇抽選 (5、11月実施) 単身者向 (8、2月実施) 単身者用車いす使用者向 (8、2月実施) ○ポイント方式 家族向 (8、2月実施) 車いす使用者家族向 (8、2月実施)	障害者の居住の安定を図るため、都営住宅への入居に際しての配慮や家賃負担の軽減を行う。		都　市整備局
50　区市町村における障害者等向け公営住宅の供給助成 　地域における継続居住を支援するため、区市町村による高齢者及び障害者向けの公営住宅の整備を支援する。 (補助対象) 　建設費等補助 〔助成実施主体：東京都、供給実施主体：区市町村〕	7,056戸	引き続き適正に整備されるよう区市町村を支援する。		都　市整備局
51　都営住宅の障害者向け設備改善 　既存の都営住宅に入居している高齢者、障害者がいる世帯に対して、必要に応じて住戸内の手すりの設置や和式トイレの洋式化などの住宅設備改善を行う。 〔実施主体：東京都〕	高齢者向改善 　平成25年度 　4,683戸 (累計) 　88,427戸 障害者向改善 　平成25年度 　504戸 (累計) 　18,570戸	継続して事業を推進する。		都　市整備局

(3) 居住の安定のための支援体制の整備

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
52　あんしん居住制度 賃貸住宅・持ち家を問わずどなたでも、東京都（島しょは除く。）にお住まい、あるいはこれからお住まいになる高齢者や障害者等とその家族、家主などが安心して居住・賃貸できるよう、利用者の費用負担による、見守りサービスの実施、死亡した場合の葬儀や残存家財の片づけを行う。 〔公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業として実施〕	95件 （累計771件）	本制度の周知を図り、高齢者・障害者等の居住の安定を確保する。		都　市整備局
53　居住支援協議会 地域に身近な基礎的自治体である区市町村が、関係団体等とともに居住支援協議会を設立し、高齢者や障害者など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援に係る具体的な取組を円滑に実施できるよう、東京都居住支援協議会（平成26年6月設立）は、広域的な立場から、区市町村における協議会の設立促進・活動支援や都民への幅広い啓発活動などを行う。 ［実施主体：東京都、区市町村］	都内3区で居住支援協議会を設立済	区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、活動の支援を行う。	○	都　市整備局
54　障害者単身生活サポート事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） グループホームから一般住宅等への入居を希望している障害者に対して、区市町村が以下の事業を実施することにより、地域における障害者の単身生活を支援した場合に、その経費の一部を補助する。 （事業内容） ①障害者単身生活サポートセンター助成 24時間体制での相談・助言や必要な調整を実施 ②単身生活移行・定着支援助成 単身生活移行・定着のために必要な直接支援を実施 〔実施主体：区市町村〕	①5区市で実施 ②平成27年度新規事業	事業の推進を図る。		福　祉保健局
55　民生・児童委員による地域生活の見守り 障害者が地域社会において自立した生活を送ることを支援するため、民生・児童委員がその生活を見守り、必要に応じて相談、情報提供等を行う。	都内の民生・児童委員定数 10,714人 ・民生児童委員 9,894人 ・主任児童委員 820人 民生・児童委員による障害者相談・支援件数（平成25年度） 10,590件	障害及び障害者について民生・児童委員の理解を深め、相談支援体制の充実を図る。		福　祉保健局

取組４　保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応

(1) 精神科医療提供体制の整備

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
56　地域における精神科医療提供体制の整備 精神疾患の発症後、早期に発見・対応し、患者が身近な地域で症状に応じた適切な治療が受けられる体制を構築するとともに、精神障害者の安定した地域生活の継続を支援する。 ①精神科医療地域連携事業 (平成24年度は「精神科医療地域連携モデル事業」として実施) 協力医療機関の確保や医療連携を促進するためのツールの開発等を行い、精神科医療における地域連携体制の整備を図る。 ②アウトリーチ支援事業 医療中断等により、安定した地域生活が難しい精神障害者に区市町村等と連携し、アウトリーチ支援を実施する。 ③民間事業者活用型短期宿泊モデル事業 在宅の精神障害者に対して、症状が悪化する前にタイミングよく適切な医療的ケア等を提供できるよう、総合精神保健福祉センターで実施している短期宿泊事業について、将来的に民間等で実施することが可能となるような仕組みを検証する。 ④精神疾患早期発見・早期対応推進事業 精神疾患患者を早期に適切な支援につなげるよう、地域の内科等の医師に対し、精神疾患に関する知識や法制度等についての研修を行う。 〔実施主体：東京都〕	①4圏域で実施（区東北部、区西北部、南多摩及び北多摩南部） ②都立（総合）精神保健福祉センターで実施 213人 ③民間事業者2法人で実施 延べ98人 ④12地区医師会で実施	・身近な地域において、必要な時に適切な精神科医療を受けることができる地域精神科医療体制を構築する。 ・区市町村等、より身近な地域へのアウトリーチ支援の普及などにより、精神障害者の地域生活支援体制の構築を図るとともに、精神障害者の地域における自立した生活を実現する。	○ (③を除く)	福　祉 保健局
57　精神科救急医療体制の整備 夜間及び休日における精神科救急（合併症を除く）として、都内４ブロックにそれぞれ都立病院等（墨東・豊島・松沢・多摩総合医療センター）を指定し、疾病の急発及び急変のための医療体制を確保する。 あわせて、民間医療機関等の協力を得て、精神科初期、二次（救急身体合併症を含む）救急医療体制を確保するとともに、精神科救急医療情報センターを設置し、精神科救急患者のトリアージ及び医療機関との連絡調整を行う。 〔実施主体：東京都〕	緊急入院　1,188件	夜間・休日等に発生する急性期患者が、症状に応じて速やかに医療を受けられるようにするため、夜間・休日の救急医療体制を整備する。		福　祉 保健局

事業名・事業内容	平成25年度末 状況等	事業目標	東京都長期 ビジョン	所管局
58　精神科身体合併症医療体制の整備 都内の精神科病院に入院中の重度の精神科患者で、かつ重度の合併症を併発したものに対して、精神科身体合併症医療事業を実施することにより、適正な医療を確保する。 〔実施主体：東京都〕	転院数　668件	継続して実施する。		福　祉 保健局
59　地域精神科身体合併症救急連携事業 一般救急との円滑な連携を構築し、精神身体合併症患者をできる限り地域で受け入れられるよう、地域における精神科の拠点となる医療機関に医師等を配置するとともに、地域の精神科医療機関相互の連携体制を構築するための会議を設置し、拠点医療機関を核とした、地域における精神科医療機関の相談、受入体制の整備を図る。 〔実施主体：東京都〕	２圏域 （モデル事業実施）	一般救急との連携を強化し、精神身体合併症救急医療体制の整備を図る。		福　祉 保健局
60　老人性認知症専門病棟運営費補助事業 認知症高齢者に対して専門的に治療を行う精神科病棟を有する都内の民間精神科病院に対し、運営費の一部を補助することにより、都内における認知症高齢者に対する適切な医療を確保する。 〔実施主体：東京都〕	病院数　7か所 病床数　350床	継続して実施する。		福　祉 保健局

事業名・事業内容	平成25年度末 状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
61　都立病院における精神科医療の提供 ①松沢病院の運営 　松沢病院において、他施設と密接に連携することで、我が国の精神科医療をリードするとともに、都全体の精神科医療の質の向上や精神保健福祉サービスの充実を一層推進する。 ・精神科急性期医療、精神科救急医療、精神科身体合併症医療、認知症医療等のセンター的機能のほか、精神科特殊医療（依存症、医療観察法等）、精神障害者歯科医療、精神科リハビリテーション医療に取り組む。 ・長期入院患者の転・退院支援や新入院患者の退院支援等、患者の社会復帰に積極的に取り組む。 〔実施主体：東京都〕	入院　797.7人/日 外来　411.3人/日	精神科医療の拠点としての役割を果たしていく。		病　院 経　営 本　部
②小児総合医療センターの運営 　小児総合医療センターにおいて、関係機関と連携しながら、都における小児医療の拠点として総合的で高度・専門的な医療を提供していく。 ・小児精神科医療では、自閉症などの広汎性発達障害、ＡＤＨＤ、ＬＤ、統合失調症、適応障害など、様々な障害をもつ幼児期から思春期までの患者に対応する。 ・「こころ」と「からだ」を総合した医療を提供し、神経症や心身症、摂食障害などに取り組む。 〔実施主体：東京都〕	入院　154.6人/日 外来　140.6人/日	小児医療の拠点としての役割を果たしていく。		
③大塚病院における小児精神科外来の運営 　大塚病院において、小児総合医療センターとの密接な連携の下、外来診療及びデイケアを行う小児精神科外来を運営していく。 〔実施主体：東京都〕	初診患者数 　505人 ショートケア（就学前児童）利用者数 　700人 学童グループ(小学生)利用者数 　744人	区部における小児精神科外来の機能を果たしていく。		

事業名・事業内容	平成25年度末 状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
62　子供の心診療支援拠点病院事業 都立小児総合医療センターを拠点病院として、都内関係機関への医学的支援に加えて、様々な子供の心に対応する地域の関係機関への専門支援や、都民への普及啓発を行う。 〔実施主体：東京都〕	○子供の心の診療連携事業 ・小児精神科治療連絡会 3回実施 延108名参加 ・関係機関との定期連絡会 1回実施 都内全11児相参加 ○子供の心の診療関係者研修事業 ・関係機関向けセミナー 2回実施 延576名参加 ・医療従事者向け講座 8回実施 延675名参加 ・教員等向け講座 延310名参加 ・保育機関向け講座 延814名参加 ・包括的暴力防止プログラム講座 延136名参加 ・看護実習 講義及び実習5名参加 ・養護施設等職員向け講座 99名参加 ○普及啓発・情報提供事業 ・都民向けシンポジウム 314名参加 ・ホームページによる情報提供 ・リーフレットの作成・配布	継続して実施する。		福　祉 保健局 病　院 経　営 本　部

(2) 重症心身障害児（者）の療育体制の整備

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
63　重症心身障害児在宅療育支援事業 在宅重症心身障害児(者)の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康診査及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、ＮＩＣＵ等に入院している重症心身障害児について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児（者）の支援の充実を図る。 ①重症心身障害児在宅療育支援センターの設置 ②訪問看護及び訪問健康診査 ③在宅療育相談 ④訪問看護師等育成研修 ⑤在宅療育支援地域連携会議の開催 〔実施主体：東京都〕	①重症心身障害児在宅療育支援センターの設置（継続） ②在宅重症心身障害児（者）訪問事業 訪問看護 延11,400件 訪問健康診査 18件 ③在宅療育相談事業 在宅移行支援 延1,709件 家庭訪問相談 延94件 病院、関係機関連絡 延393件 ④訪問看護師等育成研修事業 基礎編 2日間×1回 参加実数　91人 在宅移行編 1回 参加実数　59人 レベルアップ編 0.5日×4回 参加実数　195人 訪問実習受講者数 42人 ⑤在宅療育支援地域連携会議 区部5回 多摩地区7回	継続して実施する。	○	福　祉保健局
64　重症心身障害児（者）在宅医療ケア体制整備モデル事業 医療的ケアの必要な在宅の重症心身障害児（者）が、住み慣れた地域において、在宅サービスを受けながら安心して生活できるよう、診療に携わる医療機関の連携強化を図るとともに、重症心身障害児（者）への理解を深める取組を行うことにより、在宅の重症心身障害児（者）を診療する、かかりつけ医を増やしていくことを目指す。(平成25年度から27年度までの実施) ・療育連携会議（連絡会、研修会） ・情報発信（ニューズレター発行、かかりつけ医名簿・診療マニュアル作成）　等 〔実施主体：東京都〕	社会福祉法人に委託し、23区と多摩地区各1か所の地域で療育施設を拠点としてモデル的に実施	重症心身障害児（者）が安心して在宅生活を送ることができるよう、着実に事業を実施する。(平成25年度から27年度までの３年間のモデル事業)	○	福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末 状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
65　重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児（者）に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児(者)の健康の保持とその家庭の福祉の向上を図る。 〔実施主体：区市町村〕	実績なし (2区から協議あり)	事業の推進を図る。	○	福　祉 保健局
66　障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置） ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図る。 〔実施主体：東京都〕	5施設 受入延べ人数 7,917人	超重症児（者）・準超重症児（者）の受入れの促進を図る。	○	福　祉 保健局
67　重症心身障害児通所委託（受入促進員配置） 民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図る。 〔実施主体：東京都〕	6施設 受入延べ人数 15,824人	超重症児（者）・準超重症児（者）の受入れの促進を図る。	○	福　祉 保健局
68　重症心身障害児（者）通所運営費補助事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 在宅の重症心身障害児（者）に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図る。 〔実施主体：区市町村〕	38施設 定員　547名 延べ利用日数 78,760日	事業の推進を図る。		福　祉 保健局
69　重症心身障害児施設における看護師確保対策事業 重症心身障害児（者）施設等で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会の提供等により、看護師の確保・定着に努め、重症心身障害児(者)への支援の充実を図る。 〔実施主体：東京都〕	プロナース研修 第3期生　36名（受講中） 認定看護師 2名認定（延べ6名認定）	医療型障害児入所施設等で働く看護師の確保・定着を通じて、重症心身障害児（者）への支援の充実を図る。	○	福　祉 保健局
70　府中療育センターの改築 老朽化している府中療育センターの全面改築に向けた各種調査・設計等を行う。 〔実施主体：東京都〕	基本設計に着手	改築計画の着実な推進を図る。	○	福　祉 保健局

(3) 発達障害児（者）・高次脳機能障害者支援体制の整備

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
（再掲）17　東京都発達障害者支援センターの運営（東京都地域生活支援事業） 発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。 (対象) 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族 〔実施主体：東京都〕	①相談支援・発達支援件数 3,165件 ②就労支援件数 517件 ③普及啓発 講演会等 2回開催 ④連絡協議会 開催実績なし	継続して実施する。		福　祉保健局
71　区市町村発達障害者支援体制整備推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 区市町村の発達障害児（者）に対する取組を支援することにより、発達障害者支援体制の整備を推進する。 (事業内容) ①早期発見・早期支援のための支援システムの構築 ②成人への支援の取組 〔実施主体：区市町村〕	①36区市で実施 ②7区市で実施	①49区市町村での事業実施を図る。 ②49区市町村での事業実施を図る。	○	福　祉保健局
72　発達障害者支援体制整備推進事業（東京都地域生活支援事業） 発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、もって発達障害児（者）の福祉の増進を図る。 (事業内容) ①発達障害者支援体制整備推進委員会の設置 ②専門的人材育成 〔実施主体：東京都〕	①発達障害者支援体制整備推進委員会の設置 ・委員会 3回開催 ・シンポジウム 1回開催 ②専門的人材育成 ・相談支援研修 13回開催 ・医療従事者向け講習会 8回開催	事業の推進を図る。	○	福　祉保健局
73　区市町村高次脳機能障害者支援促進事業（東京都地域生活支援事業） 区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援を実施するとともに、関係機関等との連携を図り、区市町村における高次脳機能障害者への支援の充実を図る。 〔実施主体：区市町村〕	31区市町で実施	40区市町村での事業実施を図る。		福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
（再掲）18　高次脳機能障害支援普及事業（東京都地域生活支援事業） 高次脳機能障害者及びその家族に対する専門的な相談支援を行うとともに、区市町村や関係機関との地域支援ネットワークの充実を図り、高次脳機能障害者に対する適切な支援が提供される体制を整備する。 区市町村や関係機関の職員等への研修を実施し、地域における適切な支援の普及・啓発を図り、高次脳機能障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。 （支援拠点） 東京都心身障害者福祉センター （事業内容） ①専門的相談支援 ②相談支援体制連携調整委員会の開催 ③普及啓発 ④専門的リハビリテーションの充実 〔実施主体：東京都〕	○新規相談件数 356件 ○相談支援体制連携調整委員会 2回開催 ○支援従事者向け研修会及び連絡会の開催 ○就労準備支援プログラムの実施 ○社会生活評価プログラムの実施 ○専門的リハビリテーションの充実事業を6圏域（区南部、区西南部、区東部、西多摩、南多摩、北多摩南部）で実施	事業の推進を図る。	○	福　祉 保健局
74　高次脳機能障害者緊急相談支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 心身障害者福祉センターのノウハウを活用し、区市町村の相談支援事業の充実につなげるため、相談・研修経費等の支援を行う。 〔実施主体：区市町村〕	4区市で実施	地域における相談支援事業の充実を図る。		福　祉 保健局

(4) 難病患者療養支援体制の整備

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
75　難病相談・支援センターの運営 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者就労コーディネーターによる就労相談等様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行う。 〔実施主体：東京都〕	療養相談　3,435件	国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。		福　祉 保健局
76　難病医療ネットワークの構築 在宅で療養生活を送る神経難病等重症の難病患者が、より安心して地域生活できるよう、専門的医療を提供する拠点病院等を整備し、入院から在宅療養までの一貫した医療提供体制と保健・医療・福祉のネットワークを構築する。 〔実施主体：東京都〕	<神経難病医療ネットワーク> 拠点病院　30病院 協力病院　57病院	国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。		福　祉 保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
77　在宅難病患者一時入院事業 在宅難病患者が家族等の介護者の疾病・事故等により、一時的に介護を受けられなくなった場合に入院できる体制を整え、安定した療養生活の確保を図る。 〔実施主体：東京都〕	確保病床　16床 利用実績　239人	国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。		福　祉保健局
78　難病患者療養支援事業 医療面、生活面等に様々な不安や悩みを抱えている在宅難病患者及びその家族に対し、保健師等による相談・指導を行い、患者・家族の療養環境の整備・改善を図る。 ①在宅療養支援地域ケアネットワーク ②在宅療養相談指導 〔実施主体：東京都〕	地域ケアネットワーク会議 83回 訪問相談・指導 2,479回	国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。		福　祉保健局
79　在宅難病患者訪問診療 寝たきり等により受療の困難な在宅難病患者に対し、地域における適切な医療を確保し、療養環境の向上を図るとともに、医療と保健･福祉の連携による在宅ケア体制の整備、充実を図る。 〔実施主体：東京都〕	対象者　336人 件数　845件	国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。		福　祉保健局
80　在宅難病患者医療機器貸与・整備 難病患者が在宅療養で使用する医療機器を貸与・整備し、必要に応じて訪問看護を実施することで、患者・家族の経済的負担の軽減と、在宅療養環境の整備を図る。 〔実施主体：東京都〕	貸与患者数　488人 貸与台数　640台 訪問看護　3,273回	国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。		福　祉保健局
81　在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護 在宅において人工呼吸器を使用している難病患者に対して、診療報酬で定められた回数を超えて訪問看護を実施することにより、在宅重症難病患者に対する在宅療養サービスの向上を図る。 〔実施主体：東京都〕	48人 4,218回	国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。		福　祉保健局

(5) 障害の早期発見・早期療育の推進

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
82　周産期医療システムの整備 合併症妊娠や分娩時の新生児仮死などハイリスクな分娩・出産等に対応できる周産期母子医療センターの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制を確立する。 〔実施主体：東京都〕	総合周産期母子医療センター 13施設 地域周産期母子医療センター 12施設 NICU（新生児集中治療管理室） 294床（周産期連携病院等を含む）	周産期医療システムの充実に向けた検討を行う。		福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
83　身体障害児療育相談等 ①療育相談 　身体の機能に障害のある児童やその可能性のある児童、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対し、療養上の相談・指導等を行い、その障害又は疾病の治ゆ若しくは軽減を図るとともに、当該児童及び家族への支援を行う。 〔実施主体：東京都・特別区・保健所設置市〕 ②未熟児訪問指導 　保健師や助産師などが家庭訪問を行い、未熟児をもつ親に対して育児や日常生活の指導を行う。 〔実施主体：区市町村〕	①療育相談 個別相談　　44人 集団指導　　6回	継続して実施する。		福　祉 保健局

(6) リハビリテーション医療体制の整備

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
84　東京都リハビリテーション病院の運営 　東京都におけるリハビリテーション医療の中核的施設として高度診療機能を備え、身体に機能障害があり、リハビリテーション医療を専門的に行う必要のある患者に、外来及び入院による医療を行うとともに、医療関係者の教育研修やリハビリテーションの臨床研究を行う。 (事業内容) ①専門リハビリ医療の提供（入院165床、うち回復期病棟外来120人/日程度） ②リハビリ医療に係る教育、研修 ③リハビリ医療研究 〔実施主体：東京都、公益社団法人東京都医師会が指定管理者〕	・入院　51,896人 （142.2人/日） ・外来　14,799人 （50.3人/日）	リハビリテーション専門病院として、多様な機能障害に対応できるリハビリ医療の中核的施設として機能を果たすほか、リハビリテーション医療の研究及び教育・研修事業を積極的に展開する。		福　祉 保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
85　地域リハビリテーション支援事業 　障害者や高齢者が寝たきり状態になることを予防し、地域において生涯にわたって生き生きとした生活を送るためには、急性期から回復期、維持期のそれぞれの状態に応じた適切かつ円滑なリハビリテーションの提供が必要である。地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することによって、保健・医療・福祉が連携した地域におけるリハビリテーションのシステム化を図る。 （事業内容） 　二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーション支援センターを指定し、センターを拠点に、地域リハビリテーションの支援を行う。 ①地域のリハビリテーション従事者の研修、援助 ②直接地域住民と接する相談機関の支援 ③福祉用具、住宅改修等の相談への対応に係る支援 ④地域の関係団体の支援 ⑤連絡会、事例検討会の実施　　等 〔実施主体：東京都〕	12病院	二次保健医療圏ごとに12の地域リハビリテーション支援センターを指定し、地域におけるリハビリテーション提供体制の充実を図っていく。		福　祉保健局

(7) 障害者歯科保健医療体制の整備

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
86　障害者歯科健康相談・支援 　重度・難症例の障害者を対象に、歯科相談業務を行う。また、各関係者を対象に研修を実施するほか、障害者入通所施設への支援等を行い、地域の障害者歯科保健の推進を図る。 ①重度・難症例歯科相談 ②施設等歯科健康管理支援 ③研修会・講習会・事例検討会 ④障害者等歯科保健医療推進基盤整備 ⑤摂食・嚥下機能支援基盤整備 〔実施主体：東京都〕	①重度・難症例歯科相談 　44回・347人 ②施設等歯科健康管理支援 　151回・846人・100施設 ③研修会・講習会・事例検討会 　40回・1,788人 ④障害者等歯科保健医療推進基盤整備 　143回 ⑤摂食･嚥下機能支援基盤整備 　13回・126関係機関	継続して実施する。		福　祉保健局
87　心身障害児（者）歯科診療施設の確保 　心身障害児の入所施設及び通園施設における歯科診療事業の運営経費の一部を補助することにより、心身障害児（者）の歯科診療体制の確保を図る。 〔実施主体：東京都〕	7か所	継続して実施する。		福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
88　都立心身障害者口腔保健センターの運営 心身障害児（者）等に対する歯科診療を行うとともに、心身障害児（者）のう蝕予防、歯周疾患の予防、歯科保健医療従事者に対する教育研修、情報提供等を通じて、地域における障害者歯科保健の向上を図る。 〔実施主体：東京都、公益社団法人東京都歯科医師会が指定管理者〕	歯科治療 平均63.5人/日 予防指導 平均37.4人/日 教育研修 年間20コース 989人	継続して実施する。		福　祉保健局

(8) ＨＩＶ感染者への医療の確保と支援

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
89　エイズ医療体制の整備 エイズ診療協力病院の確保と相互の連携を進めるとともに、一般医療機関とのネットワーク化を図り、地域の医療機関でのエイズ診療への取組を推進する。 〔実施主体：東京都〕	・拠点病院 42病院（公開）（うち中核拠点病院3） 連携病院 9病院（公開） ・協力歯科医療機関紹介事業の実施 ・医療従事者への意識啓発（研修の実施等）	エイズ診療協力病院相互の連携を強化するとともに、協力病院と診療所間の連携を推進し、HIV感染者等が働き学びながら身近な地域で医療を受けられる体制の整備を図る。		福　祉保健局
90　療養支援体制の整備 保健・医療・福祉の連携を強化し、エイズ患者等への在宅での療養を支援する体制を整備する。 〔実施主体：東京都、区、保健所設置市〕	・地域エイズ連携会議開催 5（都保健所3、区保健所2） ・関係者向け講演会等の実施 4（都保健所2、区保健所1、市保健所1） ・エイズ専門相談員の派遣	保健所を中心とした保健・医療・福祉のネットワークの構築により、エイズ患者等の地域での療養を総合的に支えていく体制の整備を図る。		福　祉保健局

(9) 医療費公費負担・助成制度の充実

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
91　心身障害者（児）医療費助成制度 心身障害者（児）の医療を確保し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。 〔実施主体：東京都〕	助成対象延人員 1,277,427人	継続して実施する。		福　祉保健局
92　精神障害者等医療費公費負担 医療費を公費負担することにより、精神障害者の医療を確保し、重症化防止及び早期の社会復帰・自立を図る。 ①措置入院医療 ②自立支援医療（精神通院医療） ③小児精神入院医療 〔実施主体：東京都〕	①措置入院医療 延べ5,500件 ②自立支援医療 （精神通院医療） 延べ3,194,387件 ③小児精神入院医療 延べ842件	継続して実施する。		福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
93　難病医療費の公費負担 原因が不明で、根治的な治療方法がなく、長期の療養を必要とする難病患者に対し、難病医療費等を助成することにより、受療の機会を確保し、治療研究事業を推進するとともに、難病患者・家族の負担軽減と療養の安定を図る。 〔実施主体：東京都〕	＜難病医療費対象疾病＞ 国庫対象　56疾病 都単独　23疾病	国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。		福　祉保健局
94　小児慢性疾患の医療費助成 子供の病気の中で、治療に長い時間を要し、医療費も高額となる特定の疾患（小児慢性疾患）に対し、その医療費の保険診療の患者自己負担分の一部を公費で助成する。 〔実施主体：東京都〕	認定者数　7,637人	継続して実施する。		福　祉保健局

取組５　安全・安心の確保

(1) 社会福祉施設等の安全対策の充実

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
95　直接通報システムの整備 病院や社会福祉施設等において、火災等の緊急時に自動的に東京消防庁に通報できるシステムの整備促進を図る。 〔実施主体：社会福祉法人等〕	自動通報に係る承認件数 有人直接通報 3,109件 無人直接通報 116件 合計　3,225件	継続して実施する。		東　京消防庁
96　社会福祉施設等と地域の協力体制の整備 災害発生時に、社会福祉施設等と町会・自治会、近隣事業所等が自主的に協力し合い、発災初期段階での避難誘導、初期消火及び救出・救護活動等を相互に支援する共助体制づくりを推進する。 〔実施主体：社会福祉法人等〕	864施設で応援協定を締結	社会福祉施設等と町会・自治会、近隣事業所等との間での災害時相互応援協定の締結を促進し、地域力の強化を図る。	○	東　京消防庁
97　社会福祉施設等耐震化の推進 都内の民間社会福祉施設等の耐震化を促進し、利用者等の安全・安心を確保するため、必要な耐震診断及び耐震改修の費用の一部を補助する。 〔実施主体：社会福祉法人等〕	耐震診断経費及び耐震改修経費の補助を実施	社会福祉施設等の耐震化の推進を図る。	○	福　祉保健局
98　社会福祉施設等の防火防災管理体制の充実 障害者施設等に対する立入検査及び防火防災管理指導を実施し、防火防災管理体制の充実を図る。 ①　関係法令等に基づく立入検査 ②　自衛消防訓練の実施促進 〔実施主体：東京消防庁〕	立入検査及び自衛消防訓練の実施	継続して実施する。	○ （②のみ該当）	東　京消防庁

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
99　社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業 耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進する。 〔実施主体：東京都〕	個別訪問、アドバイザーの派遣等の耐震化促進に係る経費の補助を実施	私立・自己所有の社会福祉施設及び医療施設等の耐震化を促進する。	○	福　祉保健局
100　グループホーム防災対策助成事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） グループホームが消防用設備等を設置する場合、地域を交えた防災訓練を開催する場合及び従業者が防災に関する講習会等へ参加する場合の経費の一部を補助する 〔実施主体：区市町村〕	6区市で実施 累計 16区市町で実施	事業の推進を図る。		福　祉保健局

(2) 災害時における障害者支援

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
101　災害時要配慮者対策の推進 近年の大規模震災、風水害における死者の過半数は高齢者、障害者等の要配慮者であり、要配慮者対策は重要課題となっている。 災害対策基本法改正(平成26年4月施行)により各区市町村に名簿作成が義務付けられるなど、各区市町村において要配慮者対策の構築が早急に求められているため、都として事業の補助等を行うことで、区市町村の取組を推進していく。 (区市町村の取組) ○災害時要配慮者支援体制整備補助（地域福祉推進区市町村包括補助事業) 区市町村における要配慮者支援体制の整備に必要な経費の一部を補助する。 (具体例) ・要配慮者情報の共有化に向けた取組 ・地域防災研修実施(各地区レベルで実施) ・避難支援プラン作成、訓練の実施 ・人工呼吸器使用者の個別計画策定　　等 (東京都の取組) ○災害福祉広域支援ネットワーク構築事業 東日本大震災時、福祉分野で広域からの支援・受入が効果的に進まなかった経験を受け、災害福祉広域支援ネットワークを構築する必要性が明らかとなった。 都は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会と共同で検討を継続し、災害福祉広域支援ネットワークを構築する。 〔実施主体：東京都、区市町村〕	地域福祉推進区市町村包括補助事業による補助の実施 平成25年度　20区市24事業採択 区市町村福祉保健・防災担当者向け研修会の実施 平成25年度　2回開催	全ての区市町村で実効性のある要配慮者支援体制が構築されるよう、支援を行う。 また、災害福祉広域支援ネットワークを構築し、発災時に区市町村を広域的に支援する。		福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
102　要配慮者対策に係る区市町村向け指針の作成・普及等 災害時において、寝たきりの高齢者や障害者等の要配慮者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握することや安全な場所に避難することが困難であることから、区市町村が地域の実情に応じた避難支援プラン等を作成する必要がある。 このような区市町村の取組を支援するため、「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針」及び「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」を作成・改訂しており、今後、災害対策基本法の改正（平成26年4月施行）を踏まえた再改訂を行う。 〔実施主体：東京都〕	特別区防災担当課長会及び市町村防災事務連絡協議会において、平成25年2月の指針改訂について改めて周知	平成32年までに全ての区市町村で避難支援プラン（全体計画）が策定されるよう、指針の改訂・周知、研修会の開催等の支援を行う。		福　祉保健局
103　住宅防火対策の推進 障害者等の防火安全を確保するため、防火防災診断等により、住宅用火災警報器の設置や防炎製品・自動消火装置などの住宅用防災機器等を普及・促進し、住宅の防火性能の向上を図る。 〔実施主体：東京消防庁〕	住宅防火対策推進協議会の実施 防火防災診断の実施 住宅用火災警報器の設置促進・適切な維持管理に係る意識啓発	継続して実施する。 関係機関、町会・自治会等と連携を図り、地域主導による施策を展開する。	○	東　京消防庁
104　帰宅困難者対策における要配慮者への支援 帰宅困難者対策における要配慮者への視点を踏まえた対応について広く普及啓発を行う。また、災害時において、長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者を優先的に搬送するため国の体制整備を支援する。 〔実施主体：東京都〕	優先スペースの確保、ヘルプカードの活用、ケア・コミッショナーの配置等の要配慮者への視点を踏まえた対応等について記載した「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」（平成25年4月）を、都立の一時滞在施設（200施設）に周知するとともに、民間の大規模集客施設、駅、一時滞在施設等も参考活用できるよう、東京都防災ホームページに掲載した。	継続して実施する。		総務局
105　在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業 人工呼吸器療法を実施する医療機関が、在宅人工呼吸器使用難病患者に無償貸与するために購入する予備電源等の物品の購入経費を補助することにより、緊急時における安全を確保する。 〔実施主体：東京都〕	非常用発電機　24人 無停電装置　　1人	国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。		福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
106　在宅人工呼吸器使用者療養支援事業 電力供給の停止がそのまま生命の危機に直結する恐れがある、在宅人工呼吸器使用者に対し、区市町村を通じ、停電時等に必要とする自家発電装置等の購入経費を補助することにより、在宅療養における安全・安心を確保する。 〔実施主体：東京都〕	自家発電装置等の補助事業を実施	継続して実施する。		福　祉保健局
107　メンタルヘルスケア体制の確保 災害発生時、保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談や、巡回精神保健相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制を確保する。 また、都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、電話相談を含め24時間体制の精神保健相談を行うほか、外来窓口の体制を確立する。 〔実施主体：東京都、区市町村〕	「災害時の『こころのケア』の手引き」（20年5月）の普及	メンタルヘルスケア体制を整備する。		福　祉保健局
108　要配慮者対応を取り入れた防火防災訓練の推進 防火防災訓練等に要配慮者対応を取り入れ、要配慮者対応の必要性について啓発するとともに、地域における要配慮者への対応力を強化する。 要配慮者自身の防災行動力の向上を図る。 消防署職員の要配慮者に関する知識及び対応技術の向上方策を推進する。 〔実施主体：東京消防庁〕	要配慮者対応を取り入れた防災訓練推進用マニュアル及び啓発資料にもとづいた防火防災訓練、講習会等の実施 特別支援学校における総合防災教育の実施 職員教養の実施	障害者関係団体等と連携して要配慮者対応を取り入れた防火防災訓練等を推進し、災害時の防災行動力の向上を図るとともに地域全体の防災行動力の強化を図る。	○	東　京消防庁
109　防火防災訓練用資器材の活用 階段避難器具など避難支援資器材を活用した防火防災訓練を推進する。 〔実施主体：東京消防庁〕	訓練用模擬消火器・スタンドパイプ及び要配慮者用避難支援資器材（階段避難器具、リヤカー、布担架等）を活用した訓練の実施	避難支援資器材を活用した防火防災訓練を推進し、要配慮者の迅速な避難が図られる。	○	東　京消防庁
110　教育訓練施設の充実 障害者の特性に配慮した教育訓練施設を充実する。 〔実施主体：東京消防庁〕	防災教育センター３ヵ所（池袋、本所、立川）で各種体験訓練を実施	施設・設備と体験訓練種目で、障害者向け配慮を行う。	○	東　京消防庁

(3) 地域における安全・安心の確保

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
111　「手話交番」の表示板の設置 一見して、手話のできる警察官が勤務していることがわかるように、「手話交番」の表示板を掲示する。 （警視庁職員に対する手話研修） 警察署の窓口、交番、運転免許試験場等に勤務する警視庁職員を対象として、手話技能を修得させることを目的として、初級、中級、上級と段階的に実施する。 〔実施主体：警視庁〕	4署5交番	「手話委託研修」へ警察官を派遣し、手話技能取得者を養成し、「手話交番」の拡充を図る。		警視庁

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
112　重度身体障害者等緊急通報システムの整備（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 一人暮らし等の重度身体障害者や難病患者に通報機器を給付又は貸与し、急病や事故等の緊急事態に陥った時にペンダントを押して東京消防庁等へ通報した後、順次協力員が駆け付けるもので、重度身体障害者の安全確保を目的に、区市町村・東京消防庁・福祉保健局が一体となって運営している。 〔実施主体：区市町村〕	実施区市町村数　41 （障害者施策推進区市町村包括補助事業実績） 359世帯　登録 （東京消防庁登録世帯数）	継続して実施する。	○ （東京消防庁）	東　京消防庁 福　祉保健局
113　重度心身障害者火災安全システムの整備（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 在宅の重度心身障害者に対し、家庭内で火災が発生した時、住宅用火災警報器により火災を発見し、専用通報機から東京消防庁へ自動的に通報が行われるもので、在宅の重度心身障害者の安全を確保することを目的に、区市町村・東京消防庁・福祉保健局が一体となって運営している。 〔実施主体：区市町村〕	実施区市町村数　12 （障害者施策推進区市町村包括補助事業実績） 23世帯　登録 （東京消防庁登録世帯数）	継続して実施する。	○ （東京消防庁）	東　京消防庁 福　祉保健局
114　緊急メール通報システムの整備 聴覚又は言語・音声等に機能障害があり、音声による119番通報が困難な人の通報手段を確保することを目的に、緊急時に携帯電話等からｅメール、ウェブ機能を利用して東京消防庁に通報できるシステムを整備し運営する。 〔実施主体：東京消防庁〕	1,713名登録	緊急メール通報システムを継続して実施するとともに、入力・登録の簡便性を高め、迅速的確な部隊運用を図る。	○	東　京消防庁
115　障害者が利用しやすい防火防災情報の発信 障害者に対し、防火防災に関する情報を保障し、安全・安心を確保する。障害者が利用しやすい防火防災情報を発信する。 〔実施主体：東京消防庁〕	ユニバーサルデザインに配慮した防火防災情報の発信 音声コード入りリーフレット等の作成・配布 119番ファクシミリ通報カード等の作成・配布	障害者の安全・安心を確保するため、障害者が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した防火防災情報を積極的に発信する。	○	東　京消防庁
116　特別支援学校における被害防止教室等 特別支援学校に通う児童・生徒が、犯罪に巻き込まれることなく、健全な社会生活を営むために必要な能力を身に付けることを目的として、警察官及びスクールサポーターによる非行防止・犯罪被害防止教室及びセーフティ教室を実施している。 〔実施主体：警視庁、東京都教育委員会〕	実施校数 51校 実施回数 74回 参加人員 7,142名	継続して実施する。		警視庁 教育庁

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
117 「消費生活情報」の提供 視覚障害等のハンディキャップにより消費生活情報を得にくい消費者に向けて、録音CDや字幕入りDVD、出前講座等により情報を提供する。 〔実施主体：東京都〕	(「東京くらしねっと」CD版の作成) ・作成数　5,473本（6回分） (字幕入り消費者教育DVDの制作) ・年2種類を制作 (障害者向け出前講座の実施) ・実施回数　11回 (東京くらしWEB) 一部に音声読み上げ機能を導入	継続して実施する。		生　活 文化局

施策目標Ⅱ　社会で生きる力を高める支援の充実

取組１　障害児支援の充実

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
118　児童発達支援センターの設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援を提供するとともに、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設・事業所等に対し、専門的な支援を行う。 〔実施主体：区市町村〕 「３か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。 〔実施主体：東京都〕	平成27年度 新規事業 (26か所)	「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進 平成27年度～平成29年度 10か所	○	福　祉 保健局
119　障害児保育事業への助成 保育所において、障害のある子供を受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助する。 障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るため、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村や事業者を支援する。 〔実施主体：区市町村〕	実施保育所数 1,391　所 障害児童数 3,942　人	継続して実施する。		福　祉 保健局
120　学童クラブ事業への助成 学童クラブにおいて、障害のある子供を受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助する。 〔実施主体：区市町村〕	平成26年5月1日現在 障害児受入クラブ数 1,193　所 障害児童数 3,201　人	継続して実施する。		福　祉 保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
121　早期教育の充実（都立聴覚障害特別支援学校における教育相談の充実） 聴覚に障害のある乳幼児の発達を促すため、幼稚部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児指導を実施している。 医師・言語聴覚士・臨床心理士等の専門家を導入し、担当教職員に対して専門的見地からの助言を行う。 また、障害の特性に応じた個別指導プログラムの作成やケースカンファレンス等を通じて、担当教職員の専門性を向上させる。 〔実施主体：東京都教育委員会〕	医師 1名×3校 言語聴覚士 1名×3校 臨床心理士 1名×3校 技術者 1名×3校 につき継続して実施	継続して実施する。		教育庁

取組２　全ての学校における特別支援教育の充実

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
122　就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室） 東京都における特別支援教育を推進するセンターである東京都特別支援教育推進室において、「就学・入学相談機能」、「情報提供機能」「理解啓発機能」「関係機関の連携調整機能」を備える。 〔実施主体：東京都教育委員会〕	就学相談、入学相談の実施 各種研修会の実施 就学支援に関するモデル事業のまとめ・周知 特別支援学級の教員の専門性向上に関するモデル事業の周知 就労支援事業の推進 特別支援教育の理解推進など	東京都における特別支援教育を推進する中核的役割を担っていく。		教育庁

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
123　小・中学校及び高等学校における特別支援教育の推進 以下の取組に加え、発達障害に関する理解促進を含めて、発達障害教育の課題と必要な施策について検討し、小・中、高等学校それぞれの段階を通じて、児童・生徒一人ひとりがその能力を最大限伸ばしていけるよう、総合的な計画を策定する。 【小・中学校】 ①発達障害の児童・生徒が在籍校・在籍学級において適切な指導・支援を受けられるよう全ての公立小学校への「特別支援教室」の円滑な導入に向けた区市町村支援を行う。 ②小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行う。 【高等学校】 ①全ての都立高等学校等における特別支援教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターの研修や協議会を充実し、関係機関・専門家等との適切な連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の円滑な実施等を支援する。 ②都立高等学校等に在籍する発達障害の児童・生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行う。 〔実施主体：東京都教育委員会、区市町村〕	【小・中学校】 全区市町村小学校での平成28年度からの特別支援教室導入に向けて必要な検証を行うために目黒区、北区、狛江市、羽村市の4区市でモデル事業を実施 【高等学校】 ①全ての都立高等学校を対象に発達障害の理解と支援に関する講習会を年1回実施。講習会参加教員258名 ②モデル校3校を指定して、特別支援教育コーディネーターを専任化	小・中学校及び高等学校を通じて、発達障害の児童生徒一人一人がその能力を最大限伸ばしていけるよう、発達障害教育の充実を図っていく。	○	教育庁

事業名・事業内容	平成25年度末 状況等	事業目標	東京都長期 ビジョン	所管局
124　区市町村との連携体制の構築 ①「エリア・ネットワーク」の定着 　発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていく。 　なお、都立及び区立の知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していく。 ②都立特別支援学校のセンター的機能の発揮 　都立特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児(者)の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していく。 ③広域特別支援連携協議会（「就学支援部会」及び「就労支援部会」）（平成17年9月設置） 　児童・生徒のライフステージに応じた効果的な支援を実現し、各関係機関相互の連絡・調整や区市町村の関係部署との連絡・調整を行うことを目的に設置する。 〔実施主体：東京都教育委員会〕	①「エリアネットワーク」の定着の推進 ②都立知的障害・視覚障害・聴覚障害・肢体不自由特別支援学校（小・中学部設置校）で実施 ③継続	東京都特別支援教育推進計画に基づき、地域における特別支援教育推進のための連携体制づくりを進めていく。		教育庁

事業名・事業内容	平成25年度末 状況等	事業目標	東京都長期 ビジョン	所管局
125　高等学校等への受入れ体制の整備 　都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行っている。また、例年障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないかを調査した上で、必要な場合は簡易的なバリアフリー改修工事を実施している。 　具体的には、 ①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る） ②校舎内外の段差解消 ③障害者トイレの設置 ④廊下・階段の手摺新設 ⑤非常用スロープ階段の新設 ⑥出入口の扉改造 等を行う。 〔実施主体：東京都教育委員会、公立大学法人首都大学東京〕	【高等学校】 エレベーター設置 141校 校内段差解消 48校 障害者トイレ設置 173校 階段手摺設置 187校 スロープ（昇降口）設置 116校 スロープ（玄関）設置 114校 自動ドア（昇降口）設置 55校 自動ドア（玄関）設置 95校 【附属中学校・中等教育学校】 エレベーター設置 10校 校内段差解消 4校 障害者トイレ設置 10校 階段手摺設置 9校 スロープ（昇降口）設置 7校 スロープ（玄関）設置 8校 自動ドア（昇降口）設置 4校 自動ドア（玄関）設置 7校 【高等専門学校】 エレベーター設置 1校（2キャンパス） 校内段差解消 1校（2キャンパス） 障害者トイレ設置 1校（2キャンパス） 階段手摺設置 1校（2キャンパス） スロープ（玄関）設置 1校（2キャンパス） 自動ドア（昇降口）設置 1校（2キャンパス） 自動ドア（玄関）設置 1校（2キャンパス）	近年の高等学校等への入学者多様化を考慮し、校舎改修をより一層推進していく。		教育庁 総務局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
126　都立特別支援学校の適正な規模と配置 東京都特別支援教育推進計画に基づき、新たなタイプの学校として生徒全員の企業就労を目指す高等部就業技術科・職能開発科や複数の障害を併置する学校の設置を進める。あわせて、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化に適切に対応できるよう、都立特別支援学校に必要な教育環境の向上に取り組む。 〔実施主体：東京都教育委員会〕	○志村学園：平成25年度開校 ○青山特別支援学校：平成26年度開校 ○鹿本学園：平成26年度開校	【新たなタイプ】 ○水元小合学園：平成27年度開校予定 ○江東地区第二養護学校(仮称)：平成28年度開校予定 ○光明学園特別支援学校(仮称)：平成29年度開校予定 ○立川学園特別支援学校(仮称)：平成32年度開校予定 ○南花畑学園特別支援学校(仮称)：平成32年度開校予定 【教室確保】 ○高島特別支援学校：平成28年度供用開始予定 ○臨海地区特別支援学校(仮称)：平成31年度開校予定 ○小金井特別支援学校：平成30年度供用開始予定 ○八王子特別支援学校：平成29年度供用開始予定 ○矢口特別支援学校：平成32年度供用開始予定 ○市ヶ谷地区特別支援学校(仮称)：平成31年度開校予定 ○王子地区特別支援学校(仮称)：平成31年度開校予定 ○七生特別支援学校：平成32年度供用開始予定 ○武蔵台学園：平成30年度供用開始予定 ○水元特別支援学校：平成32年度供用開始予定 ○町田の丘学園：平成31年度供用開始予定 ○久留米特別支援学校：平成32年度供用開始予定 ○墨田特別支援学校：平成32年度供用開始予定	○	教育庁

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
127　健康教育の充実 ①摂食指導研修会 　都立特別支援学校における食事指導を充実し、児童･生徒の口腔機能の向上を図るとともに、安全で楽しい食事を提供するため、教職員及び学校歯科医を対象に、研修会を実施する。 ②歯･口の健康づくり推進校 　推進校を指定し、特別支援学校における歯･口の健康づくり（むし歯や歯周疾患の予防・口腔機能の発達を促すような取組）を推進する。 ③歯･口の健康づくり研修会 　障害の種類や程度に合わせたきめ細やかな歯科保健指導や摂食指導を行うため、推進校を中心とした実践発表の場等を設け、特別支援学校における歯･口の健康づくりの方向性を示すとともに、各学校の取組のレベルアップを図る。 〔実施主体：東京都教育委員会〕	①研修受講教職員 　338名 ②推進指定期間 　2年（平成25～26年度） 　推進指定校　3校 ③開催回数 　年1回	①受講者をさらに拡大し、都立特別支援学校における食事指導を充実させる。 ②・③推進校を増やし、特別支援学校における歯･口の健康づくりを推進する。		教育庁
128　都立肢体不自由特別支援学校における医療的ケア整備事業の充実 ①都立肢体不自由特別支援学校に在籍する常時医療的な配慮を必要とする児童・生徒に対し、安全かつ適切な教育環境を提供する。 ②学識経験者や保護者代表、指導医等で構成する「医療的ケア運営協議会」及び指導方法の統一や指導医間の連携の促進及び情報ネットワークを充実するための「指導医連絡協議会」を実施する。 ③障害の重い児童・生徒の医療的ケアに関する知識を習得するとともに、医療的ケアを必要とする児童・生徒の日常の学校生活における健康管理や健康の保持・増進の指導に資する教員研修を充実する。 〔実施主体：東京都教育委員会〕	平成24年度に引き続き、肢体不自由特別支援学校の教諭、自立活動教諭、看護師（非常勤看護師含む）、学校介護職員及び寄宿舎指導員を対象に医師等専門家を講師とした医療的ケア研修と、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う第三号研修を実施	引き続き実施、充実を図る。		教育庁
129　都立特別支援学校における外部専門家の導入 ①都立肢体不自由特別支援学校において、教員、看護師、学校介護職員（介護の専門家）、外部専門家（理学療法士等）などが連携するチーム・アプローチにより、教員が授業づくりに専念できる体制を整備し、児童・生徒の障害の状態に対応した指導の充実を図る。 ②都立知的特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るため、外部専門家を導入する。 〔実施主体：東京都教育委員会〕	①肢体不自由特別支援学校8校に学校介護職員（専務的非常勤）を導入。 ②知的障害特別支援学校12校に導入。	①都立肢体不自由特別支援学校全校に学校介護職員（非常勤）を導入する。 ②都立知的障害特別支援学校の児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実を図る。	○	教育庁

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
130　摂食・嚥下機能の障害に応じた給食の提供 ①形態別調理による給食の提供 　都立特別支援学校における児童・生徒に対し、摂食・嚥下機能の障害の状態に応じた食形態を提供し、摂食・嚥下機能の向上を図るため、普通食・後期食・中期食・初期食の形態別調理を実施する。 ②研修会の実施 ア　肢体不自由特別支援学校栄養職員対象 　学校間における形態別調理の格差の解消や学校間の提供内容の情報交換を行うとともに形態別調理の知識を習得することを目的に研修会を実施する。 イ　都立学校栄養職員研修 　肢体不自由特別支援学校以外の学校栄養職員（定時制（夜間）課程含む。）を対象に、摂食・嚥下機能の知識や形態別調理の基本を習得することを目的に研修会を実施する。 〔実施主体：東京都教育委員会〕	①形態別調理による給食の提供 　17校 ②研修会受講数 ア　肢体不自由特別支援学校栄養職員 　年2回 イ　都立学校栄養職員研修 　年2回	②ア　学校間格差の解消及び知識の修得、調理指導技術の充実を図る。 ②イ　肢体不自由特別支援学校以外の学校栄養職員（定時制（夜間）課程含む。）を対象に、摂食・嚥下機能の知識の向上を図り、肢体不自由特別支援学校以外の特別支援学校における給食の内容の充実を図る。		教育庁
131　東京都教職員研修センターにおける特別支援教育に関する研修の充実・強化 　特別支援教育に関する研修を充実・強化することで、教職員の資質の向上を図る。 〔実施主体：東京都教育委員会〕	①専門性向上研修 　特別支援教育Ⅰ　137名 　特別支援教育ⅡA　691名 　特別支援教育ⅡB-1　40名 　特別支援教育ⅡB-2　40名 　特別支援教育ⅡB-3　10名 　特別支援教育Ⅲ　60名 ②専門性向上研修以外の教科・教育課題研修 　なし ③リーダー養成研修 　特別支援教育コーディネーター研修スキルアップA　42名 　特別支援教育コーディネーター研修スキルアップB　24名 　高等学校特別支援教育コーディネーター研修　132名	①特別支援教育担当教員等の専門性の向上のための研修及び指定研修を実施する。 ②特別支援教育コーディネーターの養成・育成に関する研修を実施する。	○	教育庁

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
132　学校教育における実践研究等の推進「東京都教職員研修センター教育研究普及事業」 「東京都教育委員会研究推進団体」（東京都教育委員会の認定を受けた研究団体）のうち、教科等に関する研究テーマの研究をする研究団体の活性化を図り、研究の成果を東京都の全ての教員が共有できるように普及し東京都の教員の指導力の向上に資するために、3つの支援事業を行う。 ①研究活動の促進支援 研究団体の研究会等に指導主事を派遣する。 ②研究活動の活性化支援 計画研究会の開催通知を教職員研修センターのホームページに掲載する。 ③研究成果の普及支援 教科等の研究成果の普及・啓発に関わる経費を負担する。 〔実施主体：東京都教育委員会〕	教育研究普及事業の支援対象となった86団体に対し、以下のとおり支援を実施した。 ①研究活動の促進支援（研究団体の研究会等に指導主事を派遣する）86団体 ②研究活動の活性化支援（計画研究会の開催通知を教職員研修センターのホームページに掲載する）60団体 ③研究成果の普及支援（教科等の研究成果の普及・啓発に関わる経費を負担する）59団体	東京都の教員が組織する教科等の研究団体による教育に関する研究成果を都の全ての教員が共有できるように、普及事業を実施し、教員の教科等の専門性に関する資質・能力を向上する。		教育庁
133　特別支援教育の理解啓発の推進 障害のある児童・生徒等が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考えを発表し、主張する場を設定することを通じて、障害のある児童・生徒等一人ひとりが地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行う。 〔実施主体：東京都教育委員会〕	都内に3所ある学校経営支援センターを拠点とした地域に密着した理解啓発行事の実施（年1回）	継続して実施する。		教育庁
134　私立特別支援学校等における特別支援教育への助成 私立学校における特別支援教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小中学校、障害のある幼児・生徒が在籍する私立幼稚園及び私立専修学校高等課程の設置者に対して助成する。 ①私立特別支援学校等経常費補助 ②私立幼稚園特別支援教育事業費補助 ③私立専修学校特別支援教育事業費補助 〔実施主体：東京都〕	①の対象校 特別支援学校　4校 小中学校　2校 幼稚園　163園 ②の対象校 幼稚園　141園 ③の対象校 専修学校高等課程　5校	継続して実施する。		生　活文化局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
135　私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援 （目的） 私立学校で行う校舎等の施設設備の整備が「福祉のまちづくり条例施行規則」の整備基準に合致するよう、東京都私学財団に対して補助を行い、間接的に私立学校の利子負担を軽減する。 （事業内容） 公益財団法人東京都私学財団が行う低利での融資事業「私立学校振興資金融資事業」の中で、手すり、スロープの設置等「福祉のまちづくり事業」を推進する施設設備を対象とした融資を行う。（融資限度額　１件１０億円） 東京都は当財団が当該融資に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、当該原資に対して一定の利子補給を行う。 〔実施主体：東京都、公益財団法人東京都私学財団〕	特定事業利率 上限1.000% なお、当該特定事業利率は、市中金融機関等における利率等を勘案して設定 （福祉のまちづくり事業は、特定事業に含まれる。）	継続して実施する。		生　活 文化局

取組３　職業的自立に向けた職業教育の充実

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
136　特別支援学校における就労支援 都立特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指し、都立特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するため、次の事業を展開していく。 ①民間の活力による企業開拓等 民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行うとともに、高等部を設置する都立特別支援学校において開拓した企業情報を活用し、就労支援体制の充実を図る。 ②企業向けセミナーの実施 企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施する。 〔実施主体：東京都教育委員会〕	①就労支援アドバイザー 22人 ②参加企業 28社・37人	都立特別支援学校生徒の職業的自立と社会参加を促進していく。	○	教育庁
137　高等部職能開発科の設置 知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科を設置する。 〔実施主体：東京都教育委員会〕	基礎的職業教育を実施する職能開発科を平成26年度に設置するための準備等を行う。	高等部に在籍する生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う職能開発科を設置する。	○	教育庁

施策目標Ⅲ　いきいきと働ける社会の実現

取組１　一般就労に向けた支援の充実・強化

(1) 関係機関の連携強化

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
138　東京都障害者就労支援協議会 障害者雇用の拡大を目指し、関係各局による従来の取組に加え、庁内各局、関係機関、企業及び経済団体を含めた協議の場を設け、各関係機関が連携を図りながら障害者の企業就労を促進する。 〔実施主体：東京都〕	2回開催	「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言」（平成20年11月策定）の具体化に向けて協議を重ねていく。	○	福　祉保健局 産　業労働局

(2) 就労支援機関による支援の充実

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
139　区市町村障害者就労支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関を設置する。 〔実施主体：区市町村〕	49区市町で実施 地域開拓促進コーディネーター 37区市に設置	事業の推進を図る。	○	福　祉保健局
140　障害者就業・生活支援センター事業（東京都地域生活支援事業） 障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業･生活支援センター」を設置し、運営を支援している。 〔実施主体：東京都〕	6か所指定	6か所で継続して実施する。	○	産　業労働局 福　祉保健局
141　障害者就労支援体制レベルアップ事業（従事者研修） 区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行い、就労支援に従事する人材の資質・能力の向上を図る。 〔実施主体：東京都〕	161名 3日間×3回実施 38名 2日間×1回実施	研修の実施を通じて、従事者の資質・能力向上を図る。	○	福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
142　就労支援機関等スキル向上事業 就労支援機関等を対象に、障害者を雇用しようとする企業と就労を希望する障害者のマッチングに関する技術や、精神障害、発達障害などの障害特性に関する研修などを行い、支援力の向上を図る。 〔実施主体：東京都〕	平成27年度 新規事業	研修の実施を通じて、就労支援機関等の職員の資質・能力向上を図る。	○	福　祉 保健局
143　精神障害者就労支援連携強化事業 精神障害者の就職及び安定的な就労継続に向け、就労支援機関や医療機関等を対象として、精神障害者を雇用する企業などへの見学会のコーディネート等を行うことにより、精神障害者に対する就労支援の更なる理解促進と連携強化を図る。 〔実施主体：東京都〕	平成27年度 新規事業	精神障害者の就労及び安定的な就労継続に向け、企業・医療機関・就労支援機関の理解促進と連携強化を図る。		福　祉 保健局

(3) 雇用の場と機会の提供

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
144　障害者雇用率３％の確保 障害者がその適性と能力に応じて公務に就く機会を保障するとともに、企業等に対する指導的役割を果たすため、障害者を対象とする採用選考を実施するなど、3%の雇用率を達成するよう計画的な雇用の促進に努める。 〔実施主体：東京都〕	(平成25年6月1日現在) 障害者雇用率 (知事部局) 2.65%	都全体として雇用率3%を達成できるよう努める。		総務局
145　チャレンジ雇用の推進 知的障害者・精神障害者の雇用機会の拡大を目指し、都庁におけるチャレンジ雇用を推進する。(臨時職員･非常勤職員雇用) 〔実施主体：東京都、東京都教育委員会〕	○臨時職員 6か月間、25人雇用 (福祉保健局21人、産業労働局4人) ○非常勤職員 1年間、80人雇用 (福祉保健局4人、産業労働局2人､教育庁74人)	事業の推進を図る。	○	総務局 福　祉 保健局 産　業 労働局 教育庁
146　障害者による地域緑化推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援する。 〔実施主体：区市町村〕	８区市町村で実施	事業の推進を図る。		福　祉 保健局

(4) 多様な職業訓練・職場実習の機会の提供

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
147　東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施 職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者の職業訓練を実施する。 〔実施主体：東京都〕	求職者訓練 年間定員　255名 在職者訓練 年間定員　30名	訓練科目の見直し、新規科目の開発など、訓練内容等の充実を図る。	○	産　業労働局
148　障害者職業訓練の地域展開 身近な地域での受講機会の拡大を図るため、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施する。 〔実施主体：東京都〕	城東職業能力開発センター足立校 年間定員　20名 城南職業能力開発センター 年間定員　20名 中央・城北職業能力開発センター板橋校 年間定員　20名	一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を設定する。		産　業労働局
149　障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用促進に資する。 ①知識・技能習得コース 民間教育機関を活用し、知識・技能習得を目的として職業能力の開発・向上を図る３か月以内の訓練 ②実践能力習得訓練コース 企業等の現場を活用し、職業実習による実践的な職業能力の開発・向上を図る３か月以内の訓練 ③ｅ－ラーニングコース ＩＴ技術を活用した遠隔地教育により、ＩＴ技術の習得を図る４か月以内の訓練 〔実施主体：東京都、公益財団法人東京しごと財団〕	①知識・技能習得コース 定員500名 ②実践能力習得訓練コース 定員320名 ③ｅ－ラーニングコース 定員30名 ①～③合計 定員850名	雇用就業を希望する障害者の増大に対応し、事業の充実を図るとともに、就職者数の増加に努める。		産　業労働局
150　都庁内等での職場実習の機会の提供 一般就労を希望する障害者の就職準備の一環として、都庁内等の職場での事務系職種の体験実習の機会を提供する。 〔実施主体：東京都、東京都教育委員会〕	(産業労働局) 実習生　2人 実習延日数　10日 (教育庁) 実習生　37人	継続して実施する。	○	産　業労働局 教育庁
151　企業就労意欲促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 福祉施設等から職場実習等により障害者を受け入れるために必要な企業内の設備の整備等に要する経費の一部を補助することにより、受入先を確保し、一般就労への移行促進を図る。 〔実施主体：区市町村〕	－	事業の推進を通じて、一般就労の促進を図る。	○	福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
152　精神障害者社会適応訓練事業 精神障害者の回復途上者で就労が困難なものに対し、障害を軽減させ職場適応を促すため、実際の職場において生活指導及び社会適応訓練を行う。 〔実施主体：東京都〕	訓練延日数 6,749日	継続して実施する。		福　祉 保健局
153　重度身体障害者在宅パソコン講習事業 在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままでプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労の機会を提供するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加の促進を図る。 〔実施主体：社会福祉法人〕	受講者数　10人 (5人×2年間) ※ただし、１名体調不良のため、年度途中で受講中止	継続して実施する。		福　祉 保健局

(5) 雇用促進に向けた企業への支援策

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
154　総合コーディネート事業 障害者を就業に結び付けるコーディネート機能の充実・強化を図り、普及啓発のためのセミナーから、中小企業等の人事担当者に対する障害者雇用に必要な知識やノウハウ等の提供、精神障害者を初めて雇用する中小企業等に対して、雇用前の環境整備から雇用後の管理に関する一貫した支援など各種支援事業を実施する。 〔実施主体：公益財団法人東京しごと財団〕	・就業総合相談会 4回実施 ・求職者・就職者間の交流会、見学会 2回実施 ・企業合同説明会 2回実施 ・企業向けセミナー 7回実施 ・保護者向けセミナー 2回実施 ・職場体験実習 963件 ・職場体験実習面談会 4回実施 ・支援機関との意見交換会 2回実施 ・情報発信関係事業 シンポジウム： 1回実施 パネル展示： 1か月間 ・障害者就活セミナー 4回実施 ・障害者雇用企業等情報ネットワーク構築事業 3回実施 ・障害者就業支援情報コーナーによる情報提供	障害者を就業に結び付けるコーディネート機能を担う機関として、一般就労に向けた相談･支援の充実・強化を図る。	○	産　業 労働局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
155　障害者の就業促進に関する意識啓発等 障害者の雇用や就業の促進を図るため、商工団体、企業、国、区市町村等と意見交換や企業見学会を行うとともに、福祉部門、教育部門と連携して障害者雇用の普及啓発を目的としたセミナーを開催する。 また、障害者雇用に関する支援制度や地域の関係機関を横断的に紹介する啓発用ハンドブックをわかりやすく作成し、ハローワーク、区市町村などを通じて事業主等に配布する。 さらに、障害者を多数雇用している中小企業を登録して、都のホームページ等で紹介し、その取組を都が広く周知することにより、障害者の積極的な雇用について普及啓発する。 〔実施主体：東京都〕	・東京労働局、福祉保健局、地域就労支援機関との連絡会議開催 ・障害者多数就労現場の見学 ・企業向け普及啓発セミナー開催 ・障害者雇用促進啓発用冊子「障害者雇用促進ハンドブック」を作成 30,000部	事業主等の障害者雇用への理解と意識の向上を図り、障害者雇用の推進及び雇用の安定を図る。		産　業労働局
156　第三セクター方式による重度障害者雇用モデル企業の育成 都が出資する第三セクター企業を育成指導するとともに、一般企業に特例子会社制度や障害者多数雇用の取組が広く普及するよう、周知・啓発を図る。 〔実施主体：東京都〕	既設企業の育成･指導	モデル企業の周知・啓発を図り、特例子会社制度の普及や障害者雇用の拡大を図る。		産　業労働局
157　東京ジョブコーチ支援事業 国に準じたジョブコーチを独自に養成し、初めて障害者を雇用する中小企業などにジョブコーチが出向いて職場定着支援を行うことにより、障害者雇用の促進を図る。 職場定着支援は公益財団法人東京しごと財団が民間団体に委託して実施する。 〔実施主体：公益財団法人東京しごと財団〕	ジョブコーチ数 64名 （平成25年度末時点） 支援開始数 684件 稼働延べ日数 6,926日	都が国に準じたジョブコーチを独自に養成し、初めて障害者を雇用する中小企業などに職場定着支援を行うことにより、障害者雇用の促進を図る。	○	産　業労働局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
158　東京都中小企業障害者雇用支援助成金 (目的) 大企業と比べて障害者雇用が進んでいない都内中小企業に対し、障害者雇用の拡大と職場定着の一層の促進を図る。 (支給要件) ①障害者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、平成20年3月31日から平成30年3月30日までの間に支給対象期間が満了となった後も引き続き雇用を継続する事業主。 ②中小企業であること(特例子会社は除く)。 ③対象障害者の就労場所が都内であること。 ④相談員の巡回訪問・相談を受けること。 (助成内容) 重度障害者等は1人月3万円（定額)、重度障害者以外は1人月1万5千円（定額)【6か月分をまとめて支給、支給対象期間は最大2年間。】 (巡回訪問相談事業) 障害者雇用巡回相談員が、助成対象企業への巡回訪問・相談を行う。 〔実施主体：東京都〕	支給決定件数 410件 訪問相談件数 406件	国の特定求職者雇用開発助成金に引き続いて都が賃金助成をすることにより、障害者雇用率が低迷している中小企業における障害者雇用を促進するとともに、その職場定着を図る。	○	産　業労働局
159　中小企業のための障害者雇用支援フェア 障害者雇用の進んでいない中小企業に対して障害者雇用に係る支援制度・支援機関等を総合的に紹介し理解を深めるためのフェア（イベント）を開催し、中小企業事業主の障害者雇用を推進させる。 (内容) ・雇用相談コーナー・支援機関紹介コーナー、資料展示・配布コーナー等の設置 ・障害者雇用の法制度、就労支援機関の支援事例、企業の雇用事例等を紹介するセミナーの開催　等 〔実施主体：東京都〕	平成27年度 新規事業	中小企業を対象に障害者雇用に係る支援制度、支援機関を紹介し障害者雇用についての理解を深めてもらい中小企業における障害者雇用の推進を図る。	○	産　業労働局

取組２　福祉施設における就労支援の充実・強化

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
160　工賃アップセミナー事業 福祉施設の工賃水準を向上するため、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高める研修を実施することにより、工賃向上に向けた気運を醸成する。 〔実施主体：東京都〕	工賃アップセミナーの実施	作業所等の利用者の工賃アップと就労意欲の向上を図る。	○	福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
161　受注促進・工賃向上設備整備費補助事業 (目的) 受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する補助を行い、就労支援施設で就労する障害者の自立を促進する。 (内容) ①対象施設…就労継続支援B型事業所 ②補助率…補助対象経費の1/2 〔実施主体：東京都〕	補助実績　28件	事業の推進を図る。	○	福　祉 保健局
162　共同受注マッチングモデル事業 受発注マッチングを促進する専門の推進員を配置し、共同受注体制の基盤づくりをモデル的に実施することで、広域的な共同受注体制について検証する。 〔実施主体：東京都〕	平成26年度 新規事業	共同受注体制を活用することで、障害者福祉施設等の受注機会の拡大及び工賃アップの実現を図る。	○	福　祉 保健局
163　福祉・トライアルショップの展開 都内にトライアルショップを開設することにより、就労継続支援Ｂ型事業所等の自主製品の普及、販路の拡大及び工賃の向上等を図る。 〔実施主体：東京都〕	平成27年度 新規事業	事業の推進を図る。 (規模) 区部　2か所 多摩　1か所	○	福　祉 保健局
164　経営コンサルタント派遣等事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 都内における作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費、及び事業所が工賃アップに取り組むために必要な経費を補助する。 〔実施主体：区市町村〕	3区で実施	作業所等の利用者の工賃アップと就労意欲の向上を図る。	○	福　祉 保健局
165　作業所等経営ネットワーク支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行う。 〔実施主体：区市町村〕	13区市で実施	作業所等の利用者の工賃アップと就労意欲の向上を図る。		福　祉 保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
（再掲）4　日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 特別支援学校の卒業生等の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保し、必要な支援を提供する。 ①生活介護 ②自立訓練（機能訓練・生活訓練） ③就労移行支援 ④就労継続支援（A型・B型） 〔実施主体：区市町村〕 「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。 〔実施主体：東京都〕	定員40,950人 （生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の合計） ※障害者支援施設における日中活動系サービスを含む。 ※児童福祉施設における生活介護等を除く。 「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進 平成24年度～平成25年度 5,179人 （重症心身障害児（者）通所分74人を含む。）	「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進 平成27年度～平成29年度 4,500人 （重症心身障害児（者）通所分130人を含む。）	○	福　祉保健局

施策目標Ⅳ　バリアフリー社会の実現

取組1　ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりの推進

(1) 公共交通機関の整備

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
166　鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業） エレベーター等の整備を促進し鉄道駅における円滑な移動を確保するため、エレベーター等の整備に対する補助を行う。 〔実施主体：区市町村〕	240駅 （補助実績の累計）	エレベーター等の整備による段差解消が必要な全ての駅において、整備の促進を図る。	○	都　市整備局
167　鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホーム柵等整備促進事業） ホームドアの整備を促進し鉄道駅における安全性を確保するため、ホームドアの整備に対する補助を行う。 〔実施主体：区市町村〕	平成26年度より本格実施 ※平成23年度から3年間3駅に限り、試行的補助を実施。（東急大井町線大井町駅、小田急線新宿駅、京王線新宿駅）	利用者数が10万人/日以上の駅を優先し、整備の促進を図る。	○	都　市整備局
168　だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 公共性が高く、重要な移動手段である民営路線バスについて、高齢者をはじめ、だれにも乗り降りしやすいノンステップバス購入経費の一部を補助することにより、ノンステップバスの導入促進を図る。 〔実施主体：東京都〕	3,274両 （補助実績の合計）	都内民営路線バスのうち、ノンステップ整備が必要な全ての車両を整備。		都　市整備局
169　都営交通の施設・設備の整備 新宿線へのホームドアの整備 〔実施主体：東京都〕	三田線、大江戸線は整備済み	新宿線全21駅へホームドアを設置する	○	交通局

(2) 道路の整備

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
170　安全で快適な歩道の整備・道路のバリアフリー化 ①安全で快適な歩道の整備 歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した幅員2.0m以上の歩道を整備し、誰もが安全で安心して通行できる歩行空間を創出する。 ②道路のバリアフリー化 区市町村が作成する基本構想に基づき、特定道路（都道）のバリアフリー化を重点的に行うとともに、基本構想が未策定であっても、都道のバリアフリー化を順次進める。 また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、観光地や競技会場周辺等の都道のバリアフリー化も推進する。 〔実施主体：東京都〕	①平成25年度整備延長 8km 平成25年度末現在整備対象延長 1,887km 幅員2m以上の歩道 1,171km ②287km	継続して整備を推進する。 ②については、平成26年度末までに対象道路307km（94%）を整備	○	建設局
171　横断歩道橋のバリアフリー化 階段式の既設歩道橋をスロープ化するなど、バリアフリー化を図る。 〔実施主体：東京都〕	構築・改良 1か所	継続して事業を推進する。		建設局
172　高齢者・障害者ドライバーに配慮した道路等の整備 渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、高齢者や障害者を含めたすべての人の安全かつ快適な移動を可能とする。このため、都市計画道路を中心とした広域的な道路ネットワークの充実や道路と鉄道の立体交差化を図り、交通環境のバリアフリー化を推進する。 〔実施主体：東京都〕	（平成24年度） 都市計画道路整備状況 区部　1,127km 多摩　842km （都市整備局集計）	平成29年度末までに 区部環状道路の整備率 約93% 多摩南北道路の整備率 約79%	○	建設局
173　無電柱化の推進 歩行者等の安全性や災害時の救助活動の円滑化を確保するとともに、親しみのある都市景観の創造を図る。 〔実施主体：東京都〕	819km	継続して整備を推進する。	○	建設局
174　視覚障害者誘導用ブロック等の設置 視覚障害者が安全かつ円滑に移動できるようにするため、視覚障害者誘導用ブロック等を設置する。 〔実施主体：東京都〕	10,044か所	視覚障害者の歩行が多い道路や公共交通機関と視覚障害者の利用が多い施設等を結ぶ道路について、安全かつ円滑に歩行できるよう視覚障害者誘導用ブロック等の整備を推進する。		建設局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
175　路上放置物等の是正指導、広報 (建設局) 　安全で快適な通行を確保するため、日常のパトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場で是正指導を行う。 　また、リーフレット等により都民に対して普及啓発に努めていく。 (警視庁) 　安全で快適な通行を確保するため、広告宣伝等を目的とした看板を道路上に設置しているもの、及び歩道を自転車、商品等の置き場としているものなどに対し、点検、是正、指導を行う。 　また、官民合同パトロールや各種広報活動等の機会を通じ、都民の理解と協力を求めていく。 〔実施主体：東京都、警視庁〕	(建設局) ・日常パトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場で是正指導を実施。 ・8月20、21日に実施された「夢のみち」イベント等において、パネル等を作成し都民に対して普及啓発を実施。 (警視庁) ・年間を通じて広報活動、官民一体となった合同パトロール等を実施し、路上放置物等の是正指導を推進した。	(建設局) ・是正指導の強化 ・効果的な広報の実施 (警視庁) 　継続して実施する。		建設局 警視庁
176　視覚障害者用信号機・エスコートゾーンの設置・改善 　視覚障害者等が、横断歩道を安全に渡るため、擬音（鳥の鳴き声）によって青信号であることを知らしめる視覚障害者用信号機の整備及び押しボタンを押すのが困難な障害者が、携行小型発信器により電波を発し、青色表示時間を延長し安全な横断ができる高齢者等感応式信号機の整備を推進するとともに、エスコートゾーンを整備する。 〔実施主体：警視庁〕	整備か所数 　114か所 (内訳) ・視覚障害者用信号機 　110か所 ・高齢者等感応式信号機 　4か所	継続して実施する。		警視庁
177　道路標識の整備 　見やすく、分かりやすい道路標識を整備するため、道路交通環境に応じた道路標識の大型化、超高輝度化等を図る。 〔実施主体：警視庁〕	整備数 　2,391本 (内訳) ・新設･更新数(標識柱・標識板の新設・更新) 　2,095本 ・修繕数（標識板のみ交換） 　296本	継続して実施する。		警視庁

(3) 公園、河川等の整備

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
178　海上公園における障害者向け配慮 　海上公園に車いす使用者、高齢者、妊婦など誰もが円滑に利用することができるよう、公園便所における既設和式便器の洋式化を図る。また、新設時も「だれでもトイレ」等を備えた整備を図る。 〔実施主体：東京都〕	だれでもトイレ設置状況 　21公園/38公園 　50棟/68棟 （区移管のため１公園減(トイレは影響なし)）	既設公園の改良及び新規公園の整備については、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき整備・拡充を図る。		港湾局

事業名・事業内容	平成25年度末 状況等	事業目標	東京都長期 ビジョン	所管局
179　海岸保全施設整備にあわせたバリアフリー化等の推進 誰もが水に親しめるよう、東京港における都の海岸保全施設（防潮堤、内部護岸）整備に当たり、想定される最大級の地震や台風への備えとしての機能を確保しつつ、周辺の土地利用なども考慮した上で地元区とも連携し、可能な限りバリアフリー化の推進を図る。 〔実施主体：東京都（取付部等は区）〕	①防潮堤整備（耐震対策済）延長 43.6km ②内部護岸整備（耐震対策済）延長 20.4km	事業の推進を図る。		港湾局
180　河川整備に合わせたバリアフリー化等の推進 誰もが水辺に親しめるように、河川の整備に併せ、管理用通路や緩傾斜型護岸を設置したり、スーパー堤防の整備におけるスロープの設置やテラスの連続化を図るなど、可能な限りバリアフリー化の推進を図る。 また、整備済のか所においても、堤防・護岸の緑化などにより、水辺の散策路での環境の充実を図る。 ①中小河川整備での取組 ・護岸整備に合わせた管理用通路の設置 ・背後に余裕のある場合は、緩傾斜型護岸で整備し、併せてスロープを設置する。 ②低地河川整備での取組 ・スーパー堤防等の整備にあわせ、スロープの設置を図る。また、テラスの連続化やスロープの設置などを推進し、バリアフリー化を図る。 ③整備済河川での取組 ・整備済のか所において、堤防・護岸の緑化などにより、水辺の散策路での環境の充実を図る。 〔実施主体：東京都〕	①中小河川整備 212.0km ②低地河川整備 ○高潮防御施設整備 156.6km ○江東内部河川整備 36.4km ○スーパー堤防等の整備 16.1km ○テラスの整備 45.2km ③整備済河川での環境整備 ○中川、乞田川等で緑化	事業の推進を図る。	○	建設局
181　都立公園の整備 緑のネットワークの拠点となる都立公園について、新規及び既設の公園整備の際には、「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って整備を進める。主な整備内容は、「だれでもトイレ」の設置、園路等の段差解消、スロープの設置、車いす対応の水飲み等の設置等である。 〔実施主体：東京都〕	都立公園面積 平成25年度末 1,991ha	新規の公園整備及び既設の公園整備において、引き続き、「東京都福祉のまちづくり条例」「東京都都立公園における移動円滑化の基準に関する条例」に沿って整備を進める。		建設局

(4) 住宅の整備

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
182　既設都営住宅のバリアフリー化（エレベーター設置事業）の推進 都営住宅等の公共住宅の供給に当たっては、良質な住宅供給を推進する観点から全てのバリアフリー化を行う。 既設都営住宅についても、エレベーターやスロープの設置などのバリアフリー化を進める。 〔実施主体：東京都〕	平成25年度 35基 (累計) 1,327基	既設都営住宅において、エレベーター（スロープも含む)の設置を進める。		都　市整備局
183　都営住宅団地の建替えに伴う地域開発整備 都営住宅の建設時に良好な市街地の形成と生活環境及び福祉の向上に寄与することを目的として、公共・公益的施設を「東京都が行う公共住宅建設に関する地域開発要綱」に基づき地元自治体の基本構想等に整合させながら整備する。 〔実施主体：区市町村等〕	－	地元自治体の要望等に基づき着実に推進する。		都　市整備局

(5) 福祉のまちづくりの総合的推進

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
184　市街地再開発事業等における福祉のまちづくりの推進 商工農住が混在している地域、あるいは木造家屋が密集している木造住宅密集地域などの環境が悪化している既成市街地において、市街地再開発事業、土地区画整理事業、防災街区整備事業や沿道一体整備事業の推進にあわせて、道路・公園・広場などの公共施設のバリアフリー化を進め、福祉のまちづくりを促進する。 〔実施主体：東京都〕	【市街地再開発事業】 ①指導助成団体 組合等施行 (都市機構施行含む) 34地区 公共施行 1地区 ②都施行 3地区 【土地区画整理事業】 ①指導助成団体 組合等施工 (都市機構施行含む) 21地区 公共施行 27地区 ②都施行 9地区 【防災街区整備事業】 1地区 【沿道一体整備事業】 5地区 ※平成25年度末 施行中地区	事業の推進を図る。	○	都　市整備局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
185　鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想策定費補助） 地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー新法に基づきバリアフリー基本構想を作成する区市町村に対し補助を行う。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進する。 〔実施主体：区市町村〕	18区9市において、バリアフリー基本構想を作成済	駅を有していない、あるいは、まちのバリアフリー化が概ね進んでいる区市を除き、全ての区市にバリアフリー基本構想を策定する。		都　市整備局
186　東京都福祉のまちづくり条例の運用等 ○建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設または改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。 ○区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。 ※所管行政庁：独自条例制定による適用除外8区市を除く区市町村 〔実施主体：東京都、区市町村〕	届出件数 平成21年　565件 平成22年　989件 平成23年　969件 平成24年　1,078件 平成25年　1,305件	事業者、都民等に対し、福祉のまちづくり条例の運用について、一層の推進を図るとともに、条例の整備基準のうち、遵守基準より水準の高い努力基準に適合させている適合証交付施設のＨＰでの情報提供等、適合証交付制度についても、周知に取り組んでいく。		福　祉保健局
187　既存建築物のバリアフリー化の推進 都民の生活に密着した小規模建築物をはじめとした既存建築物に対するバリアフリー化対策を推進していく。 〔実施主体：東京都〕	○平成22年度 店舗等の内部について、整備基準を満たした上で、それに加えて必要となる、段差解消やレイアウトなどにあたっての配慮や工夫を示した「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」を作成	ガイドライン等を活用し、区市町村、施設整備や店舗経営を行う事業者に対して、積極的に働きかけていく。		福　祉保健局
188　区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業 区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共的施設、道路、公園等の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する事業に対し支援を行う。 〔実施主体：区市町村〕	○新規認定件数 平成24年度　20区13市2町	公共的施設、道路、公園等及び民間事業者が行うバリアフリー化の整備に関する区市町村の取組を支援する。		福　祉保健局
189　バリアフリー法に基づく認定 バリアフリー法に基づき、建築物移動等円滑化基準（義務基準）を超え、より高いレベルの誘導基準に適合する建築物を認定する。 ＊バリアフリー法；「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月20日施行） 〔実施主体：東京都、区市（所管行政庁）〕	（累計実績） 認定実績 543件	バリアフリー法に基づく認定を促進し、より質の高い建築物のバリアフリー化を推進する。認定取得が進むよう、引き続き広く周知に取り組んでいく。		都　市整備局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
190　宿泊施設のバリアフリー化支援事業 宿泊施設バリアフリー化支援事業補助金 民間宿泊事業者を対象に宿泊施設における通路の段差解消や階段・廊下等への手すり設置などの経費、バリアフリーコンサルティングに要する経費等のバリアフリー化の支援を行う。 〔実施主体：東京都〕	バリアフリー化支援事業 12施設実施	観光振興施策の一環として、高齢者・障害者等が観光やビジネスのために、都内宿泊施設を安心かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を支援し、東京への旅行者の増加を図る。	○	産　業労働局
191　スポーツ施設整備費補助事業 「スポーツ都市東京」の実現に向け、スポーツ環境の拡充を図り、2020年までに都民のスポーツ実施率70％を達成するため、区市町村が行う施設整備の取組を支援する補助事業を、平成26年度に創設した。 東京都内において各区市町村が保有し、条例、規則等を根拠に設置されるスポーツ施設で、競技スペースを拡大する工事や誰もが利用しやすい環境を整備するバリアフリー工事を対象に、補助率を対象経費の1/2とし、限度額1億円とした。 平成27年度から、利用時間延長等利用機会の向上に資する工事も対象とした。 〔実施主体：区市町村〕	平成26年度 新規事業	区市町村のスポーツ施設整備を促進する。	○	オリンピック・パラリンピック準備局
192　オリンピック・パラリンピック競技会場の整備 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、有明アリーナなど7施設を新設する。整備に当たっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰もが快適にスポーツを楽しめる環境を整える。 〔実施主体：東京都〕	武蔵野の森総合スポーツ施設：工事着工 その他の施設：整備計画を検討	テストイベントに合わせて、着実に整備を進める。	○	オリンピック・パラリンピック準備局

事業名・事業内容	平成25年度末 状況等	事業目標	東京都長期 ビジョン	所管局
（再掲）125　高等学校等への受入れ体制の整備 　都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行っている。また、例年障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないかを調査した上で、必要な場合は簡易的なバリアフリー改修工事を実施している。 　具体的には、 ①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る） ②校舎内外の段差解消 ③障害者トイレの設置 ④廊下・階段の手摺新設 ⑤非常用スロープ階段の新設 ⑥出入口の扉改造 等を行う。 〔実施主体：東京都教育委員会、公立大学法人首都大学東京〕	【高等学校】 エレベーター設置 141校 校内段差解消 48校 障害者トイレ設置 173校 階段手摺設置 187校 スロープ（昇降口）設置 116校 スロープ（玄関）設置 114校 自動ドア（昇降口）設置 55校 自動ドア（玄関）設置 95校 【附属中学校・中等教育学校】 エレベーター設置 10校 校内段差解消 4校 障害者トイレ設置 10校 階段手摺設置 9校 スロープ（昇降口）設置 7校 スロープ（玄関）設置 8校 自動ドア（昇降口）設置 4校 自動ドア（玄関）設置 7校 【高等専門学校】 エレベーター設置 1校（2キャンパス） 校内段差解消 1校（2キャンパス） 障害者トイレ設置 1校（2キャンパス） 階段手摺設置 1校（2キャンパス） スロープ（玄関）設置 1校（2キャンパス） 自動ドア（昇降口）設置 1校（2キャンパス） 自動ドア（玄関）設置 1校（2キャンパス）	近年の高等学校等への入学者多様化を考慮し、校舎改修をより一層推進していく。		教育庁 総務局

事業名・事業内容	平成25年度末 状況等	事業目標	東京都長期 ビジョン	所管局
（再掲）135　私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援 （目的） 私立学校で行う校舎等の施設設備の整備が「福祉のまちづくり条例施行規則」の整備基準に合致するよう、東京都私学財団に対して補助を行い、間接的に私立学校の利子負担を軽減する。 （事業内容） 公益財団法人東京都私学財団が行う低利での融資事業「私立学校振興資金融資事業」の中で、手すり、スロープの設置等「福祉のまちづくり事業」を推進する施設設備を対象とした融資を行う。（融資限度額　１件１０億円） 東京都は当財団が当該融資に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、当該原資に対して一定の利子補給を行う。 〔実施主体：東京都、公益財団法人東京都私学財団〕	特定事業利率 上限1.000% なお、当該特定事業利率は、市中金融機関等における利率等を勘案して設定 （福祉のまちづくり事業は、特定事業に含まれる。）	継続して実施する。		生　活 文化局

取組２　差別の解消と心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進

(1) 行政サービス等における配慮等

事業名・事業内容	平成25年度末 状況等	事業目標	東京都長期 ビジョン	所管局
193　東京都職員採用試験制度 身体障害者がその適性と能力に応じて公務に就く機会を保障するため、採用試験実施面での配慮を行うとともに、身体障害者を対象とする採用選考を実施する。 ①身体障害者選考の実施 引き続き、身体障害者を対象とする選考を実施する。 ②採用試験方法への配慮 点字試験：Ｉ類福祉Ｃで実施 （昭和48年度から） Ｉ類事務で実施 （平成4年度から） 拡大文字試験：全職種で実施 （平成5年度から） ワープロ試験：事務で実施 ※障害者雇用促進法や厚生労働省の指針も踏まえ、今後、対応を検討。	（平成25年度） 6名採用 ※知事部局	引き続き、障害者に対して必要な配慮を行う。		総務局 人　事 委員会 事務局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
194　公職選挙実施に伴う障害者への配慮 選挙の実施に際して、公職選挙法令に基づくもの以外に都独自の施策として、法令に抵触しない範囲で必要な配慮を行う。 《法令に基づく施策》 ・点字による投票（公職選挙法47条） ・代理投票（同法48条） ・指定施設での不在者投票（同法施行令55条） ・政令で定める者の郵便等投票（同法施行令59条の2） ・上記郵便等投票の対象者で、代理記載による投票（同法施行令59条の3の2）	①点字版「選挙のお知らせ」の作成及び愛盲時報号外（全文音声版）の購入・配布 ②投票所入場整理券及び投票箱に点字シール貼付 ③投票のための点字器の配置 ④記載台の改善 ⑤案内表示の拡大 ⑥受付に手話のできる職員を配置 ⑦車いす・つえの配置 ⑧投票所で段差のある所に仮設のスロープを設置 ⑨都知事選挙の政見放送に手話通訳を導入 ⑩不在者投票についてのDVD作成 ⑪投票所における「コミュニケーションボード」の設置 ⑫選挙公報のHP掲載 ⑬選管事務職員研修における障害者対応の講義	引き続き、障害者に対し、必要な配慮を行う。		選挙管理委員会事務局

(2) 心のバリアフリーの推進

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
195　心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 思いやりの心の醸成や障害者等の社会参加を図るため、将来の福祉のまちづくりの担い手である子供たちに対するユニバーサルデザイン教育、地域住民向けワークショップ等の開催、福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発など、区市町村の様々な取組を支援する。 〔実施主体：区市町村〕	平成27年度 新規事業	全区市町村へ働きかけを行い、取組を実施する区市町村を拡大していく。	○	福祉保健局
196　福祉のまちづくりに関する普及推進 「みんながまた来たくなるお店づくり」等の各種印刷物を作成・活用し、事業者等に対し、建築物等におけるハード面及びソフト面からの取組について効果的な普及啓発を行う。 〔実施主体：東京都〕	○冊子『みんながまた来たくなるお店づくり』を作成し、各区市町村を通じて、都内商店街に配布 ○区市町村取組発表会の開催実績 平成21年度　1回 平成22年度　1回 平成23年度　1回	福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、都民及び事業者の理解を深め、主体的な活動の促進に必要な情報の提供を行うなど、関係機関と連絡調整を図りながら、福祉のまちづくりの普及、推進を図る。		福祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
197　福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 東京都の福祉のまちづくりの推進について顕著な功績のあった個人又は団体に感謝状を贈呈することにより、福祉のまちづくりの取組を広く普及させる。贈呈の対象者は以下の活動において、顕著な功績のあった個人または団体 ・高齢者や障害者等の自立とあらゆる分野への活動参加を促進するための活動（普及・推進活動） ・建築物や交通機関、道路、公園等のバリアフリー化（施設整備） ・福祉用具等の開発・研究・規格の標準化（製品の開発等） ・福祉のまちづくりに関する調査・学習・活動等（小・中・高校生等による取組） 〔実施主体：東京都〕	平成21年度　4件 （点字図書や録音図書の製作、バリアフリーガイドを掲載したHPの運営） 平成22年度　4件 （商業施設のバリアフリー化整備、365日営業の福祉用具レンタルサービス） 平成23年度　3件 （障害者との交流・介助ボランティア、車いすの寄贈や車いすトイレマップの作成） 平成24年度　5件 （触図筆ペンの開発、商店街の店頭等に障害者が書いた絵画を展示する事業を実施） 平成25年度　5件 （視覚障害者スポーツの普及推進、丘陵地帯などの交通不便地帯の移動手段の提供）	都民等に対し、福祉のまちづくりへの理解を深めるため、引き続き実施し、ホームページ等でＰＲを行う。		福　祉保健局
198　障害者等用駐車区画の適正利用の推進 「障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン」を活用した普及啓発活動や、包括補助事業を活用した思いやり駐車区画の整備助成を活用し、当該区画の適正利用を推進する。 〔実施主体：東京都、区市町村〕	施設管理者向け「障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン」、普及啓発用リーフレット（事業者向け・都民向け）・ポスターを作成	障害者等用駐車区画の適正利用に向けた対策を推進するとともに、適正利用に関する普及・啓発を強化し、車を利用して外出する高齢者等が、必要なときに当該駐車区画を利用できるようにする。		福　祉保健局
199　オリンピック・パラリンピック教育の推進 オリンピック・パラリンピック教育を推進するため、次の事業を実施する。 ①オリンピック・パラリンピック教育推進校の拡充 ②オリンピック・パラリンピック教育推進校への人的措置 ③オリンピック・パラリンピック教育推進のための学習教材の作成・配布 ④オリンピアン・パラリンピアン学校派遣事業の実施 ⑤外国人アスリートの学校派遣 〔実施主体：東京都教育委員会〕	○スポーツ教育推進校の指定 ○オリンピアン・パラリンピアンの学校派遣 ○スポーツ教育推進のための補助教材配布	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえ、幼児・児童・生徒が、スポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などその果たす役割を正しく理解し、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び交流することを通して国際理解を深め、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようオリンピック・パラリンピック教育を推進する。	○	教育庁

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
200　障害者理解促進事業 障害に関する知識や、障害特性に応じた援助の方法などを掲載したホームページによる情報発信を行うほか、様々な広報媒体や手法を活用して、障害及び障害のある人への理解促進を図る。 〔実施主体：東京都〕	平成26年度 新規事業	障害者差別解消法の施行を見据えて実施する。	○	福　祉 保健局
201　ヘルプマークの推進（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 共生社会の実現を目指し、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」を作成し、普及啓発に取り組む。 〔実施主体：東京都、区市町村〕	①公共交通機関での取組 全ての都営交通（都営地下鉄（浅草線、三田線、新宿線）、都営バス、都電荒川線、日暮里・舎人ライナー）に拡大して実施 ②普及啓発 ・「ヘルプマーク活用ガイドライン（区市町村向け）」作成 ・イベント等でのポスター掲示、チラシ等配布 ・ホームページ、広報東京都等での周知	公共交通機関・区市町村・民間企業による取組の拡大を図り、都民へのマークの普及啓発を図る。	○	福　祉 保健局
202　ヘルプカード活用促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 緊急連絡先や必要な支援内容等を記載した「ヘルプカード」を活用して、障害者が災害時等に自己の障害に対する理解や必要な支援を周囲に求めることができるよう、区市町村が行う、学習会・セミナー等関係機関と連携して実施する普及啓発、「ヘルプカード」を活用した防災訓練の検討・実施、ポスター等作成に係る経費の一部を補助する。 〔実施主体：区市町村〕	41区市町村で作成配布	区市町村におけるカード作成の取組促進及び事業者や都民へのカードの普及促進を図る。	○	福　祉 保健局
203　障害に関するシンボルマークの周知・普及（東京都地域生活支援事業） 国際的に、また、法律に基づくなどして定められている障害に関する各種のシンボルマークについて、様々な機会を捉え、広く都民への周知・普及を進めていく。 〔実施主体：東京都〕	広報誌、障害者週間ポスター等で周知	継続して実施する。		福　祉 保健局
204　駐車禁止規制の適用除外措置 移動の際の利便を図るため、歩行困難な身体障害者、戦傷病者、介護人を要する重度の知的障害者、精神障害者及び紫外線要保護者が使用する自動車については、駐車禁止場所（法定駐車禁止場所を除く。）でも駐車できるよう駐車禁止除外標章を交付する。 〔実施主体：警視庁〕	標章交付 18,246件 (内訳) 身体障害者 16,781件 知的障害者 1,393件 精神障害者 69件 色素性乾皮症 0件 戦傷病者 3件	継続して実施する。		警視庁

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
205　ふれあいフェスティバルの開催 「障害者週間」を記念して、障害及び障害のある人について都民の理解と認識を深めるため、障害のある人とない人とが同じ体験を通じて触れ合い、互いに理解しあう場を設け、障害者の福祉の増進を図る。 〔実施主体：民間団体〕	東京都庁第一本庁舎 5階大会議場 定員500人	継続して実施する。		福　祉 保健局
206　精神保健知識の普及・啓発（東京都地域生活支援事業） 精神保健に関する都民等の理解を深めるため、家族会等の民間団体に委託して精神保健に関する知識の普及・啓発を図る。 〔実施主体：東京都〕	・東京都精神保健福祉民間団体協議会委託 刊行物　年1回 講演会　年2回 個別相談　年1,575回 地域巡回相談　59回 ・東京都精神保健福祉協議会委託 刊行物　年2回 講演会　年1回	効果的な普及・啓発の推進に努める。		福　祉 保健局
207　福祉教育の充実 各区市町村における福祉教育推進に関する協議を行うとともに、小・中学校及び高等学校における「総合的な学習の時間」における福祉に関する指導の充実を図る。 〔実施主体：東京都教育委員会、区市町村〕	小中　区市町村ごとに実施 高校　「総合的な学習の時間」等の授業で実施	福祉教育の推進について、必要に応じ指導主事等連絡協議会、教育課程編成状況に関する説明会等において、区市町村教育委員会への情報提供を行う。 小・中学校及び高等学校における段階に応じた福祉に関する学習内容の充実を図る。		教育庁
208　広報活動の充実 障害及び障害のある人について都民の理解と認識を深めるため、障害者週間などの機会をとらえ東京都提供によるテレビ・ラジオの放送番組、広報紙、ホームページ、携帯サイトなどを積極的に活用して普及・啓発活動を展開する。 〔実施主体：東京都〕	・広報東京都 年12回 412万部発行 ・都政広報番組 テレビ　5番組 ・都政ニュース テレビ　1番組 ラジオ　2番組 ・都庁総合ホームページトップページアクセス件数 約954万件	各種広報媒体により効果的な広報活動を展開する。都民とともに考え、行動することを呼びかけていく広報の充実に努める。		生　活 文化局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
（再掲）133　特別支援教育の理解啓発の推進 障害のある児童・生徒等が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考えを発表し、主張する場を設定することを通じて、障害のある児童・生徒等一人ひとりが地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行う。 〔実施主体：東京都教育委員会〕	都内に3所ある学校経営支援センターを拠点とした地域に密着した理解啓発行事の実施（年1回）	継続して実施する。		教育庁

(3) 情報バリアフリーの充実

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
209　障害者向け都政情報の提供 視覚障害者のために、点字版・音声版（テープ版・デイジー版）の「広報東京都」を作成し、配布する。 〔実施主体：東京都〕	（広報東京都（点字版・テープ版）の作成） ・点字版 年　12回 1回　1,220部 ・テープ版 年　12回 1回　1,660組 （都庁総合ホームページ） 一部に音声読み上げ機能を導入	（広報東京都（点字版・テープ版）の作成） 平成26年度からデイジー版を作成、配布し、障害者への都政情報の提供を推進する。 （都庁総合ホームページ） 継続して実施する。		生　活文化局
210　障害者向け福祉保健局情報の提供 視覚障害者のために、広報誌のデイジー版、CD版、テープ版等を作成する。 【福祉保健局広報誌】 ・東京の福祉保健 デイジー版・ＣＤ版・テープ版の作成 ・社会福祉の手引 デイジー版の作成 ・月刊福祉保健 音声コード付き広報誌の作成 〔実施主体：東京都〕	東京の福祉保健（デイジー版・CD版・テープ版）の作成 ・デイジー版　141部 ・CD版　183部 ・テープ版　1,176組 月刊福祉保健（音声コード）の作成 ・ 年12回　133,800部 （1回につき、11,150部）	継続して実施する。		福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末 状況等	事業目標	東京都長期 ビジョン	所管局
211　福祉保健局ホームページにおける情報提供 障害者や高齢者などが利用しやすいよう、音声読み上げ、画面拡大等の機能を付加した、アクセシビリティに配慮したホームページを通じて、情報提供を行っていく。 (主な機能) ・音声読み上げ ・画面拡大 ・カラー変更 ・振り仮名（平仮名・ローマ字） 〔実施主体：東京都〕	継続して実施	継続して実施する。		福　祉 保健局
212　字幕入映像ライブラリー事業（東京都地域生活支援事業） 映画及びテレビ番組等に字幕を挿入したビデオカセットテープ又はDVDの製作貸出を行うことにより、聴覚障害者の生活・文化の向上と福祉の増進を図る。 〔実施主体：東京都〕	貸出実績 317件 1,167本	継続して実施する。		福　祉 保健局
213　視覚障害者用図書の製作及び貸出 視覚障害者に対し、視覚障害者用図書（点字図書、録音媒体）を製作し、貸出し又は交付することにより視覚障害者の文化の向上と福祉の増進を図る。 〔実施主体：東京都〕	(貸出用図書) 点字図書 製作　312冊 貸出　1,233冊 声の図書 製作　405巻 貸出　4,327巻 (希望図書) 点字図書 製作　557冊 声の図書 製作　209冊	継続して実施する。		福　祉 保健局
214　点字による即時情報ネットワーク（東京都地域生活支援事業） 視覚障害者に、新聞等によって毎日流れる新しい情報を点字又は音声で早く提供することにより、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。 〔実施主体：東京都〕	(点字) 延配布者数 23,700人 (音声) アクセス数 128回	継続して実施する。		福　祉 保健局
215　点字録音刊行物の作成及び配布（東京都地域生活支援事業） 視覚障害者に対して、社会生活を営む上で必要とする情報及び知識を提供するため、点字本及び録音刊行物を作成配布し、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。 〔実施主体：東京都〕	(点字本) 12種類 各723部 (録音テープ) 12種類 各1,130本	継続して実施する。		福　祉 保健局

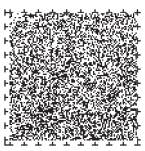

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
216　情報バリアフリーに係る充実への支援 誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備するため、地域のバリアフリーマップの作成やＩＣＴを活用した歩行者への移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及、集団補聴設備の普及啓発など、区市町村の様々な取組を支援する。 〔実施主体：区市町村〕	平成27年度 新規事業	全区市町村へ働きかけを行い、取組を実施する区市町村を拡大していく。	○	福　祉 保健局
217　ユニバーサルデザインに関する情報サイトの構築 公共交通機関、民間建築物等における段差のないルートや車いす等に対応したトイレの場所など、様々なウェブサイトに掲載されたユニバーサルデザインに関する情報を一元化し、すべての人が外出に必要な情報を容易に収集できるポータルサイトを構築する。 〔実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団〕	平成27年度 新規事業	継続的な情報収集と更新を行い、内容の充実を図る。	○	福　祉 保健局
（再掲）115　障害者が利用しやすい防火防災情報の発信 障害者に対し、防火防災に関する情報を保障し、安全・安心を確保する。障害者が利用しやすい防火防災情報を発信する。 〔実施主体：東京消防庁〕	ユニバーサルデザインに配慮した防火防災情報の発信 音声コード入りリーフレット等の作成・配布 119番ファクシミリ通報カード等の作成・配布	障害者の安全・安心を確保するため、障害者が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した防火防災情報を積極的に発信する。	○	東　京 消防庁

(4) 意思疎通支援・移動支援等

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
（再掲）30　聴覚障害者への情報支援のための人材養成（東京都地域生活支援事業） 聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、要約筆記の指導を行うことにより要約筆記者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図る。 ○中途失聴・難聴者コミュニケーション事業 〔実施主体：東京都〕	（修了者数） 要約筆記者　20名	継続して実施する。		福　祉 保健局

事業名・事業内容	平成25年度末 状況等	事業目標	東京都長期 ビジョン	所管局
（再掲）31　手話のできる都民育成事業（東京都地域生活支援事業） 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本の手話及び外国の手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口のすそ野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の向上に資する。 ①手話のできる都民育成事業 （1）普及啓発 （2）手話通訳者養成事業 ②外国語手話普及促進事業 〔実施主体：①東京都、②民間団体〕	手話通訳者養成事業 （修了者数） 手話通訳者　182名	継続して実施する。	○	福　祉 保健局
（再掲）32　中等度難聴児発達支援事業 身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援する。 〔実施主体：東京都〕	実施区市町村　28区市	継続して実施する。		福　祉 保健局
（再掲）33　聴覚障害者意思疎通支援事業（東京都地域生活支援事業） 意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者が広域的な移動を円滑に行える環境を整えるとともに、障害者団体等の行事における情報保障を支援することで、自立と社会参加を促進し、聴覚障害者の福祉の増進に資する。 ①意思疎通支援者の派遣に係る広域的連絡調整 ②障害者団体等が主催又は共催する広域型行事への意思疎通支援者の派遣 〔実施主体：東京都〕	意思疎通支援に係る広域的連絡調整 175件	継続して実施する。		福　祉 保健局
（再掲）34　盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成（東京都地域生活支援事業） 盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者の養成研修を行う講習会等に対し補助を行う。 ※盲ろう者とは、視覚障害と聴覚障害とが重複してある重度の障害者（児） 〔実施主体：東京都〕	・通訳・介助者派遣事業 派遣件数　9,757件 派遣時間　42,952時間 ・通訳・介助者養成研修事業 受講者数　36人 修了者数　35人	継続して実施する。		福　祉 保健局

事業名・事業内容	平成25年度末 状況等	事業目標	東京都長期 ビジョン	所管局
（再掲）35　盲ろう者支援センター事業（東京都地域生活支援事業） 盲ろう者からの相談に応じるとともに、コミュニケーション訓練などを実施し、地域生活支援の充実と社会参加の促進を図る「盲ろう者支援センター」を運営する事業に対し、補助を行う。 （センターにおける事業内容） ①訓練事業 ②専門人材養成事業 ③総合相談支援事業 ④盲ろう者社会参加促進事業 〔実施主体：東京都〕	①訓練事業 実施回数　149回 対象者数　33人 ②専門人材養成事業 養成講習会 4科目　13回 修了者　計46人 ③総合相談支援事業 相談件数　632件 ④社会参加促進事業 交流会　計31回 参加者　計1,269人 学習会　計74回 参加者　計1,363人	事業の推進を図る。		福　祉 保健局
（再掲）36　視覚障害者ガイドセンターの運営（東京都地域生活支援事業） 重度の視覚障害者が、道府県及び政令指定都市間にまたがって必要不可欠な外出をする場合に、目的地において必要なガイドヘルパーを確保できるよう連絡調整するためのガイドセンターを設置し、視覚障害者の福祉の増進を図る。 〔実施主体：東京都〕	都外から　193回 都外へ　1回	継続して実施する。		福　祉 保健局
（再掲）37　点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業（東京都地域生活支援事業） 点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に対し、指導方法、専門点訳技術等を指導することにより、指導者養成及び専門点訳奉仕員等を育成し、視覚障害者福祉の増進を図る。 （内容） 点訳奉仕員指導者養成 朗読奉仕員指導者養成 専門点訳奉仕員養成（英語、理数、楽譜、触図、コンピュータ） 修了者研修会 〔実施主体：東京都〕	修了者　38名	継続して実施する。		福　祉 保健局
（再掲）38　音声機能障害者発声訓練指導者養成事業（東京都地域生活支援事業） 音声機能障害者に対する発声訓練の指導者を養成し、音声機能障害者のコミュニケーション手段の確保を図るとともに、社会復帰を促進する。 〔実施主体：東京都〕	12名	継続して実施する。		福　祉 保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
(再掲) 39　身体障害者補助犬給付事業（東京都地域生活支援事業） 身体障害者に対して身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付し、その行動範囲を拡大することにより、身体障害者の社会参加と自立の促進を図る。 （対象者） ①都内に居住する（おおむね１年以上）満18歳以上の在宅の身体障害者 盲導犬…視覚障害１級 介助犬…肢体不自由１・２級 聴導犬…聴覚障害２級 ②所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること ③社会活動への参加に効果があると認められること　他 〔実施主体：東京都〕	盲導犬　8頭 介助犬　1頭 聴導犬　1頭	継続して実施する。		福　祉 保健局

(5) 障害者に関する調査・研究、広聴

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
218　障害者に関する調査の実施 福祉保健局において、おおむね5年おきに、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）の生活実態調査を実施している。平成25年度からは難病患者も調査対象としている。 そのほか、障害者施策の充実に資する調査を、適宜、実施する。 〔実施主体：東京都〕	東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」 （平成25年度） 調査実施 調査対象　7,200名 （難病患者を含む）	継続して実施する。 次回平成30年度実施予定。		福　祉 保健局
219　首都大学東京における社会福祉学の研究・教育 首都大学東京都市教養学部人文・社会系社会学コース社会福祉学分野及び大学院人文科学研究科社会行動学専攻社会福祉学分野の研究・教育課程に障害者に関する課題を取り入れて、社会福祉学全般の教育・研究を充実する。 〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕	（平成25年5月1日時点学生数） 都市教養学部人文・社会系社会学コース社会福祉学分野 87名 人文科学研究科社会行動学専攻社会福祉学分野 25名	教育・研究の充実を図る。		総務局
220　広聴活動の充実 世論調査、都政モニター、都政一般相談、都民の声総合窓口等の活用により、障害者を含む都民各層の意向の把握に努め、障害者施策への反映を図る。 〔実施主体：東京都〕	・世論調査 年3回実施 ・都政モニター 年9回実施 ・都民の声総合窓口 （知事への提言、苦情・要望等） 19,690件 ・都政一般相談 9,848件	継続して実施する。		生　活 文化局

(6) 公立大学法人首都大学東京の教育条件の整備・充実

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
221　入学試験受験条件の整備・充実 首都大学東京において、受験生の障害の状況に応じた機器等の整備や、相談体制の充実を進めるとともに、機器等の機能向上に併せて更新を図っていく。 〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕	入学試験出願にかかる協議申請者8人全員の受験を許可。うち4名が出願。 重度の事例についての申請はなかった。	個別の事前相談を通じ、受験条件の充実を進める。		総務局
222　学修環境の充実 首都大学東京において、障害のある学生の学修支援を進める。相談体制や学修環境の充実を図り、障害の状況に応じて必要な施設・設備の改修、点字図書の充実、教材の点訳等を進める。 〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕	障害のある構成員への理解を深め、支援について検討を進めるとともに、支援を行うスタッフの養成講座を兼ねた講習会を開催	障害のある学生一人ひとりの状況に配慮した学修支援を行う。		総務局
223　人的サービスの充実 首都大学東京において、障害のある学生に対する、学修や移動の補助を行うための介助者の配置を図るとともに、録音サービス・対面朗読等の人的サービスの充実を図る。 〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕	「障がいのある学生支援制度」を試行し、支援活動を担う学生スタッフの登録、養成を実施	学内及び学外ボランティアとの連携を進める。		総務局

取組３　スポーツ・文化芸術活動の振興

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
224　障害者スポーツセンターの運営 障害者の健康増進と社会参加を促進するため、スポーツ施設や集会室等の場を提供するとともに、講習講座等の事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。 ○東京都障害者総合スポーツセンター ○東京都多摩障害者スポーツセンター 〔実施主体：東京都〕 （指定管理者：公益社団法人東京都障害者スポーツ協会）	延べ利用人数 （総合） 203,748人 （多摩） 174,475人	引き続き運営する。		オリンピック・パラリンピック準備局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
225　障害者スポーツの振興 　東京都障害者スポーツ振興計画に基づき、障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指し、取組を推進する。 ①障害者スポーツの情報発信、理解促進・普及啓発 ②障害者スポーツの場の開拓・整備 ③障害者スポーツを支える人材の育成・確保 ④障害者スポーツの競技力向上 ⑤東京都障害者スポーツ大会の開催 ⑥全国障害者スポーツ大会への東京都選手団の派遣 ⑦2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた開催準備 　2020年パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害者スポーツの振興と、障害者のスポーツを通じた社会参加を促進する。 〔実施主体：東京都〕	①情報発信、理解促進・普及啓発 ・障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO障スポ・ナビ」運用 ・障害者スポーツイベント「チャレスポ！TOKYO」開催 ・パラリンピアン出前授業実施 ②場の開拓・整備 ・障害者スポーツ地域開拓推進事業実施 ③人材の育成・確保 ・障害者スポーツセミナー実施 ④競技力向上 ・強化練習会実施 ⑤都大会参加選手数 　6,146人 ⑥全国大会派遣人数 　528人 ⑦2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた開催準備 ・平成25年9月 　ブエノスアイレスで開催された国際オリンピック委員会総会において、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市として選定された。 ・平成26年1月 　大会の準備及び運営に関する事業を行うため、一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を設立した。	①障害者スポーツの理解促進・普及啓発を図る。 ②障害者スポーツ事業を実施する区市町村の拡大を図る。 ③「障害者スポーツ指導員」の資格を持つスポーツ推進委員配置地区の拡大を図る。 ④国際大会等で活躍するアスリートの輩出に向け、競技者の発掘や選手の育成・強化を図る。 ⑤継続して実施する。 ⑥継続して実施する。 ⑦2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、着実に開催準備を進める。	○	オリンピック・パラリンピック準備局
（再掲）191　スポーツ施設整備費補助事業 　「スポーツ都市東京」の実現に向け、スポーツ環境の拡充を図り、2020年までに都民のスポーツ実施率70％を達成するため、区市町村が行う施設整備の取組を支援する補助事業を、平成26年度に創設した。 　東京都内において各区市町村が保有し、条例、規則等を根拠に設置されるスポーツ施設で、競技スペースを拡大する工事や誰もが利用しやすい環境を整備するバリアフリー工事を対象に、補助率を対象経費の1/2とし、限度額1億円とした。 　平成27年度から、利用時間延長等利用機会の向上に資する工事も対象とした。 〔実施主体：区市町村〕	平成26年度 新規事業	区市町村のスポーツ施設整備を促進する。	○	オリンピック・パラリンピック準備局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
（再掲）199　オリンピック・パラリンピック教育の推進 オリンピック・パラリンピック教育を推進するため、次の事業を実施する。 ①オリンピック・パラリンピック教育推進校の拡充 ②オリンピック・パラリンピック教育推進校への人的措置 ③オリンピック・パラリンピック教育推進のための学習教材の作成・配布 ④オリンピアン・パラリンピアン学校派遣事業の実施 ⑤外国人アスリートの学校派遣 〔実施主体：東京都教育委員会〕	○スポーツ教育推進校の指定 ○オリンピアン・パラリンピアンの学校派遣 ○スポーツ教育推進のための補助教材配布	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえ、幼児・児童・生徒が、スポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などその果たす役割を正しく理解し、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び交流することを通して国際理解を深め、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようオリンピック・パラリンピック教育を推進する。	○	教育庁
226　都立特別支援学校における障害者スポーツの推進 ○都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発 ○地域の小・中学校の児童・生徒への理解啓発のため、都立特別支援学校との交流における障害者スポーツを活用した学習活動の試行 〔実施主体：東京都教育委員会〕	平成27年度 新規事業	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて生涯にわたってスポーツを楽しむ児童・生徒を育てる（裾野の拡大と育成）。	○	教育庁
227　社会教育施設（ユース・プラザ）における活動支援 青少年社会教育施設「ユース・プラザ」において、スポーツ及び文化芸術活動の機会を提供することにより障害者の心身の維持向上を図るとともに、楽しさを理解してもらう。 また、施設利用者の障害者スポーツに対する理解を深める。 〔実施主体：民間PFI事業者及び東京都教育委員会〕	特別支援学校の学校行事や障害者の活動のための宿泊施設やスポーツ施設・活動室の提供、アートクラフト等の活動プログラムの提供	障害者へ生涯スポーツ及び文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者スポーツに対する他の利用者の理解を促進する。		教育庁
228　首都大学東京荒川キャンパス体育施設のバリアフリー化 ・冷暖房設備の新設 ・シャワー、トイレの増設と既存施設の出入口の拡張 ・スロープの設置　等 〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕	（体育館） 鉄筋コンクリート造２階建 延べ　1,677.66㎡	首都大学東京荒川キャンパス体育施設のバリアフリー化により、各種障害者スポーツ団体が行う大会の開催や地域のアマチュア団体などの練習会場として貸出すとともに、障害者スポーツに関する都民向け講習会等の実施や、障害者の身体機能に関する研究等を進めることにより、障害者スポーツへの理解促進と裾野拡大を図る。	○	総務局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
229　文化芸術関連行事の実施（東京都地域生活支援事業を含む） 障害者が文化芸術への参加を通じて、社会参加と相互交流を促進するとともに都民の障害者に対する理解の増進を図り、もって障害者の自立の促進に寄与することを目的に各種事業を実施する。 ①障害者美術展の開催 ②ふれあいコンサートの実施 〔実施主体：東京都〕	・第28回東京都障害者総合美術展 場所　池袋西武本店 応募　718点 展示　201点 ・第30回ふれあいコンサート 場所　東京文化会館 来場者　約1,500人	継続して実施する。		福　祉保健局
230　都立図書館サービス事業の充実 都立図書館における対面音訳サービス、視覚障害者等用資料の作成・提供サービス等の向上を図り、視覚障害者等の利便に供する。 (所蔵資料) 録音テープ　6,435点 デイジー図書　803点 点訳資料　951点 点字雑誌　18種 雑誌録音テープ　26種 雑誌デイジー　7種 〔実施主体：東京都教育委員会〕	(都立中央・多摩図書館の実績) ・利用状況 登録利用者 393名 対面音訳利用人数 616名 ・研修 音訳者講習会 3回 障害者サービス研修会 1回 (所蔵資料) 録音テープ 6,761点 デイジー図書 3,161点 点訳資料 1,016点 点字雑誌 18種 雑誌録音テープ 30種 雑誌デイジー 16種	各種サービスの充実を図る。 サービス向上のための職員研修を実施する。		教育庁
231　東京都特別支援学校総合文化祭の実施 特別支援学校の児童・生徒の文化・芸術的な能力を伸ばし、日頃の文化・芸術活動の振興を図る。 あわせて、都民への理解・啓発の場とする。 (実施時期：11月から1月) 〔実施主体：東京都教育委員会、特別支援学校文化連盟〕	(9部門) ①音楽 ②囲碁・将棋・オセロ ③演劇 ④造形美術 ⑤写真 ⑥職業・作業 ⑦手芸・家庭 ⑧放送・映像 ⑨書道	継続して実施する。		教育庁
232　文化芸術活動の推進 障害者による芸術文化の創造・鑑賞活動を促進する事業に対して、その経費の一部を助成する制度を平成27年度に新設し、都民の芸術文化活動の充実を図る。 〔実施主体：公益財団法人東京都歴史文化財団〕	平成27年度 新規事業	支援制度を構築し、展開していく。	○	生　活文化局

施策目標Ⅴ　サービスを担う人材の養成・確保

取組１　サービスを担う人材の養成・確保

(1) 福祉人材センターの運営

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
233　将来に向けた人材育成・活用プロジェクト事業 ①福祉・介護人材確保・育成事業連絡会の設置・運営 次世代の福祉人材や新卒者の確保等を推進するため、区市町村、教育部門等を交えた事業連絡会を設置・運営する。 ②東京都福祉人材センター多摩支所の運営 多摩地域の求人求職あっせんを行うとともに、学校等へのアウトリーチなどにより、新規求人・求職者の開拓を行う。 ③次世代の介護人材確保事業 次世代を担う中高生を対象に、学校訪問セミナーや施設見学会を開催し、福祉の仕事に関する興味関心を高めていく。 ④人材定着・離職防止相談支援事業 社会福祉従事者の抱える様々な悩み・不安の相談に応じ、離職防止等を図る。 ⑤事業所に対する育成支援事業 小・中規模の事業所における職場研修の実施を支援するため、講師派遣や研修実施の手引きの作成等を行う。 〔実施主体：東京都〕	平成26年度 新規事業	○求人・求職者登録数を増加させるとともに、離職率を低下させる。 ○福祉人材対策を更に推進するため区市町村や教育部門の連携体制を確立する。 ○事業者ニーズに応じた研修支援、手引きの配布等により職場環境改善に寄与する。	○	福　祉保健局
234　福祉人材センターの運営 福祉分野における無料職業紹介事業を始め、福祉人材確保のための広報啓発活動、情報提供事業、講習講座事業など、広く求人求職活動の支援を行っている。 平成18年4月には、規制緩和により無料職業紹介の対象範囲が社会福祉法第２条以外の事業にも拡大したため、相談機能の更なる充実を図っている。 また、平成16年7月には、東京しごとセンター内へ移転し、一体的な連携が可能となり、利用者に対してワンストップで福祉事業と民間事業の就職相談、紹介サービスを提供することができるとともに、キャリアカウンセラーによるきめ細かい相談を実施するなど、機能強化を図っている。 〔実施主体：東京都〕	新規求人数 25,265人 新規求職登録者 4,046人 就職者数 2,518人	福祉人材の確保・養成を図る。	○	福　祉保健局

(2) 人材の養成・確保、修学支援、研修の充実

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
235　ホームヘルパー養成研修事業 ①障害者（児）居宅介護従業者養成研修１級～３級 　障害者（児）の多様化するニーズに対応した必要な知識・技術を有する居宅介護従業者の養成 ※平成25年8月1日より1級研修は廃止、2級研修は⑤、3級研修は⑥へ移行した ②重度訪問介護従業者養成研修 　重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を有する重度訪問従業者の養成 ③同行援護従業者養成研修 　視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を有する同行援護従業者の養成 ④行動援護従業者養成研修 　知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を有する者に対する行動時の危険回避の援護、外出時の移動中の介護等に関する知識及び技術を有する行動援護従業者の養成 ⑤居宅介護職員初任者研修（平成25年度新設） 　障害者（児）の多様化するニーズに対応した専門的な知識・技術を有する居宅介護職員の養成 ⑥居宅介護従業者基礎研修（平成25年度新設） 　障害者（児）の多様化するニーズに対応した基礎的な知識・技術を有する居宅介護従業者の養成 〔実施主体：区市町村、民間養成事業者〕	①研修修了者 1級　0人 2級　11,546人 3級　0人 ②研修修了者 819人 ③研修修了者 1,321人 ④研修修了者 365人 ⑤研修修了者 0人 ⑥研修修了者 15人	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。		福　祉保健局
236　難病患者ホームヘルパー養成研修 　難病患者等の多様なニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、既存のヘルパー研修を修了（履修中を含む。）した者（及び介護福祉士）に対し、都が指定する民間団体等の研修により、必要な知識や技能の習得を図る。 〔実施主体：民間養成事業者〕	養成研修修了者 累計　296人	国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。		福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
237　ガイドヘルパー養成研修事業 ①視覚障害者移動支援従業者養成研修 　視覚障害者（児）の外出時の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成 ②全身性障害者移動支援従業者養成研修 　全身性の障害者（児）の外出時の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成 ③知的障害者移動支援従業者養成研修 　知的障害者（児）の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成 〔実施主体：区市町村・民間養成事業者〕	①研修修了者 133人 ②研修修了者 565人 ③研修修了者 901人	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。		福　祉保健局
238　職業能力開発センターにおける介護従事者等の養成 福祉サービス需要の高度化・多様化に対応するために、職業能力開発センターの「介護サービス科」等を充実し、介護従事者の確保と資質の向上を図る。 〔実施主体：東京都〕	6校 年間定員　345名	職業能力開発センターにおける介護従事者養成の訓練内容の充実を図る。		産　業労働局
239　介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 在宅や障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するとともに、たんの吸引等の業務を行う事業者及び従業者の登録等を実施し、医療関係者との連携の下で安全に、たんの吸引等の提供ができる体制を整備する。 〔実施主体：東京都〕	研修修了者 1,815組	事業の推進を図る。		福　祉保健局
240　サービス管理責任者研修（東京都地域生活支援事業） 障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図る。 〔実施主体：東京都〕	研修修了者 964人	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。		福　祉保健局
241　障害支援区分認定調査員等研修（東京都地域生活支援事業） 自立支援給付に係る障害支援区分調査及び市町村審査会における審査判定業務に際して、全国一律の基準に基づき、障害支援区分認定における客観的かつ公平・公正な調査及び審査判定等を実施するために必要な知識、技術を習得及び向上させる。 ①障害支援区分認定調査員研修 ②市町村審査会委員研修 ③主治医研修 〔実施主体：東京都〕	研修修了者 ①327人 ②136人 ③874人	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。		福　祉保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
242　強度行動障害支援者養成研修（東京都地域生活支援事業） 強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員等の人材育成を進める。 ①強度行動障害支援者養成研修（基礎研修） ②強度行動障害支援者養成研修（実践研修） 〔実施主体：東京都〕	平成27年度 新規	事業の推進を図る。		福　祉 保健局
243　研修の充実 ①行政機関職員研修 対象：生活保護行政等（及び社会福祉行政）に従事する職員 内容：今日的課題についての理解 ②社会福祉・保健医療連携研修 対象：公私（都及び民間）の社会福祉事業従事者 内容：保健・医療・福祉に関するそれぞれの専門的知識を駆使し、地域における在宅福祉のニーズに対し、的確かつ総合的に対応できるよう、諸サービスの調整能力及び問題解決能力の向上を図る ③人権研修 対象：公私（都及び民間）の社会福祉事業従事者 内容：人権についての正しい理解と認識 ④民生児童委員研修 対象：新任及び現任の民生・児童委員 内容：人権についての正しい理解と認識 〔実施主体：東京都〕	①3回開催 受講者数 495人 ②1回開催 受講者数 83人 ③6回開催 受講者数 1,116人 ④研修受講者 3,692人 （新任 1,539人） （現任 2,153人）	東京都職員及び民間の社会福祉事業従事者等の資質の向上を図る。		福　祉 保健局
244　人材バンクシステムの構築 介護福祉士や保育士等の有資格者や資格を持っていながら働いていない潜在有資格者、更には元気高齢者等の無資格者を有効に活用できる仕組みを検討するとともに、各機関が抱える福祉人材に関する情報を一元的に管理し、求職者や潜在人材へ有効な働きかけをしていく人材活用の基盤整備としての人材バンクシステムを構築し、それぞれのライフサイクルに応じた効果的な情報提供、職業紹介を可能とし、福祉人材を総合的に支援する仕組みを構築する。 〔実施主体：東京都〕	平成26年度 新規事業	福祉人材それぞれのライフステージに応じた効果的な情報提供や職業紹介等を行うため、福祉人材に関する情報を一元的に管理する「人材バンクシステム」の平成29年度構築に向け、調査・検討を行う。		福　祉 保健局

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
（再掲）3　グループホーム地域ネットワーク事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 地域のグループホーム同士がネットワークを構築し、職員の人材育成やグループホーム相互の連携強化等を進めることで、援助の質の向上を図る。 〔実施主体：区市町村〕	平成27年度 新規事業	事業の推進を図る。	○	福　祉 保健局
（再掲）12　相談支援従事者研修（東京都地域生活支援事業） 障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。 〔実施主体：東京都〕	①東京都 ・初任者研修　2回 ・現任研修　1回 ②指定研修事業者 ・初任者研修　1回	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。		福　祉 保健局
（再掲）23　障害者ＩＴ支援総合基盤整備事業（東京都地域生活支援事業） 障害者に対するＩＴ相談支援を実施するとともに、区市町村の障害者ＩＴ支援体制を整備するために、区市町村職員等を対象とした研修を実施し、もって障害者の自立と社会参加促進に資する。 ①ＩＴに関する利用相談・情報提供 ②障害者ＩＴ支援者養成研修の実施 〔実施主体：東京都〕	①ＩＴ利用相談支援事業 相談件数 2,484件 ＨＰアクセス数 18,937件 ②障害者ＩＴ支援者養成研修事業 <集合型> 基礎コース　21人 応用コース　19人 <出張型> 96人	事業の推進を図る。		福　祉 保健局
（再掲）24　障害者虐待防止対策支援事業（東京都地域生活支援事業） 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障害者虐待防止法に基づく都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を適切に果たすとともに、区市町村障害者虐待防止センター担当職員や障害者福祉施設従事者等の支援体制の強化等を図ることを目的として、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修等の事業を実施する。 〔実施主体：東京都〕	障害者虐待防止・権利擁護研修 ・障害者虐待防止センター担当職員コース　1回 ・障害者福祉施設等管理者コース　1回 ・障害者福祉施設等従事者コース　1回 ※何れも講義・演習を実施	事業の推進を図る。		福　祉 保健局
（再掲）30　聴覚障害者への情報支援のための人材養成（東京都地域生活支援事業） 聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、要約筆記の指導を行うことにより要約筆記者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図る。 ○中途失聴・難聴者コミュニケーション事業 〔実施主体：東京都〕	（修了者数） 要約筆記者　20名	継続して実施する。		福　祉 保健局

事業名・事業内容	平成25年度末 状況等	事業目標	東京都長期 ビジョン	所管局
（再掲）34　盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成（東京都地域生活支援事業） 盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者の養成研修を行う講習会等に対し補助を行う。 ※盲ろう者とは、視覚障害と聴覚障害とが重複してある重度の障害者（児） 〔実施主体：東京都〕	・通訳・介助者派遣事業 派遣件数　9,757件 派遣時間　42,952時間 ・通訳・介助者養成研修事業 受講者数　36人 修了者数　35人	継続して実施する。		福　祉 保健局
（再掲）37　点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業（東京都地域生活支援事業） 点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に対し、指導方法、専門点訳技術等を指導することにより、指導者養成及び専門点訳奉仕員等を育成し、視覚障害者福祉の増進を図る。 （内容） 点訳奉仕員指導者養成 朗読奉仕員指導者養成 専門点訳奉仕員養成（英語、理数、楽譜、触図、コンピュータ） 修了者研修会 〔実施主体：東京都〕	修了者　38名	継続して実施する。		福　祉 保健局
（再掲）38　音声機能障害者発声訓練指導者養成事業（東京都地域生活支援事業） 音声機能障害者に対する発声訓練の指導者を養成し、音声機能障害者のコミュニケーション手段の確保を図るとともに、社会復帰を促進する。 〔実施主体：東京都〕	12名	継続して実施する。		福　祉 保健局
（再掲）69　重症心身障害児施設における看護師確保対策事業 重症心身障害児（者）施設等で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会の提供等により、看護師の確保・定着に努め、重症心身障害児(者)への支援の充実を図る。 〔実施主体：東京都〕	プロナース研修 第3期生　36名（受講中） 認定看護師 2名認定（延べ6名認定）	医療型障害児入所施設等で働く看護師の確保・定着を通じて、重症心身障害児（者）への支援の充実を図る。	○	福　祉 保健局
（再掲）141　障害者就労支援体制レベルアップ事業（従事者研修） 区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行い、就労支援に従事する人材の資質・能力の向上を図る。 〔実施主体：東京都〕	161名 3日間×3回実施 38名 2日間×1回実施	研修の実施を通じて、従事者の資質・能力向上を図る。	○	福　祉 保健局

(3) 人材養成機関の運営

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
245　首都大学東京健康福祉学部の運営 高齢化社会の進展に伴う保健医療に対する需要に応え、より高度な専門知識と柔軟な応用力を備えた資質の高い保健医療職を育成する。 〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕	（平成25年5月1日時点学生数） 健康福祉学部 838名	首都大学東京健康福祉学部の運営 （養成規模） ①看護師、保健師　80人 ②理学療法士　40人 ③作業療法士　40人 ④診療放射線技師　40人		総務局

多様な取組への活用が可能な事業

事業名・事業内容	平成25年度末状況等	事業目標	東京都長期ビジョン	所管局
246　区市町村地域生活支援事業 障害者（児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を計画的に実施する。 〔実施主体：区市町村〕	（必須事業） 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業 （任意事業） 区市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。	継続して実施する。		福　祉保健局
247　障害者施策推進区市町村包括補助事業 区市町村が地域の実情に応じて、主体的に障害分野の基盤の整備及び地域福祉サービスの充実を図ることにより、都民の福祉の増進を図る。 〔実施主体：区市町村〕	・先駆的事業 ・選択事業 ・一般事業	継続して実施する。		福　祉保健局

資　料

1　東京都の障害者の状況
2　平成２５年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」
　　結果概要
3　東京都障害者施策推進協議会　審議経過
4　東京都障害者施策推進協議会　委員・専門委員名簿
5　東京都障害者施策推進協議会条例
6　計画に係る根拠法令等

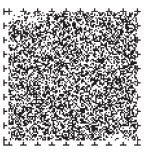

【資料１】　東京都の障害者の状況

平成 25 年度末現在、都内では、身体障害者手帳の交付を受けている人が約 48 万人で前年度末に比べ 1.6％の増、知的障害者（児）の愛の手帳の交付を受けている人が約７万８千人で 3.6% の増、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が約８万人で 8.1％の増となっています。また、平成 25 年度末現在の難病医療費助成対象である 79 疾病（障害者総合支援法対象外の９疾病を含む。）の認定患者数は約８万４千人となっています。

1　身体障害者手帳交付状況

（平成 26 年３月末現在、単位：人）

区　分		総　数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
総　数		479,527	39,242	45,967	7,167	257,202	129,949
構成比		100.0%	8.2%	9.6%	1.5%	53.6%	27.1%
児者	18歳未満	24,032	2,042	4,862	401	14,590	2,137
	18歳以上	455,495	37,200	41,105	6,766	242,612	127,812

（福祉保健局「福祉・衛生　統計年報」）

身体障害者手帳交付者数推移（障害別）

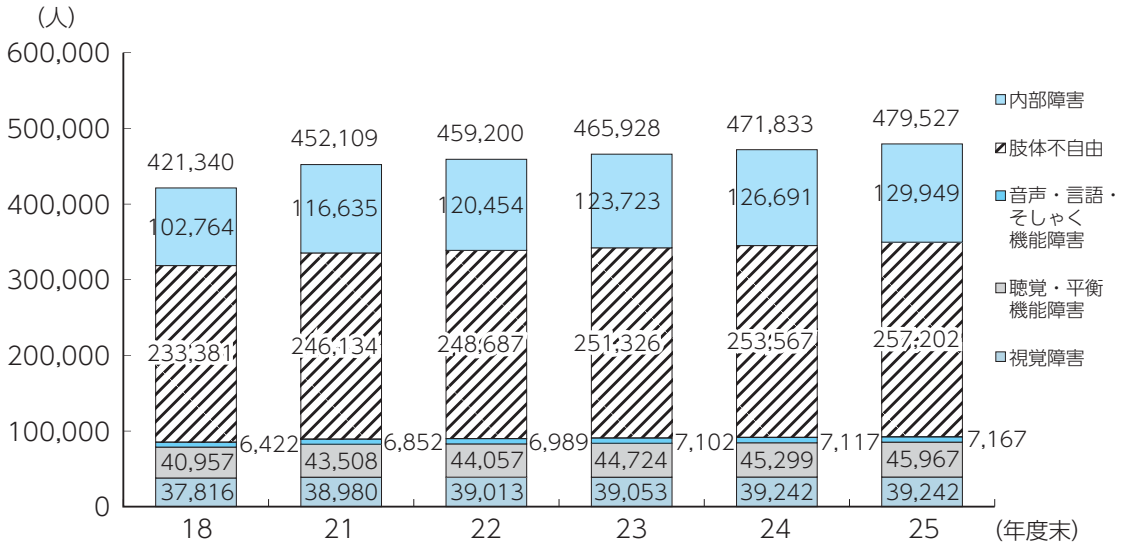

（福祉保健局「福祉・衛生 統計年報」）

2　知的障害者「愛の手帳」交付状況

（平成 26 年 3 月末現在、単位：人）

区　分		総　数	1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
総　数		77,633	2,817	19,388	20,309	35,119
構成比		100.0%	3.6%	25.0%	26.2%	45.2%
児者	18歳未満	16,231	303	2,806	4,120	9,002
	18歳以上	61,402	2,514	16,582	16,189	26,117

（福祉保健局「福祉行政・衛生行政統計　月報」）

愛の手帳交付者数推移（障害程度別）

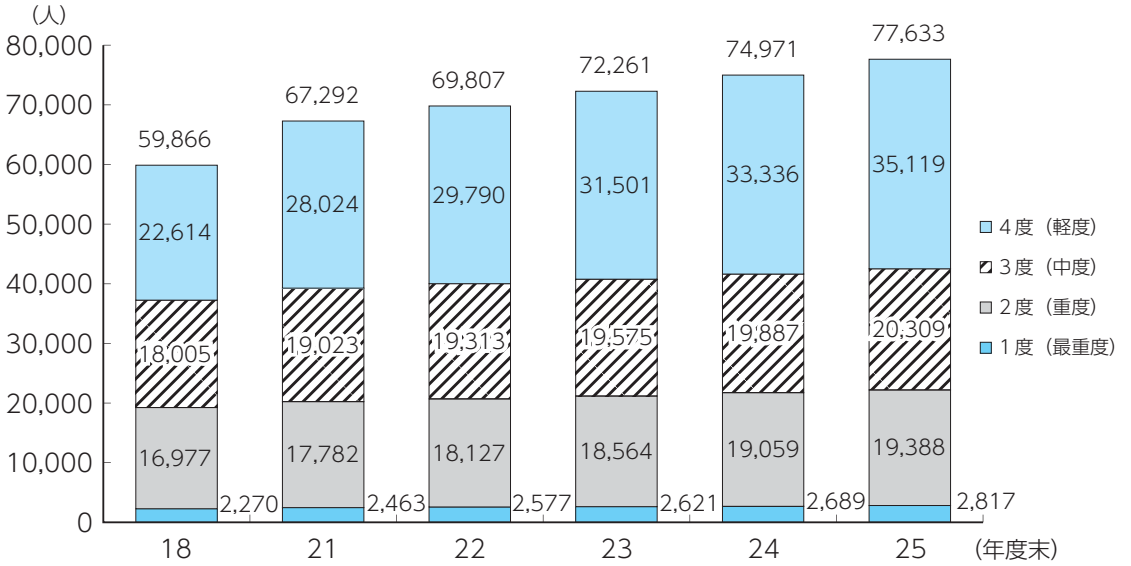

（福祉保健局「福祉・衛生 統計年報」）

3　精神障害者

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

（平成 26 年 3 月末現在、単位：人）

区　分	総　数	1級	2級	3級
総　数	79,646	5,700	41,658	32,288
構成比	100.0%	7.2%	52.3%	40.5%

（福祉保健局「福祉・衛生　統計年報」）

精神障害者保健福祉手帳所持者数推移（等級別）

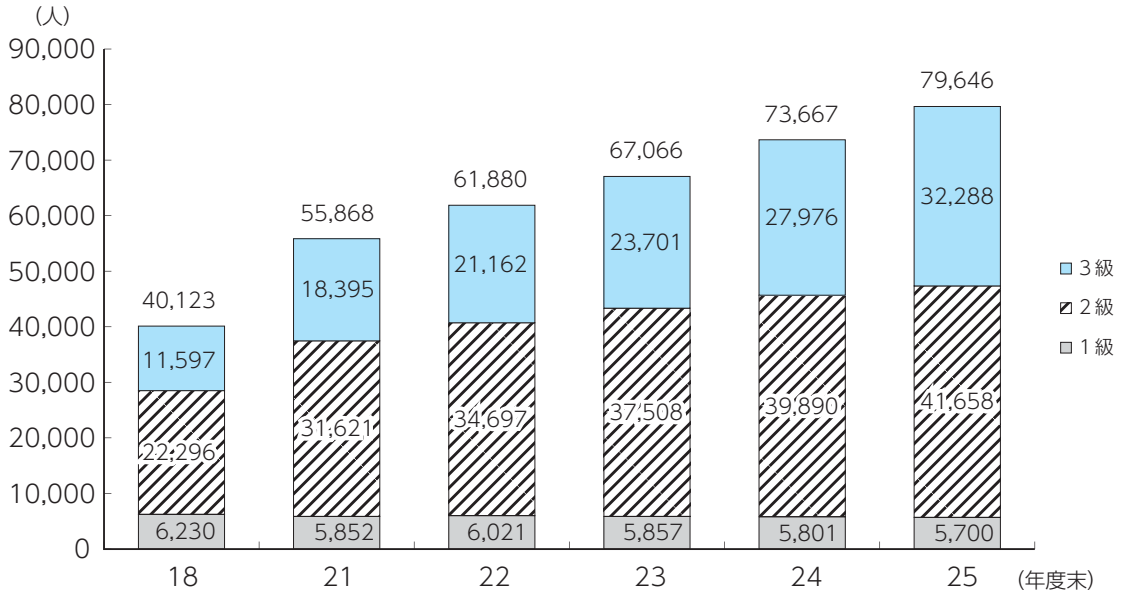

（福祉保健局「福祉・衛生 統計年報」）

(2) 自立支援医療（精神通院医療）認定者数

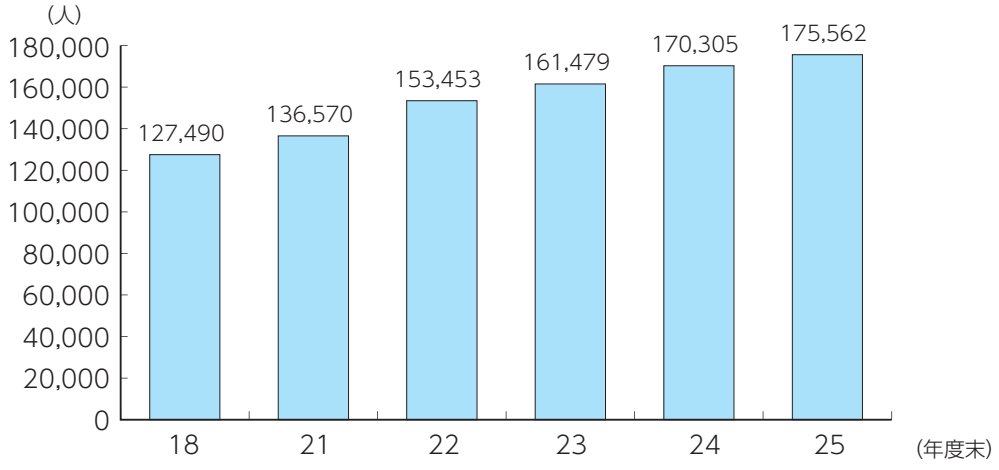

（中部総合精神保健福祉センター調べ）

4　難病医療費助成等認定患者数

（平成 26 年 3 月末現在　単位：人）

区　分	総　数	重 症 者	重 症 率
患者数等	84,112	4,383	5.2%

※特殊医療を除く 79 疾病（障害者総合支援法対象外の 9 疾病を含む。）の患者数

（福祉保健局「福祉行政・衛生行政統計　月報」）

（難病医療費助成等の対象疾病について）

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成 27 年 1 月から公平かつ安定的な医療費助成制度が開始されました。国が難病医療費助成の対象として指定する疾病（指定難病）は 110 疾病に拡大され、平成 27 年 1 月 1 日現在、国の指定難病 110 疾病、都単独助成対象 16 疾病（都単独助成対象には障害者総合支援法対象外の疾病を含む。）が医療費助成対象となっています。また、国の指定難病は平成 27 年夏頃までに更に拡大される予定です。

（障害者総合支援法の対象疾病について）

障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に難病等（130 疾病。医療費助成対象外の疾病を含む。）が追加され、障害者手帳を取得していなくても障害福祉サービス等の利用が可能となりました。

また、指定難病の検討等を踏まえ、障害者総合支援法の対象疾病についても検討が行われ、平成 27 年 1 月からは、151 疾病に拡大されました。

今後の指定難病の検討等を踏まえ、平成 27 年夏から秋頃を目途に更に見直しが予定されています。

【資料２】　平成 25 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」結果概要

東京都では、おおむね５年おきに、障害者の生活実態に関する調査を実施しています。

ここでは、平成 25 年度に実施した調査による障害者の状況やニーズ等についての結果の概要を掲載します。

〔調査の概要〕

1　調査名

平成 25 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

2　調査の目的

東京都内に居住する身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者の生活実態を把握することにより、東京都における障害者施策の充実のための基礎資料を得ることを目的とする。

（前回調査は、平成 20 年度に実施）

3　調査基準日

平成 25 年 10 月 16 日

4　調査対象者

18 歳以上の身体障害者 4,000 人、知的障害者 1,200 人、精神障害者 800 人及び難病患者 1,200 人（計　7,200 人）

5　回答状況

身体障害者 2,659 人（回収率 66.5％）、知的障害者 810 人（回収率 67.5％）、精神障害者 537 人（回収率 67.1％）、難病患者 1,034 人（回収率 86.2％）

6　主な調査事項

・障害、難病の状況
・健康・医療
・日常生活の状況
・就労の状況
・経済基盤
・社会参加等
・情報の入手やコミュニケーションの手段
・障害者総合支援法による障害福祉サービス等
・災害関係　　等

〔調査結果の概要〕

1　回答者の状況

⑴ 年齢の状況

回答者の年齢階級をみると、身体障害者では「70 ～ 79 歳」の割合が 30.2%、知的障害者では「20 ～ 29 歳」が 30.4%、精神障害者では「40 ～ 49 歳」が 28.1%、難病患者では「70 ～ 79 歳」が 27.9%とそれぞれ最も高くなっている。60 歳以上の割合について、身体障害者では 74.4%、難病患者では 65.4%となっている。

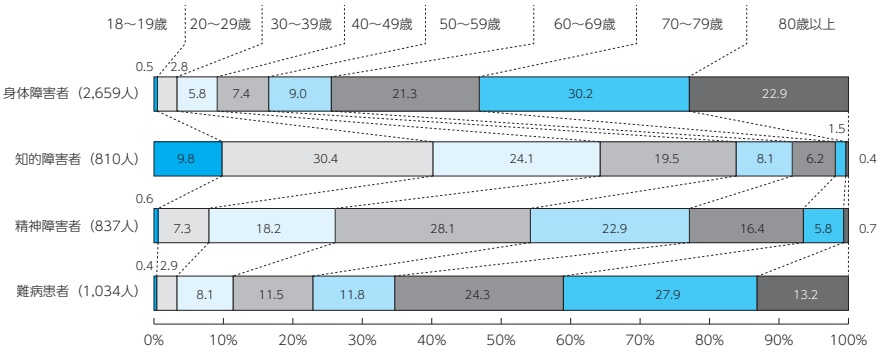

⑵ 重複障害の状況（複数回答）

身体障害者のうち、愛の手帳（知的障害）を持っている人の割合は 5.6%、精神障害者保健福祉手帳を持っている人の割合は 1.1%である。また、知的障害者のうち身体障害者手帳を持っている人の割合は 20.5%、精神障害者保健福祉手帳をもっている人の割合は 6.2%であり、精神障害者のうち身体障害者手帳を持っている人の割合は 12.7%、愛の手帳（知的障害）を持っている人の割合は 3.2%となっている。

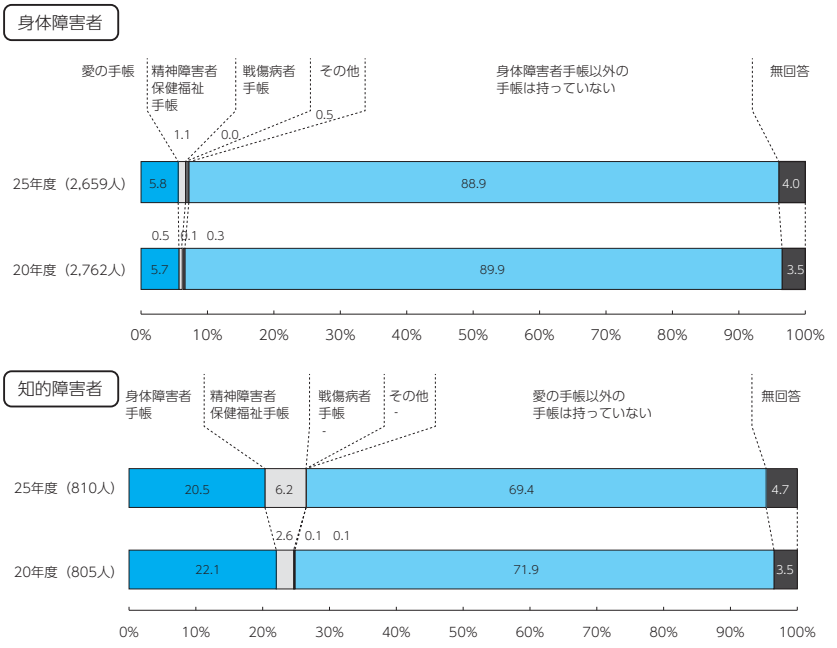

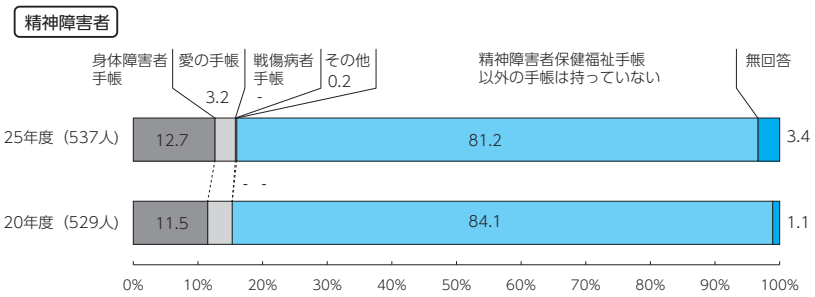

⑶ 難病患者の手帳取得状況（複数回答）

難病患者のうち身体障害者手帳を持っている人の割合は 26.7%、愛の手帳（知的障害）を持っている人の割合は 0.5%、精神障害者保健福祉手帳を持っている人の割合は 0.9%となっている。

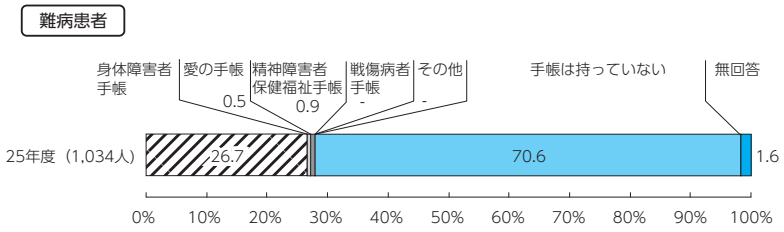

（注）複数回答のため、内訳の合計は100%にはならない。

2　住まいの状況

⑴ 住居の種類（在宅者対象）

在宅で生活している人に住居の種類を聞いたところ、「持家」の割合は、身体障害者では 63.7%、知的障害者では 60.0%、精神障害者では 38.1%、難病患者では 70.2%となっている。知的障害者の「グループホーム・ケアホーム」の割合は 9.7%で、20 年度調査に比べて 2.1 ポイント上昇している。

（注）親名義又は子名義の家に住んでいる場合も「持家」としているため、障害者本人の持家とは限らない。

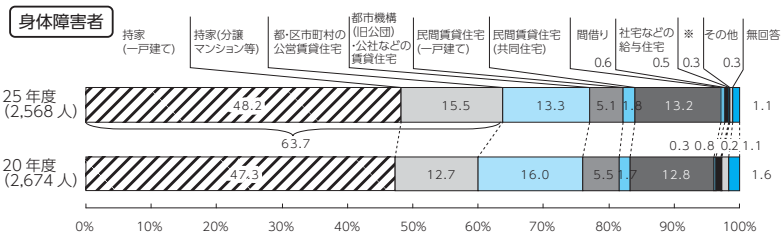

（注）※は、福祉ホーム、グループホーム、ケアホーム、重度身体障害者グループホーム

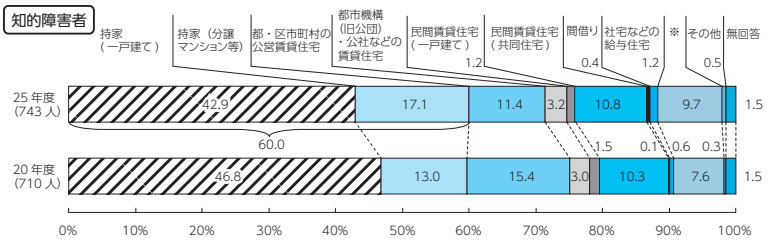

（注）※はグループホーム、ケアホーム

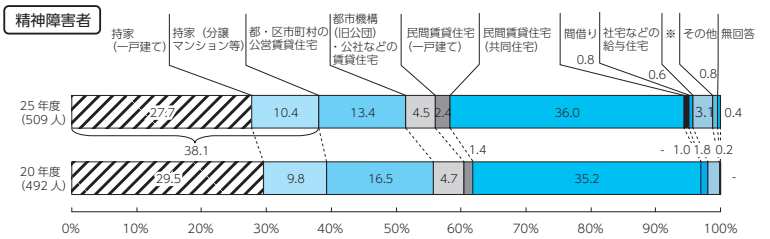

（注）※は福祉ホーム、グループホーム、ケアホーム

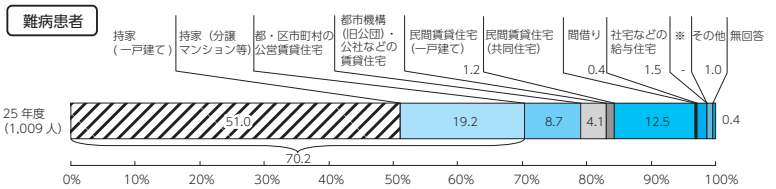

（注）※は、福祉ホーム、グループホーム、ケアホーム、重度身体障害者グループホーム

⑵ 一緒に生活している人（複数回答）

在宅で生活している人に、現在一緒に生活している人を聞いたところ、身体障害者、難病患者は「配偶者」の割合が最も高く 51.5%、67.0%となっている。知的障害者は「親」の割合が最も高く 78.5%、精神障害者は「一人で暮らしている」の割合が 37.7%と最も高くなっている。

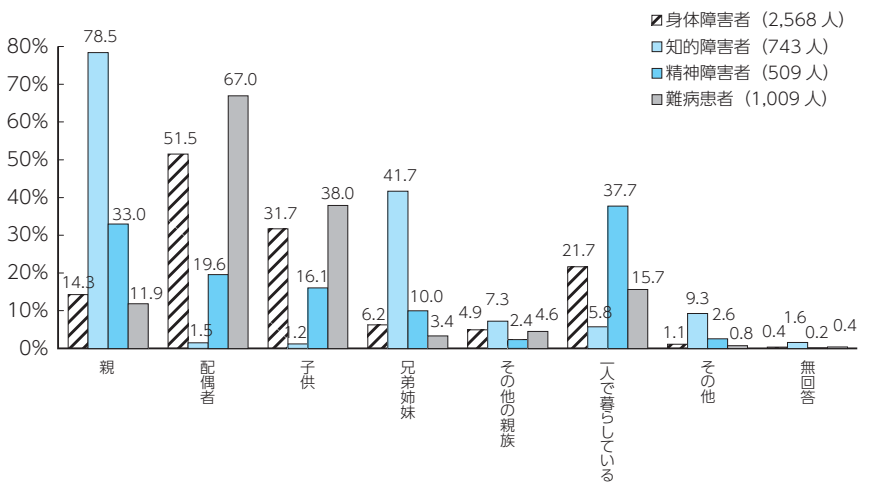

3　日常生活の状況

日常生活動作について、自分ひとりでできるかどうか聞いたところ、身体障害者で「ひとりで全部できる」の割合が低かったのは、家事（調理、洗濯、掃除）をする（52.0%）、日常の買い物（53.4%）であった。知的障害者では、家事（調理、洗濯、掃除）を「ひとりで全部できる」人が 27.3%、薬の管理を「ひとりで全部できる」人が 33.1%、日常の買い物を「ひとりで全部できる」人が 37.7%となっている。精神障害者は、銀行や郵便局等の利用（17.5%）、お金の管理（16.9%）で「全部手助けが必要」の割合が高く、難病患者は、日常の買い物（21.3%）で「全部手助けが必要」の割合が高くなっている。

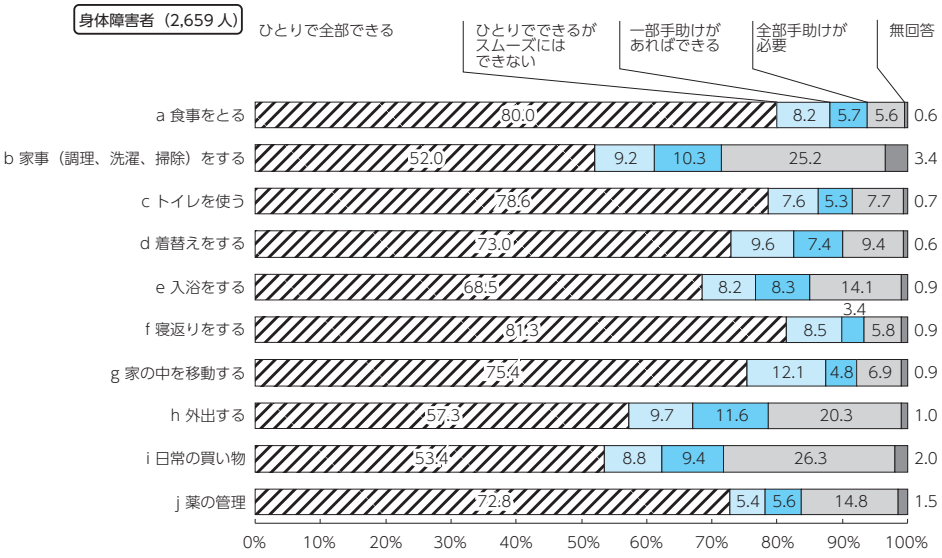

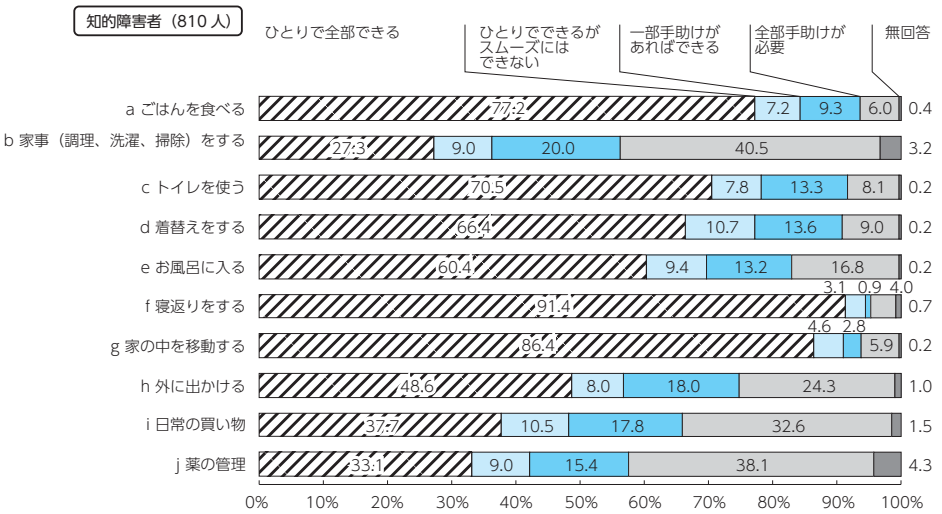

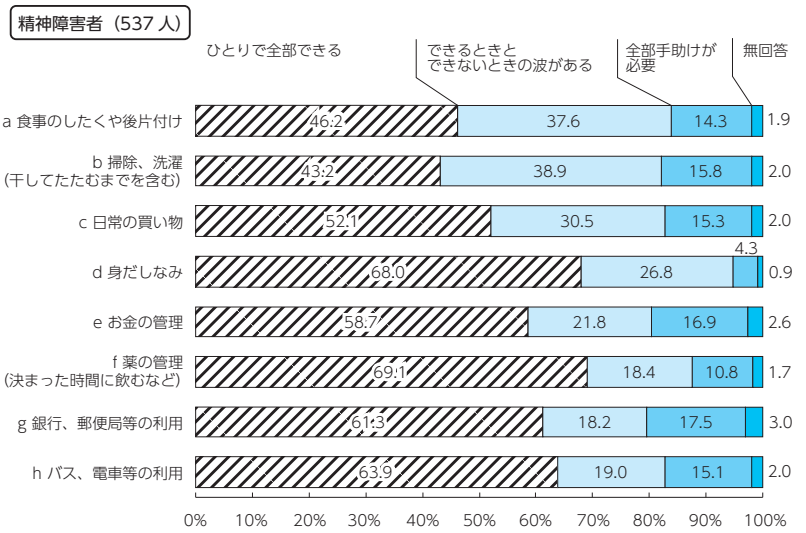

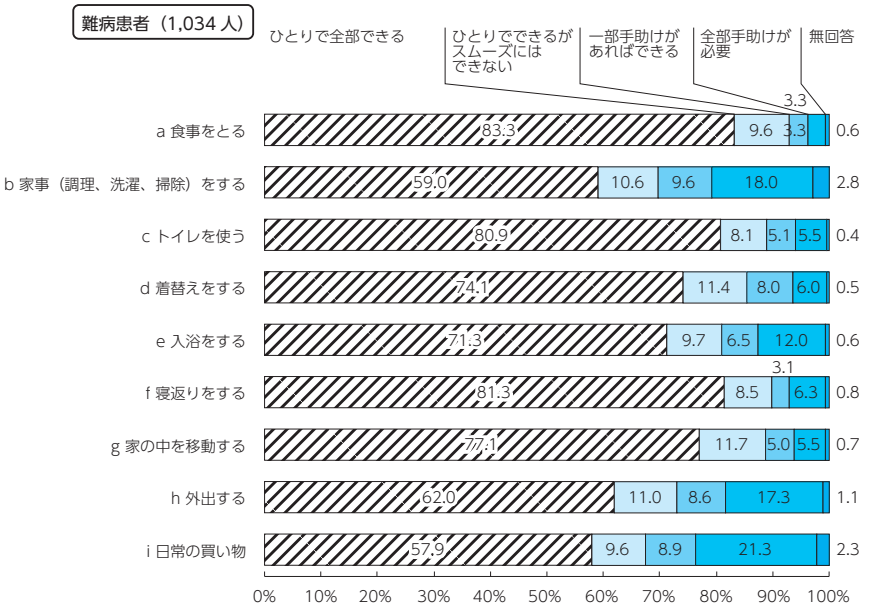

4　就労の状況

⑴ 収入を伴う仕事の有無

平成 25 年 10 月 16 日現在、収入を伴う仕事をしているかどうか聞いたところ、「仕事をしている」と答えた人の割合は、身体障害者が 22.1％、知的障害者が 28.1％、精神障害者が 22.3％、難病患者が 31.7％となっている。また、「福祉的就労をしている」と答えた人の割合は、身体障害者が 2.4％、知的障害者が 34.1％、精神障害者が 8.8％、難病患者が 0.3％で、知的障害者の割合が高くなっている。

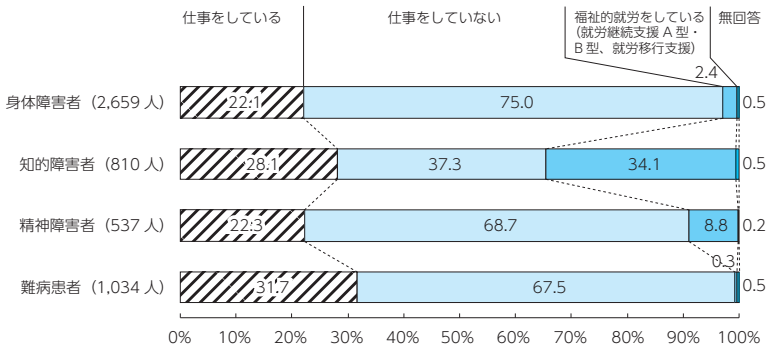

⑵ 仕事の種類（複数回答）

仕事をしている人の仕事の種類をみると、身体障害者では「正規の職員･従業員」の割合が 32.7%と最も高く、知的障害者と精神障害者では、「非正規の職員・従業員」の割合が最も高くなっている（知的障害者 71.9%、精神障害者 72.5%）。また、難病患者では「正規の職員・従業員」の割合が 36.6%と最も高く、次いで「非正規の職員・従業員」の割合が 35.1%となっている。

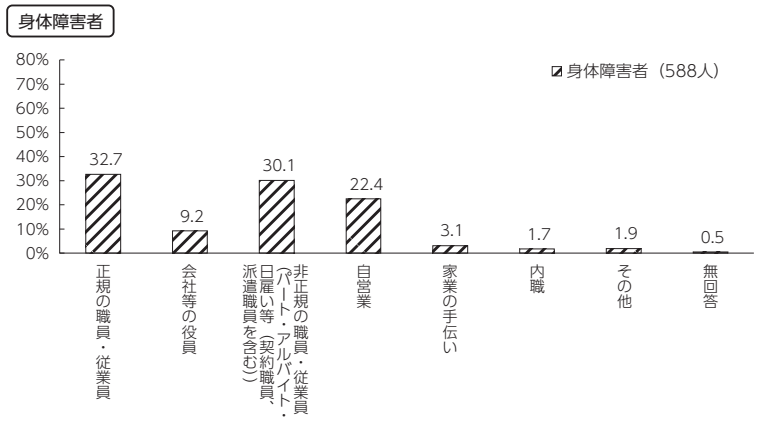

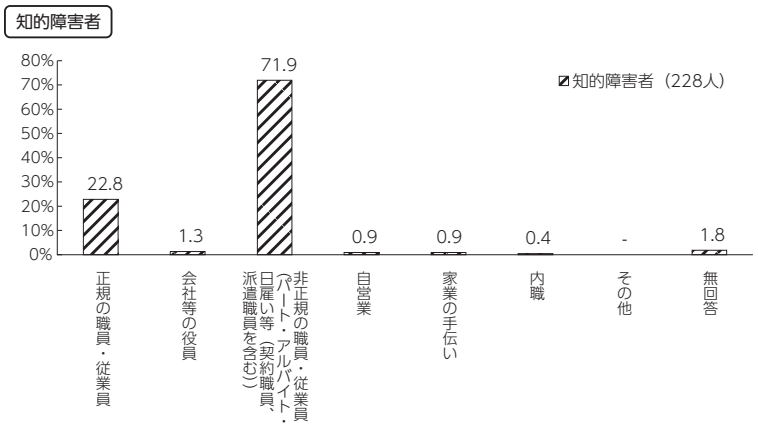

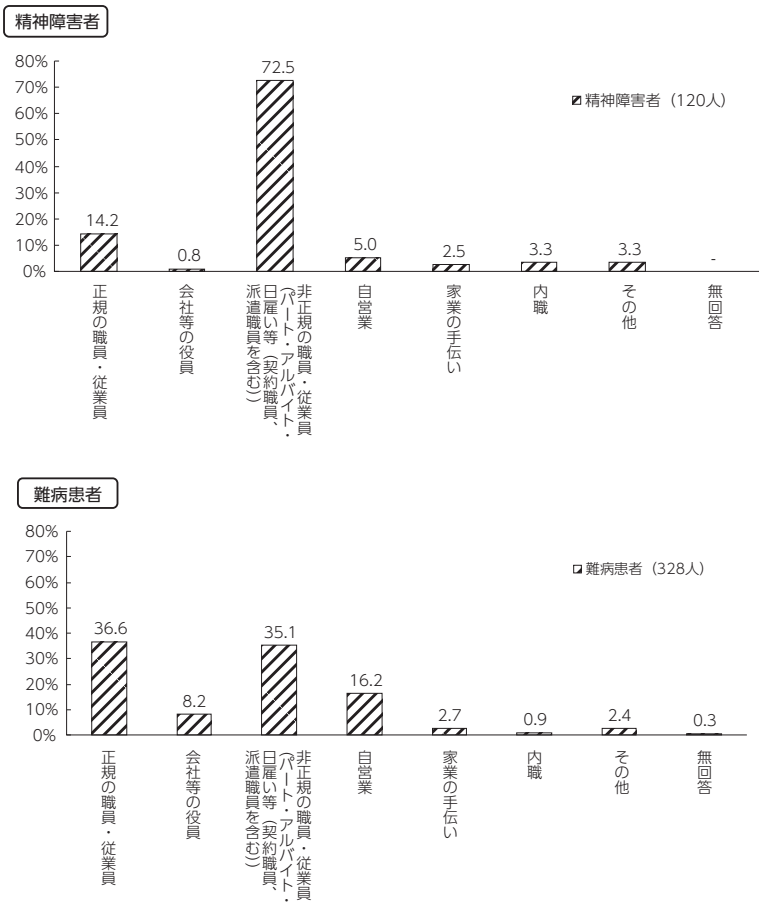

⑶ 福祉的就労経験の有無

現在仕事をしている人で、仕事の種類が「正規の職員・従業員」「会社等の役員」「非正規の職員・従業員（パート・アルバイト・日雇等（契約職員、派遣職員含む））」の人に、これまでに福祉的就労をしたことがあるか聞いたところ、したことが「ある」と答えた割合は、身体障害者では 5.9%、知的障害者では 15.5%、精神障害者では 24.0%、難病患者では 1.1%となっている。

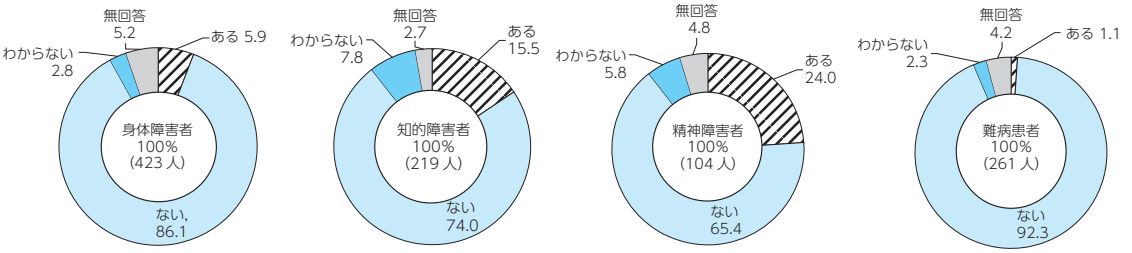

⑷ 1 週間の就労日数

仕事をしている人に 1 週間の就労日数を聞いたところ、3 障害及び難病いずれも「5 日以上」の割合が最も高く、身体障害者 66.7%、知的障害者 88.2%、精神障害者 49.2%、難病患者 65.5%となっている。

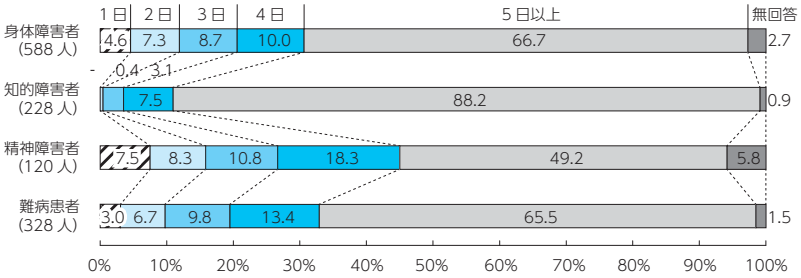

⑸ 1 週間の労働時間

仕事をしている人に 1 週間の労働時間を聞いたところ、「40 時間以上」の割合が、身体障害者（33.3%）、精神障害者（22.5%）、及び難病患者（37.8%）で最も高く、知的障害者は「30 ～ 40 時間未満」が 42.5%と最も高くなっている。

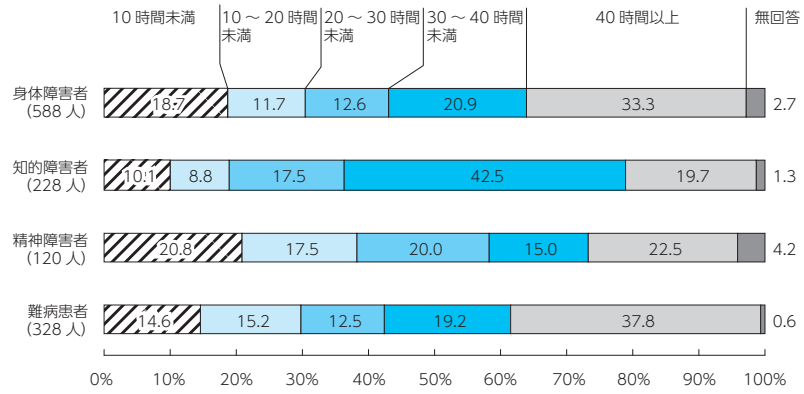

⑹ 現在仕事をしていない理由又は福祉的就労をしている理由（複数回答）

仕事をしていない人と、福祉的就労をしている人に、現在仕事をしていない理由又は福祉的就労をしている理由を聞いたところ、「健康・体力上の理由（病気等を含む）」の割合が身体障害者 57.1%、知的障害者 40.5%、精神障害者 78.1%、難病患者 65.5%とそれぞれ最も高かった。次いで、身体障害者、及び難病患者では「高齢のため（定年を含む）」の割合が高く（身体障害者 51.3%、難病患者 48.8%）、知的障害者は「受け入れてくれる職場が見つからないため」が 29.9%、精神障害者は「人間関係が難しいため」が 23.6%と続いている。

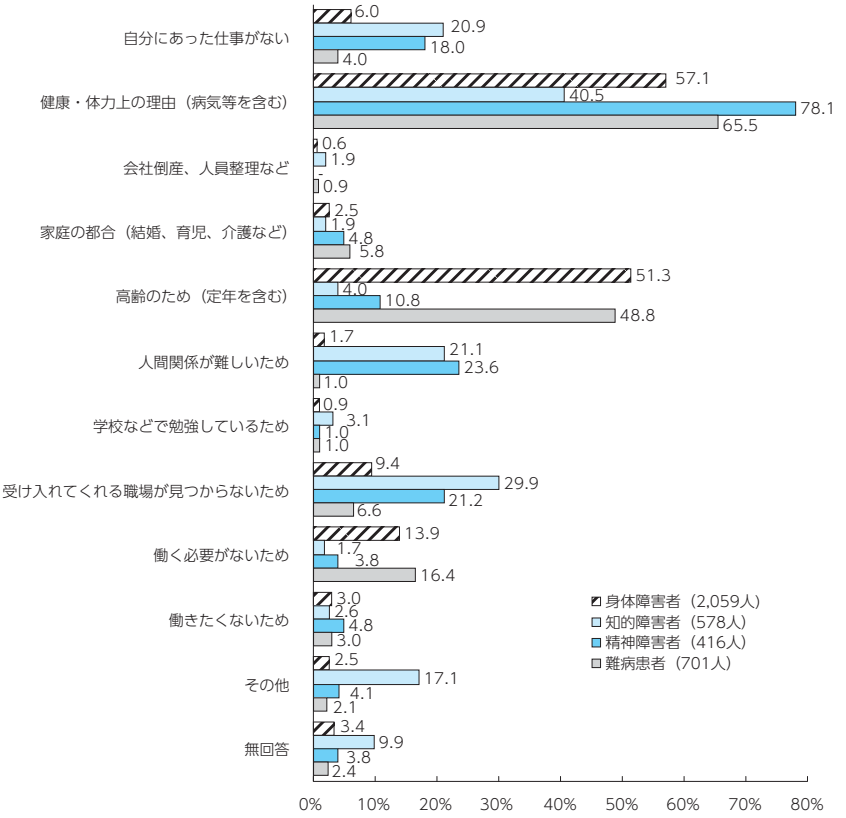

5　地域生活と社会参加等

⑴ 趣味や社会活動への参加（複数回答）

過去 1 年間に行った趣味や学習、スポーツ、社会活動などの活動を聞いたところ、3 障害及び難病いずれも「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞、見物」の割合が最も高かった（身体障害者 27.8%、知的障害者 36.9%、精神障害者 38.0%、難病患者 37.8%）。一方で、「活動したいと思うができない」の割合は、身体障害者 26.2%、知的障害者 13.8%、精神障害者 26.3%、難病患者 28.7%となっている。

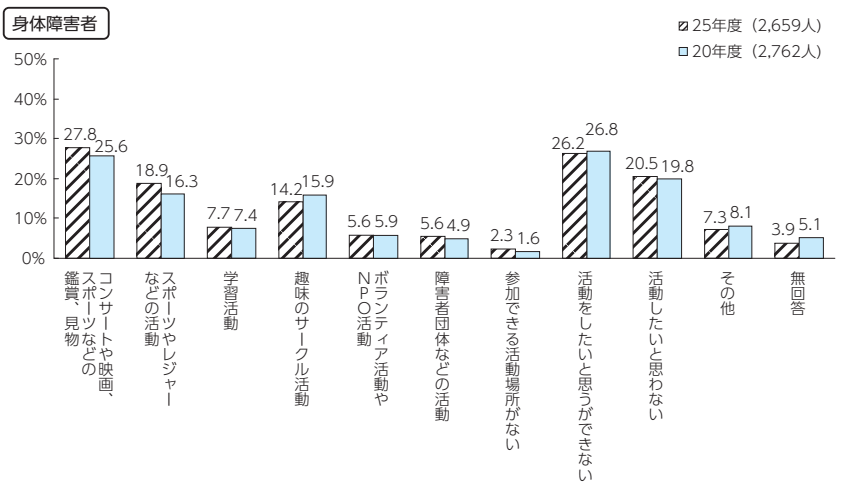

知的障害者

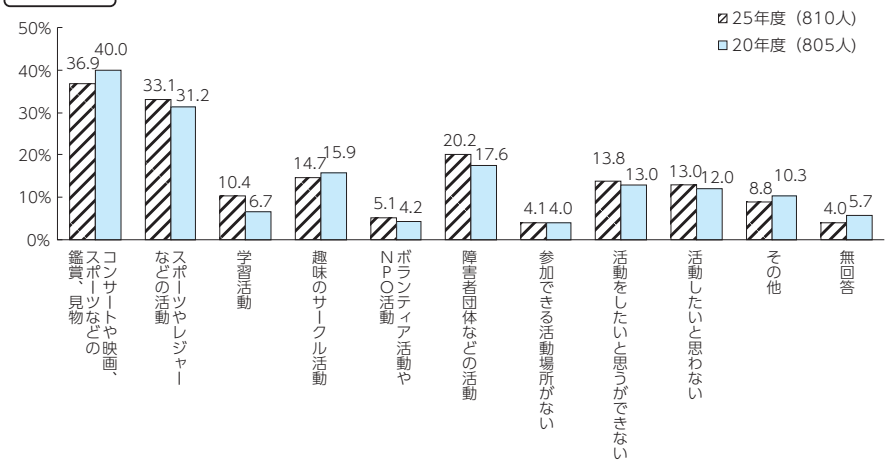

精神障害者

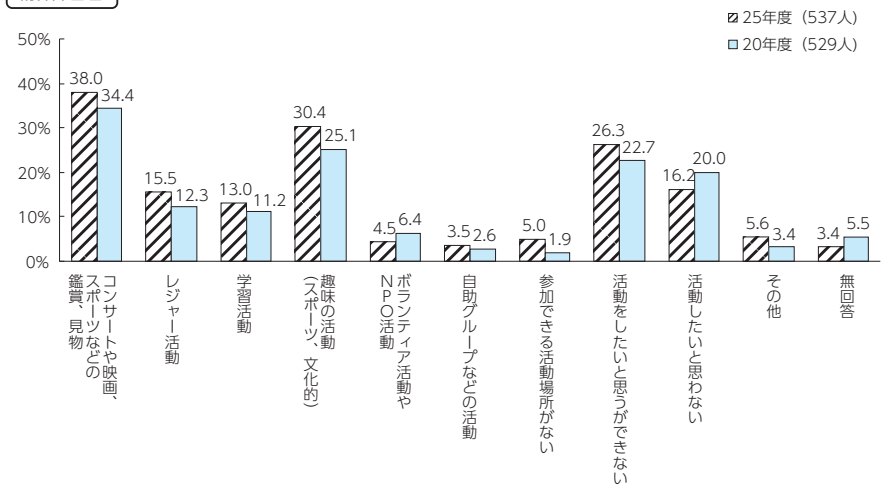

難病患者

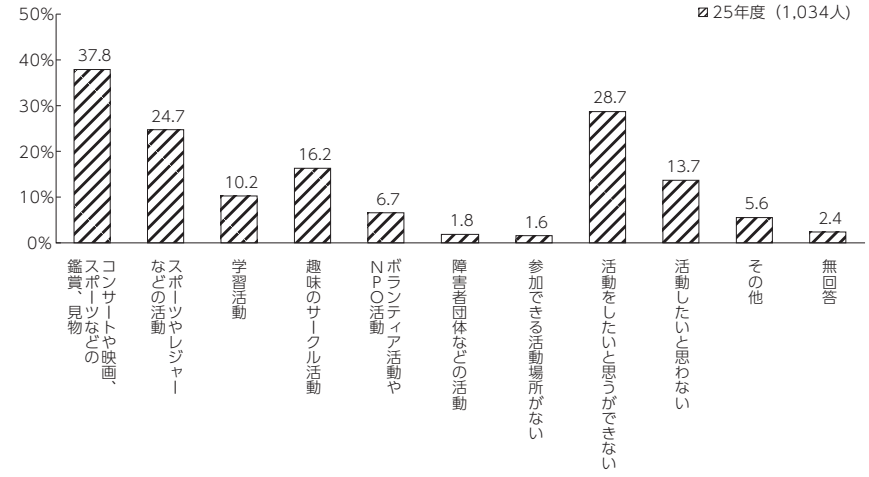

⑵ 社会参加をする上で妨げになっていること（複数回答）

社会参加をする上で妨げになっていることを聞いたところ、身体障害者では、「電車やバスなどを使っての移動が不便」の割合が最も高く 19.0%、次いで「道路や駅などの利用が不便」の 17.4%となっている。知的障害者は、「まわりの人の障害者に対する理解不足」が最も高く 17.2%、次いで「一緒に行く仲間がいない」の 16.9%となっている。精神障害者は、31.8%の人が「経済的な理由」を挙げており、「まわりの人の障害者に対する理解不足」の割合も 21.4%と高くなっている。難病患者については、「病状に変化があること」と回答した割合が 31.1%で、次いで「経済的な理由」が 10.8%となっている。一方で、「特にない」と答えた人の割合も、身体障害者 46.6%、知的障害者 38.5%、精神障害者 27.6%、難病患者 44.1%といずれも高くなっている。

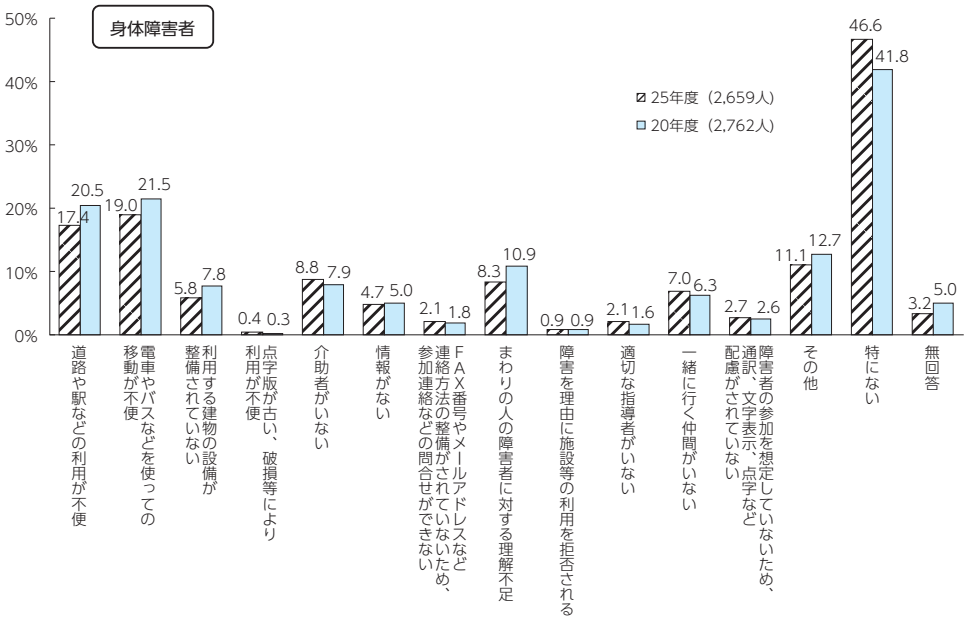

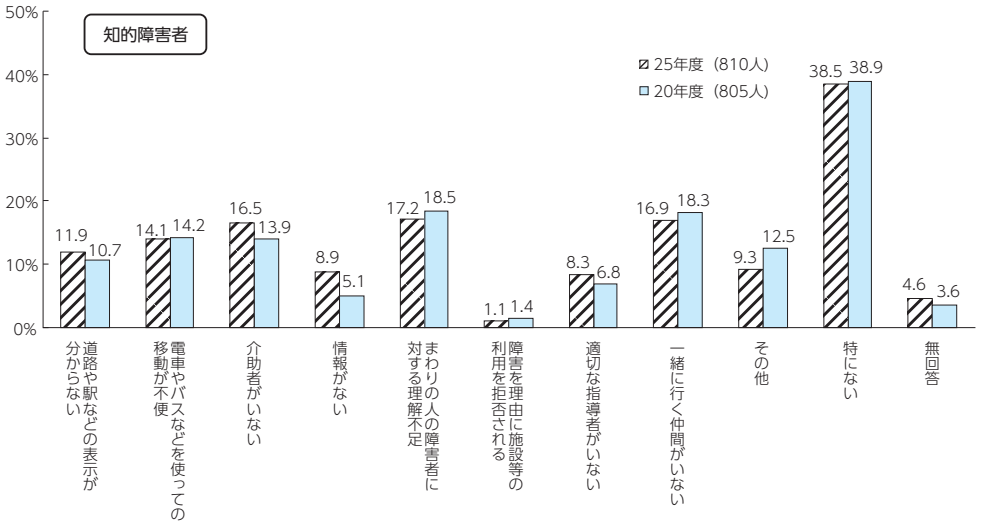

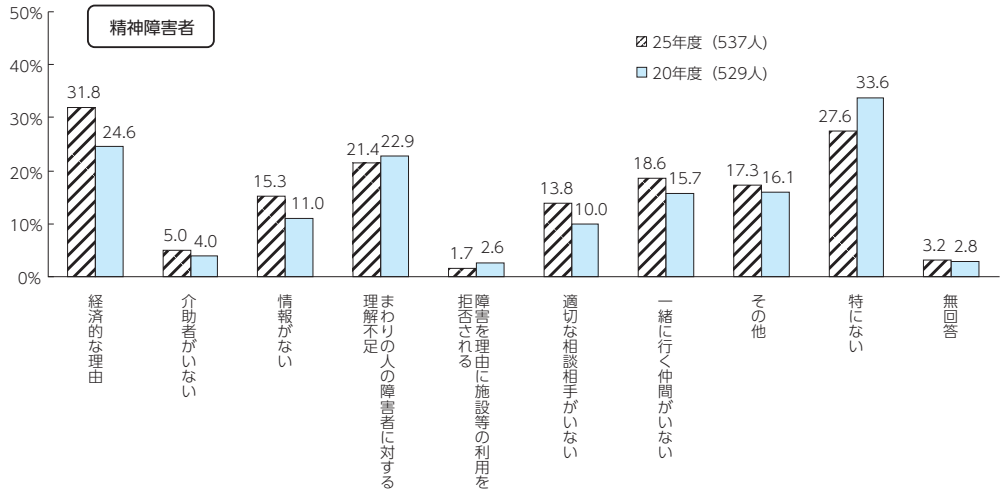
精神障害者
25年度（537人）
20年度（529人）
50%
40%
30%
20%
10%
0%
31.8
24.6
5.0
4.0
15.3
11.0
21.4
22.9
1.7
2.6
13.8
10.0
18.6
15.7
17.3
16.1
27.6
33.6
3.2
2.8
経済的な理由
介助者がいない
情報がない
まわりの人の障害者に対する理解不足
障害を理由に施設等の利用を拒否される
適切な相談相手がいない
一緒に行く仲間がいない
その他
特にない
無回答

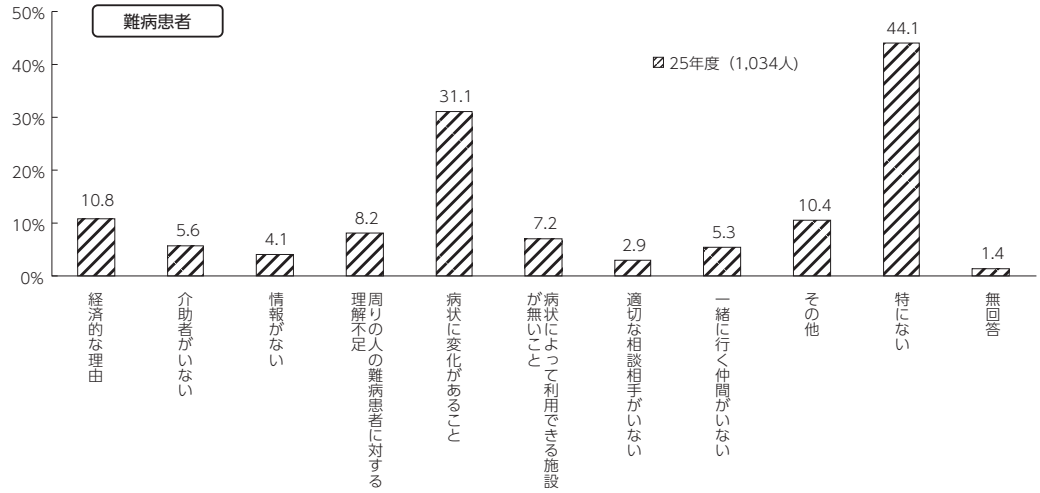
難病患者
25年度（1,034人）
50%
40%
30%
20%
10%
0%
10.8
5.6
4.1
8.2
31.1
7.2
2.9
5.3
10.4
44.1
1.4
経済的な理由
介助者がいない
情報がない
周りの人の難病患者に対する理解不足
病状に変化があること
病状によって利用できる施設が無いこと
適切な相談相手がいない
一緒に行く仲間がいない
その他
特にない
無回答

⑶ 障害又は難病のためにあきらめたり妥協したこと（複数回答）

障害又は難病のためにあきらめたり妥協したことを聞いたところ、最も割合が高かったのは、身体障害者と難病患者では「旅行や遠距離の外出」（身体障害者39.9%、難病患者 48.0%）、知的障害者と精神障害者では「就職」（知的障害者28.9%、精神障害者 39.7%）となっている。

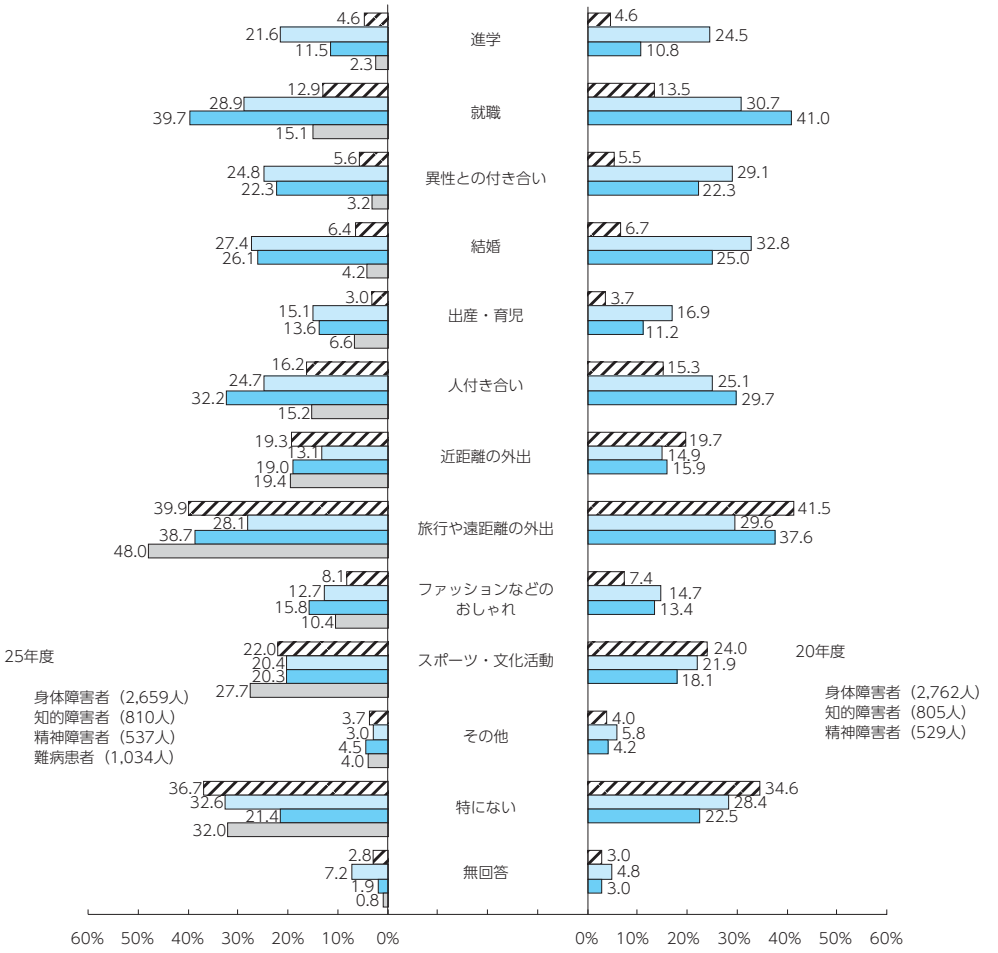

⑷ 地域生活をする上で必要な福祉サービス等［身体障害者、知的障害者、難病患者］（複数回答）

地域生活をする上で必要な福祉サービス等を聞いたところ（身体障害者、知的障害者、難病患者）、身体障害者では、「医療の充実」が最も高く 29.0%、次いで「駅や道路における段差などのバリアフリー」の 23.0%となっている。知的障害者では、「所得保障」の割合が最も高く 28.0%、次いで「障害者が暮らしやすい住宅の整備」の 23.1％となっている。難病患者は、「医療の充実」の割合が最も高く 40.7%、次いで「駅や道路における段差などのバリアフリー」の 23.5%となっている。

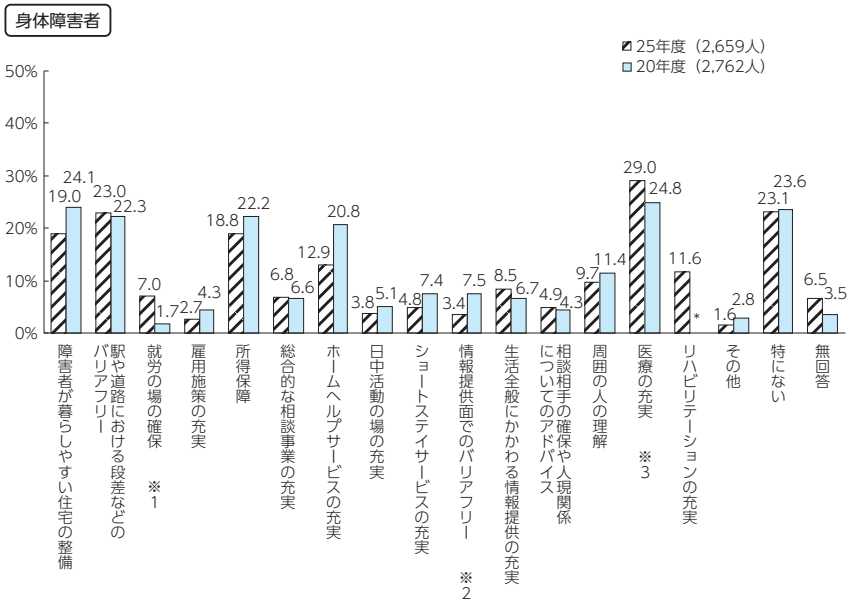

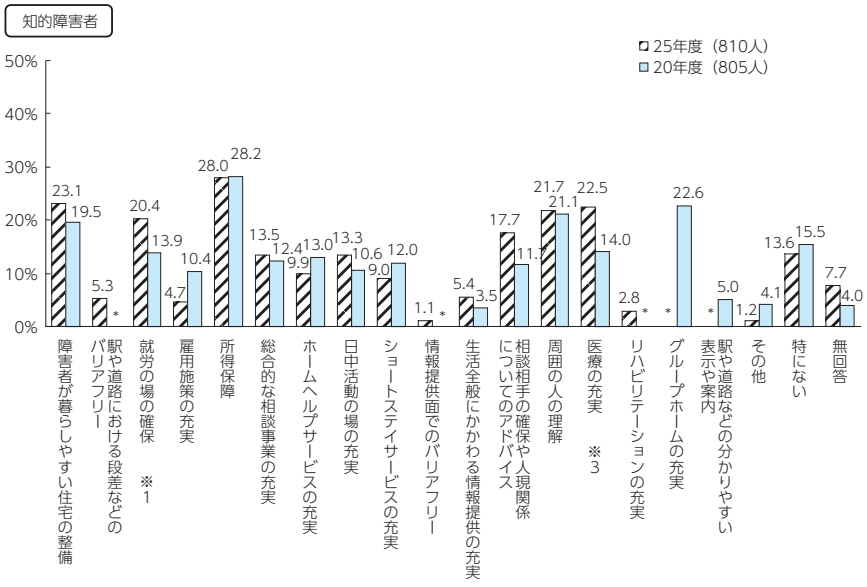

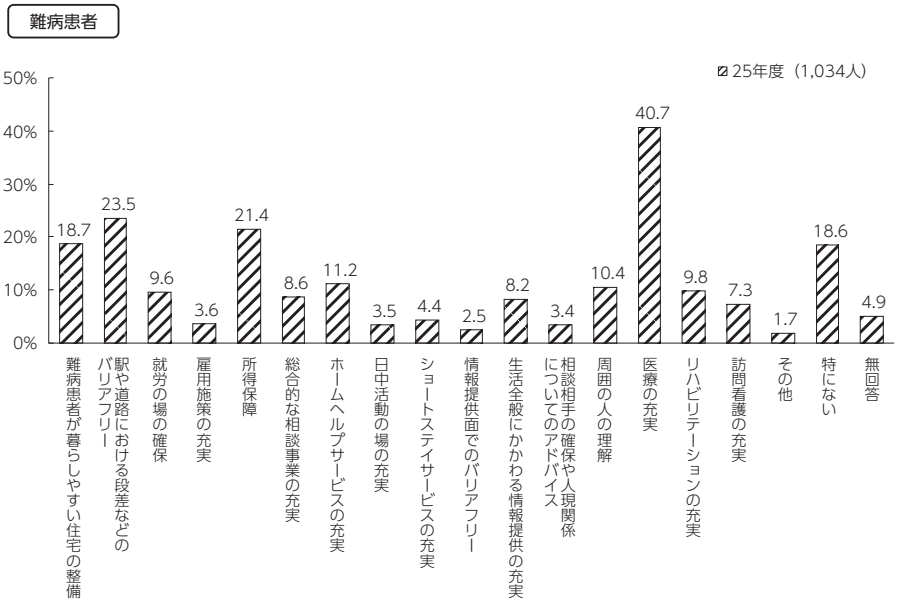

（注 1）　※1 は、20 年度調査では「授産施設などの就労の場の確保」としていた。
（注 2）　※2 は、20 年度調査では「生活全般における視覚・聴覚障害情報提供面でのバリアフリー」としていた。
（注 3）　※3 は、20 年度調査では「医療やリハビリテーションの充実」としていた。
（注 4）　* は、20 年度調査時に選択肢がなかったもの、又は今回調査で選択肢を設けなかったものである。

⑸ 今後利用したい福祉サービス等 [精神障害者](複数回答)

今後利用したい福祉サービス等を聞いたところ（精神障害者）、最も割合が高かったのは「相談サービス（地域活動支援センターなど）」の 22.0%、次いで「就労支援サービス（障害者就業・生活支援センターなど）」の 20.5%であるが、「特にない」の割合も 33.9%と高くなっている。

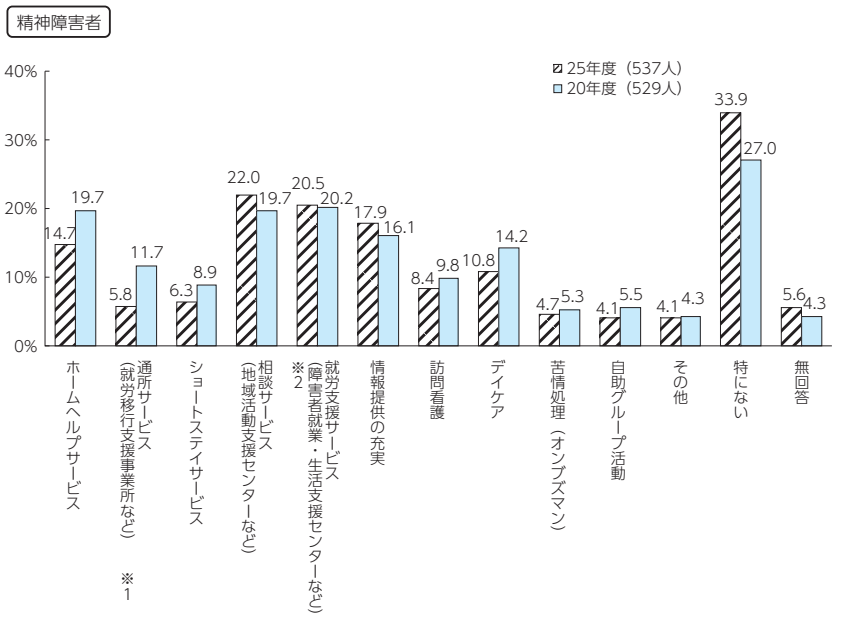

⑹ 将来どこで暮らしたいか

将来どこで暮らしたいか聞いたところ、3 障害及び難病いずれも「家族が住んでいる家」の割合が最も高かった（身体障害者 61.4%、知的障害者 41.7%、精神障害者 44.3%、難病患者 68.7%）。次いで、知的障害者は「グループホーム又はケアホーム」が 15.9%、精神障害者は、「家族から独立した生活」が 19.0%となっている。

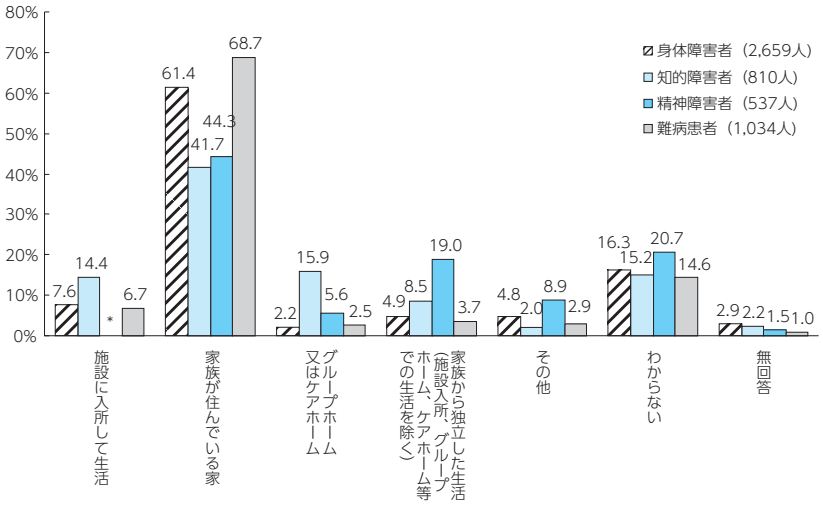

(注)＊は選択肢を設けなかったもの

6　障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用状況（複数回答）

精神障害者及び在宅で生活している身体障害者、知的障害者、難病患者に、過去 1 年間の障害者総合支援法（平成 25 年 3 月までは障害者自立支援法。以下同じ。）による障害福祉サービスの利用状況について聞いたところ、利用した人の割合は、知的障害者は 60.0%、精神障害者は 27.9%となっている。一方、身体障害者は 17.0%、難病患者は 6.0%となっている。

利用したサービスで最も割合が高かったのは、身体障害者では「居宅介護（ホームヘルプ等）」で 36.6%、知的障害者と精神障害者は「自立訓練、就労移行支援または就労継続支援、生活介護」で、それぞれ 73.8%、52.0%、難病患者では「補装具費支給」が 41.0%となっている。

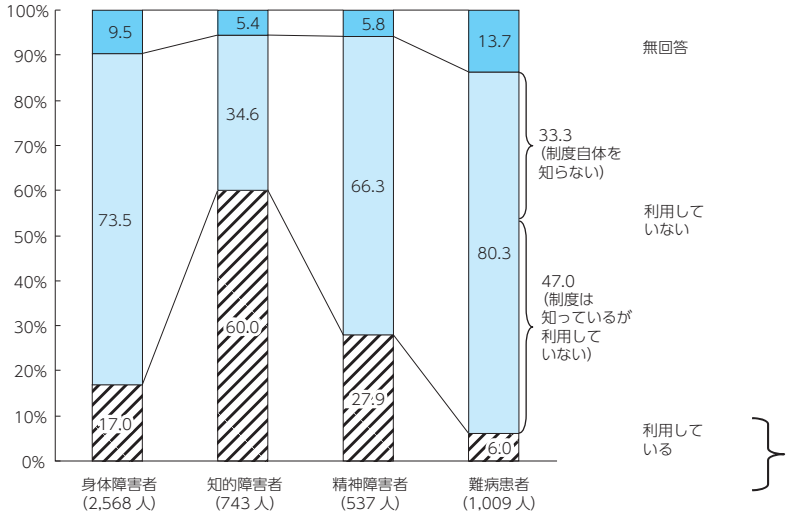

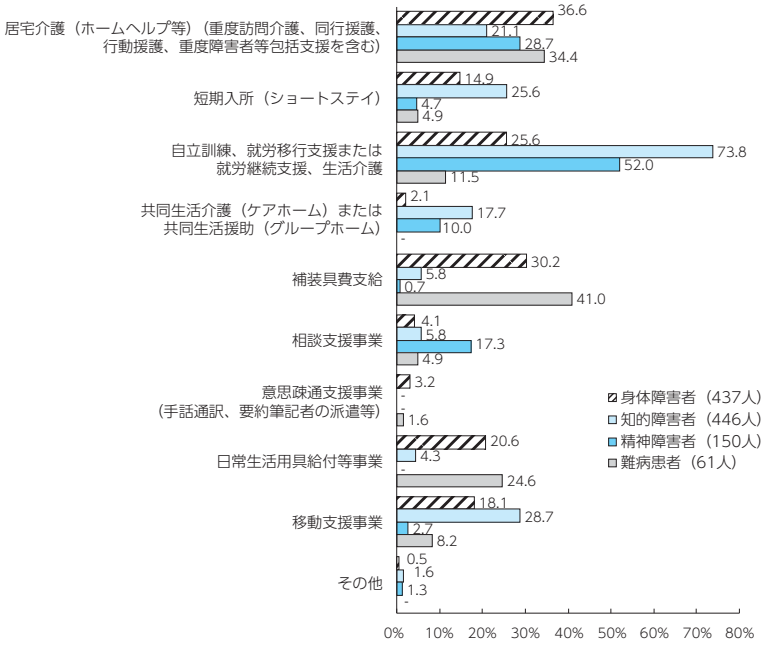

7　災害関係

⑴ 震災時に不安を感じること（複数回答）

震災時に不安を感じることを聞いたところ、身体障害者と知的障害者は「適切に行動（避難や広域避難場所への移動等）できるか」と答えた割合が最も高く（身体障害者 47.6%、知的障害者 52.5%）、精神障害者と難病患者は「避難所等に、必要な設備、食料、医薬品等があるか」と答えた割合が最も高かった（精神障害者 52.1%、難病患者 59.9%）。

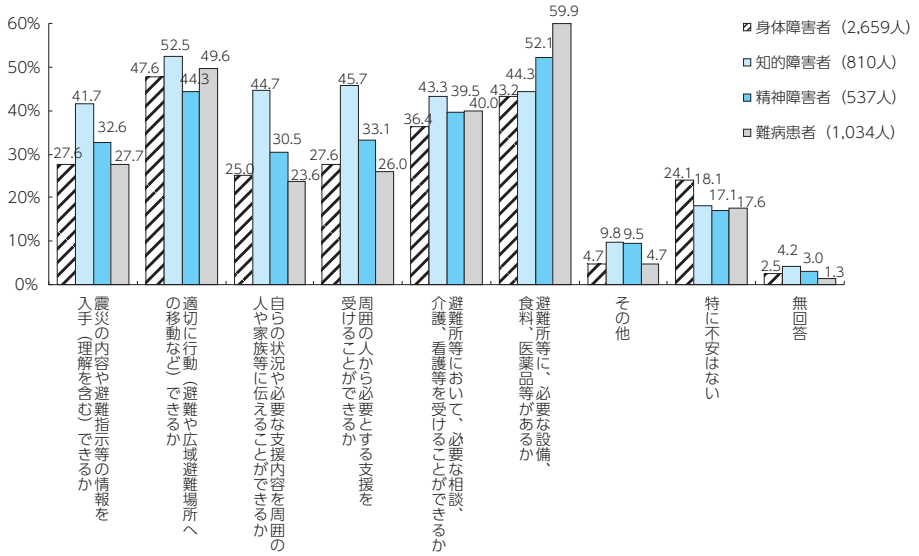

⑵ 震災に備えて、難病や障害特性に応じた特別な対策をとっているか（複数回答）

震災に備えて、難病や障害特性に応じた特別な対策をとっているかを聞いたところ、身体障害者、知的障害者、精神障害者は「震災時や緊急時に連絡できるよう、家族や知人等の連絡先を把握している」と答えた割合が最も高かった（身体障害者 35.4%、知的障害者 33.7%、精神障害者 28.9%）。難病患者は「震災時の非常持出用品、備蓄品の中に、難病や障害特性に応じて必要な医薬品、食料等を用意している」と答えた割合が 40.2%で最も高かった。また、「特に対策をとっていない」と回答した人は 3 障害及び難病ともに 3 割を超えている（身体障害者 34.4%、知的障害者 31.7%、精神障害者 41.2%、難病患者 31.5%）。

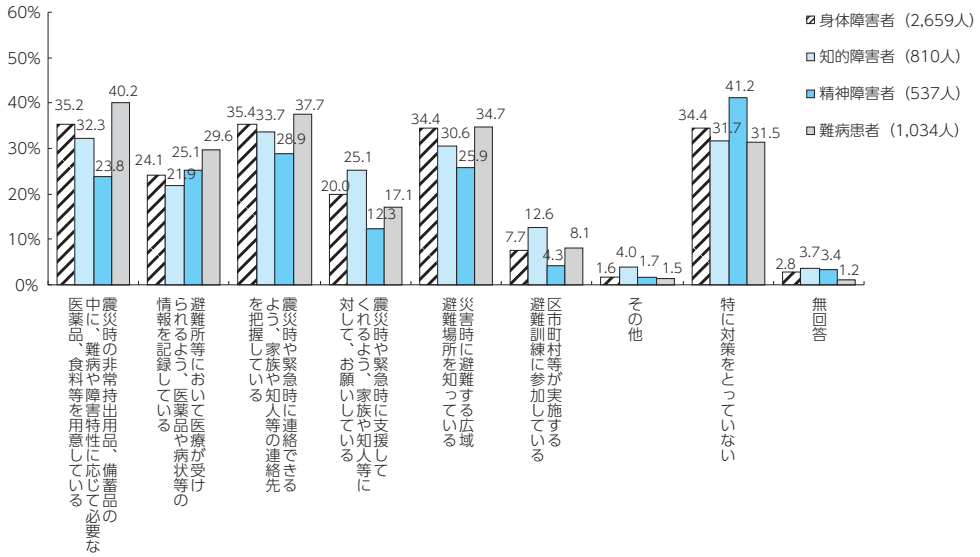

【資料３】　東京都障害者施策推進協議会 審議経過

開催日・会議名	審　議　内　容
平成 26 年 2 月 5 日 第 1 回総会	・東京都障害者計画・第３期東京都障害福祉計画の実施状況について ・東京都障害者計画・第４期東京都障害福祉計画の策定にかかるスケジュール（案）について
平成 26 年 7 月 7 日 第 2 回総会	・審議事項・審議日程 ・専門部会の設置 ・東京都障害者計画・第３期東京都障害福祉計画の実施状況について ・第４期東京都障害福祉計画の策定に向けた検討について
平成 26 年 7 月 22 日 第 1 回専門部会	・地域におけるサービス等提供体制について
平成 26 年 8 月 26 日 第 2 回専門部会	・地域生活移行の取組状況について ・障害児支援について ・障害者の就労支援策の取組状況について
平成 26 年 9 月 12 日 第 3 回専門部会	・障害者の就労支援策の取組状況について
平成 26 年 11 月 6 日 第 4 回専門部会	・第４期障害者福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方（案）について
平成 26 年 12 月 16 日 第 5 回専門部会	・提言素案について ・障害福祉以外の分野について
平成 27 年 1 月 26 日 第 6 回専門部会	・提言案について
平成 27 年 2 月 5 日 第 3 回総会	・提言案について

【資料４】　東京都障害者施策推進協議会 委員・専門委員名簿

東京都障害者施策推進協議会　委員名簿

（委嘱期間：平成 26 年 2 月 5 日～平成 28 年 2 月 4 日）

	氏　名	役　職
	石川　雅己	千代田区長
	伊藤　善尚	東京都精神保健福祉民間団体協議会運営委員長
◎副部会長	小川　浩	大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科学科長
◎副部会長	小澤　温	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
◎	越智　大輔	（公社）東京聴覚障害者総合支援機構東京都聴覚障害者連盟事務局長
◎	加藤　守康	公募委員
	倉田　清子	東京都立東大和療育センター院長
	坂本　義次	檜原村長
◎	笹川　吉彦	（公社）東京都盲人福祉協会会長
副会長	髙橋　儀平	東洋大学ライフデザイン学部教授
	高橋　都彦	狛江市長
会長	髙橋　紘士	国際医療福祉大学大学院医療福祉学分野教授
	寺町　東子	弁護士
◎	根本　将吾	公募委員
	平川　博之	（公社）東京都医師会理事
◎専門部会長	松矢　勝宏	東京学芸大学名誉教授
	宮澤　勇	（公社）東京都身体障害者団体連合会顧問
◎	矢野　久子	（福）東京都知的障害者育成会副理事長
	山崎　一男	（公社）東京都歯科医師会副会長
	山田　雄飛	（社）東京精神科病院協会会長

東京都障害者施策推進協議会　専門委員名簿

（委嘱期間：平成 26 年 2 月 5 日～平成 28 年 2 月 4 日）

	氏　名	役　職
◎	安部井聖子	東京都重症心身障害児（者）を守る会会長（平成 26 年 9 月 12 日から）
◎	岩城　節子	東京都重症心身障害児（者）を守る会顧問（平成 26 年 8 月 31 日まで）
◎	大塚　晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
◎	小倉　朗子	（公財）東京都医学総合研究所難病ケア看護研究室室長
◎	斉藤　紀恵	東京都精神障害者団体連合会事務局長
◎	坂本　秀夫	（特非）東京難病団体連絡協議会理事長
◎	笹生依志夫	（福）原町成年寮　地域生活援助センター所長
◎	佐田光三郎	障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会事務局長
◎	柴田　洋弥	（一社）日本自閉症協会理事
◎	寺田　悦子	（特非）多摩在宅支援センター円理事長
◎	中西　正司	（特非）ＤＰＩ日本会議常任委員
◎	橋本　豊	（福）東京都知的障害者育成会本人部会副代表
◎	水野　雅文	東邦大学医学部精神神経医学講座教授
◎	山下　望	（福）南風会　青梅学園統括施設長

◎・・・専門部会委員

【資料５】　東京都障害者施策推進協議会条例

昭和 47 年３月 31 日
条例第 29 号

（設置）

第１条　東京都における障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、知事の附属機関として、東京都障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第３６条第１項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関とする。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）法第１１条第２項に規定する都道府県障害者計画に関し、同条第５項（同条第９項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

（２）障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

（３）障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

２　協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第３条　協議会は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び東京都の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する委員２０人以内をもつて組織する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長の設置及び権限）

第５条　協議会に会長を置き、会長は、委員が互選する。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集）
第６条　協議会は、会長が招集する。

（専門委員）
第７条　協議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が委嘱する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

（定足数及び表決数）
第８条　協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
２　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）
第９条　この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附則（抄）
この条例は、昭和４７年４月１日から施行する。

【資料６】　計画に係る根拠法令等

１　東京都障害者計画

東京都障害者計画は、障害者基本法第 11 条３第２項の規定に基づいて策定する計画です。

第 11 条
２　都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

また、国の障害者基本計画（第３次）においては、以下の 10 分野について施策の基本的方向を示しています。

①生活支援　②保健・医療　③教育、文化芸術活動・スポーツ等　④雇用・就業、経済的自立の支援　⑤生活環境　⑥情報アクセシビリティ　⑦安全・安心　⑧差別の解消及び権利擁護の推進　⑨行政サービス等における配慮　⑩国際協力

２　東京都障害福祉計画

東京都障害福祉計画は、障害者総合支援法第 89 条第１項の規定に基づいて策定する計画であり、同条第２項及び第３項に掲げられた事項を定めたものです。

（都道府県障害福祉計画）
第 89 条　都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
２　都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
二　当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
三　各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
四　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3　都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

三　指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項

四　前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

上記のほか、障害者総合支援法第 87 条第 1 項の規定に基づく国の基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）には、障害福祉計画を作成するにあたって区市町村及び都道府県が即すべき事項を定めています。

国の基本指針〔成果目標に係る部分の抜粋〕

第二　障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

（略）

一　福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成 25 年度末時点において福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で平成 29 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12 パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4 パーセント以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定に当たり、平成 26 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 26 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 29 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合

の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、グループホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、整備法による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18 歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

また、障害者支援施設においては、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行に取り組むことと併せて、できる限り入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、障害者の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うこと及び地域との交流を確保するとともに地域の障害者等に対する支援を行う等地域に開かれていることが望ましい。

二　入院中の精神障害者の地域生活への移行

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成 26 年厚生労働省告示第 65 号）に示された入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現を目指すという方針を踏まえ、精神障害者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後 3 か月時点の退院率（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して 3 月以内に退院した者の割合をいう。以下同じ。）及び入院後 1 年時点の退院率（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して 1 年以内に退院した者の割合をいう。以下同じ。）並びに長期在院者数（入院期間が 1 年以上である者の数をいう。以下同じ。）に関する目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、入院後 3 か月時点の退院率については、平成 29 年度における目標を 64 パーセント以上とし、入院後 1 年時点の退院率については、平成 29 年度における目標を 91 パーセント以上とすることを基本とする。また、長期在院者数については、平成 29 年 6 月末時点の長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点の長期在院者数から 18 パーセント以上削減することを基本とする。

また、これと併せ、医療計画（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見直しを進める。

三　地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備す

ることを基本とする。

四　福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本とする。また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする。

これらの目標値を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。なお、将来的には、圏域ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の一の表各項に掲げる事項を平成 29 年度の活動指標として設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。

さらに、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。

加えて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画において、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましい。

（別表省略）

東京都障害者計画・第４期東京都障害福祉計画

平成 27 年５月発行

印刷物規格表　第２類
印 刷 番 号（27）２

編集・発行／東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課
〒 163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電　　話　03-5320-4100（ダイヤルイン）
ファクシミリ　03-5388-1407
印　　刷／社会福祉法人　東京コロニー
東京都大田福祉工場

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

東京都障害者計画
第４期東京都障害福祉計画

（平成27年度～平成29年度）